

平成23年第2回吉岐市議会定例会 会議録目次

会期日程	1
上程案件及び処理結果	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	5
第1日（6月10日 金曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	8
開 会（開議）	9
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
諸般の報告	12
行政報告	13
議案説明	
承認第3号 吉岐市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	23
承認第4号 平成22年度吉岐市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	24
承認第5号 平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	31
承認第6号 平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	32
承認第7号 平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	33
承認第8号 平成22年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	35
承認第9号 平成23年度吉岐市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	36
承認第10号 平成23年度吉岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	37
報告第1号 平成22年度吉岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	38

報告第 2 号	平成 2 2 年度吉岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越 計算書の報告について	3 9
報告第 3 号	平成 2 2 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越 明許費繰越計算書の報告について	3 9
報告第 4 号	平成 2 2 年度吉岐市水道事業会計予算の繰越明許費繰越計算書の 報告について	3 9
議案第 4 7 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 について	4 0
議案第 4 8 号	吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について ...	4 1
議案第 4 9 号	吉岐市税条例の一部改正について	4 2
議案第 5 0 号	吉岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収 条例の一部改正について	4 3
議案第 5 1 号	吉岐市学校給食センター等設置条例の制定について	4 3
議案第 5 2 号	あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	4 4
議案第 5 3 号	あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	4 5
議案第 5 4 号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算（第 3 号）	4 5
議案第 5 5 号	平成 2 3 年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 9
議案第 5 6 号	平成 2 3 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 0
議案第 5 7 号	平成 2 3 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 0
議案第 5 8 号	平成 2 3 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第 1 号）	5 1
発議第 4 号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制 定について	5 2
請 願		
請願第 1 号	吉岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	5 4
第 2 日（6 月 1 7 日 金曜日）		
議事日程表（第 2 号）		5 7
出席議員及び説明のために出席した者		5 8

議案に対する質疑

承認第 3 号	吉岐市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	6 0
承認第 4 号	平成 2 2 年度吉岐市一般会計補正予算（第 7 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	6 0
承認第 5 号	平成 2 2 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	7 9
承認第 6 号	平成 2 2 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	7 9
承認第 7 号	平成 2 2 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	7 9
承認第 8 号	平成 2 2 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	7 9
承認第 9 号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算（第 1 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 0
承認第 1 0 号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算（第 2 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 2

議案審議（委員会付託省略、討論、採決）

承認第 3 号	吉岐市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 2
承認第 4 号	平成 2 2 年度吉岐市一般会計補正予算（第 7 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 2
承認第 5 号	平成 2 2 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 3
承認第 6 号	平成 2 2 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 3
承認第 7 号	平成 2 2 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 3
承認第 8 号	平成 2 2 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 4
承認第 9 号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算（第 1 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 4

承認第10号	平成23年度吉崎市一般会計補正予算(第2号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	84
議案に対する質疑、報告済		
報告第1号	平成22年度吉崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	85
報告第2号	平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	85
報告第3号	平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	85
報告第4号	平成22年度吉崎市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	86
議案に対する質疑		
議案第47号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	86
議案第48号	吉崎市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	86
議案第49号	吉崎市税条例の一部改正について	95
議案第50号	吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	95
議案第51号	吉崎市学校給食センター等設置条例の制定について	95
議案第52号	あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	96
議案第53号	あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	96
議案第54号	平成23年度吉崎市一般会計補正予算(第3号)	96
議案第55号	平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	105
議案第56号	平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	105
議案第57号	平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	105
議案第58号	平成23年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	105
発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	107

委員会付託（議案）	108
予算特別委員会の設置	108
委員会付託	
請願第1号 吉崎市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	108
市長提出追加議案（説明、質疑、委員会付託）	
議案第59号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	109
議案第60号 吉崎市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更 について	110
議案第61号 吉崎市へき地診療所条例の制定について	110
委員会付託	
陳情第1号 安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供す ることにする陳情	116
第3日（6月20日 月曜日）	
議事日程表（第3号）	117
出席議員及び説明のために出席した者	117
一般質問	118
2番 呼子 好 議員	118
3番 音嶋 正吾 議員	133
1番 久保田恒憲 議員	144
14番 榊原 伸 議員	156
12番 鵜瀬 和博 議員	167
11番 中村出征雄 議員	180
第4日（6月21日 火曜日）	
議事日程表（第4号）	193
出席議員及び説明のために出席した者	193
発言の申し出（市長の報告）	194
一般質問	195
7番 今西 菊乃 議員	195
18番 市山 繁 議員	207
6番 町田 正一 議員	221

5番 深見 義輝 議員	2 3 3
8番 市山 和幸 議員	2 4 4
19番 小金丸益明 議員	2 5 1
市長提出追加議案(説明、質疑、委員会付託)	
議案第62号 平成23年度吉崎市一般会計補正予算(第4号)	2 6 2

第5日(6月27日 月曜日)

議事日程表(第5号)	2 6 5
出席議員及び説明のために出席した者	2 6 6
諸般の報告	2 6 7
永年勤続功労表彰	2 6 8
委員長報告、委員長に対する質疑	2 6 9
議案に対する討論、採決	
議案第47号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 について	2 7 4
議案第48号 吉崎市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について ...	2 7 4
議案第49号 吉崎市税条例の一部改正について	2 7 4
議案第50号 吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収 条例の一部改正について	2 7 4
議案第51号 吉崎市学校給食センター等設置条例の制定について	2 7 5
議案第52号 あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	2 7 5
議案第53号 あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	2 7 5
議案第54号 平成23年度吉崎市一般会計補正予算(第3号)	2 7 5
議案第55号 平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)	2 7 6
議案第56号 平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	2 7 7
議案第57号 平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	2 7 7
議案第58号 平成23年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第1号)	2 7 7
議案第59号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	2 7 8

議案第 6 0 号 吉崎市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更 について	2 7 8
議案第 6 1 号 吉崎市へき地診療所条例の制定について	2 7 8
議案第 6 2 号 平成 2 3 年度吉崎市一般会計補正予算（第 4 号）	2 7 8
請願第 1 号 吉崎市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	2 7 9
陳情第 1 号 安心でおいしい主食を保育所の 3 歳児・ 4 歳児・ 5 歳児に提供す ることに関する陳情	2 7 9
平成 2 1 年提出請願第 1 号 吉崎市立病院に関する請願	2 7 9
議員提出追加議案（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第 5 号 吉崎市議会委員会条例の一部改正について	2 8 0
市長提出議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について	2 8 1
諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について	2 8 1
委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出の件	2 8 2
議員派遣の件	2 8 3
市長の挨拶	2 8 3
閉 会	2 8 4
資料	
閉会中委員会継続審査及び調査申し出の件	2 8 7
議員派遣の件	2 8 8

壱岐市告示第30号

平成23年第2回壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する

平成23年6月3日

壱岐市長 白川 博一

- 1 期 日 平成23年6月10日（金）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

平成23年第2回壱岐市議会定例会 会期日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	6月10日 (招集日)	金	本会議	開会 会期の決定 行政報告 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程、説明
2	6月11日	土	休 会	(閉庁日)
3	6月12日	日		
4	6月13日	月		質疑・一般質問通告書提出期限（正午まで）
5	6月14日	火		(休会)
6	6月15日	水		
7	6月16日	木		
8	6月17日	金		本会議
9	6月18日	土	休 会	(閉庁日)
10	6月19日	日		
11	6月20日	月	本会議	一般質問（6人）
12	6月21日	火		一般質問（6人）
13	6月22日	水	委員会	常任委員会
14	6月23日	木		予算特別委員会
15	6月24日	金	休 会	(議事整理日)
16	6月25日	土		(閉庁日)
17	6月26日	日		
18	6月27日	月	本会議	議案審議（委員長報告、討論、採決） 閉会

平成23年第2回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
承認第3号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
承認第4号	平成22年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
承認第5号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
承認第6号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
承認第7号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
承認第8号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
承認第9号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
承認第10号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (6/17)
報告第1号	平成22年度壱岐市一般会計予算の繰越計算書の報告について	-	報告済 (6/17)
報告第2号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	-	報告済 (6/17)
報告第3号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	-	報告済 (6/17)
報告第4号	平成22年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	-	報告済 (6/17)
議案第47号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第48号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 否 決	否 決 (6/27)
議案第49号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第50号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第51号	壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第52号	あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)

平成23年第2回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第53号	あらたに生じた土地の認定及び字の区域変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第54号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	予算特別 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第55号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第56号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第57号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第58号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 否 決	否 決 (6/27)
議案第59号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第60号	壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第61号	壱岐市へき地診療所条例の制定について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
議案第62号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別 可 決	原案のとおり可決 (6/27)
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (6/27)
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (6/27)
請願第1号	壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	厚生常任委員会 不採択	不採択 (6/27)
陳情第1号	安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情	厚生常任委員会 不採択	不採択 (6/27)
平成21年 請願第1号	壱岐市立病院に関する請願	省 略	不採択 (6/27)
発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	継続審査
発議第5号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (6/27)

平成23年第2回吉岐市議会定例会 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、一部 改正、廃止	5	4	1		
予算	6	5	1		
その他	15	15			
報告	4	4			
決算認定 (内前回継続)					
計	30	28	2		

議員発議	上	可決	否	継続
発議(条例制定) (一部改正)	2	1		1
発議(意見書)				
決議・その他				
計	2	1		1
請願・陳情等 (内前回継続)	3 (1		3 (1	
計	3		3	

平成23年第2回吉岐市議会定例会 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
6月20日月	1	呼子 好	玄海原子力発電所について ----- 特別養護老人ホーム建設地の見直しについて ----- 来年4月の市長選への立候補について	市長	118～133
	2	音嶋 正吾	震災・津波被害に対する玄海原発の安全対策と・電源三法の実態について ----- 安全安心な島づくりの推進について	市長 ----- 市長、教育長	133～143
	3	久保田恒憲	吉岐市のこの夏の節電対策は ----- 大震災復興支援活動報告会への取り組みについて ----- 原の辻一支国王都復元公園の活用を ----- ケーブルテレビのあり方について	市長 ----- 市長、教育長 ----- 教育長 ----- 市長	143～155
	4	榊原 伸	市長病院改革について ----- 吉岐市特別養護老人ホーム建設予定地について ----- 新中学校の状況について	市長 ----- 教育長	155～166
	5	鵜瀬 和博	危機管理体制について	市長	166～179
	6	中村出征雄	吉岐市特別養護老人ホーム建設について（建設場所の見直し等） ----- 吉岐市民病院精神科病床閉鎖及び外来診療等について ----- かたばる病院の方向性について ----- 石田町自給肥料供給センターの存続について	市長	179～191
6月21日火	7	今西 菊乃	高齢者（独居・老夫婦世帯）の災害時避難について ----- 高齢者の交通機関対策 ----- 福祉活動による地域（自治会）おこし	市長	195～206
	8	市山 繁	吉岐市民病院とかたばる病院の方向性について ----- 吉岐市消防団員の処遇について ----- 太陽光発電の公共施設設置計画について	市長	207～220
	9	町田 正一	島内の医療機関の受診状況について ----- 市民病院の改革の方向性 ----- 専門職（看護師等）の給料表は、改訂すべき	市長	221～233

	10	深見 義輝	将来的な行財政改革について ----- 魅力ある島づくり	市 長	233 ~ 244
	11	市山 和幸	公共住宅の入居希望者の選考基準と今後の住宅の改修と建設予定について ----- 特別養護老人ホーム建設について	市 長	244 ~ 251
	12	小金丸益明	学校施設の耐震化と小学校統廃合について	市長、教育長	251 ~ 261

平成23年第2回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成23年 6 月10日 午前10時00分開会、開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 番 久保田恒憲 2 番 呼子 好
日程第 2	会期の決定	18日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	承認第 3 号	吉岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 市民部長 説明
日程第 6	承認第 4 号	平成 2 2 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 7 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 財政課長 説明
日程第 7	承認第 5 号	平成 2 2 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 保健環境部長 説明
日程第 8	承認第 6 号	平成 2 2 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 建設部長 説明
日程第 9	承認第 7 号	平成 2 2 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 建設部長 説明
日程第10	承認第 8 号	平成 2 2 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第 3 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 総務部長 説明
日程第11	承認第 9 号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 1 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 財政課長 説明
日程第12	承認第10号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 2 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 財政課長 説明
日程第13	報告第 1 号	平成 2 2 年度吉岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について 財政課長 説明
日程第14	報告第 2 号	平成 2 2 年度吉岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について 建設部長 説明

日程第15	報告第3号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	市民部長	説明
日程第16	報告第4号	平成22年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	建設部長	説明
日程第17	議案第47号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長	説明
日程第18	議案第48号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第19	議案第49号	壱岐市税条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第20	議案第50号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	病院部長	説明
日程第21	議案第51号	壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について	教育次長	説明
日程第22	議案第52号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	農林水産部長	説明
日程第23	議案第53号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	農林水産部長	説明
日程第24	議案第54号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	財政課長	説明
日程第25	議案第55号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長	説明
日程第26	議案第56号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第27	議案第57号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第28	議案第58号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	市民部長	説明
日程第29	発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	提出議員	説明
日程第30	請願第1号	壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	紹介議員	説明、質疑なし

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	深見 義輝君	6番	町田 正一君

7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鷓瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	教育次長	村田 正明君
病院管理課長	左野 健治君	消防本部消防長	松本 力君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開会

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。ただいまから平成23年第2回吉岐市議会定例会を開会します。

議事に入る前に、職員の紹介の申し出がっております。久田副市長。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 皆さん、おはようございます。本年度の初議会でございます。

すので、議会の出席職員の紹介をさせていただきます。

まず、前列の右側から、企画振興部長の浦でございます。

企画振興部長（浦 哲郎君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 総務部長の堤でございます。

総務部長（堤 賢治君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 市民部長の山内でございます。

市民部長（山内 達君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 保健環境部長の山口でございます。

保健環境部長（山口 壽美君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 後列に行きまして、総務課長の久間でございます。

総務課長（久間 博喜君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 財政課長の川原でございます。

財政課長（川原 裕喜君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 建設部長の後藤でございます。

建設部長（後藤 満雄君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 農林水産部長の桝崎でございます。

農林水産部長（桝崎 文雄君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 教育次長の村田でございます。

教育次長（村田 正明君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 病院管理課長の左野でございます。

病院管理課長（左野 健治君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 消防長の松本でございます。

消防長（松本 力君） よろしくお願ひします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 会計管理者の宇野木でございます。

会計管理者（宇野木眞智子君） よろしくお願ひいたします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（牧永 護君） 議会事務局職員の異動もあっておりますので、御紹介いたします。米村次長です。

事務局次長（米村 和久君） 米村です、よろしくお願ひします。

議長（牧永 護君） これから、議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、久保田恒憲議員、2番、呼子好議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る5月28日、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。豊坂議会運営委員長。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

議会運営委員長（豊坂 敏文君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成23年第2回壱岐市議会定例会の議事運営について協議のため、去る5月28日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告します。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しております。本日から6月27日までの18日間と申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます案件は、条例制定2件、条例改正3件、平成23年度補正予算5件、その他3件、承認8件、報告4件の合計25件となっております。

また、請願1件、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付されました議案の上程、説明を行います。

6月11日から16日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、6月13日の正午までに提出をお願いします。

6月17日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告及び承認案件を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、できる限り事前通告をされるようお願いをします。

なお、上程議案のうち平成23年度一般会計補正予算については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく申し上げます。

6月20日と21日の2日間で一般質問を行います。

質問の順序は受け付け順の「くじ」により番号の若い順とし、質問時間については、答弁を含め50分の制限とします。

また、質問回数については、制限しないこととします。

同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載さ

れるよう、あえてお願いします。

6月22日と23日を委員会開催日としております。

6月27日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に契約案件2件と人事案件2件が追加議案として提出される予定ですが、契約案件については所管の委員会へ審査付託を行い、人事案件については委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第2回定例会の会期日程案でございます。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月27日までの18日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（牧永 護君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成23年第2回吉崎市議会定例会に提出され、受理した議案等は25件、請願1件、陳情1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査等の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

5月24日「平成23年度長崎県市議会議長会定期総会」が、雲仙市において開催されました。会議では、平成22年度事務報告及び決算報告を承認、また、平成23年度予算並びに各市からの提出の25議案及び九州市議会議長会へ提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

なお、本市からは、「医師確保対策」と「離島航路維持のための財政支援」の2件を提出しております。

次に、5月26日平戸市で開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会」に出席いたしました。会務報告及び平成22年度歳入歳出決算について原案どおり承認され、その後「長崎県におけるかくれキリシタンの経済活動」と題する講演が行われました。

次に、5月30日東京都において「全国自治体病院経営都市議会協議会第39回定期総会」が開催され出席いたしました。総会に先立ち、総務省大臣官房審議官高倉信行氏より「公立病院について」と題し、自治体病院の現状や財政措置、公立病院改革などについて講演がありました。

総会においては、平成22年度決算、23年度事業計画並びに予算が承認・可決され、その後、医師確保対策や自治体病院に係る交付税措置を初めとする財政措置等の「要望決議」が採択されたところであります。

次に、6月2日北九州市において開催された「第86回九州市議会議長会定期総会」に出席いたしました。平成22年度事務並びに決算報告がなされ、役員改選では会長に北九州市の佐々木議長を選出、平成23年度予算並びに各県提出の23議案が可決・承認されました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

本定例会において議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会委員長に、説明員として出席を要請しておりますので御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（牧永 護君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成23年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、（1）東日本大震災についてでございます。

3月11日に発生した東日本大震災におきましては、1万5,000人以上の方々犠牲となられ、8,000人を超える方々が、いまだ行方不明となっております。さらに9万8,000人以上の皆様が、依然厳しい避難生活を余儀なくされておられます。ここに改めて、犠牲となられた皆様に対し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

本市といたしましては、市民皆様、議員各位の御理解、御協力をいただき、できる限りの被災地復興支援を行ってまいります。

まず、人的支援といたしまして、3月13日に長崎県防災航空隊派遣の消防職員1名が、長崎県防災ヘリで被災地へ派遣され、続く3月14日から3月24日まで、長崎県緊急消防援助隊として、消防職員3名と救急車1台を岩手県久慈市へ派遣したところであります。さらに5月

25日から6月8日まで、宮城県石巻市へ長崎県被災者支援チーム第5陣として2名の事務職員を派遣いたしました。今後は、6月18日から7月2日まで、同じく宮城県石巻市へ同チーム第7陣として2名の事務職員を派遣し、さらに6月25日から7月1日まで、福島県二本松市へ保健師2名、事務職員1名の派遣を予定しております。

また、物的支援として、3月28日から、市民皆様からの救援物資の受け付けを開始し、レトルト食品等55箱を、長崎県を通して被災地へ搬送いたしました。

次に、被災者皆様の本市への受け入れとして、3月28日から福島県双葉郡より1世帯2名、4月7日から茨城県鹿嶋市より1世帯5名の受け入れを行っております。

次に、義援金であります。3月14日から各庁舎、事務所、そして社会福祉協議会の16カ所に募金箱の設置を行い、6月8日現在、2,278万1,847円の募金をいただき、日本赤十字社長崎県支部を通じて送金を行っております。また3月29日には、長崎県市長会で、東北地方3県に対し合計1,500万円、うち本市負担分は59万5,190円でございますが、直ちに送金を行っております。さらに本定例会におきまして、壱岐市として100万円の義援金を予算計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

今後は、被災された皆様への早期の生活再建を支援するため、6月28日から7月4日までの予定で、「長崎壱岐生き応援隊」として、官民協働のボランティアバスを運行するため、所要の予算を専決し、本定例会に報告させていただいておりますので、あわせて御審議賜りますようお願い申し上げます。

さきに申し上げましたとおり、多くの皆様が、家族を失い、家や財産を失い、多くの子供たちが、いまだ満足な教育も受けられない状況にあります。本市としましては、今後、被災地へできる限りの復興支援を行ってまいりますので、御理解、御協力賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

次に、(2)原子力防災に対する取り組みについてでございます。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の甚大な事故は、発電所から20キロ圏内の避難指示と30キロ圏内の屋内退避指示が発令され、さらに40キロ離れた飯館村も計画的避難区域に指定されるなど、これまでの原子力政策を根本から揺るがす極めて深刻な事態となっております。

本市は、九州電力玄海原子力発電所から海を隔てて約25キロの位置にあり、万一、異常事態等発生した場合、放射性物質の多量の到達が懸念され、身体はもちろん、本市の基幹産業である農漁業への影響など、壊滅的な被害のおそれがあります。

このため、九州電力及び国、県に対し安全性の確保、情報の公開、住民説明会の実施、さらに内閣府原子力安全委員会が定めた防災指針に基づく「防災対策を重点的に充実すべき地域の範

困」いわゆるE P Zの見直し等の要望を行っております。

まず4月21日に、市議会議長とともに、九州電力に対し、安全確保に関する要望書の提出を行い、5月16日には、佐世保市、平戸市、松浦市とともに4市長共同で、長崎県知事に対し、E P Zの早期の見直しについて、国への要望、原子力防災資機材についての十分な対応、県と一体となった原子力防災訓練の実施等要望を行ったところであります。

さらに5月19日に本市で開催の九州市長会において「原子力発電所の安全対策に関する緊急決議」を行い、6月6日には、上京して、長崎県選出国會議員に対し、松浦市長とともに長崎県を代表し、E P Zの見直しを初めとした要望を行いました。

九州電力は、5月17日に原子力発電所に関する安全対策等の現況説明に来庁いたしましたが、これまでの要求に対する回答にはなっておりませんで、5月30日付で、住民説明会の開催について、回答期限を定めて再要望を行ったところであります。

本市といたしましては、5月30日に、部長等で構成する「壱岐市原子力防災対策会議」を立ち上げ、原子力対策を初めとした防災計画の修正等関係機関との連携を図るべく、情報の共有を図ったところであります。

これらは壱岐市にとって極めて重要な問題であり、今後も市民皆様、議員各位、そして関係機関と十分連携を図り、最大限の対策を講じてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(3)職員の懲戒処分について申し上げます。

去る4月23日に飲酒運転による交通事故を起こした消防職員に対し、5月28日付で任命権者である消防長名で、懲戒免職処分を行うとともに、管理監督者に対し訓告1名の処分を行い、また壱岐市長名で、消防長に対し戒告処分を行ったところであります。

日ごろから交通安全を推進し、また飲酒運転の撲滅に取り組むとともに、職員には綱紀肅正を強く求めていたところでありますが、このような不祥事を引き起こしたことは、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為でまことに遺憾であり、市民皆様に心からおわびを申し上げます。

また、4月26日に発生した郷ノ浦庁舎の火災については、子供の火遊びが原因でありましたが、郷ノ浦庁舎の管理責任として職員2名を訓告処分とするとともに、私自身の処分として、1カ月の給与10%カットを行うべく、関係条例の改正を本定例会に提出しております。

職員の意識改革とともに、各庁舎管理規定の見直しを行い、早急に市民皆様の信頼を取り戻せるよう、職員一丸となって再発防止に全力で取り組んでまいります。

次に、(4)第108回九州市長会について申し上げます。

5月19日から5月20日にかけて、本市で開催された九州市長会は、九州沖縄118市中、107市の参加をいただきまして、総勢306人の関係皆様に御参加いただきました。沖縄県を

除く離島では初めての開催でございまして、交通の便等心配しておりましたけれども、絶好の天気に恵まれ、喜びの声、感謝の声をいただきました。また、宿泊施設を初め本会に携わっていただいた関係皆様、そして壱岐市職員の対応等にお褒めの言葉を数多くいただき、壱岐市で開催できましたことを誇りに感じているところでございます。今後も、こうした機会を利用し、「おもてなしの心」を持って、市民皆様とともに交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

(5) 離島振興について申し上げます。

5月25日に開催された「長崎県離島振興協議会通常総会」におきまして、役員改選が行われ、壱岐市長である私が、県会長に就任をいたしました。また、6月1日に開催された「全国離島振興協議会」において、同じく役員改選によりまして、全国副会長に就任をいたしました。

離島振興については、昭和28年離島振興法制定以来、政府、国会、県の強力な支援により、離島地域の生活・産業基盤は着実に改善されておりますが、いまだ離島地域は、人口の極度の減少、離島交通の確保、離島医療の確保等深刻な課題に直面しております。

また、離島地域は、領土保全、海洋権益確保の観点からも、国家における重要な役割を果たしております。このような中、平成25年3月には、離島振興法が失効するため、本法律の改正・延長を実現しなければなりません。

こうした多くの課題解決に向け、長崎県また「全国離島振興協議会」の果たす役割は極めて大きいと認識しております。離島振興のため、そして郷土壱岐発展のため、議員各位の御協力をいただきながら、精いっぱい努めてまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

次に、(6) 壱岐市ケーブルテレビについてでございます。

4月1日に開局した「壱岐市ケーブルテレビ」につきましては、市民皆様が主役となる放送局を目指し放送を開始しております。

各種イベント等を初め、多くの市民皆様に御出演いただくとともに、市職員も、市政情報等を市民皆様にわかりやすくお知らせするため、番組にみずから出演しております。さらに、本議会定例会から議会本会議の様子をリアルタイムに放送することといたしました。これにより、市民皆様に正確な情報をお伝えするとともに、市政がより身近なものになることを期待しております。

また今後、より多くの皆様に御出演いただけるよう、指定管理者とともに連携を図ってまいりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、交流人口・定住人口の拡大でございます。

まず、(1) 観光振興についてでございますが、壱岐市の観光振興につきましては、長引く経済低迷と東日本大震災が大きく影を落としており、平成22年の観光客延べ数は55万219人、対前年比99.3%でございまして、大変厳しい状況でありました。

このような中、一支国博物館の入場者数は、オープンから本年5月末現在で、総計15万8,646人でございまして、市民皆様を初め多くの皆様に御来館いただいております。

また、市内の主要観光地であります「イルカパーク」につきましては、4月に和歌山県太地町よりイルカ3頭を導入し、現在、本施設の集客力アップに向けた調教飼育を実施いたしております。

次に、教育旅行の誘致についてでございますけれども、本年度、現時点で39校、約4,700人の生徒が本市を訪れる予定であります。昨年度より7校、約50人の減ではあります、少子化が進む中で、景気低迷の影響も受けた教育旅行予算の減少傾向の中では、健闘している状況であると認識をいたしております。

また、本年4月末に開所いたしました壱岐市福岡事務所「I k i I k i 情報プラザ」につきましては、臨時雇い職員を含め、3名体制で観光宣伝や紹介及び観光客の誘致等の業務に当たっております。開所以来5月末までに約1,300人の皆様に御来所いただくなど、手ごたえを感じているところでございます。

今後とも、壱岐にしかない貴重な歴史資産と豊かな自然景観等を活かした観光振興に努め、さらなる交流人口の拡大と壱岐の活性化につなげてまいります。

(2) 各種イベントについてでございますけれども、「第23回壱岐サイクルロードレース」、「同チャレンジロードレース」、「第11回ジュニアチャレンジロードレース」につきましては、今回、昨年の口蹄疫による大会中止の影響を心配しておりましたけれども、島内外から大会関係者を含め約1,000名の皆様に御参加いただき、大きな事故もなく、無事終了することができました。

また、昨年に引き続き、来る7月23日には、本市で「よしもと新喜劇」が開催される予定であります。市民を笑いで元気にするイベントとして、既に島内外で入場前売券が販売されております。

今後とも関係皆様と連携を図り、市民参加型のイベント等の開催により、壱岐を元気に、そして島外への情報発信につなげ、壱岐の活性化に努めてまいります。

「国民宿舎壱岐島荘」につきましては、施設の老朽化が目立ち、宿泊等に種々支障を来しておりました。このため、施設のリニューアル工事を計画し、本議会に関連予算案を提案いたしておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、市民・福祉についてでございます。

まず、(1) 壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地の見直しについてでございますが、壱岐市特別養護老人ホームの建設については、東日本大震災を受け、当初予定地の埋立地に建設することの適否について、議会に協議をお願いしたところであります。

専門家の知見によりますと、現計画地は適当でないという結論でありますので、計画変更やむなしと考えておりますが、この際、待機者数、県の参酌基準の撤廃等を考慮し、増床や施設分散をも検討すべきであると考えております。今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2)市税等の収入状況について申し上げます。

平成22年度の市税の収入状況は、現年度分調定額22億2,820万円に対しまして、収入額21億8,137万円でございます。収納率は97.90%、前年度対比プラス0.04ポイントであります。

滞納繰越分調定額3億1,062万円に対し、収入額3,243万円でございます。収納率は10.44%、前年度対比プラス2.45ポイントであります。

国民健康保険税は、現年度分調定額8億8,582万円に対し、収入額8億3,625万円、収納率は94.40%、前年度対比プラス0.27ポイントであります。

滞納繰越分調定額3億3,439万円に対し、収入額3,297万円、収納率は9.86%、前年度対比プラス0.38ポイントであります。

以上が、平成22年度市税の決算収入額であります。

県内の景気の動向は、雇用情勢が厳しい状況ながら、やや持ち直しているものの、総体的に県内の主要観光施設の入場者数の減少等、マイナス面が目立ち、さらに震災の影響から不透明感が高まると見られております。

本市においても、観光客の減少と基幹産業である第一次産業の低迷等、依然、厳しい状況でございます。

こうした中、市民皆様の納税に対する御理解と御協力によりまして、市税及び国民健康保険税の現年度分、滞納繰越分、すべて前年度収納率を上回ることができ、厚くお礼を申し上げます。

一方、滞納者に対しましては、県税務職員との連携を図りながら、搜索・差し押さえ等の滞納処分の強化に努め、地元での「動産公売会」やインターネット公売を実施いたしてまいりました。

地元での公売会は、年2回開催し、合計89品目の36万1,000円、インターネット公売では、80%の高い売却率で、123品目、39万9,000円を税に充当したところでございます。

今後とも、貴重な自主財源である市税の確保と効率的な滞納整理を行い、滞納額の圧縮に努めるとともに、公平・公正な税政の実現に、より一層努力をいたす所存であります。

次に、産業の振興でございます。

まず第一に、(1)農・水産業の振興について申し上げます。

肉用牛につきましては、6月子牛市の販売額が3億4,323万2,000円、平均価格が前回

市と比較し、1頭当たり2万円減の42万1,000円となっております。

葉たばこにつきましては、移植後の遅霜及び強風による被害が発生しましたが、全体的には順調な生育状況であります。

また、麦につきましては、春先の低温・追肥時期のおくれに伴い、例年と比較して、やや収量減の見込みであります。

今後も、農家、農業者皆様、そして関係機関と連携を図り、農業振興に努めてまいります。

次に、昨年、市民皆様の憩いの場として多目的に使用することを目的に、御寄附いただきました芦辺漁港用地の芝生化については、全体の半分の緑化が終了し、残りは本年7月までに工事が終わる予定でございます、工事完了次第、供用を開始できるものと考えております。

次に、(2)雇用対策について申し上げます。

雇用対策といたしまして、本年4月から5月末までの間で、「長崎県ふるさと雇用再生特別基金」及び「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用した事業を11件実施し、35人の新規雇用を確保いたしました。

また、新たに、特定健診の受診率を向上させるための普及員を雇用する事業を実施予定であり、本年度、合計で122人の新規雇用を確保できる予定であります。

さらに、誘致企業「マツオ」の従業員増員計画によりまして、受け入れ施設の整備が急務でありますために、勝本町給食センターを企業誘致用施設として利用するため、今回所要の予算を計上しておりますので御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育についてでございますが、まず、(1)新中学校の状況について申し上げます。

4月6日に、新しい4中学校が開校し、2カ月が過ぎたところでございます。

当初心配していた混乱もなく、生徒たちは、それぞれの中学校で、落ちついた雰囲気のもと、元気に学校生活を送っております。

5月14日、15日の両日、開校後初めて開催された中体連の球技、剣道大会では、色違いのジャージを着た生徒たちが仲よく入りまじり、在学校の試合を一所懸命応援し、また選手も力いっぱい試合を展開しておりました。

このように、新しい中学校での学習やスポーツが、4つの中学校の新たな校風をつくっております。生徒たちの元気で、さわやかな姿を頼もしく感じており、今後も市民皆様に子供たちを見守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、(2)学校給食施設整備事業についてでございますが、新学校給食センターと原島調理場は、ともに9月2日供用開始に向け、鋭意準備を進めておりますが、新学校給食センターの機械及び排水設備工事において、本施設周辺地域の水源地からの水圧と新学校給食センターにおける水道使用量の関係で、周辺地域への送水量不足が懸念されるため、本施設内に40トンタンク

の設置を行う必要が生じました。

このため、現契約の変更を行うこととし、今後、追加で関連議案を提出することとしておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に医療についてでございます。

まず、(1) 吉崎市民病院についてでございますが、診療体制につきましては、4月からの診療体制は、昨年4月より1名減員の12名の常勤医師体制であり、その内訳は、内科3名、外科2名、精神科1名、整形外科3名、小児科1名、産婦人科1名、眼科1名となっております。

整形外科が1名増員いたしました。内科、精神科はそれぞれ1名減員であり、極めて厳しい診療体制となっております。加えて、6月1日付で外科医師が1名退職し、7月15日付で精神科医師の派遣中止となります。

昨年10月に、九州大学病院精神科医局から常勤医師の派遣中止の連絡を受け、これまであらゆる方策を講じ、精神科指定医の確保に鋭意努力を重ねてまいりましたが、今日までそれが実現できず、断腸の思いであります。

地域医療、離島医療を堅持していくためには、一定数の常勤医師の確保が必須条件でございます。その根本的な条件が満たされない市民病院は、さらに厳しい状況になり、いよいよ抜本的な方向転換が必要な時期に来ていると認識をいたしております。

市民病院の精神科医療については、入院患者様をまず最優先して退院調整を予定どおり進めております。患者様の御家族への説明会を2回開催し、また5月中に御家族の個別面談を行いました。6月8日現在、すべての患者様の希望先の医療機関や退院が決定しております。これまで37人の入院患者中、転院・退院が完了した方が11人、退院予定の方が4人、転院予定の方が22人となっており、6月中には全員受け入れ医療機関へ転院が完了できるよう努めてまいります。精神科の入院患者、御家族皆様に御心配、御不安をおかけしないよう、市として責任を持って対応してまいります。

また、7月16日以降の精神科の外来診療については、九州大学の精神科医局と福岡市の民間病院、今宿病院から非常勤医師の応援をいただき、8月末までは月曜日から金曜日まで、これまでどおり外来機能を継続できるようになっております。

9月以降はまだ決定しておりませんが、週3日以上は外来診療ができるよう交渉中でございます。

運営状況についてでございますが、平成23年4月から5月の運営状況につきましては、患者数実績として、一般病棟の入院患者が1日平均91.9人で、当初計画の95.1人に対し3.2人の減で、病床利用率は76.6%となっております。

一方、精神科病棟の入院患者が1日平均33.4人で、当初計画の31.4人に対し2人の増で、

病床利用率は47.7%になっております。

また、外来患者は1日平均366.6人と健診4.6人の合計371.2人で、当初計画の359.3人に対し11.9人の増となっております。

次に、(2)かたばる病院について申し上げます。

まず、診療体制についてでございますけれども、診療体制につきましては、内科医長が昨年3月31日に退職され、現在、常勤医師1名(院長)体制であります。非常勤医師として、外来診療援助の医師2名と週末当直の非常勤医師4名を、長崎医療センター並びに民間の医師あっせん会社の協力により実施しておりますが、早急に常勤医師1名の確保に向けて努めてまいります。

運営状況についてでございますが、平成23年4月から5月につきましては、入院患者が1日平均47.5人で、当初計画の46.5人に対し1.0人の増で、病床利用率は98.9%とほぼ満床状態であります。

また、外来患者は1日平均35.3人と健診が2.6人の合計37.9人と、当初計画の30.6人に対し7.3人の増となっております。

次に、(3)市立病院改革について申し上げます。

市民病院の経営の安定と安全・安心の医療サービスの提供を図るため、安定した医師確保ができる経営体制の構築を目指して取り組んでまいりましたが、当院を取り巻く医療環境は年々厳しい状況が続き、大学医局の医師引き上げによる医師不足は、診療体制に大きく影響し、非常勤医師で補いながら、どうにか維持している状況であります。

医療提供体制の充実及び経営の効率化を図るため、改革の第1段階として、かたばる病院を市民病院へ機能統合することが必要不可欠であると判断し、現在、統合に伴う準備作業を進めております。

具体的な統合計画等決まりましたら、改めて、議員各位はもとより、市民皆様に御報告申し上げます、御理解を賜りたいと考えております。

このような医療環境の中で、離島である当院が安定した病院経営を行うことの難しさを痛切に感じており、早期に経営体制を確立することが喫緊の課題と認識し、今後も引き続き全力で病院改革に取り組んでいく所存であります。

次に、消防・救急について申し上げます。

平成23年5月末日現在の災害発生状況は、火災発生件数23件、救急出場件数686件で、昨年同期と比較しますと、火災は9件、救急は12件の増となっております。

また、5月1日には、壱岐市消防団第3期の結団式が行われ、割石新団長のもと、壱岐市消防団のさらなる発展を期待するものであります。

これから、大雨が発生する時期を迎え、災害の発生に十分注意するとともに、災害対策に万全

を講じてまいりますので、市民皆様におかれましても、みずからの防災対策について確認等お願いを申し上げます。

また、三島地区からの救急要請については、これまで自家用漁船等で、傷病者負担、いわゆる当事者負担において搬送されておりましたけれども、こうした状況解決のため、本年4月1日から救急要請に伴う高速瀬渡し船を利用する分についての費用を本市で負担することとし、急患搬送の改善を行ったところであります。

次に、議案について御説明申し上げます。

まず、(1)補正予算についてでございますけれども、本議会に提出いたしております補正予算の概要といたしましては、一般会計補正総額2億6,943万4,000円、各特別会計補正総額7,675万円となりまして、本定例会に提出いたしました補正額の合計は、3億4,618万4,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は230億1,574万2,000円で、特別会計につきましては111億1,919万8,000円となります。

本日提出いたしました案件の概要は、承認8件、報告4件、条例の制定、改正4件、予算案件5件、その他3件でございます。詳しくは担当部長、課長から説明をさせていただきますが、何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降の市政の重要事項につきまして申し述べましたが、さまざまな行政課題、また緊急に対応しなければならない問題等に対し、誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 . 承認第3号～日程第28 . 議案第58号

議長（牧永 護君） 次に、日程第5、承認第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第28、議案第58号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）まで24件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の議案の説明については、各担当部長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） それでは、承認第3号について御説明いたします。

吉岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。吉岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。

専決処分の日は、平成23年3月31日でございます。

次のページをお願いいたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、吉岐市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。内容については記載のとおりでございます。

説明資料として新旧対照表も配付をいたしておりますけれども、市民部関係参考資料に基づき御説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。

吉岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料の1番の条例改正の理由でございます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の見直しを行い、中低所得者層の負担の軽減を図るためのものでございます。

次に、国民健康保険税条例の改正に伴う市の条例の改正部分でございます。

各市町村は、この政令の改正に定められている額を上限に、条例で賦課限度額を規定する必要があります。国民健康保険税の課税限度額について、医療分を現行50万円から51万円、それから後期高齢者支援分を現行13万円から14万円、介護納付金分を現行10万円から12万円に改めるものでございます。

次に、そのために市の条例の改正に伴う内容でございます。

国民健康保険税は、課税すべき総額を所得や被保険者数等に応じて按分して課税額を算出するとともに、一定の上限額を設けております。

医療費が増嵩し、課税総額が増加していく中であって、課税限度額を据え置くことは、課税限度額を超える方の負担を増やさないという効果もありますが、反面、課税限度額に達しない中低所得者への負担が増すこととなります。そこで賦課限度額を引き上げることにより、中低所得者世帯の負担を軽減することができるということでございます。

次のページの条例の施行日は、平成23年4月1日でございます。

市民への周知方法ですが、国民健康保険税対象世帯あてには文書を配布いたす予定にしております。

それから、23年度における対象者世帯を申し上げたいと思います。

医療分が76、それから後期高齢者が51、介護分が59世帯となっております。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。承認第4号について御説明いたします。

平成22年度吉崎市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。平成22年度吉崎市一般会計補正予算（第7号）について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号、「専決処分書」、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度吉崎市の一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございます。

専決処分の理由は、各種剰余金、交付金及び特別交付税等の交付金決定、起債対象事業費の最終確定に伴う地方債の変更並びに事業費確定などによる不用額の減額、これらに伴う積立金の調整等を行ったのが主な内容で、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成23年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

平成22年度吉崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,441万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億4,690万5,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によります。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出について。補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。

歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

6ページをお開き願います。

「第2表繰越明許費補正」、1、追加ですが、5款農林水産業費、1項農業費、ふるさと農道緊急整備事業1地区に係る2,099万8,000円と6款商工費、1項商工費、国民宿舎壱岐島荘改修工事設計業務に係る399万円と7款土木費、3項河川費、立石川砂防事業(県営事業負担金)に係る262万2,000円を翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加しております。

2、変更ですが、7款土木費、3項河川費、準用河川町谷川整備工事に係る30万円を追加し、補正後の額を1,380万円とし、翌年度に使用できる繰越明許費を変更しております。

よって、繰越明許費の総額は27億7,430万3,000円となります。

7ページをお開き願います。

「第3表地方債補正」、1、変更ですが、地方債の変更は、各起債対象事業費確定により、起債の限度額をそれぞれの表の記載のとおり補正後の限度額を変更いたしております。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債補正」の記載のとおり変更はございません。

それでは、補正予算について歳入歳出予算事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで、交付額確定で補正をいたしております。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は4,338万1,000円を追加し、2項自動車重量譲与税は1,585万6,000円を減額しております。これは、時限的な措置等に伴うものでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は4,926万8,000円を追加し、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金は1,894万4,000円を減額しております。これらの主な増減内容は、制度改正等によるものでございます。

10款地方交付税、特別交付税を3億2,031万5,000円を追加いたしております。

ちなみに、本年度の特別交付税の額は8億2,031万5,000円で、前年度と比較して5,461万8,000円の増加でございます。

11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により66万5,000円を追加しております。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目衛生費負担金、1節保健衛生事業費負担金

271万3,000円の減額は、健康増進事業負担金の自己負担金相当額を委託料から控除して支払うこととしたため、減額補正をしております。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、1節農業使用料の堆肥運搬車使用料133万1,000円の減額は、郷ノ浦町堆肥センターの原料収集運搬におきまして、7月から3月末の計画収集量を計上してはりましたが、口蹄疫の国内発生や収集期間が2月までとなったことから、収集量が4,430トン減量となったため、減額補正をしております。

14款国庫支出金、16、17ページから15款県支出金の22、23ページまでは、それぞれの事業費確定、精算等により、それぞれ追加及び減額補正をいたしております。

22、23ページの16款財産収入、2項財産売り払い収入、2目物品売り払い収入、2節生産物売り払い収入の1,149万2,000円の減額は、アワビ種苗売り払い収入の880万円の減額、これは悪天候により、アワビの種苗の生産が計画数量を下回ったことと、堆肥売り払い収入の269万2,000円の減額、これは郷ノ浦町堆肥センターの製品、堆肥売り払い費において、5月から3月までの計画売り払い量を計上してはりましたが、口蹄疫の国内発生のために決算時期が2月となったことから、売り払い量が672トン減量となったため、減額補正をしております。

17款寄附金、1項寄附金、ふるさと応援寄附金を追加いたしております。本年度の寄附総額は466万5,000円で、88名の方より貴重な浄財を御寄附いただいております。この分はふるさと応援基金に積み立てをさせていただいております。

21款市債は、起債対象事業費の確定に伴い、それぞれの調整を行い、7,050万円を減額しております。主な減額は1目辺地対策事業債で、消防施設事業分と道路改良事業等の事業費確定等により650万円の減額をいたしております。

また、2目過疎対策事業債で、病院事業分で250万円の減額、水産基盤整備分で290万円の減額、消防施設分で150万円の減額を事業費確定等により減額補正いたしております。

そして、5目合併特例事業債では、主な内容は最終処分場整備事業が1,510万円の減額、有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業が460万円減額、原の辻遺跡保存整備事業が2,320万円の減額を事業費確定等により減額補正をいたしております。

次に歳出ですが、26、27ページをお開き願います。

歳出は、事業費執行確定等により、不用額の減額を主に行っております。

1款議会費は、議会会議録作成委託の実績と公用車借り上げ料の入札執行による不用額の減額をいたしております。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金は特別交付税の増額並びに財源不用額等により、財源調整で財政調整基金に4億5,364万円、減債基金に2億円を追加いた

しております。

5目財産管理費、11節光熱水費減額は、各庁舎の電気、水道の不用額等により減額をいたしております。

6目企画費、19節地域活性化推進事業費182万4,000円の減額、ふれあい交流事業60万円の減額、島外通勤・通学者交通費助成事業81万3,000円の減額は、実績による不用額により減額をいたしております。

また、25節ふるさと応援基金は、御寄附をいただいた分について追加で積み立てするものでございます。

7目情報管理費、11節光熱水費は、ケーブルテレビセンターの実績による不用額113万1,000円を減額しております。電算機器保守及びOA機器借り上げ料、情報通信ケーブル移設工事の入札執行による不用額1,050万9,000円を減額いたしております。

10目地籍調査費は、郷ノ浦校区の地籍調査事業の実績による不用額156万8,000円を減額いたしております。

28、29ページをお開き願います。

2項徴税費、2目賦課徴収費は、国税連携構築システム改修費等の不用額940万円を減額いたしております。

4項選挙費は、参議院議員選挙費、長崎県議会議員選挙費、30、31ページの農業委員会委員選挙費の確定に伴い不用額を減額いたしております。

30、31ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節福祉医療費現物給付化に伴うシステム改修費の入札執行による不用額72万8,000円と障害者(児)の生活状況・心身状況等実態調査事業の実績による不用額95万円を減額いたしております。また、19節、20節により、実績により不用額として4,241万8,000円を減額いたしております。

32、33ページをお開き願います。

2目社会福祉施設費は、郷ノ浦町デーサービスセンター補修費及び勝本町ふれあいセンターかざはや施設・設備等改修工事の入札執行による不用額158万円を減額いたしております。

3目老人福祉費は、敬老祝い金等の実績による不用額186万円及び在宅福祉事業費の実績による不用額138万円並びに養護老人ホーム措置費の実績による不用額299万円を減額いたしております。

2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費は、児童扶養手当、児童手当、子ども手当給付の実績による不用額4,696万9,000円を減額いたしております。

34、35ページをお開き願います。

4目保育所費は、臨時保育士及び調理員賃金等の実績による不用額の減額でございます。

3項生活保護費、2目扶助費1億3,345万円の主な減額内容は、医療扶助費に係る減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、健康増進事業の各種がん検診及び女性特有のがん検診等の委託の実績による不用額780万3,000円を減額いたしております。

また、28節簡易水道事業特別会計繰出金は、簡易水道事業費減に伴う不用額2,235万2,000円を減額いたしております。

36、37ページをお開き願います。

2目予防費、予防接種委託料の減額は、新型インフルエンザワクチン及び子宮頸がんワクチン等の予防接種委託の実績による不用額287万4,000円の減額であります。

4目病院費は、市民病院乗り合いタクシー運行及び市民病院改革支援業務委託の実績による不用額232万7,000円の減額でございます。

2項清掃費、2目じんかい処理費は、ごみ袋製作費及び古紙類等資源化、廃棄物処理料など実績による不用額1,278万円を減額いたしております。

38、39ページをお開き願います。

5目廃棄物処理施設整備事業費、循環型社会形成推進交付金事業によるごみ処理施設建設及び汚泥再生処理センターに係る設計監理業務委託の実績による不用額718万4,000円の減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、有害鳥獣被害防止対策としてカラス捕獲、イノシシ捕獲委託事業の実績による不用額203万4,000円を減額いたしております。

また、19節農地流動化奨励補助の実績による不用額434万1,000円を減額いたしております。

4目畜産業費、16節原材料費の計画時、郷ノ浦町堆肥センターの戻し堆肥として完熟堆肥を購入予定でしたが、副資材パークで対応したことによる不用額346万2,000円を減額いたしております。

また、18節口蹄疫防疫対策用器具の備品購入を計画いたしておりましたが、県による対策が実施されたことによる不用額198万6,000円を減額いたしております。

そして、19節の家畜導入事業費、肉用牛増頭緊急支援事業費、地域肉用牛振興対策事業費の購入分実績頭数が、計画変更により減少となったことにより、減額となっております。また、畜産経営維持緊急支援対策事業で、口蹄疫関連による競り市の延長に伴うえさ代助成対策が、計画2カ月が1カ月となり、実績による減額となっております。その他も合わせまして、不用額1,119万8,000円を減額いたしております。

40、41ページをお開き願います。

2項林業費、2目林業振興費、13節タイワンリス捕獲委託事業及び森林保全造林の市有林管理、保全松林緊急保護、育成天然林整備改良事業、森林病虫害防除の松くい虫航空防除や地上散布など合わせて、実績による不用額513万9,000円を減額いたしております。

また、19節被災住居等林地災害による土砂除去作業補助金を不用額として255万5,000円を減額いたしております。

3項水産業費、1目水産業総務費、19節沓岐地域栽培漁業推進協議会の事業費の減による不用額638万円を減額いたしております。

2目水産業振興費、19節は21世紀漁業担い手確保促進事業で、漁船取得リース事業補助金の実績減による不用額500万円、漁業近代化資金等利子補給費補助金の実績による不用額380万円などの減額をいたしております。

42、43ページをお開き願います。

また、25節の栽培漁業振興基金積立金880万円の減額は、アワビ種苗生産計画数量が悪天候により売り上げ収入が減となり、積立金を減額いたしております。

5目漁業集落環境整備費、28節繰出金下水道事業特別会計繰出金は、漁業集落排水整備事業の事業費減額に伴う繰出金の減額でございます。

また、財源内訳で地方債60万円の減額は、辺地対策事業債分の減額でございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、13節地域資源活用事業委託料の減額は、ふるさと雇用再生特別基金事業で、「アグリランドいき」に対する委託料で、実績による不用額が399万3,000円を減額いたしております。

44、45ページをお開き願います。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節道路台帳補正業務委託の減額は、入札執行による不用額、合わせて624万3,000円を減額いたしております。

2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費、17節土地購入費の減額及び22節関連する補償費の減額は、主に市道鮎川若松線道路改良工事に伴うもので、用地提供等の関係で不用額となり、その他の単独道路の関係分も含めまして624万3,000円を減額いたしております。

3項河川費、2目急傾斜地崩壊対策事業費、15節瀬戸西部2地区急傾斜地崩壊対策工事費の入札執行による不用額169万円を減額いたしております。

4項港湾費、1目港湾管理費、港湾施設清掃業務委託等の入札執行による不用額216万1,000円を減額いたしております。

46、47ページをお開き願います。

6項下水道費、1目公共下水道費、28節下水道事業特別会計繰出金、公共下水道の不用額

270万円は、公共下水道事業費減額に伴う繰出金の減額でございます。

7項住宅費、2目住宅建設費、13節桜木団地新築工事設計業務等の入札執行による不用額440万円を減額いたしております。また、15節桜木団地造成工事と庄団地解体工事の入札執行による不用額が190万円を減額いたしております。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、15節芦辺地区第4分団格納庫解体工事の未実施による不用額200万円を減額いたしております。

48、49ページをお開き願います。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節小学校光熱水費の実績による不用額200万円と13節県立養護学校壱岐分教室看護師派遣委託の実績による不用額110万円を減額いたしております。また、15節沼津小学校屋内運動場屋根改修及び八幡小学校浄化槽改修工事ほか6件の改修工事の入札執行による不用額210万円を減額いたしております。

3項中学校費、1目学校管理費、15節勝本中学校及び石田中学校校舎の転落防止整備の入札執行による不用額70万円と18節ユニフォーム、ほうき等備品購入費の実績による不用額50万円を減額いたしております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、15節那賀幼稚園空調機設備工事の入札執行による不用額57万2,000円を減額いたしております。

5項社会教育費、6目文化財保護費、13節「一支国博物館」管理委託の情報システム運用に係る分等の入札執行による不用額92万4,000円と物産販売等運営の「壱岐いき名産品協会」ふるさと雇用の事業費確定による不用額22万4,000円、原の辻遺跡復元工事管理委託の実績による不用額118万6,000円を減額いたしております。

50、51ページをお開き願います。

15節原の辻遺跡復元整備工事等に係る分の入札執行による不用額3,843万円と17節原の辻遺跡国指定地土地公有化及び原の辻ガイダンス用地代の単価減による不用額536万7,000円を減額いたしております。

また、19節の「一支国弥生まつり2010」の実績による不用額99万9,000円を減額しております。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費で単独の小災害復旧工事の入札執行による不用額110万円を減額いたしております。

11款公債費、1項公債費で平成21年度繰越事業分に係る地方債借入金利息の不用額223万8,000円と一時借入金の利息不用額1,872万3,000円を減額いたしております。

52、53ページをお開き願います。

12款諸支出金、1項公営企業費で、三島航路事業特別会計繰出金の減額は、修繕費、燃料費の増額に伴う離島航路国庫補助金の増により繰出金の不用額1,598万1,000円を減額いたしております。

なお、給与費明細は55から57ページに、次の58ページに地方債の見込みに関する調書を、それぞれに記載いたしております。

地方債の当該年度末現在高見込み額が290億3,440万円となります。

なお、資料2の平成22年度専決補正予算概要で、詳細な概要並びに基金の状況、繰越明許費追加につきまして記載いたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成22年度吉岐市一般会計補正予算(第7号)について、専決処分の報告を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(牧永 護君) ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分とします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時20分再開

議長(牧永 護君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山口保健環境部長。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 登壇〕

保健環境部長(山口 壽美君) 承認第5号について御説明いたします。

平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

専決第5号、平成22年度吉岐市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,366万2,000円とする。

2項については記載のとおりでございます。

平成23年3月31日に専決処分をさせていただきます。

2 ページ、3 ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入でございます。介護給付費に対する支払い基金からの交付金につきまして、決定額で591万7,000円の減額を行っております。

減額に伴いまして、繰入金といたしまして保険料財源不足として対応する介護給付費準備基金繰入金から561万7,000円を繰り入れております。

歳出でございますが、介護給付費差額の30万円をサービス費の減額をいたしております。

以上で承認5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認のほどお願いします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 承認第6号について説明を申し上げます。

平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度吉崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ730万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,083万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成23年3月31日付で専決をさせていただいております。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正を記載をいたしております。

次に、4ページをお開きを願います。

繰越明許費でございます。

道路改良工事の工期延長に伴いまして、水道管布設工事、これは2件でございますが、121万8,000円を繰り越させていただいております。

それでは、8ページ、9ページをお開きを願います。

2、歳入の補正でございますが、1款分担金及び負担金で、加入負担金の増によりまして、92万円増額を、補正をいたしております。

2款の使用料及び手数料では、現年度分の使用料の増1,060万円を増額いたしております。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を2,235万2,000円減額をいたしております。

6款の諸収入につきまして、雑入で補償関係の工事の分353万1,000円を増額補正をいたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

3の歳出補正でございます。

2目の施設管理費で、730万1,000円の減額補正をいたしております。内訳としましては、委託料が423万2,000円の減と工事費が306万9,000円、これは委託費につきましては、それぞれ執行残でございますし、15節の工事請負費につきましては、それぞれの工事の執行残でございます。

以上で承認第6号についての説明を終わらせていただきます。

次に、承認第7号について説明を申し上げます。

平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度吉岐市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,112万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,201万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年3月31日付で専決をさせていただいております。

次に、2ページ、3ページをお開きを願います。

歳入歳出予算の補正を掲載をいたしております。

次に、4ページをお開き願います。

地方債の補正であります。下水道事業債を今回90万円減額をいたしまして、限度額3,180万円といたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きを願います。

2の歳入でございます。1款分担金及び負担金250万円の減額補正をいたしております。これは、受益者負担分の減によるものでございます。

2款の使用料及び手数料では281万9,000円の増額をいたしております。

5款の繰入金につきましては、1,054万6,000円の減額補正をいたしております。内訳としましては、公共下水の分で270万円、それから漁業集落の関係で784万6,000円となっております。

8款の市債でございますが、これにつきましては90万円の減額を補正をいたしております。内訳としましては、公共下水で40万円と漁業集落で50万円でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。

3の歳出でございますが、1款下水道事業、一般管理費で120万円の減額をいたしております。これらにつきましては、委託費の減額、それから負担金の減額を計上いたしております。

それから、2項の施設管理費でございますが、これらは工事請負費あるいは補償費の減額等を計上いたしております。

それから、2款の漁業集落排水整備事業費でございます。1項の管理費につきましては215万4,000円の減額をいたしております。内訳としましては、委託料の執行残、それから負担金補助及び交付金の減でございます。

それから、2目の施設管理費でございますが、102万6,000円の減額をいたしております。これらにつきましては委託料等の減額分でございます。

それから、2項の施設整備費でございますが、224万7,000円の減額補正をいたしております。内訳としましては、委託料、それから工事請負費、それから補償関係の減額分でございます。

次に、12ページをお開きを願います。

12ページにつきましては、地方債の前々年度末、前年度末、あるいは当該年度末における調整額を記載したものを掲載いたしております。

以上で承認第7号の説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 提総務部長。

〔総務部長（提 賢治君） 登壇〕

総務部長（提 賢治君） それでは、承認第8号につきまして御説明を申し上げます。

承認第8号平成22年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きをお願いいたします。

専決第8号でございます。

平成22年度吉崎市の三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,125万8,000円とする。以下記載のとおりでございます。平成23年3月31日付で専決をさせていただきます。

2ページから3ページは「第1表歳入歳出予算補正」について、それから5ページから7ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書について掲載をいたしております。

8ページをお開きを願います。

2の歳入の予算補正について御説明をいたします。1款使用料及び手数料でございますが、船舶使用料、すなわち「フェリーみしま」の使用料の実績により、395万7,000円を増額して計上いたしております。これは公共事業、すなわち原島給食調理場の建設事業、それから地域情報通信基盤整備事業の実施に伴いまして、工事関係者の乗船、それから工事関係車両の航送の増が、補正増の主たる理由でございます。

2款の国庫支出金でございますが、航路費補助金として、確定によりまして1,564万8,000円を増額して計上いたしております。これは、燃料費等の高騰などによるものでございます。

3款の県支出金につきましては、航路費補助金を392万5,000円減額して計上いたしております。これは、国庫補助金が増額したことによるものでございまして、ちなみに県支出金の航路費補助金は、欠損補助的な性格を持つものでございます。国庫補助金が増になれば、こちらは減になるというものでございます。

4款の繰入金につきましては、国庫補助金などの確定によりまして1,598万1,000円の減額計上でございます。

10ページをお開きください。

3の歳出の予算補正について御説明をいたします。1款運航費、1項運航管理費でございます。

1目の一般管理費につきましては財源の調整でございます。2目の業務管理費につきましては台船の借り上げ料の減額をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（提 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 承認第9号、平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第9号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度吉崎市の一般会計補正予算（第1号）の専決処分でございます。

専決処分の理由は、当初23年度、イルカの導入については、抽せん会による申し込みにしておりましたが、1月にイルカ2頭が急死し、イルカパークの運営上、急遽増頭する必要になったことから、和歌山県太地町及び太地町漁協を訪問し、イルカ導入をお願いしたところ、今の時期なら財団法人「太地町開発公社」にて飼育中のイルカを販売することが可能とのことで回答を得たので、急遽購入に踏み切ったものであり、市議会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかにあると認め、平成23年4月4日付をもって専決処分したものであります。

平成23年度吉崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ672万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億4,172万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出について。補正の款項の区分の補正額等につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で、後ほど説明をいたします。

それでは、補正予算について歳入歳出予算事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

8、9ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金補正財源として672万円を追加して補正をいたしております。

次に歳出ですが、10、11ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、4目観光費、役務費及び備品購入費の672万円の補正は、イルカの運搬料として63万円とイルカ3頭、雄1頭、雌2頭購入に係る経費として609万円を補正をいたしております。

なお、資料3にて、平成23年度4月4日専決補正予算概要で、詳細な概要について記載いたしております。

以上で、平成23年度吉岐市の一般会計補正予算（第1号）についての専決処分の報告を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第10号、平成23年度吉岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平成23年度吉岐市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第10号、専決処分書、地方自治法第179条の規定により、平成23年度吉岐市の一般会計補正予算（第2号）の専決処分でございます。

専決処分の理由。今回の東日本大地震は、東北地方を中心に、広域にわたって甚大な被害をもたらしました。被災地の復興に当たっては、多くのボランティアが必要な状況です。

吉岐市では、被災された方々の早期の生活再建を支援するため、災害ボランティアによる被災地支援に、緊急的に活動が必要なため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成23年5月25日付をもって専決処分したものでございます。

平成23年度吉岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ458万円8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億5,630万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出について。補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページ、3ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

それでは、補正予算について歳入歳出予算事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

8、9ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明をいたします。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金補正財源として458万8,000円を追加して補正をいたしております。

次に歳出ですが、10、11ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、12目災害諸費、旅費及び需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入の458万8,000円の補正は、災害ボランティア20名の派遣経費は139万4,000円で、旅費、消耗品、ボランティア保険、大型バス借り上げ及びフェリー航送料を計上いたしております。

また、被災地への職員派遣経費として306万9,000円を旅費、消耗品、運搬料、レンタカー借り上げ料、備品購入費等を計上いたしております。

そして、被災者受けに係る公営住宅の光熱水費として12万5,000円を補正いたしております。

なお、資料4にて、平成23年度5月25日専決補正予算概要で、詳細な概要について記載いたしております。

以上で、平成23年度吉岐市の一般会計補正予算（第2号）についての専決処分の報告を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第1号平成22年度吉岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成22年度吉岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお開き願います。

「平成22年度吉岐市一般会計繰越明許費繰越計算書」でございます。繰越計算書の内容は、さきに議決をいただいております繰越明許費27億4,639万3,000円と3月31日専決をいたしました2,791万円であり、総額27億7,430万3,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は合計27億2,759万2,139円で、全事業のその事業名、繰越額につきましては記載のとおりでございます。また、財源内訳はそこに示しております記載のとおりでございます。

なお、主なものは、きめ細かな交付金事業と廃棄物処理施設整備事業に要するものでございます。

そして、この繰越計算書の中の既収入特定財源の1,890万円は、5款農林水産業費、1項

農業費、ふるさと農道緊急整備事業に係る地方債でございます。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

〔財政課長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 報告第2号について説明を申し上げます。平成22年度吉野市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

平成22年度吉野市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

繰越計算書でございます。水道管布設替補償工事2件の関係で121万8,000円を繰り越させていただいております。

以上、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 報告第3号について御説明いたします。平成22年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

平成22年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするところでございます。本日の提出でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

繰越明許費でございますけれども、設計業務に係る予算2,064万8,000円を繰り越しをいたしております。

内訳といたしまして、設計委託料の1,796万4,000円、それから建築確認に伴うもので268万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 報告第4号平成22年度吉野市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

平成22年度吉岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

繰越計算書でございます。これ、工事が4件ございまして、上水道整備事業であります亀川中継ポンプ所の新築工事に関します4件の工事でございます。

1件目で土木・建築工事、これ本体工事でございます。で、繰越額は1,075万4,100円でございます。これの主な繰り越しの理由でございますが、ポンプ井、これは水槽を、長さ6メートル、幅3メートル、高さが2.45メートルの水槽を製作するわけですが、これの塗装関係に不測の日数を要するがために、以下これに関します機械設備工事、電気計装工事、それに設計監理業務がそれぞれ追従する形で繰り越しをせざるを得ない状況になったということでございます。

それで、2番目の亀川中継ポンプ所の機械設備工事繰越額は724万4,500円でございます。

それから3つ目が、同じく電気計装工事の分でございますが、これが繰越額が2,382万7,450円でございます。

それから、これに伴います設計監理業務委託でございますが、402万9,900円で、合計4,585万5,950円を繰り越させていただいております。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 提総務部長。

〔総務部長（提 賢治君） 登壇〕

総務部長（提 賢治君） それでは、議案第47号につきまして説明を申し上げます。長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日をもって、長崎県市町村総合事務組合から、南高北東部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成23年3月31日をもって南高北東部環境衛生組合が解散したことに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。別表第1を次のように改めるものでございます。

別冊の資料といたしまして、資料1として議案関係資料がございますが、その3ページに新旧対照表を添えておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと存じます。

左が現行、右が改正案でございます。ご覧のように、改正案は組合を組織する組合市町村13市8町と13の組合などの34団体でございます。

次に、別表第2についても新旧対照表で説明をさせていただきますけれども、改正案、組合の共同処理する事務と団体でございますが、4ページをお開きを願います。

第3条第9号に関する事務、これは非常勤職員公務災害補償に関する事務でございます。

それから、5ページ一番の下のほうになりますけれども、3条13号に関する事務、これは職員の研修に関する事務でございます。

この2つの事務を共同処理しておりましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、平成23年4月1日から適用しようとするものでございます。

続きまして、議案第48号について御説明を申し上げます。吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、4月26日早朝に市役所郷ノ浦庁舎で発生をいたしました火災につきまして、行政責任を明確にするため、市長の現行の給料を1カ月間、10分の1を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。5といたしまして、第2条に規定する市長の平成23年7月に支給する給料の月額、同条に定める額から100分の10を減じて得た額とする。附則といたしまして、この条例は、平成23年7月1日から施行するというものでございます。

敷衍して申し上げますと、市長に対して平成23年7月に支給する給料の月額、これを10分の1を減額して支給をする。そのために、所要の改正を行うというものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

〔総務部長（提 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第49号吉岐市税条例の一部改正について。吉岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

吉岐市税条例の一部を次のように改正するものでございます。内容については記載のとおりで、説明につきましては、新旧対照表も配付をいたしておりますけれども、市民部関係参考資料のほうで御説明を申し上げます。

資料の3ページをお開き願います。

条例の改正の理由でございます。1)番でございますが、地方自治法の一部改正により、地方開発事業団について、長期にわたって設立の事例がなく、今後、存置する意義がないと見込まれることにより廃止となりました。

次に、東日本大震災関係でございますけれども、の個人住民税関係、それからの住宅借入金等特別税額の控除の適用、それからの固定資産税関係についてが改正の理由でございます。

具体的には、吉岐市の条例の改正部分で御説明を申し上げますけれども、1)番、「地方開発事業団」を削るというもので、2)番で東日本大震災関係で、個人住民税について雑損控除の適用を平成23年度個人住民税より受けることができるようになったということでございます。

次に、に住宅借入金等の特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住できなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続きまして税額控除ができるということでございます。

次に、の固定資産税について、東日本大震災により、滅失・損壊した住宅の敷地の土地を被災以後10年間分について当該土地を住宅用地とみなすことにより、固定資産税の特例の適用を受けようとする方がすべき申告等について定めております。

次に、3)で2)につきまして、指定地域5県の被災者の中には、いまだに避難生活をされて住まわれている方が多くおられるわけでございますけれども、広く被災者の方々に税の軽減・特例に関する情報を周知する必要があることから、今回、税条例の改正の必要があるということでございます。

米印に書いておりますけれども、現在、吉岐市に該当する方はわずかな人数でございます。その中で、23年度につきましては、該当者はございません。

次に、について固定資産税の特例を受けようとする方の申告についてのこととなりますけれども、これについては、吉岐市には該当者がございませんということでございます。

それから次に、条例改正以外の部分でございますけれども、これは主に東北地方が該当すると

思われますけれども、1番から法人、固定、それから不動産とか自動車とか、その他、6項目程度が対象になるということでございます。

条例の施行日は公布の日からでございますけれども、市民への周知方法で、壱岐市に避難中の該当者の方には通知の予定でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久田病院部長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 議案第50号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、「分娩料」につきましては、県内各医療機関と比較して格差が大きく是正の必要があるため、基本料金を引き上げるとともに、時間外割り増し料金を設定することにより所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

分娩料の額を現行の16万円から21万円へ改正をいたします。

それから、双胎児分娩の場合は、1.5倍とする。このところは変更ございません。

平日8時から18時以外の分娩の場合、いわゆる時間外のときは、2万円を加算した額とします。

なお、改正後の分娩費用は、39万7,050円から、個室7日利用の場合で43万8,050円となります。

附則としまして、この条例は、平成23年7月1日から施行いたします。

以上でございます。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

〔教育次長（村田 正明君） 登壇〕

教育次長（村田 正明君） それでは、議案第51号について御説明をいたします。

壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について。壱岐市学校給食センター等設置条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でありますけれども、現行の郷ノ浦、勝本、石田の学校給食センター及び共同調理場と芦辺町内の学校給食自校方式7校を統合し、壱岐市学校給食センターと原島学校給食調理場を

設置するに当たり、従来の条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

次のページ、本文でありますけれども、壱岐市学校給食センター等設置条例、第1条の趣旨でありますけれども、地方自治法第244条の2の規定に基づき、学校給食センター及び学校給食調理場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、設置でございますけれども、本市に次のセンター等を設置をいたします。まず、壱岐市学校給食センターは壱岐市勝本町立石東触36番地1、次に、原島学校給食調理場は壱岐市郷ノ浦町原島305番地でございます。

第3条、管理関係でありますけれども、教育委員会が常に良好な状態において管理し、設置目的に応じて最も効率的に運営をしなければならないということでございます。

第4条、委任でありますけれども、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、教育委員会規則で定めさせていただきます。

附則といたしまして、施行期日でありますけれども、この条例につきましては、平成23年7月31日から施行いたします。

これに伴いまして、2番目といたしまして、従来の条例は廃止をするということでございます。以上でございます。

〔教育次長（村田 正明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（榊崎 文雄君） それでは、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更するものでございます。本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市郷ノ浦町長島字柵地先の大島漁港長島地区の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て、確認し、字の区域を変更しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

位置、壱岐市郷ノ浦町長島字柵8の2、37、及び37の1から37の3まで地先。面積、245.02平方メートル。編入する区域、字柵。

次のページをお願いいたします。

次のページに位置図と字図を添付いたしております。この埋め立ての目的につきましては、船揚げ場の施設の整備ということでございます。

続きまして、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明を申

し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更するものでございます。本日の提出でございます。

提案理由、吉岐市郷ノ浦町渡良浦字城海地先の郷ノ浦港の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て、確認し、字の区域を変更しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

位置、吉岐市郷ノ浦町渡良浦字城海1の4、53及び56+57地先。面積、4,924.82平方メートル。編入する区域、字城海。

次のページをお願いいたします。

位置図と字図を添付いたしております。土地の利用につきましては、ここに記載のとおり、ターミナル用地、それから駐車場、船揚げ場等々でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。12時過ぎましたけど、どういうふうにしましょうか、続けていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） それでは、説明を続けたいと思います。川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 議案第54号平成23年度吉岐市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成23年度吉岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,943万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億1,574万2,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページ及び3ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

4ページをお開き願います。

「第2表債務負担行為補正」。1、追加、平成23年度国民宿舍壱岐島荘改修工事に係る事業費総額1億7,216万3,000円に対して、平成24年度で限度額1億362万3,000円及び国民宿舍壱岐島荘管理委託料総額3,176万円に対して、平成24年度で限度額1,650万円を債務負担行為するものでございます。

5ページをお開き願います。

「第3表地方債補正」1、変更、過疎対策事業債、補正前限度額7億5,210万円を補正後限度額7億5,090万円に、公共下水道事業補助の120万円を減額し、補正しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

10、11ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。

10款地方交付税、普通交付税7,462万7,000円を追加いたしております。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、市営土地改良事業地元分担金、木田地区は増額し、新城地区は追加増により分担金26万7,000円を追加いたしております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、社会福祉費補助金を当初のセーフティーネット支援対策等事業からなっております。

また、老人福祉費補助金の24時間対応サービス等推進事業に係る補助金2,003万円を追加し、24年度から新サービスとして開設される「24時間対応定期巡回随時対応サービス」、国のモデル事業として取り組むものでございます。これは、市を経由する事業でございます。

5目土木費国庫補助金、道路事業費補助金は、昨年に引き続き、天ヶ原地区の排水整備に係るもので、地方改善施設整備事業費補助金500万円を追加いたしております。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、社会福祉費補助金は、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金で説明をいたしましたとおり、セーフティーネット支援対策等事業から緊急雇用創出事業臨時特例基金事業へ154万5,000円を予算組み替えをいたしております。児童福祉費補助金につきましては、「NPプログラム養成講座修了者資格向上フォローアップ研修」に係る子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金43万6,000円を追加いたしております。

また、4目農林水産業費県補助金、農業費補助金中山間地域等直接支払制度事業費補助金は、

離島平場が対象となることに伴う補助金10万円を追加いたしております。

ふるさと振興基盤整備事業は、阿彦地区の事業中止に伴い、鮎川地区、郷ノ浦壱岐地区、排水路を追加し、その排水路に係る補助金72万円を追加しており、事業費の100分の50が県補助金でございます。

耕作放棄地解消緊急整備事業は、木田地区増加、新城地区の追加に係るもので、補助金504万円を追加いたしており、事業費の100分の80が県補助金であります。

本年度から始まるながさき農山村活性化支援事業は3カ年事業で、1地域をモデル集落に設定し、農山村資源保全向上や、有効活用した地域ビジネスの展開や創出を促す取り組みを総合的に支援する事業であり、これを定額補助金50万円を追加いたしております。

また、5目商工費県補助金、1節商工費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金は、雇用及び就業機会を創出する事業で、補助金109万7,000円を追加いたしております。事業費の10分の10が県補助金であります。

また、7目教育費県補助金、2節学校給食費補助金、学校給食等県産物供給事業費補助金は、学校給食物資の安定的な納入システムの組織づくりと地域農産物の活用を図り、学校給食などで消費する需給体制を確立し地産地消を推進する事業で、補助金64万3,000円を追加いたしております。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、地域振興基金繰入金は、国民宿舎壱岐島荘改修工事管理委託料及び国民宿舎壱岐島荘改修工事の財源として、基金より繰入金6,800万円を充当いたしております。

19款繰越金、1項繰越金について、前年度繰越金8,800万円を増額いたしております。

20款諸収入、4項雑入につきましては、市有建物災害共済金及び土地改良施設維持管理適正化事業の交付金の増額でございます。

21款市債、1項市債につきましては、公共下水道事業補助の補助内示額の減額により、減額を補正いたしております。

次に、14、15ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。主要事業で、主な内容について御説明をいたします。

6目企画費の需用費10万1,000円は、「離島交流少年野球大会」に係る諸経費及び補助金150万円は、「離島交流少年野球大会」参加費に要する経費を補正いたしております。

7目情報管理費の工事請負費の3,787万5,000円の補正は、情報通信基盤整備宅内工事の追加に伴うものに要する工事を補正いたしております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の委託料の50万4,000円の補正は、自立支援費給付事務の国保連合会委託に係る経費を補正いたしております。

5目介護保険事業費、報償費及び委託料の2,003万円の補正は、24年度から新しいサービスとして開設される「24時間対応定期巡回随時対応サービス」、国のモデル事業として取り組む経費でございます。これは、先ほど言いましたように、市を経由する事業でございます。

4款衛生費、2項清掃費、2目じんかい処理費、需用費、委託料、工事請負費の2,042万5,000円の補正は、焼却灰保管庫建屋設置工事、テント倉庫等に係る経費を補正いたしております。

18、19ページをお開き願います。

3項水産業費の2目水産業振興費、負担金補助及び交付金の93万4,000円の補正は、長崎俵物及び地域ブランド水産物の商品開発、改良及び安定生産品質向上対策等に係る経費を補正いたしております。

3目漁港管理費、公有財産の購入費の392万8,000円の補正は、板浦地区渡良東船だまり施設への進入道路確保のための用地購入に係る経費を補正いたしております。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、役務費及び委託料、工事請負費の786万円の補正は、現勝本給食センター跡地を企業誘致用施設として活用を図るために、内部改修や工事の、浄化槽工事に係る経費を補正いたしております。

4目観光費、役務費及び委託料、工事請負費の8,386万4,000円の補正は、国民宿舎壱岐島荘の耐震補強工事にあわせて、建築基準法不適合部分の改修及びリニューアル工事に要する経費を補正いたしております。これは、平成23年度から24年度に行う事業でございます。全体事業費は1億7,216万3,000円であり、今回、6月補正で、改修事業に対し1億362万3,000円を債務負担行為補正をいたしております。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、需用費は市道修繕料として1,200万円を増額補正いたしております。工事請負費は、市道久喜線の落石防護ネット設置工事に要する経費を補正いたしております。また、原材料の600万円は、市道初尾線整備に係る経費を補正いたしております。

次に、22、23ページをお開き願います。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費、工事請負費及び負担金補助及び交付金の161万7,000円の補正は、5月10日、11日、大雨による小規模災害復旧工事7件と農地及び農業用施設災害復旧事業1地区に係る経費を補正いたしております。

給与費明細は25ページに、次に、26、27ページに債務負担行為の翌年度の支出予定額等に関する調書をそれぞれに記載いたしております。債務負担行為の翌年度支出予定額は1億2,012万3,000円となります。

次の28ページに、地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載いたしております。地方債の当該年度末現在高、見込み額は305億3,381万8,000円となります。

なお、資料5の平成23年度6月補正予算(案)概要で、詳細な概要並びに基金の状況、見込み額について記載いたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 山口保健環境部長。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 登壇〕

保健環境部長(山口 壽美君) 議案第55号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,556万5,000円とする。

2項については、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入ですが、1目財政調整交付金につきましては、財源調整のため、70万8,000円を減額させていただいております。

繰入金、一般会計繰入金109万7,000円につきましては、緊急雇用創出事業の補助金を活用して、健診普及員を雇用して健診受診率向上を図る計画でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

8款の保健事業費に財政調整交付金を充当していなかったため、こういう形の補正を組ませていただいております。決算時に調整をいたしたいと思っております。

歳出の主なものでございますが、事務雇いと看護師雇いを各1名、当医者を含めて、5カ月を雇用する予定をいたしております。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 後藤建設部長。

〔建設部長(後藤 満雄君) 登壇〕

建設部長(後藤 満雄君) 議案第56号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)について御説明を申し上げます。

平成23年度吉岐市の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,517万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きを願います。

歳入歳出予算補正を記載をいたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2、歳入。4款繰入金でございますが、一般会計から繰入金を400万円増額をお願いをいたしております。これは、県道の湯本勝本線の水道管布設替工事に伴いますものでございます。

6款の諸収入、雑入で30万円の工事補償金を計上いたしております。これは、市道の八口線刈田院川の改修に伴いまして、久保内橋の改修を行います。これに伴います水道管の布設の仮買いの補償79メートル分でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。

3の歳出、1款総務費でございますが、工事請負費で、先ほどの2件工事430万円を計上いたしております。

以上で56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第57号平成23年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

平成23年度吉岐市の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,465万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。本日の提出でございます。

4ページをお開きを願います。

「第2表地方債補正」でございます。

下水道事業債を、今回120万円減額をいたしておりまして、限度額6,460万円といたしております。

次に、8ページ、9ページをお開きを願います。

2、歳入でございます。3款の国庫支出金でございますが、250万円の減額補正をお願いをいたしております。

5款の繰入金でございますが、一般会計より130万円の減額をお願いをいたしております。

8款の市債でございますが、公共下水道事業分の減額によりまして、120万円を減額をいたしております。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。

3、歳出でございます。1款の下水道事業費でございますが、施設整備費といたしまして、今回、事業費の減額分500万円を減額補正をお願いいたしております。主なものとしましては、委託料が、今回2,600万円の減額、そして工事請負費に2,100万円の増額いたしております。これは、当初予算におきまして、ことしの公共下水道の事業で、管路等マンホールポンプを3カ所設置する計画でありますが、マンホールポンプの設置箇所が想定よりも少し高低差が多ございまして、これらに多大な費用を要します。管路につきましては、予定どおり布設をすることができますが、このままやりますと、供用開始が本年度することができないような状態になってまいりました。そこで今回、13節と15節を入れかえまして、供用開始が今年度中にでき、そして事業の効果が早期発生できるように、今回組み替えさせていただくようお願いをいたしております。

次に、12ページをお開き願います。

これにつきましては、地方債の前々年度、前年度、それから当該年度末におきます予定額を記載をいたしております。

以上で第57号の議案を説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第58号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,706万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,488万9,000円とする。

第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入ですが、財政調整基金から7,706万1,000円を繰り入れることにいたしております。次に、10ページをお願いいたします。

新たな施設の建設場所に係る施設整備費といたしまして、建築確認申請手数料、委託料として、地質調査委託費、設計業務委託費、測量業務委託費をそれぞれ予算を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これで市長提出議案に対する説明が終わりました。

日程第29、発議第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第29、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。17番、瀬戸口和幸議員。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 登壇〕

提出議員（17番 瀬戸口和幸君） 発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定についてを説明をいたします。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、壱岐市議会議員瀬戸口和幸。

賛成者、壱岐市議会議員田原輝男議員、同じく久間進議員であります。

提案理由、有害鳥獣は生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業に係る深刻な被害や、そのおそれを生じさせているものがあり、これらの生物による被害を防止することは、市民生活の安定向上に資すると考えます。

この条例は、有害鳥獣の飼養等を規制し、有害鳥獣の防除等の措置を講じようとするものであります。

提案理由の具体的な例としましては、皆さん御存じのとおり、台湾リスについて、農林業の被害は甚大でございまして、これの防除のために多大の経費を要していることは御存じだと思います。それから、昨年6月ごろからイノシシの出没も見られております。それから、渡良、三島におきましては、タヌキ等が非常に繁殖しまして、農作物に対する被害も甚大ということ、それからまた、イノシシについては、対馬もしくは上五島、それから本土についても結構被害が生じております。

そのほか、また、最近アライグマの被害も非常に顕著であるということもあると思いますので、そのような被害が壱岐にも、余り及ばないためにある程度規制する必要があるという趣旨で

ございます。

細部、条例の案について御説明を申し上げます。

目的、この条例は、有害鳥獣の飼養等を規制し、有害鳥獣の防除等の措置を講じることにより有害鳥獣による生態系に係る被害を防止し、人の生命及び身体の保護及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とするということです。

ちょっと前後しましたが、この条例の成り立たせる構成としましては、本条例をもとにしまして、運用の細部につきましては、規則で定めるということにしております。

2条は、定義等でございます。「生態系等に係る被害」、それからこの対象にする「指定外来種等」2項です。それから、6条の関係で「指定野生鳥獣種の指定」ということで、2つのグループに分けております。

それで、定義の3項でございますが、前項の規定にかかわらず、「指定外来種等」の指定に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が平成16年で制定されております。この対象は、外国から進入する生物を97種、対象になっておりますので、これについてはこの条例では、この法律でカバーできるものとして除外するものとしております。

第3条、指定外来種等の指定。これは、ここで考えておりますのは、イノシシ、猿、シカ等に当たるかと思えます。それで、この指定外来種を飼養等及び放つことの禁止が第1項でございます。

第4条です。2項としまして、まあ、この飼養等を学術研究及び興行等のために飼養等をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し許可を受ければよいこととしております。

それで、指定外来種等が吉岐に、もし進入もしくは増殖した場合の防除が5条関係でございます。

次のページ、第6条、指定野生鳥獣種の指定ということで、ここでは指定の対象として考えておりますのは、リス、タヌキ及びカラス等を考えております。

それで、これの指定野生鳥獣種の被害の防止は7条、それから、指定野生鳥獣種に対する禁止等が8条でございます。

で、この指定野生鳥獣種の防除等に当たるのは、第9条に触れております指定野生鳥獣種の地域協議会を編成して、これの防除等に当たるようにしております。

第10条、罰則等でございます。この条例に、第4条第2項の規定に、許可を受けずに、4条の1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというようにしております。

それから第11条で、第5条に規定する防除の実施が必要となった場合、指定外来種等のが防除が必要になった場合は、その原因となった行為をした者がいるときは、その防除の実施が必要

になった限度においてその費用の全部または一部を負担させることができると。負担金の徴収方法については、規則で決めることにしております。

あと、細部の運用に関しては規則で定めると。

それで、この条例としての施行は23年8月1日からということにいたしております。

以上で発議第4号についての説明を終わります。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 降壇〕

日程第30 請願第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第30、請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。13番、中田恭一議員。

〔紹介議員（中田 恭一君） 登壇〕

紹介議員（13番 中田 恭一君） 壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願書。壱岐市議会牧永議長あてでございます。

請願者、壱岐市勝本町、林昭、以下、勝本町、斉藤勝、中谷忠司、富場義数、下条和則、白川洋一朗、長谷川福和、鬼塚力、品川健治。

紹介議員としまして、私、中田恭一、大久保洪昭、豊坂敏文、町田光浩でございます。

請願の内容について。件名は「壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地について」ということで。

要旨としまして、要介護入所者施設は、地震や津波等自然災害による被害防止対策としての高所移転する要あり、あわせて既設壱岐市養護老人ホームなどの福祉施設管理面から一体化を図り、地域活性化対策に寄与することということで。

3番目に理由を書いております。壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地につきましては、平成21年度に壱岐市福祉施設検討委員会に諮問され、数回にわたり現地踏査等を重ねられ、平成21年11月13日に、最適地として、市有地である勝本町本宮南触148番1ほか（旧ヨーガの里）9,790平米の場所で、答申がなされました。その答申に向け、市当局では地域の方々と建設に向けた協議がなされましたが、承諾を得ることができず、埋立地での建設となり、実施設計も作成されて事務的業務が進められておりました中、去る3月11日東日本大震災では、地震と津波による未曾有の大災害が発生をしました。

このことから、当埋立地においては、海拔ゼロメートルであり、計画予定地の移転変更がやむなき事態となったことから、鯨伏地区公民館連絡協議会長を中心に、現在までに、地域住民の方々に、これまでの経過と経緯を十分に説明・周知をいたしまして、御理解と御承認を得ましたので、ぜひとも答申地である市有地（旧ヨーガの里）に建設をお願いをいたします。

市当局におかれましては、何とぞ特段の事情を御賢察の上、御高配を賜りますように請願をいたしますということでございます。

よろしく願いをいたします。

〔紹介議員（中田 恭一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で請願についての説明を終わり、質疑を行います。 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、請願第1号についての質疑を終わります。

・ ・

議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

延会をいたしまして申しわけございません。

次の本会議は、6月17日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後0時42分散会

平成23年第2回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成23年6月17日 午前10時00分開議

日程第1	承認第3号	吉岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑なし、委員会付託省略承認
日程第2	承認第4号	平成22年度吉岐市一般会計補正予算(第7号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第3	承認第5号	平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑なし、委員会付託省略承認
日程第4	承認第6号	平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑なし、委員会付託省略承認
日程第5	承認第7号	平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑なし、委員会付託省略承認
日程第6	承認第8号	平成22年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第7	承認第9号	平成23年度吉岐市一般会計補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第8	承認第10号	平成23年度吉岐市一般会計補正予算(第2号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑なし、委員会付託省略承認
日程第9	報告第1号	平成22年度吉岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済み
日程第10	報告第2号	平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済み
日程第11	報告第3号	平成22年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済み
日程第12	報告第4号	平成22年度吉岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済み
日程第13	議案第47号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	質疑なし、総務文教常任委員会付託
日程第14	議案第48号	吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託

日程第15	議案第49号	吉崎市税条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第16	議案第50号	吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第17	議案第51号	吉崎市学校給食センター等設置条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第18	議案第52号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第53号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第54号	平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第3号）	質疑、 予算特別委員会付託
日程第21	議案第55号	平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第22	議案第56号	平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第57号	平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第58号	平成23年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第25	発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	請願第1号	吉崎市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	厚生常任委員会付託
日程第27	議案第59号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第28	議案第60号	吉崎市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第29	議案第61号	吉崎市へき地診療所条例の制定について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第30	陳情第1号	安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情	質疑なし、 厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（20名）

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君
5番	深見義輝君	6番	町田正一君

7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鷓瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	教育次長	村田 正明君
病院管理課長	左野 健治君	消防本部消防長	松本 力君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。これより議事日程表（第2号）により本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案3件を受理し、お手元に配付しております。

また、5月28日以降、陳情1件を受理し、その写しをお手元に配付しております。

日程第1．承認第3号～日程第8．承認第10号

議長（牧永 護君） 日程第1、承認第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第8、承認第10号平成23年度壱岐市一般会計補正予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについてまで8件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに承認第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

16ページの7款ゴルフ場利用税交付金についてであります。今回、57万7,000円の補正予算計上ですが、当初予算に比べまして約3割近くの増となっております。そういったことで、入場者の数は年間何人ぐらいなのか。そしてまた、交付金の積算の根拠についてもあわせてお尋ねをいたします。

次に、22ページ、17款の寄附金、2目の指定寄付金、16万円のふるさと応援寄附金の予算説明で説明があったかと思いますが、人員と、そして平成22年度にふるさと応援基金の寄付者の総数、そして総額についていくらなのか、あわせて、以上2点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 川原財政課長。

財政課長（川原 裕喜君） 11番議員、中村議員さんの質疑に対しまして答弁いたします。

まず、平成22年度の壱岐市一般会計補正予算（第7号）で専決処分をいたしましたゴルフ場利用税交付金につきまして、今回57万7,000円の補正予算計上をしているところでございます。

壱岐カントリー倶楽部の過去3年間の年間利用状況を申し上げますと、20年度に利用者数が7,056人、平成21年度で8,152人、22年度の利用者が8,102人となっております。

交付金の算定方法ですけれども、県に納付するゴルフ場利用税の税率は当該ゴルフ場、壱岐カントリー倶楽部ですが、その規模で利用料金を基準といたしまして県の条例で定めてある等級が1級から9級までで設定をされております。その中で、壱岐カントリー倶楽部は現在7級、1人につき500円であります。

前月の初日から末日までの利用税を毎月15日まで、次の月の15日までに納付していただき
ておりまして、県はその納付いたしましたゴルフ利用税の10分の7に相当する額をゴルフ所在
の市町村に交付されるものでございます。

近年の交付金額では、平成20年度の交付金が230万8,000円、21年度の交付金が
266万1,000円、22年度の今回交付金が257万7,000円となっております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 平成22年度中のふるさと応援寄附金についてでございます。
3月補正予算の要求時点での申し込み差が82名で420万5,000円の実績になっておりま
した。当初予算で100万円に対して3月補正予算で302万5,000円の増額補正をいたし
ました。その後、3月末までに8名、18万円の御寄附がありました。

さきに申しました分で2名の方、2万円が納付されておりませんで、差し引き16万円を専決
での増額補正をいたしております。それにより、平成22年度の御寄附総額は88名で436万
5,000円となっております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） わかりました。ふるさと応援寄付金について、白川市長も機会
があるごとに宣伝もされているようでございますので、ぜひとも今後もその推進方をよろしくお願
いしまして、私の質問を終わります。

議長（牧永 護君） 14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 22ページの16款の第2項の財産売り払い収入で、アワビの
種苗売り上げ収入が880万円減額となっております。説明では悪天候などが原因というような
説明でありましたが、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思っております。

それから、36ページですが、4款衛生費、市民病院改革支援業務で218万5,000円減
額となっております。ほとんどが減額でございますが、どのようなことを計画されて実行された
のかお願いいたします。

次に、38ページですが、農林水産費の農業振興費の中で、イノシシ捕獲費が127万円ほど
減額となっておりますが、今のイノシシ対策に関して現状はどのようなかお願いいたします。

4番目ですが、40ページですが、3項1目の水産業の総務費の中で、19節壱岐地域栽培漁
業推進協議会負担金が638万円減額、同じくアワビ種苗管理費が140万2,000円減額と
なっておりますが、アワビ種苗売り上げ収入との関係はどうか。

5番目ですが、42ページ、商工費ですが、地域資源活用事業で399万3,000円減とな

っています。この事業は地場製品の加工品の開発などということでありましたが、議案説明ではアグリとかいうような説明でございましたが、この予算は特定の事業主だけに限られているものなのか。もしそうであるならばどこなのか。それから、今回、減額補正しているのに平成23年度の当初予算では785万円ましの3,622万2,000円となっていますが、何か新しい取り組みを考えられているのか、お願いいたします。

以上です。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 榊原議員の質疑に対しましてお答えをいたします。

まず、22ページの財産収入のアワビ種苗の売り払い収入の880万円の減について、悪天候が原因という説明であったが具体的な説明をお願いしたいということでございます。

種苗売り払い収入が880万円減少した理由は、主な原因は、県の総合水産試験場の情報によりますと、近年アワビのへい死が県内を初め西日本各地の種苗生産施設で問題になっているということでございます。

原因としては、冬から春にかけて海水温が大きく変動することによって体内消化器官に異変が起きる、この異変と言いますが、細胞が壊れるということでございます。その弱ったところで春から夏にかけて水温が上昇期に大量にへい死をするということでございます。壱岐の種苗センターにおきましても、まさに1月の中旬から2月の中旬に急激な水温の変動が発生をいたしております。また、例年春先から初夏にかけてへい死が出てくるのですが、壱岐の場合は昨年7月からの降水量によりへい死が例年より多くを発生をいたしております。これによりまして、アワビの種苗生産量、目標が40万個ということでございましたけども、半分にも満たない、19万500個ということで、割合にしては48%弱ということの生産をいたしております。

アワビの生産量だけの売り払い収入で申しますと、1,100万円程度の減額になるわけですが、種苗センターでは、ほかに赤ウニ、カサゴ、トコブシが生産してございまして、こういったものの売り払い収入をトータルいたしまして880万円の減額となっております。

ちなみに、対処方法といたしましては、これも水産試験場のデータでございしますが、なるべく付着珪藻を食べさせて、ワカメとか配合飼料への切りかえはある程度のサイズが大きくなってから徐々に切りかえていくようなようにした方がよいという結果が出ているようでございます。

それから、紫外線殺菌海藻飼育、紫外線を通した海水で飼育すると、アワビについてはへい死が少ないデータが出ておりますので、壱岐の種苗センターにおきましても今年度紫外線殺菌海水の試験飼育を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 左野病院管理課長。

病院管理課長（左野 健治君） ページ36ページの病院費の中の市民病院改革支援業務の218万5,000円の減額でございます。内容につきましては、市民病院の地方独立法人化の定款、中期目標、中期計画の策定業務、理事会及び評価委員会の設置、財務、人事システム等の改造に係る洗い出しなど法人化に向けた準備作業を進める予定の予算でございました。

その部分の専門性を有する業務につきまして一部委託するようなことで計画いたしておりました。当初250万円を予算計上いたしておりました。

しかしながら、御承知のとおり、理事長の選任にはいたらず、地方独立法人化につきまして具体的に進めることが困難な状況になりましたので、今回218万5,000円の減額の予算を計上いたしたところでございます。

なお、市民病院とかたばる病院の機能統合に伴う問題点等の洗い出し業務といたしまして、31万5,000円を執行させていただいております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 続きまして、39ページのイノシシ捕獲の減額について、イノシシ対策の現状はどのような状況かということでございます。

昨年の6月以降に市民からの情報提供を受けまして、県の振興局の農業振興課、それから壱岐市農協、市の農林課等々で現地調査を行っております。本年度に入りましては4月以降5件の情報がありましたが、有力な情報を得てないのが現状でございます。

また、目撃、足跡、田畑の掘り起こしなど、今後の情報提供も重要な手掛かりとなりますので、防災無線、あるいはチラシ等を配付して市民皆様の御協力をお願いをいたしておるところでございます。

減額でございますが、昨年は長崎猟友会、あるいは対馬の猟友会のハンターの協力を得て捕獲作業を3回程度計画をいたしておりましたが、有力な情報がなく、1回の捕獲作業ということが主な原因でございます。

今後の対応でございますが、イノシシは非常に繁殖能力が高いのでございまして、増殖いたしますと被害が甚大になりますので、初期の撲滅が最も重要でありますので、壱岐地域有害鳥獣被害防止対策協議会と連携をして対応をまいります。

続きまして、41ページの水産業費の壱岐地域栽培漁業推進協議会の630万円の減額でございますが、これについては、先ほどのアワビ種苗売り払い収入との関連はいかがかということでございます。

栽培推進協議会は、5漁協と市がそれぞれ負担をし合って栽培漁業の推進をいたしております。栽培センターで生産をされた種苗を本協議会の方で購入をいたして放流をしているということで

ございます。センターで、先ほど申しましたように、19万500個のという生産で目標の半分以下でございましたので、その購入数が減ったということが負担金、すなわち放流数も減ったということでございますので、負担金が減少したということでありまして、直接的に売り払い収入と関連がございます。

それから、同じくアワビセンターの管理費の140万2,000円の減額でございますが、このアワビセンターの管理は郷ノ浦漁協の方に管理を委託をしております。センターの管理の主なものは人件費、これは郷ノ浦漁協の方の職員さんを3名出向していただいております。それと、センターで使う漁船の燃料、それから修理費等でございますが、これについては必要経費でございまして、アワビの売上収入とは直接的には関係はございません。

したがって、種苗生産量が多かろうと少なかろうと管理料は必要となるために、いかに効率よく生産をふやしていくかが重要になると思っております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 42ページの6款商工費2目商工振興費、地域資源活用事業でございます。

本事業は、平成21年からの雇用失業情勢の厳しい地域において、地域に必要なに応じて各都道府県及び市町村の創意工夫に基づいて地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて雇用機会をふやす事業でございます。

それによりまして、長崎県でふるさと雇用再生特別基金というのが造成されております。本事業は、平成21年度から23年度までの3カ年事業で、壱岐市といたしましては有限会社アグリランドいきへ事業委託をしたものであります。

22年度の予算額は2,836万8,000円であります。活動内容として地場産品の加工品の新規開発、体験農業や地場産品の販売所の運營業務として新規雇用者を7名の人件費に1,372万2,000円、人件費を除く事業費として、主に加工品の試作経費、設備機器等の賃借料、そして施設の光熱水費、広告料やインターネット運営費、その他を含めて1,065万3,000円、合計2,243万7,000円の実績となっております。そのために減額をいたしております。

当初計画からの販売所の備品、インターネット販売等の運営経費手数料消耗品費等の事業費の減額によるもので減額をいたしております。

先ほど申しましたように、特定の事業者ということではなく、市が委託したということで、基本的には特定の委託先ということになります。

23年度の事業計画といたしまして、現在7名を8名に新規雇用するというところでございます。

そのほかに予算で増額になった分については、加工品の試作品の委託料、並びに農園等の管理機の購入費、そして通信販売促進等の経費が増加になっております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 大変よくわかりましたけれども、1番と4番は関連ですが、水温の変化と言われましたですかね。施設の中には、外で飼うわけじゃないでしょうから、中で、施設の中で、外でも飼うとですかね。中で飼うのであれば、水温の調整の設備は整っているとは思いますが、それともう一点、アワビの放流でその各漁協に販売されているんでしょうけれども、何かもう少し大きくなった方がいいんじゃないかなという声も聞きますけれども、部長の方には耳に入っていないかどうか。

それから、けさの新聞で、読売新聞ですけれども、島原市でジオアワビの養殖へということで、何かこれが利益につながるような話をしてあります。こちらの方の研究もよろしくお願いたします。

それから、2番の病院改革は、私は法人化だけじゃなくて、内部的な改革の業務も入っていたのかなと思っておりましたので、ちょっとこういう質問をいたしました。

それから、イノシシについては、何か実際見た人がいないのですかね。なかなか難しい問題だろうと思っております。

それから、5番目の地域資源活用事業は本年度で終わりということでございますが、提案はありましたけれども、本年度で終わりであればもう提案を控えさせていただきます。

その1番と4番の関連だけ少しお願いをいたします。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） ただいま榊原議員の御質問ですけれども、アワビの海水温の変化ということで、私が説明申し上げましたけれども、もちろん、飼育は建物の中でやっております。それで、海水はもちろん、外の海水を水槽の方に引き込んでおりますが、アワビについては温度調節機を設置をいたしておりません。今、赤ウニとカサゴについては温度調節機を設置をいたしております。

そういったことで、非常にこう急激に1度、2度、変化が非常に悪いということでございますので、そのあたりも今後、研究をしてまいりたいと思っております。

それから、アワビのサイズの問題ですけれども、現在30ミリで出荷をいたしておりますが、どうしても30ミリ、小さくで放流すれば魚のえさとかになって、放流してからの歩どまりが小さいほど悪いということはもちろんでございます。ですけれども、30ミリをまた10ミリふやして40ミリにしたり50ミリに大きくします、その育成の費用とそのあたりの問題がございます

ので、漁協の方の負担がまた大きくなるということもございますので、追跡調査をしておりますので、そういったこととの関連でまた漁協の方とも話を進めていきたいと思っております。

それから、島原の件は、私ちょっと今、けさ新聞を、あれは見ておりませんので、また後日見て、勉強したいと思っております。

済みません、以上です。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） かわられたばかりで大変だったとは思いますが、そのジオアワビというのは、ちょっと新聞だけですけれども、例えば一般の組合員の方がこの養殖を始めた場合、この昔から獲る漁業より育てる漁業というようなことを昔うたい文句で出していましたように、このジオアワビが成功すれば、何かこう料亭とか何とかに向くような気がしますので、研究をしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（牧永 護君） 次に、12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 47ページ、土木費、住宅費、住宅管理費、需用費、修繕料190万円の減額についてお尋ねをいたします。

これ市営住宅の修繕料ということですが、現在、市営住宅のうち、平屋の長屋タイプの住宅が、特に浦部に建設をされておりまして、40年以上経過をして老朽化をしております。

それと、さきの平成17年の福岡西方沖地震によりましてかなり亀裂等が見受けられまして、老朽化によりまして雨漏りや窓などが開閉できないところが多々あり、特に今の時期ですと、住まれている市民の方も不快な思いをされているようでございます。

しかし、このタイプにつきましては、の改修に関しては、国、県の補助事業となっておらず、市の単独事業でしか対応できないと。そのために財政厳しい折、なかなか改善をされていないようでございます。

以前のように、国のきめ細かな交付金事業も震災等によりまして今後余り期待できないところだと感じております。

今回、190万円の減額となっておりますが、減額をせずに、要はそのできるところから対応ができなかったのかお尋ねをいたします。

また、この平屋の長屋タイプにつきましては、今言ったとおり改修が必要になってくると思えます。補修も含めてですが、今後、その改修及び補修につきましての計画はどのように考えられているのかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 鵜瀬議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、仰せの平屋タイプは61棟で、市内に217戸存在をするというふうに調査をいたしております。

仰せのとおり、これまでその平屋タイプは40年以上経過したものがほとんどでございます。そして、老朽化をいたしておる状況でございます。また、平成17年の3月には、仰せのとおり、甚大な被害を受けまして、その中でこの老朽化した住宅におきましても窓があかないような、そういう状況が見受けられるところでございます。

これらにつきましては、それぞれ住居に住まいの方から申し出に基づきましてそれぞれ修理をしておるところが現状でございます。

少し不親切な対応ではあるかと思いますが、そういうふうなのが実情でございます。

また、全部見通しまして、それぞれ長期、大幅な補修が必要とされるものにつきましては、今後、市営住宅の長寿命化計画を平成24年、5年、6年度から長寿命化計画をスタートするところでございますが、これまでのうちに計画を策定をいたしまして、これらに基づきまして修繕をするか、あるいは建てかえをするか、そういうふうなものを検討してまいりたいと考えているところでございます。

その他につきましては、緊急を要するものにつきましては、単独事業でやるべきところでございます。仰せのとおり、少し190万円を減額したことにつきましては配慮が足らなかったというふうに思っております。まことに申しわけありませんが、以後このようなことがないように努めてまいりたいと思っております。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今の担当部長も現状も現地踏査をされて現況も御存じであります。財政厳しい折ということはわかっておりますけども、190万円の減額は余りにも多いんじゃないかと。住宅課においてはこの人事異動で1名減という形になっておりますが、そういうふうなものも理由になりませんので、ぜひ住んでいる方は特に年配の方が多いですし、万が一のことも考えられますので、ぜひその分については事細かに対応していただいて、できるところから補修をしていただくということで、ぜひ対応をしていただきたいと思います。

その点について、もう一回、再度、部長どの方向でいくかお答えいただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 今、議員おっしゃられますように、大々的なものにつきましては、先ほど申しました長寿命化に乗せてそちらの方で盛り込んでいきたいというふうに考えておりますし、小さなものにつきましては十分配慮を重ねまして、住宅の居住者の要求にこたえてまいりよう努力をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。3番、音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 全般的な件に関してお尋ねいたします。

12月の補正予算で減額すべきは減額をして、専決処分による減額処分を極力抑えるようにすべきであると考えます。そして、そうした中で、51ページの9款5項17節の公有財産購入費の536万7,000円の減額に関して説明を求めます。

不調に終わって減額補正をしたのか、購入の必要が生じなかったのか、いずれかについて説明、見解を求めます。

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） これは、今、音嶋議員の質問にお答えしますが、購入予定者が変更になったということではございません。実は、合併前に芦辺町時代に土地改良区の方に名義で購入しよった分がありました。それは、単価が平米1,100円で行っていました。しかし、予算計上の折には、通常、現在購入しております1,600円ですかね、それで予算要求をして行いました。その関係で、当初購入した金額で買い戻したものですから、減額となったというふうに聞いております。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 当然、土地改良区との間には原の辻駐車場に関する土地改良区の特別会計でちゃんと提示をしております。ですから、当然、金額的には、土地改良区に提示しておる、立てかえている分と市が払う分は当然やっぱり一致するはずなんです。ですから、私は当初予算のこの組み方が間違っておったと言わざるを得ないんですね。そうでしょう、やったのはそういうことなんです。

こういうことが発生すること事態、非常に予算編成の上でも今後、考慮すべきであるというふうに指摘をしたと。何か反論があればお答えをいただきたい。

そして、前段に関して、やはり市長にお尋ねがございませぬ。12月議会でやはり減額補正すべきだなど、減額補正に値するなということ、ある程度、その時点では減額補正をして6月にこれだけ多量な金額による、やはり減額のいわゆる専決処分というのは好ましくないというふうを考えておりますが、いかがでしょう。

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 文化財課の件につきましては、私もこれが出たときに担当課長に厳しく注意をいたしました。今後ないように気をつけていきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） ただいま音嶋議員が言われました、早期に予算はそれぞれ減額なりする

べきだということですが、12月と申しますと、事業真っ最中でございます。年度的に申しますとですね。

そういったことで、なかなかその時点で事業費を確定するというのは非常に難しいものですが、御指摘は当然でございます、早期着工、早期完了という仕事をそういった姿勢で望むということには、全くそのとおりでございますので、そのように努力をいたしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 市長に最後をお願いをしておきます。

やはり、吉崎市というのはおんぶされだっこされ、交付金とか交付税に頼らざるを得ない現状にあります。そうした中、1つでも事業を採択できるように、鋭意努力していただきたい、そのことをお願いをいたします。

終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） ケーブルテレビが入ってますんで、市長、今回の補正予算の専決は、基本的には執行残とかそういうようなものを全部かき集めて、例えば基金に振りかえると、そういうのが大きな目的であろうと僕思っていますけれども、今回、財政調整基金と減債基金の、要するに吉岐市の貯金を6億5,000万円積みましされています。

今、一番地方自治体の財政状況はわかるのが、実質公債比率と言われるやつなんです、吉岐市が12.6%で、長崎県の中では非常にこう、確か2番目か3番目に非常にいい数字なんです、この前の市報にも載ってましたけれども、せっかく市民の方も大勢見られてますんで、今後10年間ぐらいの、毎回毎回市長が財政厳しいんだ、財政厳しいんだというからあっちこちでこれを言って回るのも、僕は正直言ってどうかと思うんで、ここの10年間ぐらいのその財政状況の見通しですね。

国が、総務庁が出しているのが、いわゆる実質公債比率が18%を超えたらイエローカードみたいな形で指針は出しているんで、今後その10年間ぐらいのところをちょっと市長にざっくりでいいですから、せっかくテレビが映っているんで、ぜひ答弁してもらいたいと思います。

ほかもう一点、あと2つあります。

今回、実はちょっと補正で、これは皆さんだれでもそうなんです、生活保護の医療費と扶助費が大幅に減額になってます。これはその非常に多分長崎県でもこの今の社会情勢の中で生活の扶助費とか医療費がここまで減るちゅうのは、恐らく、多分ほかの自治体には見られない状況だと思っております、これのその分析をされているのかどうか。予算が9億6,900万円ぐらいで減額が1億1,600万円ちゅうたら、これはやっぱり普通に考えれば、今の社会情勢の中でだ

れが考えたってちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、適正に処理されているのかどうか。これが2点目です。

3点目は、さっきの榊原議員のアワビの種苗について、これ実は5年前も、課長は、後藤課長が当時水産課長のときだと思いますが、全く同じで、前は古い施設だったのですが、アワビが大量死してということもありました。

大体、僕このこ議会で、このセンターでアワビがことしは40万個に対して19万個ですか。大体1年でもうまくいった年があるのかと、今まで。それをちょっと答えてもらえませんか。ざっくりで簡単でいいですから。うまくいった年もあるんだというんだったらそれは構いません。本当にそういうのがあるとかと。

毎年毎年何か、これが何かの原因があってこういう状況でうまくいかん、うまくいかんというのが、これの繰り返しだったような気がしますけれども。

以上3点。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 町田議員の御質問の1点目について、2点目、3点目は担当部長に答弁させます。

御存じのように、今豊岐市の公債比率は本当に安全圏にございます。しかしながら、御存じのように、一般廃棄物処理施設、あるいは学校給食施設、あるいは今から予定しております特養ホーム等々の大きな事業がございます。したがって、今後かなりこの事業の償還費がふえてくると、財政を圧迫してくると思っております。

具体的な数字につきましては、次回の議会でもお示しをしたいと思っております。いずれにしても、21年の決算と23年の決算見込み、失礼しました、20年の末の残高が265億円、21年度末で279億円、22年度末で290億円でございまして、3年間で40億円の地方債残高の増額となる見込みでございまして、今後もこの傾向が続くと思っております。

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 町田議員の御質問にお答えをいたします。

生活保護の扶助費が大幅な減額をされている理由ということでございますけれども、平成22年度につきましては、20年、21年に比べて保護世帯、それから受給者数が減っております。これが大きな原因でございますけれども、ちなみに数字を申し上げますと、平成20年度の世帯数が444名、4世帯、それから保護者数が678名です。それから21年度が426世帯の647名、22年度が399世帯の606名でございます。

予算の大きな減額の理由になるのは、医療扶助費が大きなウエイトを占めておりますけれども、

これについては毎年どの方が病院にかかれるか想定ができない範囲ですので、予算についてはそれを下回らないように組んでおりますので、こういった数字が出てきたものと判断いたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 3点目のアワビの生産量の歩どまりの件ですけれども、議員おっしゃるように、非常にこう歩どまりがよくないわけですけれども、平成18年度、これは古い種苗施設でございますけれども、このときが、歩どまりが79%ということで実績がございます。そして19年、20年が2割、3割ということで、非常にこの2カ年が極端に悪くなっております。そういったことでございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長の財政についての方向性は、恐らく大きな部分は次の議会で構いません。

生活受給者の減少は、部長、申請者数がもともと減少したというのであれば、これは理解はできます。受給者じゃなくてむしろ申請者が減少しているんだからその生活費の扶助費とか医療費が、特に扶助費については申請者そのものが減っているんだということであれば理解できるんですが、申請者の数の変化は大体でいいですけどどうなんですかね。

それから、アワビの分は、原因はなぜですか。もうこれ5年ぐらい前も全く同じような形があって、その2割とか3割とかいうような形で、僕も確か保険はないのかって言うたら、確かその保険もないということだったんですけども、これ毎年毎年こんなことがずっとこう同じことを毎年毎年多額の金を使ってうまくいったためしがほとんどないという、平成18年だけが歩どまり79%ということは、それより前も正直言って余りいい評価は僕も聞いてませんから、19年、20年は二、三割の歩どまり、ことしが4割、40%、4割8分、40何パーセントの歩どまりちゅうのは、原因は何ですか。もうそろそろ原因と対策がきちんと出てこないとおかしいんじゃないですか。さっきみたいな水温がどうのこうのじゃ、それは5年前も僕は同じようなことを聞きましたけど、そこを部長、ちょっとなったばかりで大変でしょうけど、こんな状況だったらこういうふうにすると。それはやっぱり対策は必ず必要じゃないですか。それをちょっと答弁を。

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 相談件数については議員が御指摘されたようにふえております。ちなみにちょっとこちらの手持ち資料で申し上げますと、19年度が42件、それから20年度が54件、それから21年度につきましては101件までふえております。

その中で、197件もございますので、先ほど言いました、相談者がふえておるけれども、廃止の方もおられるということで減少しているところもございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 町田議員の御指摘のとおり、実績が非常にこう上がっておりませんので、原因の、はっきりした原因と、そしてそれに対する対策を講ずるべきと思っております。

私も正直申しまして、今度の48%については、先ほど言いましたように、海水温ということで聞きましたけども、少し過去のものも調査をいたしまして、その対策を今後やっていきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） アワビの方は5年前も僕は同じことを聞いたんですよ、実はその海水温の分ですね。だから、その分じゃなくて、根本的にどっかうまくいっているところも当然あるはずなんで、ぜひそのそういうのはもう対策をはっきりとそう今日明日というわけにはいきませんから、1年後ぐらいにはきちんとこういう形でやっていくという形はもうそろそろ出してください。

それから、山内部長、相談件数がふえてるのに、もちろん僕はだれでもかれでも生活保護を受給しろと、生活保護の受給を進めているわけじゃないんですが、相談件数がそこまで、42、54、101までいっていると、そのこの相談者の中には要するに生活保護の今の規定からして、当てはまらない人がほとんどだということですかね、そしたらこれは、もうそこだけちょっと答弁。

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 御承知だと思いますけれども、預貯金等を調査をさせていただきます。それから保険等も調査をさせていただきますして、それから年金受給がいくらあるか、それらを含めまして規定に到達していない方については、それらを差し引いた分で生活保護を支給しておりますけれども、当然預貯金があった場合については、それがゼロになるまでは支給はできないということになっております。

それから、市がもちろん判断をして生活保護世帯を決めているわけですけども、年に1回、もしくは2回、県の監査も受けております、その中で適正か不適正かという指導もっておりますので、それに基づいて保護世帯を決めさせていただいております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 質問はありますか。16番、大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 14番議員、それに町田議員の関連で、880万円の減となっている、このことについてですが、答弁では880万円の減はやはり季節、季節のかわり目等に海水温の上昇、海水温の上昇を大きく上げておいでになります、こうしたアワビの稚貝、この大量死滅は数年前、先ほど町田議員も言われるように、旧栽培センターで120万円ぐらい程度の稚貝が死滅をしたと、そのために各漁協への放流数に影響が出たと、委員会でそういった報告を受けた記憶があります。

この120万円が、この数量を含めて記憶間違いではないとは思いますが、そうであれば訂正はします。

このとき、私は他の種苗センターの調査をいたしました。同じ壱岐島内にはこの時点では箱崎の竹ノ浦に中間育成施設もありました。で、そこに現地まで行って責任者とお会いをして、そのアワビが死んだかどうかそれを聞き取りました。でも全く被害はそこではなかった。それで他の施設では、対馬、長崎のセンター、ここは電話でお尋ねをしております。

いずれもこれといった被害はなかったと聞いております。このときも報告では海水温の上昇という説明だったと思いますが、郷ノ浦センターだけが大量死滅をしたというわけです。

それで、先ほどアワビの海水温調整機器ですか、これをアワビに設置していないということですが、私はこの栽培センターにおいては前回の死滅を踏まえて、海水温の調整機器を設置してあるものと勘違いですかね、そう思ったわけですけど、こういうふうには海水温の調整を調整機を入れて一番その死滅の減員は海水温がどうも影響しているような感じがします。

それで、やはり海の生物は一度水温が上がればえさをとらないとか、また自然の魚でも食いつきがわるくなるとか、そういう傾向がありますので、このアワビの方にも海水温の調整機器なんかを設置する必要があるんじゃないかという気持ちを持っております。

で、気象庁ですかね、気象庁もことはまた例年以上の暑さが来るだろうというような予測をされております。それで、このアワビの売上収入はセンター運営にはもう重要な財源ですから、この海水温調整機器なんかを入れて十分な管理、対応をしていただきたいと、そういうふうに思っております。

この件については、もう2人の議員が質問をされましたので答弁は要りません。

が、もう一点、この栽培センター建設する前に、御存じのとおり、財団法人壱岐栽培漁業振興公社が設立をされましたね。そこで、平成14年から17年までにかけて基金の積み立てが行われております。これは以前も質問したと思いますが、これが10億円の基金を積み立てて、その運用益でこの壱岐市の栽培センターを運営するということでしたが、やはり情勢が変わりまして、これが8億円でとまっておるわけですが、このとき、壱岐市が3億2,000万円の基金を積み立てている、県が4億円で5漁協で8,000万円ですか、で合計8億円の基金があるわけです。

が、この基金は現在、これはこの県が管理をしているんですか。答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 今、大久保議員の御質問にお答えいたします。

8億円の基金につきましての管理は栽培漁業振興公社の方でやっております。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） こういう基金は壱岐市の基金の状況、この中には入ってこないわけですね。掲載してないから。これは向こうが管理しているから、向こうの基金の状況では議案書あたりには載っているわけでしょうけど、壱岐市には載っておりませんね、これは。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 壱岐市の予算の方にですか、壱岐市の予算の中に載ってないということですか。（発言する者あり）状況については載っておりません。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） これは県の方に管理はしてあるということですね。この基金は、

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 基金の運用益については、先ほど申しましたように、公社の方で受け入れをして管理をいたしております。

議長（牧永 護君） 川原財政課長。

財政課長（川原 裕喜君） この基金につきましては、出捐金ございまして、県の方から現在4億円ですね、4億円、市から3億2,000万円、漁協から8,000万円という内容で基金を運営していただいております。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員、申し合わせの3回でございますけど、もう一回だけ発言を許します。

議員（16番 大久保洪昭君） その基金を、これは県の方が管理しているというのかということを知っているわけです。県の方が管理しているわけですね。栽培公社。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 先ほど申しましたように、管理については栽培振興公社の方でやっております。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） いいですか。栽培センターの、今、壱岐市の栽培センターの運営資金はこの基金の運用益がないということで、県の方から運営、壱岐市の栽培センター運営に対して40%ぐらいのアワビ放流等に対して40%程度の補助がっておりますが、現在もそのとおり40%ぐらい補助がっておりますか。そのことを聞いて質問を終わります。

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 大久保議員の言われるとおりに、40%の補助を受けております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。7番、今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） 1点だけお尋ねをいたします。

35ページ、児童福祉費、保育所費で、保育士の賃金が約1,000万円の不用額が出ておりますが、これに関しての説明をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 保育士の減額についてお答えをいたします。

当初予算では6,607万1,000円、保育士及び調理員、その年休とか産休、それから出張等の代替賃金をこれ予算化しておりますけれども、実績によりまして5,802万7,000円で763万2,000円の減額になっております。全体的な数字で申しますと約11%でございます、産休等よけいにあった場合、これについては予測がちょっとできないということがございます。見込みよりも少なかったということで減額となっております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） 代替職員の多分補給の分のこれは予算がその7項の賃金には上げられていると思っております。そして、嘱託職員の分は、これは1人、これだけのその140万円ぐらいの減になっておりますが、これは過大見積もりとしても認めざるを得ないところがあるかもしれませんが、保育士の代替については、代替の雇える人がいないで休めないというような状況が保育所の中にはあるのではないかというような気がいたします。一番苦慮されているのは、休みたくても代替の人を雇えないのでという話をよく保育所では聞くんですね。これが一番難儀をするところですよというふうなお話もお伺いしているんですが、雇用条件などでなかなかその資格を持った人はもちろんいないと思います。無資格の人でもこれは雇えるような条件にはなっていると思うんですが、そここのところをどれぐらい状況を把握してあるのか、ちょっと部長にお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 先ほどの答弁にちょっと追加をさせていただきたいんですけど、昨年御存じのとおり2種嘱託職員を採用した関係で、先ほど言いました臨時雇いの分については予算が残ったということでございます。

それから、今西議員がおっしゃるとおり、現在、有資格者が不足しておる関係で、無資格者を配置をいたしております。これについては一応9月までのめどで9人程度今雇用しております。

長期臨時で雇用しておりますけれども、これらについてはもう御存じのとおり、保育所の設置基準から申しますと好ましくないということでございますので、それらについては今後市長等は改正されていくのではなからうかと思っております。私の答弁はそこまでにさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） 確かに、人がいないんです。保育士さんがですね。これは保育所の職員さんを雇う雇用条件も少し見直さなければならぬのではないかと、市長にもこの次でもお尋ねをいたそうかと思っております。きょうは通告でございますので、ここで結構でございます。

終わります。

議長（牧永 護君） 次に、19番、小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 今西議員の質問と類似いたしますが、重ねて質問いたします。

今、部長の答弁で賃金で予算より多かったということでございますが、先ほど市長は、事業については完結を待ってしかるべく減額措置をすると、速やかにやるということですが、この賃金関係は3月定例でも補正を出せるんじゃないですか。多分3月末日をもってその後の議会ということで6月の議会で専決されたんだろと思っておりますけれども、その点を1点お聞きします。

それと、49ページの幼稚園費につきましても賃金、教諭雇い賃金、類似で出ております、減額が。これも減額の時期に問題があるのではないかと思います。保育所、幼稚園とも職員の就労環境が余りにも過酷だという職員間の話も聞いております。臨時の方々の充当も思うに任せない。また、財政の問題で残業をしても代休を奨励されていると。しかし、人員不足で代休はとれるような状態ではないという声も聞いております。

そこに保育所で1,000万円近く、幼稚園でも二、三百万円の不用額として減額修正をされております。その点、双方とも御答弁をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 私の方から答弁をいたしますけれども、3月の補正は1月に大体編成するわけです。ですから、3月の議会で確定とまではいかないですけれども、ある程度の予算見積もりはできるかと思っておりますけれども、やはりそれでも専決はしなければいけない状況でまいります。

ですから、金額を専決で多額におとすのか、それとも3月議会、いわゆる1月ごろ編成するところでおとして、さらにもう一度専決でおとすのか、そういったところでございまして、それはよくよくちょっと考慮させていただきたいと思っております。

それから、保育所、幼稚園の職員の問題でございます。御存じのように、うちは保育所、ある

いは、それはへき地も含めてでございますけれども、幼稚園の数等々、壱岐は分散型の住居でございますから非常に数が多いということでございます。そしてまた、今おっしゃるように、相当数の臨時職員、あるいは嘱託職員がおります。これを正規職員にいたしますと、これはもう財政がパンクをいたします。これはもう目に見えております。

そういった中で、やはり今後、両方の要望、要望と言いますか、職員の待遇改善、あるいはその幼児の十分な保育、あるいは教育等と考えた場合には、やはりこれは現在の保育所、あるいは幼稚園の現在ある場所等々も含めて、やはり抜本的に考えていかなければ、この問題は解決しないではなからうかと、かねがね思っているところでございます。

本日は、現状を現在、御質問なされた現状を私も認識をしておるということで御理解賜りたいと思っています。

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 総括で市長がお答えになりましたんで、担当の御答弁は必要といたしません。しかし、市長、人件費等とは1月ぐらいの時点で、あと2カ月ですから、必要な大方の費用はわかると思います。事業はそれはわからないと思います。先ほどの答弁で納得いたしますが、ですから、会計の単年度の原則を踏まえれば700万円も、あるいは800万円も1,000万円も市長の専決でぽんと落とすというのはいかななものかと、今の市長の答弁では納得いきません。ですから、23年度の専決には御用心をいただきたいと思います。

それと、市長も現状を認識をされておりますけれども、保育所、幼稚園につきましては、よく職員ももちろんですけれども、嘱託、臨時等々の就労環境もよく調べられて、この不用額、当初予算を可決してるわけですから、不用額出ないように、十分な責任のある配置をされて、子供たちのために予算執行をされますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑。2番、呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 3点ほどお尋ねをいたします。

先ほどからアワビの関係が出ておりましたが、部長、このアワビの関係、あと赤ウニとカサゴとありますが、これを含めて過去3年間の実績と、栽培センターの実績等を今回の委員会に提示してもらえばというふうに思っております。

それから、43ページの、先ほどもありました地域資源活用事業の関係でございます。これも23年度でこの事業が終わるということで、8名の雇用をされておりますが、ここのアグリの実態が現在どのようになっているのか。もしわかっておられればお願いしたいと思います。

来年からこの補助金がなくなるわけでございますから、あとの運営が、24年度以降の運営が心配をしております。

それともう一つは、49ページ、一番下の文化財保護課の関係でございますが、物産販売と運営という形で、これ多分ガイダンスの売店のことだろうと思っておりますが、このガイダンスにつきましても1年間に渡って販売に携わって大変こう当時は厳しいんじゃないかと、そういう話を聞いておりましたが、現在の状況はどうなのか、もしわかっておればお願いしたいと思います。議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 今、呼子議員のお願いで、アワビ、それからカサゴ、赤ウニの3年かの実績ということでございます。整理をいたしまして委員会の方で提出、御説明をいたします。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 呼子議員の地域資源活用事業の件でございます。こちらの方、アグリの方で、島の駅壺番館でございます。21年の6月から開始をいたしております。21年度の売上高が約6,700万円、利用人員が6万3,000人ほどでございます。22年度が1億700万円の売り上げ、9万3,000人ほどの利用者がっております。以上でございます。

経営内容等については、現時点では把握いたしておりませんが、売上高、利用者数だけを把握いたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ガイダンスの件、浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） ガイダンスの壺岐いき名産品市場の状況でございます。22年度の売り上げが630万円ほどでございます。利用人員が6,700名でございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） アグリにつきましては、先ほど言いますように、今年度で事業を終わり24年度から単独でやるということでございますので、ぜひその旨については、このアグリランドの方に周知をお願いしたいと思っております。

ガイダンスの630万円の販売、これが収支が合っているのかな。人件費で言うとかなりこう厳しいんじゃないかなと思っておりますから、後から精査をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第4号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時30分とします。

午前11時18分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、承認第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第5号の質疑を終わります。

次に、承認第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第6号の質疑を終わります。

次に、承認第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第7号の質疑を終わります。

次に、承認第8号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 8ページ、歳入の中、第2款ですけども、国庫補助金と3款の県補助金との関係についてですが、普通の補助事業の場合は、国庫補助金がふえるとそれについて県の補助金もふえるというのが普通であります。この場合は特殊な場合だと思いますので、説明をお願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 14番、榊原議員の御質問にお答えをいたします。

国庫補助金と県補助金の関係について説明をということでございます。

三島航路事業特別会計は、国庫補助金の離島航路補助金と県補助金の長崎県離島航路対策補助金を受けて運営をしておるわけでございます。補助金は前年度の10月の1日から当該年度の9月30日までの1年間の欠損に対しまして、国が定めた標準単価に基づきまして算出された標

準欠損を国が助成をするというものでございます。その残りにつきまして県と市が2分の1ずつ助成をするというシステムになっております。

なお、県の補助金は本来の欠損額から国庫補助金を控除した2分の1ということになるわけでございます。

そういうことから、国と県の補助金の関係は、国の補助金が大きければ大きいほど県と市の負担金は少なくなるということでございます。

ちなみに、三島会計の平成22年度の決算における歳入の割合を見てみますと、使用料、これすなわち運賃収入でございますけれども、これが25%でございます。それから、国の補助金、これが45%ということになります。県の補助金が10%、そして残り市の負担金が20%ということになります。この20%、先ほど2分の1と申し上げた20%ということになりますけれども、補助対象外の部分を市の方で持つておるということで、市の負担がただいま申しましたとおりでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 説明でわかったような気がしますけれども、はっきりしたことは後ほど勉強させていただきます。ありがとうございました。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第8号の質疑を終わります。

次に、承認第9号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 11ページの4目の観光費、18節の備品購入費についてお尋ねをいたします。

議案説明では、バンドウイルカ、オス1頭とメス2頭の購入費ということで、通告には1頭当たりの購入価格303万円と書いておりましたが、これは203万円の間違いでありますので、訂正をいたします。

オス、メス同じ価格なのかお尋ねをいたします。そしてまた、その後の発育の状況等はどうなのか。現在の飼養頭数についてオス、メスそれぞれ何頭飼育されておるのか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 御質問の動物購入費の件でございます。

金額については、購入元であります太地町開発公社の取り決め提示価格で、イルカ自体で税抜きで1頭当たりオス、メス100万円でございます。それに捕獲されてからこちらの方が購入するまでの飼育経費が加算された金額となっております。

今回の分については、飼育経費について若干値引きをしていただきました。それで、オスが税込みで1頭当たり189万円、メスが1頭当たり210万円となっており、合計の609万円でございます。

現在のイルカの状況でございますが、昨年9月に捕獲をされた後、壱岐に輸送されるまでは生けすの方で飼育をされておりました。生けすでの飼育が慣れておるという状況で、現在の方は飼育の状況は泳ぎ自体にも異常がなく、1日も早い活動ができるように日々トレーナーがトレーニングで頑張っている状況でございます。

現在のイルカパークの飼育イルカの頭数でございますが、今回も含めてオスが1頭、メスが5頭でございます。計6頭でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） わかりました。現在のイルカパークで先ほどは6頭ということでしたが、今後、今が6頭がちょうどこう飼育する適当な頭数なのか、それとも今後まだ購入される予定なのか、この点について重ねてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 当初予算の方で、イルカの購入費の予算を計上させていただいております。ですが、現状を見た場合、オスが現在1頭でございます。メスよりもオスの方をあと1頭程度入れて、導入した方がいいというような状況でございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） あともう一点だけお尋ねしますが、あそこでオス、メス交尾させて繁殖させるというようなことは考えてないわけですかね。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） イルカの方は現在発情期でございます。ですが、なかなか生けすの中、ああいう施設、水族館では交尾をして生まれておるという状況がありますが、なかなか生けすの中では困難な状況がございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第9号の質疑を終わります。

次に、承認第10号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第10号の質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから承認第10号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、承認第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから承認第10号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論、採決を行います。

承認第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第3号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第4号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第4号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認する

ことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第4号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第5号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第5号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第6号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第6号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第7号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第7号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第8号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第8号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第8号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第9号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第9号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第9号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第10号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第10号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第10号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定

しました。

日程第9．報告第1号～日程第12．報告第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第9、報告第1号平成22年度壱岐市一般会計補正予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第12、報告第4号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算の繰越計算書の報告についてまで4件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第1号平成22年度壱岐市一般会計補正予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） 市長、毎回のことで申しわけございません。繰越明許の中田と言いますが、本来、本日出ております繰越明許、本当に妥当だと思っておりますか、僕何回も聞きますけれども、これでもきめ細かな部分はどうもされんと思っておりますけれども、安易に繰り越されている部分が多いと思っておりますので、この前も市長、見直して今後は厳しくやっていきたいという発言をされておりますので、その後どういう対応をされておるのかを聞きたいのと。

一般会計で結構でございます。22年度のその工事の、22年度に工事を出した総額のうちのこの繰越明許が何%ぐらいに当たるのか。22年度に行った事業の中で繰り越す部分がこの27億7,400万円が大体何%ぐらいになるのか、わかっていればお答えをお願いしたいと思います。

その前に市長、繰越明許について、あえて今後の方針も聞かせていただきたいと思えます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） このことにつきましては、おっしゃるように、繰越明許を極力減らすということを以前も申し上げてまいりました。その指示はいたしております。そして、今、昨年度比何パーセントになっているかということはちょっと数字がございませんけれども、繰越明許を減らすということについては、指示をしている、またはそういう方針で臨むという姿勢はかわっていないところでございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで報告第1号に対する質疑を終わります。

次に、報告第2号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで報告第2号に対する質疑を終わります。

次に、報告第3号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越

計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで報告第3号に対する質疑を終わります。

次に、報告第4号平成22年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで報告第4号に対する質疑を終わります。

以上で4件の報告を終わります。

日程第13・議案第47号～日程第25・発議第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第13、議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから日程第25発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定についてまで13件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回の議案第48号についてお尋ねをいたします。

提案理由として、平成23年4月26日に市役所郷ノ浦庁舎で発生した火災に伴いまして行政責任を明確にするため、市長の現行の給料を1カ月間、10分の1減額するものとなっておりますが、今回、発生時の郷ノ浦庁舎における状況とその原因、並びに今後の対策として4庁舎あるわけですけれども、その管理規定の見直しというふうに施政方針でも言われておりますが、どのように見直しをされるのか、お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 12番、鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

去る4月26日早朝の市役所郷ノ浦庁舎における火災につきまして、発生時の状況とその原因、今後の対策としての管理規定の見直しはどうするかという御質問でございます。

4月26日の午前8時過ぎの市役所郷ノ浦庁舎における火災につきましては、早朝の時間帯に市民の皆さんに大変御迷惑と御心配をおかけをいたしました。大変申しわけございませんでした。

火災の発生は8時15分ごろでございます。郷ノ浦庁舎の火災報知機が鳴ったので出勤してい

た総務課の職員が二、三名でございますけど、手分けをいたしまして庁舎内に異常がないかの確認中、火災報知機の表示によりまして4階部分に異常があるということが判明いたしましたわけでございます。

現場に走って確認をした職員から火災発生の報告を受けました私が8時17分に消防署に119番通報を行いました。この前後、出勤していた職員によって消火器、屋内消火栓、あるいはバケツなどを利用いたしましての消火活動を行いました。

市長に対しての報告でございますけど、私が火災発生直後に1階の職員に対して火災の発生と消火活動の呼びかけを行っているとき、ちょうど市長が玄関から入ってこられ、出勤をされたので、この緊急事態を私が報告をしたということでございます。

その後、職員の懸命な消火活動によりまして火勢が衰えましたので、私が8時24分に、火元は鎮圧状態であるということを消防署に119番通報したわけでございます。

まもなく消防署が現場に到着、午前8時28分に鎮火を確認をされたというものでございます。

火災は、郷ノ浦庁舎の4階部分にございます吉崎市職員組合の事務所が火元でございまして、組合事務所の部屋の一部を焼失をしたというものでございます。

火災の原因については、直ちに警察と消防によって調査が行われまして、翌日4月27日午後3時過ぎに吉岐警察署から電話連絡がございまして、その内容は取り調べ中の子供が火遊びをしていたこと、そしてその火が火災の原因になったということを認めたということでございます。

同日、子供の保護者からの謝罪を受けまして、市といたしましては、火災による焼失部分について原状回復費用の負担を求めるということで説明をし、同保護者の了承を得たというところでございます。

再発防止でございますけれども、郷ノ浦庁舎につきましては、立地上の理由もございまして、これまで庁舎の裏口からも入れる構造になっておったわけでございます。事件後は時間外の職員の通用門を正面玄関口の横1カ所とすることで徹底をするということで、現在徹底をいたしております。

時間外の庁舎出入り口の管理の徹底といたしましては、時間外の午後6時から翌日の午前8時までは正面の自動ドア、地下の入り口、それから裏口も閉鎖をいたします。また、正面玄関横の職員専用口にあっても午後6時から翌日の午前7時30分の間は施錠するということでいたしております。

そのようなことから、外部からの侵入は基本的にはできないということになりますが、この時間帯に庁舎に入る場合はインターホンによりまして宿直警備員に解錠、鍵をあけてもらうと、その申し出をいたしまして、その承認を受けなければならないということにいたしております。

それから、これまで小学生が親との待ち合わせ場所としてロビーを利用しておりましたが、正

面玄関の自動ドア、入ってすぐのところでございますけれども、その待ち合わせスペースを確保をいたしております、午後8時までは開放するというようにいたしております。なお、既に公衆電話も備えておるといふものでございます。

それから、庁舎管理の徹底でございますけれども、壱岐市庁舎管理規則に基づきまして、郷ノ浦庁舎については施設管理の詳細を、郷ノ浦庁舎管理要領として定めまして、職員に周知徹底を図ったところでございます。

郷ノ浦庁舎以外の庁舎も同様の庁舎管理要領を定めるように指示をいたしまして、現在、各庁舎とも整備をしているところでございます。

主な内容でございますけれども、庁舎の出入り、入退庁の解錠、施錠の基準、それから時間などの詳細規定というものでございます。

それから、火器の使用について、それから喫煙場所の指定などでございます。それから、庁舎周辺を含めた喫煙場所の規制でございます。

以上でございます、今後このようなことが発生しないように、庁舎管理につきましてしっかり行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、議員あてに送られてきた内容につきまして、開かれた庁舎を目指していたところこういった事件が起きたという、何かとってつけたような内容のものが送られてきておりました。結局、今回はその職員組合のぼや程度でよかったわけですが、特に庁舎と言いますと、個人情報もたくさんありますし、今電子機器等の管理についてもかなり個人情報の保護規制、そして要はディスクあたりに電磁記憶ディスクと言いますか、そういった部分に記憶をさせるのが多いわけですから、今後その管理については徹底していただきたいと思っております。

今、部長が言われましたとおり、各庁舎にはそういった管理規定を設けておるといふことですが、再度お尋ねをいたします。今回、市長がその責任を明確にするためということで、減給10分の1をされておりますけれども、過去職員の不祥事によりまして2度、3度、こういった形で市長、または副市長が減給をされた経緯があります。この減給する基準等何かあるんでしょうか。こういった場合については行政が責任をとって市長が10分の1なり減給をする、こういった場合は市長と副市長が減給をする、またその教育行政に行けば教育委員、教育長が減給するというような基準が定められてあるのかどうかをお尋ねをいたします。

そしてまた各庁舎における管理責任者については、現在支所長が責任者だと思うんですが、そういった管理についての責任の所在については現在どのようになっているのかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

後段の分からでございますけれども、各庁舎の庁舎管理につきましては、郷ノ浦庁舎が総務部長職、それから各支所庁舎につきましては支所長が管理をすると、管理責任者になっております。

失礼しました。市長を含む特別職の減給、減額の基準ということでございますけれども、そのような基準はございませんけれども、その都度、その事案によりまして市長が、御本人自らがその減額の程度を指示をされてこのような条例制定と、改正ということをお願いをするところでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今、今回の減給については市長の判断によりその都度、不祥事及びその事案に関して市長の思いで減給をされるわけですが、これまでそのずっと市長、副市長あわせて減給されてきたんですが、今回あえてその市長だけとされたのは、市長が重責を感じられているからと思うんですが、その辺、市長、前回と違って今回市長だけという思いはどういうところから来たのかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今回の事案につきましては、今総務部長が申しましたように、外部からの侵入者でございます。直接の仕事にかかわる件ではございませんで、やはりこれはもう根本的な問題であるという、いわゆる外部の侵入者と申しますか、そういった根本的な庁舎管理の問題でございますから、私だということで判断をいたしましたところでございます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、こういった案件があって見直しをされたわけですから、その分については各支所長並びにそれを統括する総務部長ですね、そして市長、副市長、徹底してその管理については十分していただくことを申し添えて、私の質問を終わります。

議長（牧永 護君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。3番、音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今、鵜瀬議員の質問に関連をいたしますが、私はたび重なる不祥事に対して、市長も忸怩たる思いをされておると思います。なぜ処分の対象が市長だけなのか、私は鵜瀬議員と同意見であります。管理責任者であるのは支所長である。支所長の処分はどういうふうにされたんですか。そして、例えば市長がおのずから責任の所在を明確にする意味で1カ月の減給をされる、それはきちんとして市としての懲罰委員会か何か開いたその経緯でされておるのか。そこら辺を明確にすべきだと思いますよ。これが終わったら今度は飲酒運転の問題が出ま

すよ。市長は毎月1割減給になりますよ。

というのは、私は、今の市長と特別職と管理職、市の職員の責任、いわゆる信頼関係が揺らいでおるのではないかと危惧しております。たまったもんじゃないですよ、市長、ね。

職員を集めて訓示をする、その過程でまた次から次へとうこうした不祥事が出てくる、私はあえて減俸すべきではないと考えております。

市の職員等しく管理責任者はおのずと責任を感じて、やはり責任の所在を明確にすべきと考えております。市長、いかがでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今回の事案につきましては、特に予想ができなかったと申しますか、想定外と申すますか、本当に今回の事案については、そういったことを事故というのはもちろん想定外がほとんどでございますけれども、今回につきましては、やはり私の責任だと思っておりますのでございまして、先ほど、音嶋議員おっしゃるように、職員に訓示をする、それでもまたいろんな不祥事が起こる、そのこと事態、やはり私の指導力がないという責任でございますので、今回につきましては、私の責任ということで御理解いただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 12時が過ぎましたが、簡単に終わりますから。

私はこうしたことが繰り返されることに非常に不快感を抱いているわけです。市民の皆様もそうと思います。総務部長が今申し上げたように、立派な、いわゆる結果から原因を探す、因果の法則と言いますが、それがあって初めて改善策が有効に発揮されると思うんです。今、発表されたけど、これは美辞麗句です。きれいな言葉に飾っているに過ぎない。結果が出ないんですから。

もっと連帯的に、連帯感をあれして職員に厳しく僕は叱咤すべきだと思いますよ。市長がすべて責任の所在はすべていいことも悪いことも私にありますと。それは男らしくていさぎはいいけれども、そこまで責任の所在を追及されたら市長たまったもんじゃない。もっと職員がけじめを示すと、そのことを強く訴えて、私は答えは要りません、質問を終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。18番、市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 昔からわりと火事の後には、あってからいろいろ話が出るわけですが、管理状況についてもこうした事故があってから初めて管理の状態が厳しくなるというようになっておりますけれども、これは私は朝8時とこうおっしゃいましたね。結局、朝8時ごろ入られるということは、今までやっぱり今回が初めてではないと思っております。その今までの出入りをやっぱり職員の方も管理してあったと思いますし、そしてまた特に職員組合がそこを借り受けておるということでございますから、その職員組合の長なり、その人たちが施錠をして出入りができないというような方法をとっておかんと、今回やむを得んということだった

とか、いろいろそういうことでは通らんとっておりますし、そして、先ほどから音嶋さんの意見もありましたように、市長1人がそうしたいちいち責任をとる必要もない、その頻度によると、私は思っておりますので、ひとつ今度から厳しくそういうところは管理状況についてはやっていきたい、かように思っております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私もちょっとその状況がよくわからないんですけど、ちょっとお答え願いたいんですけど、まずその管理組合の、職員組合の4階の組合事務所というのは施錠はまずされとったとですか。まずそれが第1点ですが。

そして、その管理責任者は一体だれになつとるとですか。その2点。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 6番、町田議員の御質問にお答えをいたします。

これにつきましては、職員組合の部屋につきましては鍵がかかっていたかということでございますが、当日は鍵がかかっておりませんでした。

2点目でございますけれども、この部屋の管理責任者は職員組合の執行委員長ということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 多分ですね、だれが考えたって当日だけ鍵がかかってないということは、基本的にあり得ないんですよ。普段から鍵をかけてない考えるのが普通何ですよ。ということは、子供たちはふだんからそこに入出しよったと考えるのが当然当たり前なんです。

そしたら、先ほど総務部長は保護者を呼んで原状回復の、要するに費用を出せというふうに言われたと言いましたけれども、基本的には管理責任者である組合が、当然、僕はその子供が何歳までは知りませんよ。基本的には当然、親が全額負担するのではなくて、組合の執行委員長なり管理責任者がその大部分は負担するのが当たり前じゃないんですか。子供だったら日常的にそんなふうにしてそれは遊びますよ。もしその低学年の子供でその子供たちがあれば、私もそんな子供の学校の帰りに焼き芋を焼いたりとか、そんなふうにして、今考えればものすごい火災になったら大ごとであったけれども、それは日常的に子供の遊びの世界の中でやっている部分というのは結構あるんですよ。

それがもし低学年であれば、親を呼んで原状回復の費用を負担させるんじゃないとです。あなたがやらんやいかんのは、組合の執行委員長を呼んで、お前の管理不行き届きなんだと、だからお前たちが負担しろというのが当たり前じゃないんですか。組合はこれに対して現状を、その修理費用とか何とか負担しろと言うたんですか、総務部長は。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 町田議員の質問にお答えをいたします。

御本人に対して、原因者の親である保護者に対しまして原状回復を求めたところ、御本人も保護者もそれを了承されたということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） これに対して、総務部長、僕が言いたいとは、組合の管理責任者は組合の執行委員長なんだから、執行委員長を呼んで原状回復の費用は当然組合が出すべきだと、それは当たり前ですよ、そんなもん。それはそうでしょう、無施錠でこの日1日じゃなくて、多分僕は日常的にこうだったろう、子供も多分日常的にそこで遊んでおったんだらうと、たまたま今回は、へたしたらその日常的にそんな形で火遊びしよったかもしれん。それは今まではそのそれはわかりませんが、子供たちが日常的にそこに入っておったんだらうと。それは無施錠だったらそれは入って遊びますよ、楽しいからですね。その秘密の部屋みたいな形で。そえんとまどうこう言いよるわけじゃないとです。管理責任者は組合なんだから、当然組合の執行委員長が払うべきなんですよ。総務部長、そう思われませんか。それは、刑法の賠償金とか何とか言いよるわけじゃないとです。

それはもちろん、法律上はそれは保護者たる親がそれは払わんにやいかんのやろうけども、今回の場合は、行政側にもと言うか、組合にもその執行、組合の事務所の管理責任者にも重大な過失があるんでしょうが、当然。

だから、それを組合の執行委員長に言うたとかと言いよるとです。例えば、費用を半額にするとか、僕はもう組合の方が全部持てと言いたいですよ、正直言って、こんくらいは。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 町田議員の御質問にお答えをいたします。

職員組合に対しましては、先ほど申し上げますように、無施錠であったというようなこともございます。そういうことから、今後の組合事務所として使用している場所の今後の管理方針などにつきまして提出を求めたということでございます。費用につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） そしたら、要するに何も言えんで親に全部出させると。

僕は、市長、あそこに組合、もうこんなんだったら出ていってくれと。自分たちでどっかよそを探せと、場所も含めて。そんくらい言ってもいいと思いますけど、市長どうですか、この点については。

大体その組合の事務所が庁舎の4階に、組合の事務所がなぜ庁舎の4階にある必要もないとです。基本的にはそうですよ、こんなもん、別に。組合の事務所は別に組合の事務所で自分たちで借りてくれということです。

だからそう、やっぱり家賃なんてとらんでいいですよ、そんなもん。だから、ほかにもうやってくれと。その部分について市長、これはもう市長が決断するとしかないとです。

普通の人はこの件に関しては非常に一般市民は非常に厳しい目を向けてます。そこを踏まえてもう一回ちょっと答弁してください。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） この問題については、阿久根市で組合と当時の市長の裁判沙汰がございました。そういったことも含めまして、何もなければ当然というか、それには答えなければいけないと思いますけれども、このことが今回の事件がそれを拒否できる理由に該当をするようであれば、その辺を検討しながら判断をしたいと思っております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。18番、市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 先ほど、私答弁をいただいておりますけれども、これは初めてでなくて、今までずっと子供さんが出入りしておったというような話を聞いておりますが、そういうことになると、いよいよこれは管理不足で、町田議員が言われたように、私もさっきから申し上げておるように、これは施錠をしてなかったというのは重大責任だと私は思っておりますし、職員組合のこれ責任ですから、その点、部長、追求されたわけですか。お尋ね、答弁を。職員組合に対して。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 職員組合に対しましては、警察、あるいは消防の調査の段階で、外部じゃなくて内輪でないだろうかというようなことでありましたけれども、そのうちに外部からの侵入者によるものということでございました。

そういうことから、職員組合に対しては、今回の損失部分の請求は求めておりませんが、御指摘のように、当日無施錠であったというようなことなどもございまして、今後の改善計画を求めてその提出があったということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 向上的に出入りしておったかということでございます。事故後の職員などからの聞き取りによりますと、確かに子供が出入りしておったということでございますけれども、その者をして同一の者かということの確認というのはどうだろうかと思っております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 出入りがありよるといことがわかっておれば当然施錠はせな
いかんわけですね。それで、この問題についての職員組合の長に対する責任はどのように考えて
おられますか。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 今回の事案につきまして改善計画を求めただけで、職員、組合に対
する処分というのは考えておりません。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。19番、小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 今、火災の発生からその後の経過、大体理解いたしましたけれ
ども、先ほど総務部長の答弁の中で、事後的に正面玄関に自動ドアを入れてその子供の待機場所
を確保したという御発言がございましたけれども、本来、下校後に、下校ちゅうか、学校帰って
庁舎でその時間待ちするような施設はないし、今度その今各議員指摘されよるように、火災にい
たった不始末もございます。大体使ってはいけない施設に入った子供がそういうことを起こした
と。本来ならばその施設を使用禁止にして、以後出入りするなど、厳しく指導するのが本来の立
場だと思います。それをまたわざわざ、多分1階正面玄関の空きスペースで子供の待機場所を確
保いたしますという御答弁でしたけれども、そこまでする必要がなぜあったのか。その点、念の
ために確認いたします。

議長（牧永 護君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 事件後は正面玄関の、通常、風切り室と言うんでしょうか、あそこ
を開放して子供の親との待ち合わせ場所にあてているということでございます。

と申しますのは、今まで1階ロビーに雨の日、あるいは夜の塾の連れ送りということもあると
思いますけれども、あそこで20人ぐらい、多いときは親と待ち合わせをするというようなこと
もございます。そういうことから、全部を外にこの施設の利用をしないでくださいということ
はどうだろうかということ部内で協議をいたしまして、必要最小限のスペースと連絡場所を庁舎
の一部に設けたということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 雨の日に20人前後の子供が親の迎えを待っていると、それは
その火災前からの現状ですよ。多分その組合が管理しておる4階のその部屋にも相当数出入り
しとったと思いますね。そして、火災を機にそこもてこ入れをしようということでスペースをと
られる親心はわかりますけど、それは行政がする必要があるのでしょうか。多分そこに来る子供

たちは盈科小学校の子供だと思いますよ。親が迎えに来られるまで学校の管理下におけないんでしようかね。今ここでどうのこうの言いませんけども、その辺の庁舎の管理、仕様についてはもう一回再考する必要があると思います。学校側との協議も必要だと思います。市長、その点だけ答弁を。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） この件については、私も承認をしたところでございます。と申しますのも、やはり現状を見ておると、そこでうちの扉は閉めておるわけですから、それ以上中には入れないわけです。安全管理をしたということと時間を 8 時まで区切っているということもございません。

ただ、今、小金丸議員がおっしゃるように、学校の管理と打ち合わせというか、そういう話もしていないということ、そしてまた一つには塾帰りということもございます。そういった中で、やはり甘い考えと、今御指摘をされればそのとおりだと思っております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 4 8 号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を 1 3 時 2 5 分とします。

午後 0 時 24 分休憩

.....
午後 1 時 25 分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第 4 9 号 壱岐市税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 4 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 0 号 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 5 0 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 1 号 壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 5 1 号の質疑を終わります。

次に、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。
質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目は14ページ、2款総務費、6目の企画費、19節負担金補助及び交付金、今回150万円、第4回全国離島交流中学生大会参加費等の助成金、予算計上をしてありますが、参加人員、あるいは積算の根拠についてお尋ねをいたします。

次に、同じページ、2款の総務費、7目の情報管理費、15節工事請負費、情報基盤整備工事費についてであります。説明によりますと、告知放送、今回の補正で1,370件、昨年度とトータルしますと1万2,270件についてであります。自治公民館の数は242自治会あると思いますが、そのうちでどれだけの自治会が告知放送機を設置されておられるのか、お尋ねをいたします。

また、平成23年度の情報基盤整備工事が完了するのはいつごろになるのか、あわせてお尋ねをいたします。

同じページで3款の民生費、社会福祉費、5目の介護保険事業費、13節の委託料、1,991万円についてであります。24時間対応テレビ等推進事業委託料という説明でありましたが、これについては全額国費のようであります。地元負担はないようであります。制度の内容、あるいは委託先についてわかりやすく御説明をお願いをいたします。

次に4点目、16ページ、4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費であります。今回、322万円、これ説明によりますと、大島診療所、これは仮称ですが、施設の改修費を計上されておるようですが、この診療所の開設はいつごろになるのか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 中村議員の御質問の件でございます。

まず1点目の6目の企画費の離島交流事業の150万円の件でございます。

本年は、愛媛県の上島町で開催をされます。基本的には参加市町村の港から開催地までの旅費及び前泊が必要な場合の宿泊料とそして開催地における食事を含めた一切の費用が大会参加費に含まれております。対象となるのは、監督、コーチを含めて1チーム20名以内でございます。

負担金につきましては、参加市町村が開催地までの距離、あるいは参加人員にかかわらず一律150万円の均等負担となっております。これまで、例年の実績によると、精算返還が行われております。昨年は鹿児島県の種子島で開催をされ、150万円の負担金を納め、7万3,650円が返還がなされております。

次に、地域情報通信基盤整備事業の関係でございます。

吉野市には242の自治会がございます。そのうち告知放送機の設置申し込みは158施設でございます。これは各自治会、公民館が申し込まれた分が123件、そして市民福祉課の方で老人憩いの家等について市の方で申し込んだ分が35件の158件でございます。

23年度地域情報通信基盤整備の工事の完了の時期でございますが、23年度当初発注分については6月末を予定をいたしております。

なお、今回計上しておる追加分については、機材の調達でき次第、施工を行います。また、長期不在者、長期入院者等で連絡がとれない方がございます。その分については市で調査の上、工事日程等を調整してまいり、8月ごろまでには完了したいと考えております。

議長（牧永 護君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 11番、中村議員の御質問にお答えいたします。

24時間対応サービス等推進事業委託料1,991万円の制度内容及び委託先等についての御質問ですが、この事業は平成24年度から介護保険新サービスとして開始予定の24時間対応定期巡回随時対応型サービスに先駆けて、全国90カ所の地域を指定し、在宅における要介護者に対し介護と看護の連携の下で24時間対応で昼間は30分程度の短時間の定期巡回訪問サービスと夜間は随時対応として通報システムによる相談援助、転倒時等の訪問サービスや医療機関等への通報などのサービスを適宜、適正に組み合わせ提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するための効果的なサービス提供のあり方について、課題や効果、及び利用者の意見等を取りまとめ検証し、平成24年度からサービス提供の指針とするものです。

委託先については、夜間の随時対応として通報システムが必要なことから、平成23年2月から吉野市指定地域密着型サービスとして、指定夜間対応型訪問介護事業を開始された医療法人玄州会ホームヘルプステーションやさしい手を委託先とする予定で、現在準備を進めております。

また、委託料の主な内容といたしましては、サービスを提供する訪問看護師やオペレーター等の人件費、燃料費となっております。

続きまして、診療所の開設の時期のお尋ねですが、本日61号議案で吉野市へき地診療所条例

を提案いたしておりますが、診療所につきましては、大島の旧郷ノ浦漁協の支所を改修して、壱岐市で開設をする予定でございます。

運営の方法等、具体的な面については指定管理等も含め関係機関と現在協議中であります。改修ができ次第、開設する予定でございますので、いつ改修できるかという名言は現在ではできませんが、条件が整い次第、必要な手続きを得た上でできるだけ早くしたいと考えております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 再度1点目については、参加される中学校が決まっているのか、またそれともこれから決められるのか、大会をやって、その点についてお尋ねをします。

それから、2番目の情報基盤整備ですが、先ほど242自治会のうちに158ですかね、設置されておるといことですが、自治会についてはそれぞれやはり将来避難場所等になる場合もあります。これは当然市の末端の行政機関の下を担っていただくわけですから、私はぜひとも全自治会設置されるように周知方をお願いしますということをお願いしておりました。もちろん周知はされておるとは思いますが、まだかなりの数の自治会が設置されておりません。これについては一般の家庭とは別に、当然今から申し込むのであれば負担金が要ると思いますが、この点については特別な配慮をしていただいて、ぜひ全自治会が設置されるように、今後検討していただきたらと思います。

それから、もう一つは、3番目の24時間対応のサービス事業の関係であります。先ほどの説明では全国で90カ所という話でありましたが、そのうち長崎県下で何カ所指定になっておるのか、もしわかっておればお知らせ願いたいと思います。

それから、4点目については、今から指定管理者と協議して、そしてまた改修ができ次第ということですが、おおむね10月ごろなのか、それとも9月ごろなのか、予定についてもう少し具体的にわかれば、予定のつく日について御答弁。

以上、4点について再度御説明をお願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 中村議員の御質問でございます。23年度、本年度の参加チームについては現在把握はいたしておりません。それぞれ第1回目、平成20年度が東京都の伊豆大島で開催されました。このときは10チームでございました。そして第2回目が、島根県隠岐の島で開催されております。このときは16チームです。そして昨年が、種子島が17チームということで、それぞれ今現在、参加申し込みをされておりますので、8月に行いますが、その状況はこちら、今年度分については把握をいたしておりません。

次に、告知放送の件でございますが、各公民館に、自治会公民館の施設にということござい

ますが、それぞれ昨年度末まで、22年度の3月末までにとすることでそれぞれ呼びかけをいたしましたので、新たにとすることは正直考えておりません。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 全国90カ所のうち長崎県では何カ所かという御質問でございますが、佐世保市と2カ所でございます。診療所の開設時期でございますが、指定管理の完了でございますが、遅くとも9月定例会までにはしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） わかりました。私が1点目の聞いたのは、壱岐の中学校で4つの中学校のうちどここの学校が行かれるのか、もし決まっておれば、もし決まっていなければ決まっていなくてということで、そういったつもりで御質問したところです。再度お願いします。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 大変失礼をいたしました。壱岐の場合は中体連選抜チームということになっておりますので、1チームにいたしております。以上でございます。大変申しわけございませんでした。

議長（牧永 護君） 次に、14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 18ページの6款の商工費の国民宿舎の改修工事の件でちょっとお尋ねいたしますが、今度リフォームされますが、主に変わった点と、それからこの改修計画の設計は提示できないのか。それと、改修期間中の営業はどのようになっているのか、3点をお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 榊原議員の御質問でございます。

壱岐島荘の改修内容でございます。まず、改修内容といたしまして、耐震補強の補強工事と建築基準法の不適合部分の改修がございます。これは排煙設備の設置でございます。それとあわせて、地下の大浴槽の展望風呂化をいたします。また家族風呂も改修をし、地下、風呂場フロアから2階客室、延会会場までの間にエレベーターを新設をいたします。そして2階、3階の客室の改修、これはまず部屋にそれぞれ洗面スペースを設置し、天井、床、壁等の改修をいたします。それが主な内容でございます。

また、あわせて建物外壁の改修として、雨漏り対策として屋上の防水処理などの実施を計画をいたしております。

図面につきましては、現在、建物の耐震補強に係る判定委員会に出しておりますが、判定委員会を受けた後の正式な設計になりますが、今現在、手続き前の図面がございますので、その分に

については議会の方に提出ができます。

営業でございますが、本年7月23日、24日をもって、23日の宿泊まで行って23日から宿泊の方は工事期間中については休業をいたします。そしてお風呂の入り、入湯者については7月いっぱいまで営業をするようにいたしております。以上でございます。

期間はですね、工事期間は1年程度ということを予定いたしております。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 営業内容ですけれども、宿泊だけを、宿泊が主ですけれども、宿泊だけが中止するということですかね。

それと、この国民宿舎に関しては指定管理を現在のところされておりますが、この管理費については予算は組んでなかったように思いますが、このように大規模改修した後、完成が1年後ということでございますが、改修後にその管理費についてはどのように考えられているか、お尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 浦企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） まず、先ほどの件でちょっと舌足らずな面がございましたが、工事の期間中については全部休館をいたします。それで、リニューアル後の開館でございます。経費について、今現在、指定管理上はそれぞれの公社の方で運営をしていただくということで、指定管理料はゼロ円でございます。それぞれの営業の中で行っていただくということでございます。その後についても基本的には指定管理料なしということで考えております。また、施設の料金等については、ある一定リニューアルをいたしますので、まだ論議はいたしておりませんが、今後料金改定等についても検討すべきだろうと考えております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。16番、大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 発言の通告はしておりません。会議規則については十分承知はしておりますが、1点だけお尋ねをしたいと思います。

それでは、予算書の18ページ、5款3項3目漁港管理費の17節公有財産購入費392万8,000円についてお尋ねをいたします。

これは、議案説明では渡良地区船着き場進入道路の土地購入費、この件については3月の定例会の折、我々所管委員会に資料が提出をされました。内容は、渡良、板浦の船だまりの進入道路の用地を買い取りの要望が出ているということで、現地調査を行い、現場で簡単な説明を担当職員より受けております。

そのときの資料によりますと、旧郷ノ浦町、この郷ノ浦町時代に、今から約30年前ですね、

昭和55年に地元船主会から板浦の船だまり整備の要望がなされております。そして、56年から57年の2カ年にわたり、係船施設ができた、その後、浮棧橋等の設置も行われております。

この資料の中に、これは前任者が出した資料であります、平成46年8月に公有水面埋め立てとあるんですが、これは間違いと思います。担当部長、これいじわるな質問ですが、今平成何年ですかね。平成は23年でしょう。これは46年8月に公有水面埋立とこの資料には書いてあるわけですね。

こういう資料、これ前任者が書いて出したと思いますが、こうしたそのミスがないようにしていただきたいことは申し添えておきます。

この資料を見た限りでは、この土地は今言うように、昭和46年に公有水面を埋立してできた土地と理解をしていいのか。その点1点お尋ねです。それがそうであるなら、どなたが埋立をされて所有者となっているのか、これ2点目。これ一番最初の所有者がだれかということですね、埋立をして。

その後、この所有権が二転三転して現在にいたっております。現在の所有者がだれなのか、これは資料には出ていないのでわかりません。

そうした中で、平成20年の2月、3年前にこのときは地元から壱岐市に用地の買収の要望が提出されております。そして23年、ことしですね、ことしの1月にまた地元から再度の買い取りの要望が出ております。進入路の買い取りですね。それが提出されております。

そして、さらに同年同月に、同じ23年の同月に、今度は地元からではなくて所有者から買取りの要望がっております。そして、今補正に上がってきているわけです。面積として604.17平米、当時の担当職員の説明では、この進入道路、その背後地の山林も含めて買い取ってくれという説明だったと思います。この背後地の山、これも含めて604.17平米なのか。

以上、おわかりであれば御答弁お願いします。

議長（牧永 護君） 桝崎農林水産部長。

農林水産部長（桝崎 文雄君） ただいま大久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今御説明された資料の中で、平成44年ということで記載をしておるということで、これは昭和44年の間違いでございますので、済みません、訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

それから、当時の埋め立ての申請、そして土地の所有者については真珠会社、当時の玄海真珠さんでございます。

ちょっと今大体、大久保議員さんの方から経過については御説明がございましたけれども、今回、土地を買収するにいたった経過についてちょっと重複しますけれども、御説明をいたしたいと思います。

真珠会社が昭和44年に海際の土地を、先ほど言われました、山の部分を取得をされまして、その前面の公有水面を昭和46年から埋め立てられて、昭和48年に土地として登記をされてあります。

もともと船だまりは埋め立てをする前から存在しておりまして、従前の船持ちの方は海岸通りを通过这个の船だまりまで行ってあったということでございます。

当時、真珠会社が埋め立て申請をされておりますが、この申請をするときに、船持ちの人たちも土地ができれば埋立地を通過してよいよという真珠会社の善意の中で工事が進行いたしております。

その後、船だまりの老朽化と言いますか、整備改修の必要が出たために、昭和55年に船主会の方から、郷ノ浦漁協の方へ改修の陳情が出され、旧郷ノ浦町の方で昭和56年から57年にかけて現在の係船施設が整備をされております。

真珠会社も都合で平成14年に廃業をされて、土地も売却をされております。それから転売、転売で本年3月に現所有者に移転登記が出されております。

現所有者は前所有者にいろんな条件とか権利は何もないということで売買契約をしたということで、船持ちの選手会、それから公民館員の通行を4月になって禁止をされました。

現在、あそこの船だまりの利用条件については8名の方で漁船が11隻と公民館員の磯場行きに使用している状況でございます。

市道の板浦1号線がこの当該土地で行きどまってあって、個人の土地を通らなければ自分の船までいけないというような状況になっております。こういったことで、今通行ができないということで、今回の買収ということで予算を計上いたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 真珠会社が公有水面を埋め立てて土地をつくっておられるんですね。公有水面、これは法的なことですけど、許可があれば埋め立てて自分の土地になるわけですか。これは後で結構です。

そして、真珠会社がここに土地をつくれ、最初の持ち主が玄海真珠さん、それでこの埋土、そこに防波堤を地元から建設していただけないかという要望が出ていたときに、これは真珠会社さんの方がつくってもいいですよというふうに認められたからつくったんだろうと思いますが、そしたらそこを通行する場合に個人の土地をその時点から通行しているわけですから、やはり言えば、慣行通行権、習慣とかなれ合いとか、昔からここは通っていたから習わし的に通行をさせてもらっていた、そういう状況ではなかったんかというような感じは受けます。

そういう中で、今度はここを買い取ってくれるということですけど、先ほど言われるように、

利用状況が3トン未満と思われる船が8隻、ほかに陸揚げ船が3隻、この3トン未満の漁船は何をされているんですか。私が写真もここに資料には出していただきましたが、現場も見ましたが、ほとんどがレジャー船ですよ。漁業者じゃないわけですね、これは。しょっちゅう出ている人でもまだないわけですね。

内容はわかりませんが、学校の先生とか農業をされている人とか、そういう人たちがひまなときに魚を釣りに行くとか、そういった船なんですよ、これは。

そういう陸揚げ船、ここに3隻ほどあります。これは使用をしているのか、もうされていないのかわかりません。何年も船は陸に揚げたら家と同じで人が住まんことになったらもうだめになってしまうわけです。

こういう一部の人たちのために公有財産購入という形で購入をしていいものか。我々委員会においても、現地を見ただけで何らこれに対しては現地で簡単な説明を受けて全く審議はしておりません。そういう審議をしていない中で、こういうふうに出てきても、これはおいそれとそれを認めるわけにはいかないわけです。これはまた委員会とか予算委員会もありますが、市長にお尋ねをします。この用地買収要望は一番最初は3年前に提出をされております。こういう予算にかかわる事案はもっと早い段階で出していただきたいと。今回の件については、所管委員会としては、先ほども言うように、何ら審議はしていない。これ私はそうした中でこれを認めるということになれば、あとあといろんな問題が起きる、そういうことは明らかであると思うんです。前例をつくりたくはないわけです。形は違っていてもこういった用地進入道路、こういう似通った事例はありますか。お答え願います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 済みません、最初の申請は20年何月とおっしゃったんですかね。（発言する者あり）20年2月ですね、わかりました。

当時、どういう処理をされたかというのは、もちろん検証しとかんにやいかんのですけど、そのことについてちょっと知識が不足をいたしております。ただ、先ほど言われた慣例の通行権とおっしゃいました。僕、民法余り詳しくございませんけど、囲繞地通行権というのがあります。いわゆる袋小路の通行権、これは民法で保証されております。それで、この件について担当者に囲繞地になるんじゃないかということをお尋ねさせました。そのときに、こちらに海があるということで、囲繞地にならないということで、その民法で言う囲繞地通行権というのは認められないということでございました。

そして、委員会の方が現地を調査をされた時点の所有者と今の所有者がどうかというのはちょっとわかりませんが、現在の所有者が実は日にちは何日前かわかりませんが、くさりで通行を、きちんとじゃないようでございますけれども、一応くさりを張られたということをお聞き

をいたしております。

ただ、当然のことごとく、旧郷ノ浦町の施策と言いますか、行政責任は今の市が引き継いでいるわけございまして、当時の、いわゆる船着き場と言いますか、係船場と言いますか、それをつくるときに、やはりその辺を解決しておかなければならなかったということは、思っておるところでございます。

議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 市長、例えば、これを認めてこういう進入道路を公有財産として購入する、そうした場合に、やはりそこ、今利用してある方、利用すると言っても1年間で1遍か2遍か3遍かそれぐらいのものでしょうか。大体そのぐらいに思っております。それにまた背後の山も買えということですが、背後の山も、含めて604平米ですか。これは認められますか。

例えば、今市内いたるところには、墓地がありますね。勝本にも墓地があります。20基、30基からなった墓地もあります。その墓地を私調べたところでは、墓地を持っている人の名義ではないわけですね。ほかの人の名義なんです、全体が。そこに20基、30基の墓が。そういうことがいくつもあるわけですね。そうした場合に、その地権者がまだその墓地を持っている人が市の方に買ってもらえないか。また、それだけじゃなくて、あらゆるところの墓地に行く墓参り道と言いますか、そういう道にも個人の土地があるわけです。そこを通って行っている人もあるわけです。でもそれを今度、買ってこないかと、公有財産として、さして変わりはないと思うわけですよ、私は。

それとは別に、水道管布設、水道管布設も、これは個人の山なんかには、極端な話です。布設してあるところもあるわけです。水路もです。また家も自分の土地は持って家を建てているが、その通路が何人かの名義になっている。だから金を借りるにはなかなか公庫の金が借りにくい、何とかしてもらえんやろうか、そういうともあるわけです。そうしたときに、市の方にお願ひに来たら買いますか。私はさしてよけいに差はないと思うわけです、これが。

それで、私は、これはまた先ほど言いますように、委員会でも十分審議をしないかんし、予算委員会もありますので、ここで一応私の質問は終わりますが、最後にやっぱりこういうことを、こういう場所を買うときには、予算に来たときには、地域の議員にはそれなりに出た場合には何とか協力してくれんかというような打診もあるはずなんです。あっているはずなんです。しかし、最後に言いますけど、予算を提出する側もこれを審議する議会も、あくまで市民全体の立場に立った公平なものでなくてはならない、いやしくも一部住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならないと、これはちゃんと議員必携にもあります。これを踏まえて、また委員会でもやります。

終わります。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今、大久保議員がおっしゃった例は、この今回の事案とは全く違うと思っております。と申しますのは、その市の施設に行くすべがないんですね。さきに市の施設がありまして、その施設に行くための方法がない、ですから土地を購入するということでございまして、水道管とか墓地とかいう問題ではないと思っております。

ただ、おっしゃるように、道路、最低道路の幅があればいいのに、全筆買わないかのかという御指摘、これはもう当然だと思っておりますし、担当もそのことで交渉を行っております。しかしながら、そのことについてかなわないということ、現実がございます。予算委員会で御審議をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号平成23年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。
議員（14番 榊原 伸君） 10ページの歳出でございますが、3款施設整備費の13節委託料についてですが、この養護老人ホームはまだ場所が決まりつつあって決まらなかったところではありますが、そんな場所、どこか場所わかりませんけども、どこか確定してこの地質調査、設計業務、測量業務等の予算化をされているものか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 特養老人ホームの予算についての場所はどこだと、どこの予定しての予算かということでございますけれども、吉野市議会議長宛に鯨伏地区公民館連絡協議会長外 8 名の方々と紹介議員 4 名の方による吉野市特別養護老人ホーム建設予定地について、ぜひとも旧ヨーガの里跡地に建設をお願いしますとの請願書が平成 23 年 5 月 16 日付で提出をされております。

市長は行政報告の中で計画変更はやむなしと考えておりますので、この際、待機者数、県の参酌標準の撤廃等を考慮し、増床や施設分散をも検討をすべきと申しておりましたとおり、施設分散で計画をすべきと考えておりますが、議会宛に請願書が提出されている状況であり、それについて議員の皆様がどう判断されるのか、結論が出ていませんので、候補地については決められないという状況でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14 番 榊原 伸君） 決まっていなくてその予算立てをするというのがちょっと不審でございますが、もしそこに決まらなかったら無駄遣いになるわけですよね、市長がいつも言われます、無駄遣いストップと言われますけども、やっぱりこの辺は請願も出てますし、全員協議会の経緯もありますけども、しっかり議会で場所を決めてから積算根拠なりを出して任に当たるべきと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） 御存じのとおり、来年の 3 月まで本当は完成を目指して施設の計画を進めておりましたけれども、東北大震災によりまして計画は議員の皆様と御協議をした結果、計画を見直すべきという答えになりましたので、それに基づいて現在白紙状態になっております。

今からスタートさせますと、消防法のことでもございまして、できるだけ急いで工事を完成させたいという関係で今回の内容の提案にさせていただいております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14 番 榊原 伸君） この問題、一般質問で市長に直接お尋ねいたしますけども、この見直しを最初から少しく見直してぐるぐる回ってきております。そして、最初、市長はゼロメートル地帯はだめということと言われました。その後は分散化はだめとはっきり言われたんですね。それをここに来て分散化を視野に入れてとか増床とか、ちょっと私たちには理解できないような発言が相次ぐわけですね。

そこで、きょう今お尋ねをしておりますが、この後は一般質問でしますので、これで終わります。

議長（牧永 護君） 次に、12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 私もこの件につきましては、今榊原議員が言われたとおりでございます。特養を現時点で大体1年遅れと、当初予定より1年遅れで完成予定になっておりますが、市長も担当部長も御存じのとおり、特養に関してはかなり待機者もいるわけです。で、今の施設もかなり老朽化をして、利用者の方にとっては一日も早い建設を望まれている中で、部長の答弁では議会と協議をしてそれを議会の場所を決定した上で調査をしたいということでしたが、本来ならやっぱり市長がここに建てたいという意思のもとにそれを議会がそこが適任かどうかという部分で調査して、その中で変更ができれば変更していくのが、私は手順だと思っております、そうした中で、市長は場所をここと言われないうまに請願が出ているからということで、今担当部長言われましたが、今後担当部長も言われましたとおり、一日も早い建設が必要なときに、またこの場所を決定する上で日数がかかりますとさらに1年遅れたものが1年半、2年と遅れていてまた指摘されておりましたその消防法の関係のスプリンクラーもそろそろ限界が来て、万が一のときにはかなり大変な大事故になるような状況になっております。

詳細については、今回一般質問でかなりの方が特養については御質問されるようですので、私はこれだけ言っておいて終わりますけれども、現時点での市長の考え方だけをお聞きして終わろうかと思っております。あとはもう皆さん一般質問が控えておりますので、その場で論議していただきたいと思っております。

以上、その1点だけお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） おっしゃいますように、4名の方々から一般質問が出ております。この経過につきましては、その中で皆様に御理解いただけるような返答をしたいと思っております。でございますが、これだけ申し上げておきます。平成22年に計画をいたしまして、平成23年に建てるという状況がございました。現在は当初計画を白紙に戻しまして新たにやろうということでございます。平成22年度と平成23年度の環境がものすごく変わっております。その辺を御説明いたしまして、今鵜瀬議員が言われました内容等々につきましても、一般質問でお答え申し上げたいと思っております。

議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第4号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わり、これより委員会付託を行います。

議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、議案第55号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から発議第4号指定外来種等による生態系に係る被害の防止に関する条例の制定についてまで、12件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号については議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午後2時18分休憩

午後2時19分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に、18番、市山繁議員、副委員長に3番、音嶋正吾議員に決定いたしましたので御報告します。

日程第26．請願第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第26、請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願を議題とします。

ただいま上程しました請願第1号については、厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時30分とします。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑を続けます。

日程第27．議案第59号～日程第29．議案第61号

議長（牧永 護君） 次に、日程第27、議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結についてから、日程第29、議案第61号苓岐市へき地診療所条例の制定についてまで3件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の提出議案につきましては、担当部長にさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊崎農林水産部長。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（榊崎 文雄君） 議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

記、契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、4億2,148万7,850円。契約の相手方、苓岐市芦辺町諸吉二亦触560番地2、株式会社岡本組代表取締役岡本一。

提案理由、苓岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

次のページをお願いいたします。工事場所、苓岐市芦辺町諸吉本村触地先でございます。

工事内容でございますが、次のページをお願いいたします。全体計画として、外防波堤300メートルでございます。平成21年度までに完成した130メートルを黒色で表示をいたしております。平成22年度実施分40メートルを黄色で表示をいたしております。そして今回上程いたしております契約内容は30メートルで、赤色で表示をいたしております。

恐れ入りますが、前のページをお願いいたします。工期、契約発効の日から平成24年3月23日まで。入札状況は記載のとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

〔教育次長（村田 正明君） 登壇〕

教育次長（村田 正明君） それでは、説明に入ります前でございますけれども、本日の契約手続が私どもの管理監督、あるいは関係部署との協議不足によりまして遅くなりましたことをおわびいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第60号を御説明いたします。

壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について、壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

内容等でありまして、契約の目的は、壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事。2番目といたしまして、契約の方法でありまして、随意契約でございます。変更後の契約金額は、今回1,169万700円追加をさせていただきます、2億2,169万700円となります。契約の相手方でありまして、壱岐市郷ノ浦町、有限会社横山機械店代表取締役横山勝氏でございます。

提案の理由でありまして、壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事に係る40トンの貯水タンクと薬注機を追加施工するため、契約金額を変更する必要が生じました。御理解をいただきますようお願いいたします。

次のページに変更図をつけておりますが、赤字、赤線で記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。この図面の右の上の方に40トンタンクを設置するようにいたしております。

以上でございます。

〔教育次長（村田 正明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市へき地診療所条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、市内の無医地区住民の医療を確保し、市民の健康保持推進に寄与するため、壱岐市へき地診療所を設置しようとするものであります。

次のページをお開きください。壱岐市へき地診療所条例でございます。第1条につきましては、設置する目的と書いております。第2条につきましては、名称及び位置ですが、名称につきましては、壱岐市三島診療所、位置といたしまして、壱岐市郷ノ浦町大島554番地2でございます。

これにつきましては、郷ノ浦漁協の三島支所でございます。を購入するように予算計上をいたしております。

第3条、任務についてですが、記載のとおりでございます。第4条、診療所についてですが、4条、次ページ等で掲げております。第5条、使用料ですが、算出した額の使用料を納付しなければならないとなっております。第6条、管理の代行等でございます。診療所の管理を指定管理をさせるということでの条項でございます。2項につきましては、指定管理が行う業務といたしまして、診療業務利用料の徴収業務維持管理、その他市長が認めるものでございます。

次ページをお開きください。第7条につきましては、利用料金の収受でございます。指定管理人の収入として収受することができるとなっております。第8条、委任ということになっております。

附則として、この条例は公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するということになっております。

以上で、議案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから、議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） お尋ねというよりも、苦言でございます。多分、給食センター、これ当初建てるときから1日何トンの水量がいて、どこからその水源を求めてくるかは、当初からはわかっていたことと思いますが、何で今になってこういう事態が起きるのか。本来なら今衛生上ほとんどこういう公共の施設は水道からの直接の取水を原則としておると思うとですよ。特に給食センターなんか衛生面で厳しいですから、タンクをつくること事態をなるべく避けるようになっておると思います。だからこそ、設計当初からこれわかってたと思うとですよ。そこに何ミリのパイプが通って水源地がどこであって水圧は何キロあるというのもわかっていたと思うんですけども、何で今になってこういう設計変更が出てくるのか、非常におかしいと思いますし、この給食センターの工事につきましては、当初のボーリングの件でも前の建設部長に私やかましく言いましたけども、ボーリング調査をした結果にもかかわらず、結局地質が悪いので設計変更させていただきますと設計変更をして、また今度は今になって水道から水が来ないので、圧がないので設計変更をお願いします。何で当初の調査なり設計をした段階でわからないのか、非常

に設計業務を委託する意味もないし、調査をする意味もないと思っておりますが、その辺、回答をお願いします。

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 今、中田議員の御指摘とおり、この時期になりましたことはもう言い訳になります。申しわけございませんでした。水道の1日の水道摂取量は約87トン使います。そして水道と協議した結果、給水できる量というのが今の状況からしますと1時間当たり約6トンになります。しかし、使う量は午前中で一番多いときでも1時間当たり約10トン使いますし、また午後からの2時間余りにわたりまして約十二、三トン使うということで、今御指摘のように、本来は直接につなが込むのが筋と思っていますけれども、どうしても地域住民の方に御迷惑がかかるというようなことが発見されてきてこういった状況になりました。

とにかくもう時期が遅くなりましたことにつきましては、もうおわびいたします。申しわけございませんでした。

議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） わかりました。理由はわかります、その当初から何と言いよるか、計画を聞いておりましたから、1日80何トンですか、使うのは聞いておりました。何でそのとき検討をしなかったかというのが、僕は言いよるわけですよ。何のために設計業務を委託しているのか、設計管理を委託しているのか、何のために壱岐市内に同じところに水道課もあるんですよ。何で横の連携がとれていないのか、設計する段階で何トン水が要りますからって、水道大丈夫かと、ほかのその水道業者に聞くわけじゃないわけですよ。壱岐市には水道課というちゃんとしたものがあるんでしょう。何でそこと横の連絡を何も、なあなあで設計をしちよらんかと言いよるんですよ。2,000万円や3,000万円の仕事じゃないとですよ。2億1,000万円の仕事ですよ。これ当初からの設計でわかるはずですよ。とにかく言い訳だと思えますよ。

こうなればやむを得んとは思ってはおりますけども、非常に設計なり調査が今までの工事をすべて見て不十分であると思えます。だから僕は今度特養の部分ですね、ポーリングとか何とか言いよるんですけど、これあてにならんと思えますよ、今からこういう、毎回毎回調査をしたあげくに設計変更ばかり出よったじゃ、それはどう思いますか、市長。当初からわかっているはずですよ。横の連絡もちゃんととってやらんからこういう結果になるんですよ。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今、御指摘のように、水を全部給食施設がとればそれよりも下流の方の家に水が出ないという状況、したがってタンクをつくらないかんという状況はもうおわかりのとおりでございます。おっしゃるように、プロに頼んでおるわけですから、その辺のことについては設計業者へも厳しく言うようにということを伝えております。

また、そのボーリング等々当然するわけでございますけれども、私素人でございますが、壱岐市の地質は非常に中が複雑で少し離れたところでも大きな岩盤があったり軟弱地盤があったりということも聞いております。かといってボーリングをしないということにならんわけでございます、やはりボーリングをしてそれを信用するというよりほかはないと思っている次第でございます。

ただ、御指摘のように、そういう調査をしたにもかかわらず設計変更が多いじゃないか、真摯に受けとめさせていただきます。

議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

議員（13番 中田 恭一君） 今回、今まで何回も今回もやむを得ないと言うて何回言っても直ってないので言いたいわけですけども、今のボーリング調査のなかなか信用しにくいということですけども、僕は極端に言うなら、今度の給食センターでもですよ、ボーリングせんで基礎が確か4メートルか5メートルしか入ってますよね。一番下の基礎の部分の一番下で。4メートル、5メートルで平地であればユンボ持って行って掘って、それに地質調査していいんです、わざわざボーリングで掘らんで。

災害なんかの急傾斜地になればユンボ持って行って掘るわけいからですから、それはボーリングを信用せんと仕方ないと思いますけども、全くあんだけ平坦なところにボーリング何カ所も掘るよりも、それは業者にユンボ持って行ってばっと掘ってもらって地質調査が早いじゃないですか、どうせ4メートルまで掘るんですよ。工事のときに4メートルまで掘るんですから。どっかに頼んでボーリングより僕安くつくんじゃないかと思えますよ、下の地質調査はですよ、ユンボで持って行って、普通大きいユンボでも5メートル、6メートル掘れますから。どうせ工事のときはその深さまで掘るんですから。そこを4カ所ぐらい掘ってその地質を調査して設計をすれば、もう方法があると思うんですよ。だから甘いって、調査の方法が甘いって言いよるとですよ。金はかかったわりにはひとつも調査の結果が伴うとらんですから。

今後はそういう設計とか調査の段階でとにかく厳しくやってほしいと思います。毎回、毎回、設計変更出てきてますので、ぜひ今回地域住民の方に御迷惑をかけますので、そのタンクと薬注機は仕方ないと思っておりますが、もっと早目の手だてができて早目の設計ができたと思っておりますので、設計、調査段階でもう少しきちんとしたことをやっていただかんと、今後はこういうその設計変更も認めがたくなりますので、1回、2回じゃありませんので、毎回のことで、よろしく願いしておきます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今おっしゃった基礎の地質調査の件については、そのことが可能かどうか担当部長に研究をさせます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） これ国道の方から本管の取り出しが計画をされております。もう一つは、県道の方の東側ですね、タンクに近いところ、こちらの国道の方の本館の とそれから県道の東側の方の県道の 、これについてお聞かせをお願いします。

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 今の御質問ですけれども、正直言いまして、裏の北側の市道鬼塚1号線に布設の分につきましても検討いたしましたけれども、どうしてもその地域の、今度は逆にそのそっちの関係している地域の方々にも水圧の関係で御迷惑かけるということで、こういったようになりました。

以上です。 40ミリで施設内はやります。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） もう一回言います。国道の方の本管の太さ、それから先ほど言われましたその鬼塚さんの方が県道の方ですが、これについての本管、引き続きもう一つ言いましょうか。鬼塚さん、県道の方の、これから先に三、四軒、これもわかります。落差がないというのを。ただ、本管、国道の方の本管、例えば75が来ていた場合はこれは立石にも行っていると思います。

そういう内容で、ここの本管の口径だけでいいです。

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

教育次長（村田 正明君） 国道側の本管は100ミリです。そして、市道の分につきましては50ミリが布設されています。

以上です。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号吉岐市へき地診療所条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 1点だけお聞きします。

今回三島診療所が新たに設置されるわけですが、もちろんこれ具合の悪い方がそこに来られるわけですが、この任務またはその診察の中で1点だけお聞きしたいと思うんですが、もちろんその病気の方を診療するのは当然ですが、この項目の中に予防という部分が入っていないように思うんですが、その予防という部分はどの部分に当たるのか。第3条の任務に当たるのか、診療の中のどっかに当たるのか、その点だけお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 予防、鵜瀬議員さん、予防ですか。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 予防というのは表現が悪いのかしりませんが、予防、啓蒙も含めてその部分が要るんじゃないかということです。もちろんその市の方が予防も含めて施策もされるわけですが、診療所ですから、もちろん病気にかかった方を診療するのは当然だと思いますが、それとあわせて啓蒙も含めた予防という部分も診療所の中には働きがあるのではなからうかと思うんですが、その部分については任務の第3条の2項の部分に当てはまるのかということで理解していいものか、増進という部分は健康増進も含めた、予防も含めた中の増進というふう

に理解していいのかということをお聞きします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 第1条の中で、市民の健康保持推進に寄与するためということでございます。診療所の任務としては診療1から5までだと思っております。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 任務については第3条で規定されておりますので、今部長が言われた分については診療の第4条の5項目と思われま

す。とにかくその私が言いたいのは、もちろんその予防の部分で特にその診療される方が頻繁に使われることになるわけですから、その健康保持推進の中で予防についての啓蒙も必要になってくるのではなからうかと思っておりますので、今部長の答弁では第1条の中に入るということで理解していいものかどうか、その点だけ。

議長（牧永 護君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 第3条の任務の中で保険法のその基づく診療を行い、保健行政等を円滑に実施し、住民の福祉向上に寄与するということと。公衆衛生上の増進に関するということとは予防も含めて指導してもらうということです。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。2番、呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 1点だけお尋ねします。

場所につきましては、郷ノ浦の漁協の借りるということでございますが、これは賃貸されて賃貸料が発生するのかどうか、そこのところをお願いします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 呼子議員の御質問にお答えいたします。

今回の一般会計予算で購入費を45万円上げておりますので、壱岐市の持ち物にするということでございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については産業建設常任委員会へ、議案第60号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更については総務文教常任委員会へ、議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定については厚生常任委員会へそれぞれ付託します。

日程第30 . 陳情第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第30、陳情第1号安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情についてを議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号については、厚生常任委員会に付託します。

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了しました。次の本会議は6月20日午前10時から開きます。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時55分散会

平成23年第2回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

平成23年6月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 2番 呼子 好 議員
- 3番 音嶋 正吾 議員
- 1番 久保田恒憲 議員
- 14番 榊原 伸 議員
- 12番 鷓瀬 和博 議員
- 11番 中村出征雄 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君 | 2番 呼子 好君 |
| 3番 音嶋 正吾君 | 4番 町田 光浩君 |
| 5番 深見 義輝君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鷓瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君 |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 教育次長 村田 正明君
病院管理課長 左野 健治君 消防本部消防長 松本 力君
会計管理者 宇野木真智子君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により、本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1．一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は質問・答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） 皆さん、おはようございます。本定例会より、本会議のみのケーブルテレビ、現在映っておりますが、議会中継されるということで、特に昨今、この議会のあり方が市民の間で問われておりますが、その市民の方と議会が近くなるという形で、私は議会改革が進むんじゃないかなというふうに思っております。

実はきのう、中学校の中体連に行きました。新しい4中学校の中体連が887名の生徒が参加、競技、そして応援に精を出しておりました。合併統合して2カ月過ぎて、生徒たちの心境どうか

なというふうに一応見たわけですが、合併の効果があって、生徒たちも違和感なく競技をしていったという実感があります。

この子供たちは将来壱岐を背負って立つ子供たちでございます。私たちは、この子供たちの姿を見て、壱岐に残れる、そういう政策をしなくてはできないんじゃないかなというふうに思っておりますし、すばらしい、このふるさと壱岐を今後守ってくれる。そういう子供たちだというふうに期待をいたしておりますから、ぜひ子供たちにエールを送りたいなというふうに思っております。

さて、きょうとあした、12名の方の一般質問があります。私がテレビ中継のトップでございます。市長には的確な御答弁をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

私は今回3件について質問をいたします。

まず、玄海原子力発電所の件でございます。去る3月11日東日本大震災、津波、福島原発事故が発生から100日を過ぎました。震災の被害は、けさの新聞では、死者が1万5,462名、不明者7,650名、避難者1万4,594名という報道がなされておりました。2万3,000人以上の方が被災をされたわけでございます。未曾有の原発、原発といいますが、災害の事態だというふうに認識をしておりますし、被災地の一刻も早い復旧復興を願うとともにお見舞いを申し上げます。

また、我が壱岐市でも被災地に対し、人的、そして物的にも御支援申し上げますし、また先日の壱岐災害派遣ボランティアの募集にも24名の方が応募され、勇気あるボランティアの方に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

宮城県で28日から7月4日まで1週間過酷な労働と思いますが、壱岐の代表として活躍されることを期待をいたしております。

一方、福島原発は先の見えない、いろいろと問題が発生しており、長期の避難生活が予期されており、厳しい状況が続いております。地域の存続はもちろん、農業、水産業等、風評被害が相まって、住民の怒りは度を越しておるところでございます。一方、世界各国も福島原発の事故を受け欧州を中心に、ドイツ、スイス、イタリアが脱原発のかじを切りました。日本も脱原発が高まる一方、原発にかわる新エネルギー、太陽光、風車、火力、整流、ガス田等、大手の三井商事なり、ソフトバンク等、大きな会社が参入の意向を示して、今後加速するんじゃないかというふうに思っております。

我々は壱岐市が玄海原発より25キロの地点、もし、原発事故が玄海で発生した場合、壱岐は対岸は海でございます。障害もなく、また風向きによっては壱岐の壊滅的な被害が出るのは目に見えており、農業、漁業、観光等はもちろんでございますが、壱岐の島が崩壊する。そういう想定のあるんじゃないかと思っております。

市長初め九州電力に対し、議長と九電社長に対しまして、安全確保に関する要望書を出し、また佐世保、平戸、松浦、壱岐の関係市の4市長名で県知事に、また九州市長会、または福岡、佐賀、長崎の関係8市によります防災担当者会議等で連携情報共修をするという玄海原発に対する対応要請をしておるところでございます。

原発は安全だという神話は崩れたわけでございます。現在、玄海原発は4基中2基が停止中でありまして、夏の需要期を迎え、菅総理が地元自治体に運営再開の要請を行っておりますが、佐賀県の古川知事は、安全が確認できない限り再開はあり得ないと、そういう答弁をしております。各自治体からも、原子力委員会に防災対策重点地域は、E P Zでございますが、これは現在8から10キロ圏内でございます。これの国の防災指針、見直しを30キロ圏内を強く求める必要があるというふうに思っております。

私は、市長に4点お尋ねいたします。

まず1個目は、九電に対し、安全対策の確保、情報の提供、住民説明会の開催を再要請してほしいというふうに思っております。

2番目は、市民の不安を払拭するため、モニタリングの設置要望をお願いをしたいと思っております。県内では、佐世保に、佐世保は原水船が入るわけでありまして、そこにモニタリングを設置しておりますが、このモニタリングも数千万円かかると、そういうことでございますから、厳しいかなと思っておりますが、ぜひ、これにつきましても、ここは海でございますから、ぜひ設置の方向で要請をお願いしたいと思っております。

3点目は、市民の避難指示の行動マニュアルでございます。ハザードマップの作成でございます。このハザード作成につきましては、今予算に計上されておりますが、その内容、どういうものをつくれるのか、御提示をお願いしたいと思っております。

4点目は、原発問題だけでなく、壱岐に大災害が発生したとき、市民の安全安心の観点から、非常用食品、乾パンとか、缶詰とか、あるいは日用品の毛布とか、そういう物がどのくらい、この壱岐市のほうで管理・保管されておるのか。その状況について、お伺いしたいと思っております。

以上、4点につきまして、市長の見解をお願い申し上げます。

議長（牧永 護君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 2番、呼子議員の御質問にお答えをいたします。

原子力発電所について、4点の御質問でございます。

まず、原子力防災に対する取り組みにつきましては、議会初日の行政報告でも申し上げましたが、福島第一原子力発電所の甚大な被害による、事故による放射性物質の拡散がございます。事

故から100日を過ぎた今日、いまだ原子炉問題の収束時期が見通せません。避難、退去生活を余儀なくされている多くの被災者の現実を思うとき、本市の対岸に目視できる位置にある九州電力玄海原子力発電所の安全確保、情報の提供、住民説明会の開催を求めることは当然のことであると思っております。

九州電力に対する働きかけといたしましては、去る4月21日に、市議会議長牧永議長とともに要望書を提出いたしました。その内容は、安全性の確保及び自然環境、農作物や水産資源等への対策について、説明責任として、情報の公開と30キロ圏内の関係自治体に対し、住民説明会の開催を求めたところであります。

このことを受け、5月17日に九州電力が来庁され、原子力発電所に関する安全対策等説明をいただきましたけれども、内容的に私どもが要望している内容とはほど遠く、住民説明会の開催を強く要望いたしました。

5月30日には、壱岐市長名及び市議会議長名で九州電力に対し、原子力発電所に関する安全対策等の壱岐市住民説明会の早期開催についての要望書を6月9日までの回答期限を切って提出をいたしました。これに対する九州電力からの回答書は、正式文書ではいただけませんでした。しかしながら、6月9日に御来庁いただき、その説明では、個別訪問の実施をしたい。訪問先としては、公民館連絡協議会等を想定している。住民説明会については、大規模になると原子力に関しては専門用語が多く、理解しにくい面があるので、少人数の中で説明して理解いただく方法をとりたいとの内容でございました。

本市といたしましては、全住民を対象にした説明会の開催を強く要望してきたところでありますが、九州電力においては、各自治体からの同様の要望を受けており、統一的な対応をさせていただきたいとのことでありますので、今後は市民に対して、各種団体や組織の単位で要請すれば九州電力から原子力発電に関する説明に来ていただける旨のお知らせをする予定であります。

私は、玄海原子力発電所から25キロに壱岐市があるのではなく、壱岐市から25キロの位置に原子力発電所がつくられたと認識をしておるところでございます。したがって、原子力エネルギー政策を進めてきた国及び事業所としての九州電力は、十分な説明責任及び対策を果たすべきだと強く申し上げてきたところでありますし、将来的には、マスコミのアンケートにもお答えしているとおり、太陽光、風力あるいは潮流などの再生可能エネルギーを推進していきたいと存じます。

次に、モニタリングポストの設置等、防災資機材の整備については、現在、国、県、市町村の枠組みによる整備においてのみ交付金、補助金の対象となっておりますことから、その対象となるべく、EPZを30キロ圏内まで拡大することを関係自治体と連携を図りながら、強く要望しているところでございます。

なお、九州電力に対しましては、九州電力壱岐営業所管内にモニタリングポストを設置してほしい。放射性物質は日常においても存在するものであるため、学校教育にも活用できはしないかなど、あらゆる視点から検討をお願いすると。4月21日の要望書提出時に申し上げた次第でございます。

また、6月1日全国離島振興協議会の折に、県選出国會議員の方々すべてに、このモニタリングポストの設置について要望したところでございます。また、全国離島振興協議会でも、この原発に対する特別決議がなされたところでございます。

避難指示のマニュアルハザードマップの作成につきましては、優先して取り組みたいと考えております。5月30日に市役所内部組織で開催いたしました壱岐市原子力防災対策会議においても、原子力災害対策取り組み事項として、E P Zの拡大の働きかけと並行して、情報収集、連絡体制の整備、災害応急体制及び避難収容活動体制の整備を優先して行う方針を確認したところでございます。

非常用食品等、備蓄の現状といたしましては、現在の地域防災計画書においては、被災者の食生活を保護するための食糧等の応急供給は市内小売り業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は県知事に要請するといったしておりまして、市独自での備蓄はいたしておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 質問の4点につきましては、それぞれ市長のほうで回答なりあったわけでございますが。

私は、この九電がなぜ大規模で説明ができないのか。それはちょっとわかりません。小単位より、私は大規模でやったほうがスムーズに、また箇所数も減っていいんじゃないかなと思うわけでございますが、その見解をどういう見解だったのか。小単位、公民館単位だったらやりますよ、大規模はやりませんよという、そういうことはちょっと理解できないわけでございますが、もし、そういうのがわかっておればお願いをしたいなというふうに思っています。

モニタリングの設置でございますが、実は、市長も御存じと思いますが、東京が200キロメートル福島から離れております。あそこで101カ所のポストを設置をして、調査をしておる。かなりの標準以上のセシウムが出ておる。そういう状況も出ていますし。九州でも宮崎の日南のほうで海水浴場を調べたところ、調べておるといふ、そういうことで、福島からかなり離れたところも、そういう調査をしておるわけでございますから、もし、こういうのが、壱岐で調査が検討されておるのか、できんのか。そういうことをちょっとお願いしたいと思っています。

もう一つは、一つは、大きな問題になっておるのは、壱岐とは直接関係ございませんが、作業員が約1,400名というふうに言われておりますが、その作業員の被爆の状況。8名がかなり

のこう大きな被爆、内部被爆を受けると、そういう報道が出ております。ですから、この作業員の安全性についても、私は玄海原発のほうにも、そういう状況だということを提示してもらえばと思っています。

もう一つは、下水処理の関係でございます。

この下水処理、雨が降ってそれが固まって出るわけでございますが、汚泥処理の処理がかなり手間取っておる。セシウムが高いとかですね。そういうことで、この対策が一番今後のこの原発の收拾には影響あるんじゃないかと、そういう話も聞いております。壱岐でも下水処理をされておりますから、その下水処理施設の汚泥の調査。こういうのをする必要はあるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことについて、若干、市長の見解をお願いしたいと思っています。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 全体的な住民説明会を九電が躊躇しているのはなぜかということでございます。先ほど申し上げましたように、九電としては、統一的なことで行きたいと。と、申しますのは、長崎県、佐賀県、福岡県、これ30キロ圏内にあるわけございまして、壱岐ではこうした、壱岐市ではこうしたよ、松浦市ではこんな説明したよ。それでは統一がとれないということが、向こうの九電の趣旨でございます。しかし、私は、それは表向きでございますけれども、私は、このEPZ、いわゆる10キロ圏内でないと、ある意味、九電の説明責任はないんだと、私は思っているわけですね。ないって、おかしいわけですけど、拒否もできないわけではないと。ですから、私たちは、今、EPZの10キロを30キロに拡大してくれと強く言っているわけございまして、30キロ圏内に拡大をされますと、30キロ圏内には、壱岐は当然3分の1以上が30キロ圏内に入るわけございまして、そうなりますと、その説明会についても、あるいはモニタリングポストを設置についても非常に強く言えるものと思っているところでございます。そのモニタリングポストにつきましても、今申しますように、EPZの範囲以内に入っていないというのが最大の私たちの弱い点じゃなからうかなと思っている次第でございます。

次に、被爆をした方が作業員がいらっしゃる。その安全性について、あるいは下水処理等々でございまして、マスコミの中でも、場所はちょっと忘れましてけれども、溝の掃除、溝の掃除をしたい。しかし、その溝の中にある土にかなりのセシウムとか、放射性物質が入っているということで、水はけをするなど、しちやいかんよという指導があっているということもお聞きをいたしております。こういった問題については、政策顧問として、豊島令隆先生も今月末にはおいでいただいて、いろいろ壱岐の問題についてお話を伺いをするというふうに、御相談申し上げるようにはいたしております。豊島先生はこの辺の専門家でもございますし、総合的に、将来

的な問題として研究をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 最後に、市長が豊島令隆さんのことをちょっと触れられましたが、この前、壱岐市に顧問として来てもらうと、そういう話をされました。この豊島令隆顧問の仕事の内容とか、壱岐にどのくらい来られるのか、月に何回来られるのか、そういうのがもしわかっ
ておれば、お願いしたいと。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 政策顧問としてお招きをすることをごさいますて、まだ5月に辞令をお
上げして、その後、お話しておりませんでした。その会議を今月中、この議会の閉会后、直ちに
お願いをしております、今日程調整をしておりますところでございます。その中で、壱岐の重要政
策、あるいは先ほど申しました、この原発問題等々についてもお話を伺いたいと思っております
し、内容的な詳細は詰めていないところでございます。これからでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 豊島先生も地元でございますから、ぜひ、いい答えが出るように
お願いをしたいと思っております。

それでは、2点目の件でございます。

特養ホームの建設見直しについてでございます。建設予定につきましては、壱岐市福祉施設検
討委員会の答申で、旧ヨーガの里を適地として答申をされたわけでございますが、その答申を受
けてから、地元で説明され、地元の理解が得られなかった。その理由ですね。理由は、なぜその
時点で解決ができなかったのか。要望がいろいろあったと思っておりますが、その問題について、
もし答弁できればお願いをしたいと思っております。

そして、市長は住民の理解ができなかったために埋立地に方向変換をしたわけでございますが、
このとき我々議会も了承し、埋立地の測量、設計、完成予想図まで出来上がりました。予算もつ
き、来年3月には完成を目指した中で、3月の大震災、津波によって、その予定地の変更を余儀
なくされたということで、埋立地を専門家に打診し、海拔ゼロメートル、液状化の心配がある。
特養ホームは寝たきりの人がおり、万一のときの避難は難しいとの審査といいますが、ことで、
代替地の変更が余儀なくされました。それについては議会も了承したわけございまして、また、
その後、廃校中学校の跡地の有効活用から箱崎中学校グラウンドを市長が提示され、議会も同意を
したわけでございます。このことが今回の問題で、まず私は市長の見誤りと言いますか、市長は、

移転する前に、鯨伏から移転する前に、事前にですね、鯨伏の住民の方に、こういふことで移転をします。そういう説明をしないうちに新しい場所を公表したという、これが今回の大きなトラブルじゃございませんが、問題になったんじゃないかなというふうに思っております。

鯨伏地区の方も、過去のいきさつがいろいろございまして、湯本の活性化のためにも、ぜひ湯本に残すよといういふことで、今議会に鯨伏地区公民館長より請願書が上がっております。市長は、状況は変わったとしておられますが、4月10日議員全員協議会の説明から2カ月で方向転換されたのはなぜなのか。そして当初、増床計画は120床、計画は120床でございましたが、今回何床にふえるのか。また待機者はどのくらいおられるのか。分散の場所はどこののか。地域に、地方紙によりますと、場所は鯨伏と箱中グラウンドの分散という表明をされておりますが、これは本当なのかどうか。お尋ねしたいと思っております。

私は、分散は北部と南部に分散するのがよいのではないかというふうには持論を持っておりますが、特に今回の市民病院改革の一環として、かたばる病院の市民病院への統合。その跡地の検討はされたのかどうか。お尋ねをしたいというふうには思っております。

今回、分散型といういふことでございまして、分散型も家族としてはよいわけでございますが、2カ所を運営するという面では経営的にも厳しいのではないかと。また、この分散するのに試算をされたのかどうか。お尋ねをしたいと思っております。

今回の補正予算も委託料7,472万8,000円計上されてありますが、これは2カ所分の委託のようでございます。通常予算は、場所が決まり、そして測量し、規模が決まった時点で、地元の方の了解を得た上で試算するのが妥当だというふうには思います。これは地形的なことにより、更新等も関係あるわけでございますので。そうしますと、当初、来年3月の完成はおろか、消防法とか、あるいは場合によっては開発行為、こういうのが乗れば、開発工事になりますと1年かかります。建築で1年。25年の完成も厳しい日程になるというふうには思っておりますが、この新しい分散型の完成時期はいつ見えてあるのかお伺いしたいと思っております。

また、総事業費が12億3,500万円計上されてありますが、これも2カ所の事業費なのかどうか、お尋ねをしたいというふうには思っております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の特別養護老人ホームのことに関する御質問ですけど、まず最初、私は、箱崎中学校に決まったとか、そういう話が決まったでしょうか、議員さん。ないと思いますよ。私は全員協議会の折に、廃校跡地を利用すればよくないかという御提案をいただいて、全員協議会はですね、非公開でございます。そして、その内容が誤って伝えられている。全員協

議会は議会の決定でしょうか。私はそう思っておりません。あのときに、例えば、廃校を利用するとしたらどうなるかとおっしゃるから、面積的には、ここを、ここ、2校ぐらいございますよ。しかし、ここはこうですよということを申し上げた。そして、ですから、適当、適しているのはここですよという、私はそう言ったと認識をいたしておるわけでございまして、今、呼子議員が議会も了承したとおっしゃるのは、これは、僕は、認識が違うと思っておるところでございます。

では、御質問にお答えをいたします。特別養護老人ホーム建設に当たりましては、施設の規模、場所等について検討いただくために、吉崎市福祉施設整備検討委員会に諮問をいたしました。平成21年8月11日に第1回委員会を開催いたしまして、4回の会議を経て11月13日に答申をいただき、場所については、第一候補として、旧ヨーガの里が上げられました。市といたしましては、この答申を尊重し、旧ヨーガの里跡地に計画を進めることで、鯨伏地区の公民館長、皆様方と協議を進めてまいりました。しかしながら、平成22年1月27日付で建設予定地の自治会である本宮南触公民館長により、建設に反対する決議文が公民館員ほぼ全員の方の捺印の上に提出をされたところでございます。反対の理由といたしましては、緊急車両、いわゆる救急車でございますけれども、サイレンによる騒音問題、雨水対策の排水路整備、取りつけ道路の整備等について、早急に完成できるのか。さらには、現特養の隣接市有地での建てかえ計画はできないのか、などなどの御意見でありました。公民館員の方々が押印された反対決議文が出された以上、今後、この計画を進めても公民館の理解を得ることができないと判断をしたところでございます。

増床か、施設の分散化を検討すべきと考えているということをおっしゃりましたけれども、そのことについての御質問でございます。

今議会におきましては、特養建設計画に対する御質問は、呼子議員さんも初め4名の議員様方からいただいております。当初計画と今回の行政報告の整合性についての御質問ございました。今回の行政報告の内容に至った経過をまず説明させていただきたいと思っております。

そもそも特養の建設計画の発端は、消防法の改正によりまして、平成24年4月1日以降、特養ホームにはスプリンクラーの設置が義務づけられる。その費用は概算で7,000万円に上るため、この際、議会からも常々指摘のあった建てかえを計画したところでございます。議会からは平成19年ごろから、建てかえなさいという御意見を伺っております。しかしながら、御存じのように東日本大震災を受け、計画地の変更について、議会とも御協議願ったところでございます。その結果、計画地変更との結論に達したのでございますが、そうなりますと消防法の期限に間に合いません。大変悩んでおりましたとき、既存の施設については特例があることが判明をいたしました。それはスプリンクラーに変えて、簡易なパッケージ型消火設備の設置で足りということでございます。既存施設にはパッケージ型でいいよと。これであれば、約1,000万円程度で施工できる見込みでございまして、次回の議会で補正をお願いしなければなりませんけれど

も、このことによって、消防法のクリアができるということでございます。

それに加えて、次に、現在恒常的に入所待機者が市立特養に50人、民間特養に80人、計130人ほどが常にお待ちであるという状況であります。しかしながら、これまで県の参酌基準がございまして、また市の介護福祉計画には増床がうたわれておりません。したがって、その増床が不可能であったということが今までの状況にございます。しかし、平成23年度は介護保険計画の見直し年度であること。また24年度から、来年度からは、県との協議はしなければいけませんけれども、県の参酌基準が撤廃されます。そういったことなどございまして、現時点と昨年との状況はこのように大きく変わっているところでございます。したがって、増床が可能となったこと。増床するとなると、1カ所では規模的にも適当でないことから、増床や分散化の検討と申し上げたところでございます。

お尋ねの増少数と建設予定地につきましては、それぞれ福祉施設等整備検討委員会、また今議会に出しております請願書の取り扱い等々を踏まえまして、御相談してまいりたいと考えております。

それから、2カ所に増床して大丈夫なのかということでございますが、私は、場所はヨーガの里がどうのということではなくて、今まで特養ホームを鯨伏地区でしていただいております。ですから、私は、ぜひ今回増床計画をいたしまして、2カ所に分散をして、1カ所は鯨伏に、そしてもう1カ所につきましては、これは本来、特養は、私は民間でできることは民間でと考えておりますから、もう1カ所については民間の経営も視野に入れているところでございます。

そういったことで、私は今回若干、若干と、失礼しました。予算がいろいろ変更などで少し予算を使ったこともございますけれども、十分その分は回収できるんじゃないかならうかと思っております。

私の現在、今回の行政報告での従来の考え方との方向変換といいますが、変えたところは今申し上げましたような内容でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

また、この予算につきましては、先ほど申し上げますように、2カ所建てるとした場合の予算を地質調査等を計画をしておるところでございまして、これが1カ所であるならば、もう1カ所でそれは終わるということでございます。ただ、この予算を編成するまでに、先ほど申しました簡易型の消火設備ができるというようなことの情報があったものですから、こういう予算を出させていただいております。その点については、ぜひ御了承お願いしたいと思います。

それから、開発行為につきましてはでございますけれども、開発行為の許可は、例えば、山林を宅地にするとか、その形状が大きく変わるということについてのということございまして、実は県に確認をいたしました。それは決定は、もちろん、うんとは言いませんけれども、現状が変わらない状況であるなら、そこに建物を建てるからといって、開発許可をとらないかんというも

のではないと。協議は必要だけれども、許可を云々ということではないということを知のほうから承っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 最初、関連でございますが、最初、このヨーガの里については、そのように反対をされ、説明ができなかったということで。そして当初の埋立地にされたわけですね。その埋立地から、元を返す。その地区の説明をされたのかということを知ておるんです。後から、結構です。

鯨伏地区は1カ所やるということでございまして、もう1カ所は委託を検討しておるということとでございますが、（「民営」と呼ぶ者あり）民営化、民営化を検討しておるということとでございますが、先ほど言いますように、かたばる病院、あそこについては今回の改革の中に入ってないのか。統合するということとでございますから、その後について、どのように考えてあるのか、お願いをしたいと思います。

それと、方向転換の関係でございますが、知の参酌基準が変わったということとでございますが、4月10日の我々の議員総会の、議員協議会の中では、そのことは全然触れられてないんですね。ですから、それから2カ月たって、このような問題が発生したということを知、私としてもちょっとおかしいなというふうに思っておるところとでございます。

それと、全員協議会の中で、箱崎地区という、そういうことを決定を、協議会でございますから決定しておりませんが、大方の方がですね、もうあそこで決まったような、そういう市長の口ぶりでございます。そういうこともあって、私は地元の報道があのように報道されたんじゃないかなというふうに思っておるわけとでございますから、そのちょっと相違の見解があるかなというふうには思っています。

ちょっと、さっきの3点について、市長の御回答をお願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、かたばる病院のこととでございますけれども、これはですね、一応、今まだ、市民病院に統合しようという方向で進んでおると申し上げております。決定をしたわけとでございます。その中で、特養はもうつくらないかんわけですから、そういう不確定なことと並行して話は進められんと思っているわけとです。

それと、もう一つは、かたばる病院にはひまわり等々もございまして。そういった関連。それから耐震、昭和五十三、四年にできておるようございまして、耐震しなければ使えない。また改造というのは非常に金がかかります。そういったこと等々も考えておりますけれども、今それを

どうする。あるいは、かたばる病院は、それは除外しているよと、そういうこともございません。それを含めて、今から考えていくということでございます。

それから、4月10日の件でございますけれども、先ほど申しますように、スプリンクラーをどうするかと。自治体が法律を破るわけにはいかんわけです。しかし、しかし、もう時間がない。どうするかということで、何かないかということで調べなさいと。これから調べたわけございまして、この予算にも、予算のときでも、まだ、その内容がわかっておりませんでした。これは事務の不手際と言われれば、それまででございますけれども、その時間的な問題で申し上げられなかったということでございます。

それから、もう1点は全協のお話ですか。これはですね、私は、それはもう人の口に戸は立てられませんが、全協での協議というのですね、やっぱり共通のなやっぱり認識を共有せないかんと思っております。私は議会が決まったというのは、やはり、議長が採決なさせて、原案のとおり、原案のとおりじゃなくてもいいですけど、可決されましたと。私は、おっしゃって、初めてですね、この議会というのは権威がありますし、それが公に口にできるものだと思っております。私は、議員の先生方は、ぜひ、その認識でもって御発言をお願いしたいと思う次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 我々は認識を持って臨んでおるわけでございますが、一応、全員協議会にそういうのを図るということは、前提はですね、やっぱり、こういう議会、議場じゃなくて、そういう中で、一応下打ち合わせをして、そして本議会にかけるという状況でございまして、大体全員協議会で反対したのをここで逆に出すということございません。ですから、やっぱり私は全員協議会の重みというものを市長は理解していただきたいなというふうに思っております。

それから鯨伏地区、あるいは第2の地区についての土地の状況でございますが、これは当初の吉岐市の福祉施設検討委員会で検討されるのかどうか。その最後の1点を。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は全員協議会の重みというのはいちおう十分認識をいたしております。ですから、大きな問題については、本会議にかけの前に皆さん方に御相談を申し上げるわけでございます。しかし、先ほど申しますように、しかし、そこで決まったからということで、私は決定じゃないと認識をしておるところでございます。ぜひ、この件については、私は議員の皆さんもそう思っていらっしゃるものと信じておる次第でございます。

それから、新しい場所等々、それから先ほど僕は民営化も視野に入れていると申しました。そのことについても今私の考えでございまして、今後、皆様方と御相談。そして、しかるべく委員会に諮問をして決定をしていく。そして、いわゆる開かれた、情報を開いて、私は決定していきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） それでは、次の3件目の件についてでございます。

来年4月の市長選への立候補について、大変恐縮ではございますが市長に見解を求めたいというふうに思っています。

来年4月が満了でございまして、4月に選挙がありますが、あと9カ月。若干早かったなと思っておりますが、9月に質問してもちょっとどうかと思っております。今回質問したわけでございますが、多分、4月には立候補、出馬されるというふうに思っておるわけでございます。ほかに三、四名の方がいろいろうわさが立っておりますので、そのところも市長に耳が入っているかなと思っておるわけでございますが、市長の立候補についての決意をここで出してもらえばというふうに思っております。

それから、市長が当初立候補されたときのマニフェストの関係でございます。私、ここにマニフェストを持っておりますが、「壱岐市活性化政策提言」ということで、市長がこのパンフレットをつくられております。「白川博一がやる改革断行」という大きなことをうたわれておりました。その中で3点ほど大きく改革の目玉をされております。一つは市民病院改革。これについては「先頭になってやる」「おれが必ずやる」と、そういう提言をされまして、私は立候補された、立候補といいますが、当選されたんじゃないかなというふうに思っておるわけでございますが、この病院改革についての今の段階では見解、そして任期まではどのように改革されるのか、そのところをお願いをしたいというふうに思っています。

それから2番目が、「税金の無駄遣い、徹底をやります」と、それらのことで、市長給与の3割カット、退職金の5割カット、これは現在改革されておるわけでございますが、私は市長みずから減額をすとか、そういうことじゃなくて、やっぱり仕事は、もらうのはもらって、仕事を大いにしてもらいたい。仕事ができんから、私はこのようにカットして、そういうふうにしかならないわけですね。ですから私はやるのであれば、もう規定の給料もらう。退職金もらう。自分がやれんから、私はちょっと能力がないから下げますよと、そういう提言しかとれんわけですね。ですから、そこんところは、今回の、今回といいますが、次回立候補されるときに、ここんところ、どのように考えてあるのか。そういうところです。

それと、3番目はごみの焼却の関係でございます。

この中で40%を超える生ごみは燃やさず分別するという、そういうことがうたわれておりますが、燃やさずにはですね、今度は、新しい施設については、ちょっと中身が違うんじゃないかなというふうに思っておりますが、その見解ですね。お願いをしたいなというふうに思っています。

ちょっと時間もございませんから、市長的的確な御答弁をお願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私も改めて、常に持って回っておりますもんですから、しわしわになっておりますけど、こういうかけて立候補いたしました。この気持ちに今も変わりはありません。来年4月の市長選の立候補について、決意とマニフェストの検証位置づけは何%かという御質問でございます。

マニフェストの件から申し上げますと、私はマニフェストとして、3つの改革を掲げてまいりました。その第1は市民病院改革でございます。病院改革につきましては、経営体制を抜本的に見直す必要があるとの観点から、独立行政法人化を目指してまいりました。しかしながら、九州大学から理事長候補の選任を断られ、厳しい局面を迎えております。加えて、精神科医の引き上げを通告されるなど、改革にはほど遠い現状にございまして、市民の皆様には御迷惑御心配をおかけしている状況でございます。

このような状況を改善するため、現在もあらゆる方策を行っておりますが、改めて、この問題の深刻さを痛感いたしております。しかしながら、病院改革の第一段階として、医療提供体制の充実及び経営効率化を図るために、かたばる病院を市民病院へ機能統合することが必要不可欠であると判断いたしまして、現在、その統合に伴う事務作業を進めておりますことは、今定例会の行政報告で御説明申し上げたところでございます。

次に、無駄遣いストップでございますけれども、これについては、まず総人件費の1割圧縮についてでございますが、先ほど申されました、市長給与3割、退職金5割のカットをいたしております。これは、私は自信がないからということではございませんで、少しでも財政改革につながればということしております。しかし、次回、もし当選させていただきますならば、やめます。3割カットもやめたいと思っております。5割カットもやめたいと思っております。そういうとらえ方をされるならですね。

さて、平成20年度当初予算と平成24年度の当初予算との比較で1割圧縮でございます。職員給与、失礼しました。職員給料も5%カットし、管理職手当も30%もカットを実施しております。20年度、24年度の比較で1割圧縮分は5億3,000万円という数字になります。その縮減を目指しておるところでございますけれども、23年度当初予算の段階で、既にその縮減

額が5億2,000万円でございます。あと1,000万円でございますので、24年度当初予算ではクリアできると思っておりますのでございます。

私は、そして、就任早々に無駄遣いストップ本部を立ち上げて、平成20年度で3億4,700万円、21年度で5億2,900万円と縮減をしております。大きな成果があったと思っておりますのでございます。また赤字施設の民営化については、市民の皆様の御理解いただきまして、勝本町のサンドームを壱岐の休止、芦辺町のまなびの館を壱岐市農協へ貸与、一支国博物館の開館に伴う壱岐郷土館の廃止、指定管理者制度については19施設の指定を行っているところでございます。

次の、第3点目のごみし尿処理施設計画の見直しでございますけれども、「壱岐市循環型島づくり宣言」に基づきまして、事業内容を精査し、総事業費抑制に取り組んでおります。予算当初80億円余りの計画でございましたけれども、現時点で、灰溶融炉等の廃止もございました。46億円に抑制したところでございます。このほか、具体的にお示した施策としては、本市からの提案により、長崎県が同調し取り組みこととされた認定漁業者制度の創設等がございます。そのほか、雇用対策として国県の制度を利用した雇用対策を初め地域情報通信基盤整備事業によりまして、県内でも有効求人倍率が一番高い数字を示すなど、雇用の確保を図ったところでございます。

マニフェストについて、現在の達成率がどれだけかということでございますが、数字であらわしにくいところもございまして、しかし、マニフェストは市民の皆様との約束事でありまして、何とか及第点、合格点をいただけるよう、達成に向けて、残りの期間精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成20年度の市長就任以来、私は壱岐市活性化のため懸命に市政運営に努めてまいりました。そして、この4年間、さまざまな事業に取り組むとともに、多くの課題の解決に取り組んでまいりました。3月14日オープンの一支部博物館、16万人を超えております。また強調いたしたいのは、壱岐市の情報通信体系が大幅に改善し、壱岐市にとって、まさに画期的な事業である光ケーブル網を整備した地域情報通信基盤整備推進事業に着手いたしまして、更新を間近に控えていた防災行政無線から、より瞬時に防災情報を市民の皆様にお伝えできる防災告知放送。多くの市民の皆様にお出演いただいている壱岐市ケーブルテレビの開局。そして中学校規模適正化による新たな中学校制度の開始など、壱岐市の将来を見据えた大きな流れを市民の皆様とともに築くことができたと思っております。

また、このたびの離島初の開催となった九州市長会壱岐大会において、各市長を初め参加者の皆様方から、感謝の声、喜びの声を数多くいただき、壱岐市には人も自然も多くの魅力が兼ね備わっていることを改めて強く感じることができました。市民の皆様方とともに、さらに、この壱

岐市をよくしたい。こう改めて強く思ったところでございます。

将来を見据えまして、既に取り組んだもの、現在も懸命に取り組んでいるもの、いずれもこれからの取り組みが非常に重要だと考えております。そのためにも、私は引き続き岐市発展のために、市民の皆様の福祉の向上のため、市政を任せていただきたいと思います。そう思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 呼子好議員。手短にお願いします。

議員（2番 呼子 好君） はい。もう時間が過ぎております。市長が立候補を決意、新しい気持ちでやるということでございますから、頑張っていたきたいなというふうに思っています。

私は、一番大きな問題は病院改革でございまして、医師の招聘ができなかった。これがですね、「おれは市長になったらやるんだ」と。「医師を持ってくる」という、そういう発言をされておりますが、これができなかったというのが、一番、私は白川市長の汚点だろうというふうに思っております。そういうことをちょっと言いまして、ちょっと時間オーバーしましたが、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、呼子議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を11時5分とします。

午前10時54分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） 皆さん、改めておはようございます。議席をご覧ください。呼子議員さんが1番バッター。そして私が、手がたくバントをして次につなぐ2番バッター。そして次には久保田議員が控えておられます。整々肅々と市長に対して一般質問をいたしたいと思いません。

私も、昨日のことではございますが、中学校の陸上、相撲の中体連。そのうち陸上競技の観戦をいたしました。887名のアスリートを含め生徒が歓喜こだまする中、あの重ぐるしい梅雨空のもと、力あふれる競技をしておるシーンを眺めまして、本当にうれしく思いました。我々、市政を引っ張っていく、牽引をしていく仲間はもちろんとせないかなということを新たに感じたも

のであります。そして今回からケーブルテレビによりライブ中継がされております。やはり、中継よりも生放送が、生がいいわけです。野球の観戦に行ってもテレビで見るより、やはり、生がいいです。ぜひとも市民の皆様、議場に足を運んでいただきたい。そのことをお願いして、通告に従って一般質問をいたします。

大きくは2点に関して質問いたします。

先ほど来、呼子議員のほうから原発問題の質問がございました。九電に対する安全確保、そしてモニタリングの設置、市民への避難指針に関すること、壱岐の大災害に関することということで質問がございました。そして市長からも答弁がありました。重複する答弁というのは、私は求めません。どこに問題があるのかと。どういうことが玄海原発に問題として浮き彫りになっておるのかということを検証してみたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

冒頭でも呼子議員がお触れになりましたが、今回の東日本大震災は、東北地方、北関東地方を中心とするマグニチュード9の大震災であり、それに伴う津波被害により、福島第一原発がいわゆる冷却水の冷却機能が失われ、甚大な大気中への放射線の放出、そして排出水による海洋汚染等、未曾有の被害が生じております。先ほど市長がお触れになりましたけど、壱岐からすれば、イルカ鼻から22.7キロ離れたところに原発がございまして。あそこにつくらせたわけでありまして。やはり、現実の問題としてとらえるべきと考えております。

そうした観点におきまして、市長の現状認識、本市における、あの原発があるということをつぶさに考えたとき、どのような対応を今後関係機関にとられていくのか。まず第1点としてお尋ねをいたします。

次に、私は、日本のいわゆる原子力保安委員会、日本原子力安全委員会の指針というのは、余りにも国際原子力機関IAEAの数値と隔たりがあり過ぎるというふうに考えております。これは国策でありますので、やはり、関係自治体と連携をして、国及び事業主である九州電力に働きかける必要があると、私は考えております。そうした総合的な考えのもとに、市長の見解を求めるものであります。

そして、3点目であります。現在、日本は電力三法というのがございます。そのうち、一番、原発立地地域に交付される原発立地交付金というのがございます。その交付金をひとたび受ければ、俗にいう麻薬中毒になる。これは音嶋正吾としての、議員としての自己責任において発言しております。麻薬責任になるというぐらいに交付金が配付されておると。こういう現状下でおいだと。原発を最初に立地した市町村は必ず増設をする。という状況にあります。こうした状況をかながみたと、この壱岐市として、市長は何か異論を言うことはないのかという立場で見解を求めます。

以上3点に関し、市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番議員、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

送りバントよりも強硬で強硬攻撃でございますけども、今回の東日本大震災による問題についての御質問でございます。

イルカ鼻から22.7キロということございまして、まさに目に見えるところにあるわけございまして、壱岐市民の不安というのは相当なものがございます。私もこの玄海原発の万一の事態に備えて、できる限りのことをしなければいけない。行政というのは、危機管理が一番大事であると思っておりますので、そのことについて、真摯に返事をさせていただきたいと思っております。

また、先ほどの呼子議員の御質問と若干重複することもあるかもしれませんが、なるべく重複を除いて申し上げたいと思っております。

まず、そういう現状認識の中で、市長はどういう対策をとろうとしているのかということが第1点でございました。

私は、これは、EPZの圏内を現在の10キロから30キロに拡大する。これがすべてであると思っております。やはり、壱岐もいわゆる重点的に防災対策を講ずる地域に入っているんだよということを認めさせるというのが私は第一の対策だと思っております。そういった中で、私は国、県、九州電力に対して要望してまいったところでございますし、今後も、長崎県で言えば、佐世保、平戸、松浦市とともに、そしてまた県レベルで言えば、やはり、長崎県、福岡県も含めて、ぜひ、このことについて、強く申し上げていきたいと思っております。

御存じのように、5月19日の第108回九州市長会におきましても、この原子力発電所の安全対策に対する緊急決議がなされました。また国におきましても、6月6日に上京いたしまして、長崎県選出国會議員に対し松浦市長とともに長崎県を代表して、EPZの見直しを初めとした要望を行ったところでございます。また6月8日には、全国市長会議でも原子力発電所の事故と安全対策に関する緊急決議がなされたところでございます。今後の関係機関への働きかけについては、これまでも行ってきましたように、関係自治体とともに連携を図りながら国及び事業者に対して強く要望を行っていきたく思っております。もちろん、これは国、県、九州電力にかけてのすべてに対して働きかけるということでございます。

次の御質問の、明確な説明責任を求めて、市民の不安払拭に努めるべきということでございます。

御存じのように、国際原子力機関IAEAが示しておりますEPZ。そしてまたUPZについ

てでございます。E P Zは10キロ圏内。そしてU P Zは30キロ圏内でございますけれども、このU P Zにつきましては国際基準でございます、現在提言をしているという段階でございます、これについての強制力と申しますか、そういったものは、まだ発動されていないと認識をいたしておるところでございます。

次に、原発電源三法でございますけれども、さっきおっしゃいました。麻薬ということおっしゃいましたけれども、この電源三法交付金と言われるものは、電源立地によって得られた国民経済的利益を地元還元するという目的で制度化されまして、交付金の使途は公共施設の整備や電気料金の実質的割引、産業の導入、振興などに活用され、その後、交付金一つにまとめられまして、他の交付金や別の財源で整備した施設の維持運営費や地域活性化のさまざまなソフト事業にも活用ができる。非常に使い勝手のいい交付金でございます。実際は電源立地地域に対する迷惑料としての要素が強く、特に原発の新規立地を進めるためには有効な交付金制度と考えられます。しかしながら、箱物建設に走った自治体では、逆に財政を圧迫しているところもあるやに聞いております。

私は、仮に吉岐が原発の候補地となった場合、市民の命、安全と引きかえに、危険性と隣り合わせの財源を受け入れることは決してできるものではないと考えております。何よりも市民の安全を第一と考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 人命が優先されるのが何より重要であるということでありまして。そしてE P Zの範囲を30キロに拡大していくように働きかけを続けていくということは当然であろうと考えております。今、福島原発の現状を勘案したときに、当然なされるべき措置であるというふうに考えております。ちなみに、今、国際機関の原子力施設におけるE P Zは8キロから10キロを現行措置として定めております。これも私は現在不十分であるというふうに個人的な見解を持っております。そしてU P Zに関しては5キロから30キロであるということでありまして。果たして、そうしたときに、玄海原発を可視できる位置にあって、吉岐市は今放射能の測定装置を持っておるのか、否か。今、吉岐市が、例えば、何マイクロデシベルの測定をしておるのか。ないでしょう。多分ですね。それくらいじゃ困るんですよ。原発がそこにあって、やはり、吉岐市に放射能測定装置がないというのはナンセンスです。九州電力自体がナンセンスです。事業主とするですね。説明責任を果たすと言ってますよね。本当に近隣の住民に対する配慮が欠けておるということをおし上げておきます。

まず、そうした中、玄海原発の現状、いわゆる施設の規模について申し上げてみたい。考えております。

1号機、今、稼働しております。これが築36年になります。1975年に稼働しております。原料は二酸化ウラン燃料で運転をされております。そして2号機、3号機におきましては、2号機は築30年、3号機におきましては27年。この3号機というのは、皆さん御承知のとおり、1回九州電力から説明を求めましたが、プルサーマルで運転をされております。モックス燃料と言って、使用済み核燃料を再処理して、そしてまたもとの原子炉に返す。それと二酸化ウランを混合してやるというような方式を採用しております。そして4号機、この4つの原子炉が動いております。そして出力としては、1号機が500 建設費が545億円。3号機が3,990億円、4号機が3,240億円というふうに莫大な経費を要して建設をされております。しかし、この玄海原発で一番、私が何が問題かというのを検証してみたいと思います。

1号機の原子炉においては、脆性遷移温度というのがあります。ちょっと若干説明します。脆性遷移温度というのは脆いという、「脆」というのは脆い。脆い性質が進行するということを脆性遷移温度と言います。これが推移といたしまして ちょっとお待ちくださいね。物すごく高い。2001年で98度。最初、運転時にはもっとマイナスなんですね、本来。マイナスであるのが当然なんです。そうした状況にある。日本一脆性温度が高いのは玄海原発の1号機であります。これが非常に問題になるわけです。いわゆるおびただしく金属が元素をあれしている。それが中性子の照射といいます。いわゆる原子の、どう言いますかね。いわゆる核融合をした場合に、中性子の照射というのが原子炉に当たるわけです。そうしたときに、おびただしく並んでいる元素がはじき出されるわけ。そして脆くなっていくわけです。ですから、今、原子炉の中は、恐らく300度から400度の範囲になると思います。原子炉を、原子棒を今現在保護しております。ペレットの中は1,800度ほどあります。それで仮に地震なんかでぐらぐらぐらっと来た場合、冷却をしなければなりませんね。原子炉の中を300度から400度に保つために。そうしたときは給水をします。そしたら今、脆性遷移温度、母材の脆性遷移温度が98度を観測しておるとします。そしたら冷たい水をあれした場合、例えば、コップの中に熱いお湯を注いだとき、ぱんとはじけるときありますね。そういう現象が起こる。その一番頻度が高いのが玄海原発であるということでもあります。

そして壱岐は、先ほどから申しますように、30キロ圏内に約3分の1が含まれております。そうしたときに、玄海原発は南南西の方角にございます。皆さんも御承知のとおり、はえの風が吹くとべたべたすると。しますよね。そうした場合、大気が下がりがる現象があるんです。それを「湿舌」と言います。湿った舌の現象と。そうすると壱岐はですね、もろともに、あの同心円状じゃなくて、私は放射能汚染をもろに受けるなというふうに考えております。そしてまた先ほど呼子議員からございましたが、排出される、いわゆる排水。これは上げ潮の場合は壱岐のほうに流れてきます。どんどん流れてきます。そうしたときには瞬く間に壱岐はそういう不測の

事態には機能不全に陥る。私はそのように考えております。そうしたことをです、もろもろの要因を市民の皆様にご承知いただき、そして我々もそのことを共有して、九州電力ないし国・県に対して、この置かれておる切実なこの環境というのを訴えるべきではないのかと、私は考えております。ね、どうでしょう。市長。可視できるんですよ。私の家の高台から見たら、玄海原発のあの光、ぴかぴかぴか。あれが私にとっては、危なか、危なか、危なかと、警鐘を發しているように見えるわけです。ですから、ほかの北の北の北、南に位置する、いわゆる、はえの風の風下にある壱岐市というのは、想像を絶する、僕は事態になりはしないかと思うわけです。ですから、これはあくまでも想定し得ることですので、私は想定内のことであると考えております。過去に、いわゆる玄海原発の基準振動値。いわゆる設計をする上で、地震の強度というのは震度マグニチュード7であろうと考えております。津波は私も検証できませんでした。その震度7の地震は、1700年壱岐対馬地震というのが現実にあつておるわけです。勝本の北西15キロの海上を震源とする地震がまさにあつておるわけですね。ですから、そうした意味で、九州電力に対してもろもろのですね、いわゆる設計する基準値。津波対策はどれだけ安全を担保できるのか。基準地震度はどれだけ担保できるのか。いわゆる冷却水の、日本経済産業省の安全保障院が言うように、冷却機能を損失しないように高台に仮設の電源を準備したら、それで果たしていいのかと思うんですね。今現在、佐賀県の古川知事は非常に慎重な考えでおられました、17日でしたかね。県議会の席上、一般質問の席上、容認をしたいというような発言がございました。玄海町の岸本英雄町長は、議会の容認する姿勢であるので賛同したいと。我々には、そうした声というのは出せないわけですね。腹立たしいですよ。今の福島と同じことなんですよ。一番最初に、電源開発立地交付金があつたのは福島が大熊町と双葉町なんです。この2つの双葉町の町長さん、ちょっとですね、原発の安全を求める協議会というのがあります。正式に申しますと、全国原子力発電所所在地町村協議会。この会長さんが敦賀市の市長さんです。副会長が今非常に御苦労してある双葉町の町長の町長さん。そして玄海町長の岸本町長は幹事をされておる。いわゆる電源立地交付金、そして原則は「原子力の発電所の安全に拠るための保安」とはなっておりますが、一面では、例えば、建設をする前に交付金があります。そして建設をして10年。前10年ですね。済みません。あと10年交付金があります。一応、玄海町におきましては15億円ぐらい年間おつてます。そして固定資産税も含んだ建設10年、19億円。ですから、あそこの一般会計が56億円ぐらいだと思います。約60%から70%は電源開発。いわゆる原発に拠る交付金であります。ですから、これが閉ざされたら機能不全に陥る。だから、申し上げるまでもなく、玄海町の町長さんも苦肉の選択でありましようけど、それはみんなが容認したことでもあります。最初に。容認したことでもあります。つくっていいよと。そのこともやっぱり踏まえなければいけない。やはり、近隣の市長としては、自分たちの立場も主張すべきでありま

す。どうなるんだ、壱岐は。あなたたちが事故があったときは、一番困るのは私たちですよ。放射能測定器一つないような状況でしょう。今の保安体制というのは本当にずさんである。そして、そのことを市民の人も非常に心配をしておられる。それを払拭するのが市議会であり、市の責任であると考えます。市長の今までに関する答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 非常に専門的に詳しく研究をされておると敬意を表します。

先ほど言われました壱岐の住民に対して現実的な問題を考えますと、いわゆる、はえの風が吹いて、初めて聞きましたが、湿舌ということで下に下がってくる。それから、そういった場合に、確かに音嶋議員のところは可視できるかもしれませんが、私のところは北でございますから、そういう状況ではございませんけれども、壱岐は御存知のように山がございます。したがって、私は、石田とか、初瀬、イルカ鼻とか、そういった問題ではなくて、もう壱岐全体が同じ事態にあると認識をいたしております。

それから、九電に対して想定外はないんだということでございまして、私もそれについては、まさにそのとおりだと思っております。地震の問題あるいは施設の問題等々にいわゆる想定外というのはありませんで、いろんな事故が想定されると思っております。そしてまた先ほどから申しますように、E P Z 範囲外でございますから、壱岐としては全然、その今言う、玄海町が再稼働を容認しても、佐賀県が容認しても、それに対して異議の申し立てができないもどかしさがある。それは同感でございます。現実に福島県の40キロ以上離れた飯館村が計画避難地域に指定されておるわけでございます。はえの風が特に壱岐は、夏は吹くわけでございまして、飯館村よりもはるかに近いわけでございますから、住民の心配というのは相当なものがございます。壱岐市民のですね。したがって、おっしゃるように、国、県、九電に続いて最大限の防災対策をとるように今後も要望をまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私はですね、市長、中国の有名な言葉に、「疾風に勁草を知る」という言葉があります。いわゆる、吹きさらしの中、1人凜として立っている草がある。今の状況の中で、市長が、そうした近隣自治体の中で、壱岐市長はうるさいなと、やかましかないとくぐあいに、市民の安全安心のために、壱岐市の置かれておる実情というのを切実に訴えていただきたい。そのことを申し上げたいんですね。近隣のみんながあれしとるから、一緒に同調すればいいと。それは到底できないですよ。どこに逃げようもないわけですよ。壱岐の場合は。そうになったら。私は、壱岐市としての指針、安全指針を当然訴えるべきである。同調して、各関係市町

村と同調して訴えるべきもの。また壱岐市としての実情を訴えるべきものということに分けて、今後とも活動をしていただきたい。本当にそのように思っております。どうですか、その心意気は、志は。その志を伺って、次の質問に移ります。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃるように、壱岐市として求める方策。そして全体として申し込んでいく事項、それは別々だと思っております。したがって、先ほどから申し上げておりますような、壱岐市としての、壱岐の市民が安全安心という、そういう生活ができる。そういう状況を壱岐としてはずっと続けていく。全体といたしましては、新聞等でご覧になったかと思えますけれども、市長アンケートの中で、私1人がエネルギー政策の転換を図って、将来的には原発はなくすほうで進んでほしいということをお答えしております。それについて、よう言うたなということをお他の市長から言われたところでごさいます、吹きさらしの中で1人立つ雑草と思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 多分、このケーブルテレビを九州電力の関係の方も拝聴されておると思いますので、今の実情を勘案して、どんな形で、壱岐市で住民の理解を得るために説明会をされるのか、熟慮していただきたい。そしてかつ玄海町の岸本町長も原発立地地として、あの町長さんは、前、岸本組の壱岐支店長をされたことがあるんです。私も知っているんです。彼は、ですから、壱岐を愛する気持ちがあるならば、九州電力のほうに、ぜひとも住民説明会を開いてやってくれ、原発立地保護土地、立地地として、お願いがあると、これぐらいの胸裏を開いた議論をすべき、私は考えております。

それでは、次に移りたいと思います。

2項目目ですが、安全安心な島づくりとして題しております。

これもいわゆる地震災害時においたときは、壱岐はどうなるのかな。本当につぶさに考えてみました。例えば、今、壱岐の電力は青島発電所で発電をされております。関係の方にお聞きをいたしましたら、芦辺は今とめておると。いつでも稼働できる体制にはあるというふうに言われております。そうしたときに、今の青島、芦辺の立地条件を考えてみたとき、恐らく海拔5メートルないし10メートル内ではなかろうかと考えております。仮に、津波被害が生じた場合には、恐らく大丈夫なのかなというふうに考えるわけですね。そうして仮に停電した場合には、壱岐は真っ暗やみ。それこそ大変な事態に陥るなというふうにも考えています。そして仮に玄海の原発でいわゆる不測の事態が起こったときに、どこに逃げればいいのか。恐らく地震で、漁港施設、

港湾施設が破壊されたときには、どういう、いわゆる脱出手段をすればいいのかということを考えてみたわけですね。本当に、皆さんにですね、不安を私はあおろうとか、そういうことは毛頭ございません。しかし、そういうことが現実に東日本、いわゆる東北、北関東では存在するわけですね。そういうことを本当に真剣に考えて、今後の振興策、吉岐の発展的ないわゆる振興策に役立てていただきたい、思うわけです。そうしたことで、教育長が、私にぼちぼち質問が来るなと構えておられますが、そこでですね、一つ提案があります。吉岐市で独自に賄える、いわゆる発電方法は何が一番いいのかな。風力もありましょう、太陽光もありましょう。潮流発電、バイオマス、振動発電、地熱、もろもろいっぱいあります。しかし、その中で、私は、太陽光発電というのに着眼をしてみます。

今回中学校が統合されました。4校に。その手始めとして、一つこの中学校に太陽光発電を設置してはどうかと、そういう取り組みにステップアップしてはどうかと私は考えております。なぜかと申しますと、やはり子供たちも今不安であろうと思います。どうなるのかなと。やはり電力の消費される大切さ、この灯かりがある本当の大切さというのを、環境教育の一環として子供たちに推進をしていくということも一つの手段、必要な措置ではなかるうかと考えております。今までのありきの考えじゃなく、やはり日本もオバマ大統領が就任をされて、日本版ニューデール政策というより、化石エネルギーに頼らない、クリーンエネルギーの開発を進めております。

日本としても、技術力は物すごくあるわけです。しかし、ランニングコスト、イニシャルコストの面で、一般の電力よりも高つくということが一つのデメリットになっているわけです。そうした面で、もっとそこら辺を国の施策としてやっていただいて、それを吉岐市は、市長も環境立島、環境島づくり宣言というのをどうどうと主張されたわけです。そうした面も考慮していかなものかなと思いますので、まずは学校現場の太陽熱発電に関する見解を、教育長に、簡潔に結構です。そして、それで結構です。その次にまた再度私が深くお尋ねしますから、そのとき市長にお願いをいたします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 3番、音嶋正吾議員にお答えをいたします。

東日本大震災の教訓等で、再生産可能エネルギーの拡大等の施策が幅広く打ち出されております。音嶋議員のわかりやすい、また熱烈たる気合のこもった説明を拝聴させていただきました。

その一つの太陽光発電を学校施設に導入をいたしますれば、児童生徒の環境教育の教材として活用できることはもちろんでございますし、また学校が地域における地球温暖化防止の啓発の役割を果たす拠点になります。校舎に太陽光パネルを設置する場合、相当の重量がかかることにな

りますので、まずは各学校の耐震補強工事が先ではないかと思っております。

以上でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 教育長も環境教育の必要性に関しては述べていただきました。しかし、太陽光発電に関しては、中学校の屋上には不向きであるということで、耐震化が先であるというような認識を示されました。だれも屋根の上に設置しなさいと言ってるんじゃないんですよ。ですから、やるためにどういう手立てをすべきかという、やれない理由を聞こうと思って質問してるわけじゃないんです。やるためにはどういう方法でやるかということを検討し、真剣に取り組んでいきますと言えば私も納得をしますが、そういう答えでは到底納得できない。現にこうしてどんどん取り組んでおるところがあります。事例を申し上げます。

島根県の雲南市の市内全中学校28校に太陽光発電システムを導入している事例がある。いいですか。本施設は、文科省の安全・安心な学校づくり交付金で建設をしたと、そうした事例あるわけですよ。これは、メーカー言ったら悪いですが、NECです。一応こういう事例がありますが、やはり私は統合で一ついろんな環境を乗り越えて、子供たちも切磋琢磨して学校教育を一生懸命受けようと頑張ってるんです。そうした、学校にそうした施設をつくることも考えていただきたいなと思うんです。市長のトータル的に見ます環境島づくり宣言、どうですか、先ほども呼子議員が言われましたが、私はバイオマスをあれして、そこで発電することも考慮したらどうかということの前々から主張しておりました。環境教育の一環として、もう一回勉強してみますというぐらいの答えは出せませんか。教育委員会の長としてどうですか。市長に進言をして努力してみますと、簡潔にそのことだけに、答弁求めます。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 3番、音嶋正吾議員にお答えをいたします。

ただいまの太陽光発電につきましては、国の施策等々考えまして、壱岐市でも研究をする必要があると確信をいたしております。特に統廃合を行いまして、使っていない校舎、グラウンド等々もございまして、そこら辺も視野に入れた研究をしないといけないと思っております。壱岐市の電力施策等がございまして、それに従っての研究をさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） すべての案件に関して、私は建設的な発言をいただきたい。やってできないことは私はないと思うんです。できる、可能にする、そうした考え方のもとに事業を

推進をしていくことが必要であろうと思います。特に、壱岐市のように一つの島ですよね。災害時に本当にもろいと思います。脱出するためには恐らくヘリポートも必要でしょう、そうしたことも今後の戦略的な施策として取り組むことが、壱岐市の恒久的な発展につながる、私は確信しております。市長に環境教育に対する取り組み、そして今後若干ちょっと頭を切りかえてみようかというようなことがございましたら、2分間ぐらいまとめて答弁をいただきたい。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 環境教育は、今からやっていかなきゃいけない、いわゆる喫緊の課題だと思っております。今までの化石燃料に頼るエネルギー政策、そのことが地球環境を壊して、今温暖化等々、激甚災害がとにかく多発しておるわけでございます。そういった中におきましても、太陽光発電、あるいはバイオ発電、壱岐市におきましては、生ごみは発電力じゃございませんけれども液肥としてリサイクルするというような取り組みも考えておるわけございまして、ぜひ「学習」という面と「実際」という面と両方で、この環境教育をしていく必要があると考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。やはり、私は、原発による、いわゆるランニングコストは安いと思いましたが、しかし、こうした不測の事態が起きた場合、物すごく高くつきます。当然山河国策で進められた原発、その補償を発射としても、設置者としても重大な責任を感じて努力をしておられます。そのことも踏まえて、どちらが高くつくのかということも選択肢として、やっぱり考えるべきであろうと思います。私は、そのことが広く市民の間でそういう議論を深めていくことが今後必要になってくると思います。「賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ」という言葉があります。賢い人は先人たちのした歴史、事例を学び、愚者は愚か者と言い、自分の主張だけをかたくなに通して改革をしようとしなさい、ということになるかと思います。

最後になりますが、やはり今回の震災復興を通じて、市長もペイダウンされこの機会に東日本大震災に対して壱岐市として人的支援をしようというような取り組みもされております。敬意を表します。私は、今の時代に物ですべてがあふれる時代になっております。金さえ出せば物が買えるという、そうした時代が来ております。私はそれじゃないと思う。戦後貧しいときに親の手伝いもしながら日本は復興してきた、そうした原点に帰るべきである、そのように考えております。我々も心して市民の安全・安心のために取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

これで、私の一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午前11時55分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） ランチタイムが終わりましたが、皆さんお昼はおいしかったですでしょうか。私は午後一番ということで緊張しまして、特に午前中難しい言葉がたくさん出ましたので、私もどうかしてちょっと教養のあるところを見せようかと思ひまして考えていましたら、なかなか食欲が進みませんでした。

それでは、通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

私は、今回4項目の質問をしています。そんなに難しい質問ではありませんし、また先々のことではなく、現在待ったなしの課題だと言うふうに考えておりますので、ぜひ簡潔な答弁をお願いしたいと思っております。

まず、第1項、壱岐市のこの夏の節電対策は、東日本大震災による原発事故で、改めて電力の重要性と節電の必要性が大きな社会問題となっています。離島の壱岐においても節電は必要と考えていますが、市としての、特に近まっておりますこの夏の節電対策をお聞かせ願いたいということです。それだけです。

議長（牧永 護君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます、白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 壱岐市のこの夏の節電対策ということでございます。具体的にこうするという対策は今のところ持っておりません。しかしながら、省エネ、節電を行うことは極めて重要なこととございます。具体的に申しますと、市として市民の皆様は何%の節電をお願いするということは現段階では考えておりません。これについては九州電力とも協議を行い、必要な場合が発生したとき、または発生することが懸念されるときには、市民皆様への周知を行ってまいりたいと考えております。また、日ごろからの省エネ、節電については、広報紙等を通じて市民の

皆様に協力の要請をしております。職員のクールビズを初め、昼休みの消灯等を実行しているところでございますけれども、空調の運転時間短縮、不必要な照明の取り外し等、無駄遣いストップからの観点からも、早くから節電対策を実施しておりますして成果を上げているところがございます。今後もLEDの導入を含めて、さらに将来的な節電対策に努めてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） もう既に、無駄遣いストップの見地から必要な節電対策は行っているということですね。よく電気を消すとかというようなことが今行われています。ただ、御存じのように、電気を余り暗くしてはいけません。作業能率とかということで、あるいは目に与える影響とかということで、御存じでしょうけど、単に電気を落とせばいいということじゃないということで、ちょっと私はここでお伝えしたいと思います。

効率的な仕事環境を守るために、労働安全衛生法があり、それに基づき事務所衛生基準規則が定められています。御存じだと思います。で、作業区分に応じて、作業面、机の上の照度が決められているんです。精密な作業であれば300ルクス以上、普通な作業150ルクス以上、まあ、そうでない雑作業70ルクス以上というふうに決められております。多分御存じだと思うんですけど、私、以前NTTにいた関係で、時々健康管理上なるものから、私たちの事務所の机の上の来て照度を測るんです。「OKですね」ということをなされておったので、ちょっと私もそういうことを知っているわけですが、市の人に、ある時「そういうことしてる」という話を聞いたら、「いや、してないような気がする」という答えをいただいたことがございます。で、今お伝えしたいのは、そういうふうにはただ節電対策のために電気を落とす、休み時間は構いませんけど、そういうことだけではよくないですよということをお伝えしたいと。

ところが、これがかなり以前に決められた衛生法の中の規則であり、現在では、御存じのように、皆さんパソコン使われますよね。で、パソコンを使う場合は、VDT作業ですね、このVDTの略、御存じですかね。私も調べたんですよ。別に、それでビジュアル・ディスプレイ・ターミナルとかいって、要するにパソコンの画面ですね。で、そういうところにおいては照度300ルクス以上が好ましいとなっているんです。特に、私もうちの人の作業見てみますと、今パソコンにしがみついている人が多く見受けられます。そのパソコンを使うときには、1時間使ったら何十分休憩しなさいとか、そういうものも決められています。ですから、長い間作業する、あるいは電気を落とす、そのことによって作業効率が悪くなるどころかその担当者の精神衛生上、肉体上非常に問題が生じるってということが現在の社会の中でも問われておりますので、ぜひそういうことを考慮された上で電気を落としたりもしていただきたいと思っております。省

エネ省エネとして働く人の健康を害するっていうことであれば、逆に効率が悪くなって、最終的には省エネによって地域住民サービスに悪影響を及ぼすちゅうことであれば、それこそ本末転倒と言えるんじゃないかと思っております。

そこで、近づく夏に対して省エネの提案があります。これは、受け売りなんですけど、緑のカーテンということで、庁舎の日差しの強いところとか何かにプランターが何か置きまして、そこにヘチマとかそういうものを植えてつるではわせると、そのことによって日差しを防いだり、断熱効果を上げるということが都会では行われております。都会はヒートアイランド現象といって非常に暑いんです。屋上を緑化したり、芝生化したりする中で、この緑のカーテンというのが取り組まれているようです。まあ外気温と2度違ったとか3度違ったとかというような検証もされているようです。

で、私がここに提案するのは、ヒートアイランドに悩む都会だからそういうものが必要であって、緑に覆われている吉岐ではこういうところに逆に発想がいかないんじゃないかというふうに考えまして、これをやったらいいんじゃないかと。やられていればいいんですけど、例えばヘチマであるとか、最近ではゴーヤが有名らしいんです。で、それをまず市役所が取り組んで、例えば石田はゴーヤとか芦辺はヘチマとか、どっかは郷ノ浦はじゃあ朝顔だとか、そういうふうに取り組んでいただいて、ただ取り組むだけじゃなくて、取り組む前と取り組んだ後のデータをしっかり蓄積していただいて、これが本当にいいものであれば、例えば温度的にはそうでもないけど、何かこう植える楽しみ、来ていただく人との何かの植物栽培の接点とか、そういうものにつながっていけば、ひょっとしたらこれが市役所がいい結果をもたらせばそのことを、例えば学校に伝えて学校で取り組んでもらおうとか、そういう流れがひょっとしたらできるんじゃないかと思って、まずは市役所からこの緑のカーテンっていうものに取り組んでいただいてはどうだろうかという提案を今回させていただくわけです。特に最近、ゴーヤというのは、ゴーヤがなったら食べられるとか、そういうものでもいいですし、先ほど午前中ではかなりお金のかかるような話がありました。多分これはほとんどお金かからないと思います。種がどっか家にあったらその種持ってきてもいいですし、プランターぐらいだったらひょっとしたらどこか使っていない、お家で使っていないプランターを持ってきてできるかもしれませんし、ぜひ、当然風向きとか、台風の時に取り込むとか、そういうのは、取り込まなくちゃいけない、そういうのは後の話です。まずはこういうものやってみようという気持ちになられたかどうか、やってみよう、いや、もう先の話、このどちらかで回答をいただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） お答えをいたします。

緑のカーテン、本当に、何ていいますか、温度を、直射日光をさえぎって本当にエコになるかと思っておりますけれども、現在、芦辺支所ではゴーヤを、緑のカーテンやっております。昨年もやっておりました。さすがは環境衛生課を置いております、置いておるからだと思っておるわけでございますけど、その成果品のゴーヤについては、私には手に入りませんでしたのでどうなっておるかなと思っておりますけど、芦辺支所だけではなくて、各支所、あるいは各市の施設につきまして、そういったことの取り組みを推進をいたしたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 早速取り入れていただきましてありがとうございます。もうこれで、もう後は検討をいただくちゅう答えをいただいたらいいかもしれませんけど。

じゃあ、第2項、大震災復興支援活動報告会への取り組みにいてということで、質問の要旨で、多く国民が一国も速い復興を願っている中で開催された壱岐市民による復興支援活動の報告会なのに、聞きに来た人が少なかったのは残念だ。教育関係者も少ないようだったがその理由を問いたってということなんです。御存じのように、2カ所でやりました。勝本20名足らず、それもほぼ関係者みたいな感じです。私はその回答の中で、多分今から私にお答えになる回答の中に、周知の期間が短かったとか、そういう回答が多分用意されていると思うんですけど、それはその通りなんです。よくわかっております。ただ、そうじゃなくて、ひょっとしたら、そこまで関心がなかったんじゃないかっていうことを心配してるわけです。余りにも遠くも場所であったと、そこにだれか行ったらしいと。まあ忙しいし、余り時間を割いて行くこともないんじゃないかというような、ひょっとしたらそういうことが聞きに来た人の人数の少なさになっているんじゃないだろうかというふうに思って、この質問をしたわけです。もちろん漠然とした答えになるかもしれませんが、周知された皆さん方の感覚においてどのように伝え、どのように受けとめられた、だから少なかったんじゃないかっていうような答弁をお願いしたいと思います。まず、教育長のほうからお願いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1番、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

まず、復興支援活動に御参加をいただいた皆様に心からの敬意を表したいと思います。

復興支援活動の報告会についての具体的な周知は、まず教育委員会の職員にさせていただきました。初日には私も出席をいたしましたけれども、勝本会場での出席者の数を見て、これはいけないと思いました。それで、翌日市内の全小中学校へファックス送信を行いまして参加を促しました。その結果、復興支援活動に参加された方々の体験を中学生にぜひ聞かせたいという相談が

教育委員会にありましたので、関係の方々と講師の派遣が可能かの協議を重ねました。その結果、7月7日に消防の1名を派遣をしていただくということになっております。活動された皆さんの貴重な体験が、学校教育はもちろんのことですけれども、壱岐市の人々に大きな力を与えてくださることを確信をいたしております。

なぜ少なかったかということなんですけれども、いろいろのことがあったと思います。私も社会教育長うございましたので、人集めの難しさというのを痛切に感じている一人でございます。今回のこと等々を参考にいたしまして、今後の人集めについても真剣にやっていきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） まあ少なかったのが残念で、私が言いたいのは、教育長がおっしゃったように、呼びかけて来てみると、呼びかけられたから来たのかよくわかりませんが、要するに来ていただいた、その来ていただいただけの効果といいますか、価値があって、それが広がっていった。できれば最初から多くの人に来ていただければ、もっとその輪は広がったんじゃないかというふうに思っております。

で、市長にお伺いしたいのは、今度壱岐市のほうがボランティアバスを計画されまして、多数の応募がっております。で、活動報告会の折も市長は不在でした。ちょうどそのころは公務が非常に忙しくて、当然副市長がお見えになったんですけど、ぜひ壱岐からボランティアバスを計画すると。で、どうかして復興支援にお役に立ちたいんだという、その市長の声がやはり皆さんにも今のところ伝わっていないんです。ですから、この2項のこの回答としては、ぜひその思いをここで伝えていただきたいと思いますと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1番議員、久保田恒憲議員の第2点目の御質問にお答えします。

おっしゃいますように、今回の大震災における復興支援活動に24名ものボランティアの方が応募していただきました。心から厚くお礼申し上げます。

実は、この被害が、大災害が起こりまして、その被災地支援にいち早く対応されたのが、御存じのように長崎県であります。長崎県は長崎大水害あるいは雲仙の普賢岳災害等々の折に大変ご恩を受けたということで、「ご恩返し号」ということで、長崎県は被災地にボランティアの派遣を行ったところでございます。そこで、私も同じ長崎県として、壱岐市が直接災害は遭っておりませんが、長崎県としてやはり被災地に送るべきではなからうかということで、何人かの方に御相談を申し上げました。その内の一人が久保田議員でもございます。その中で、私は、実は早

く行くべきではないか、連休明けにはやっぱり出すべきではなからうかということで御相談を申し上げたわけでございますけれども、「これは息が長い支援になるんだと、そしてまた市も派遣はしているけれども、民間からもボランティア行っている」その方たちの話を聞いて、その後やったらどうかということ久保田議員から御提案を受けたところでございます。そこで、先ほどおっしゃいますように6月6日、7日が説明会になったわけでございます。そしてまたその折に、久保田議員から「私が団長になってもいいよ」というありがたい言葉もいただいたところでございます。ありがとうございます。

そこで、私もたまたまそのときは出張いたしておりまして参加できなかったわけでございますけれども、この周知期間が短かった、説明会の参加者が少なかった、周知間が短かったというのも事実でございますけれども、内容を申し上げますと6月1日に報道機関に投げ込みを行っています。そして、2日には市民の回覧を行っています。そして、同じく2日に市のホームページに掲載、そして職員にもメールで配信をいたしておりますし、同日壱岐振興局へ情報の提供もいたしております。6月4日から5日にかけては防災無線、FM告知機で放送いたしたところでございまして、周知につきましてはいつていると思っておりますけれども、なんせ期間が短くて御都合がつかれない方もあったのではなからうかと思っております。しかしながら、今回のいきいき支援隊を出すことによりまして、よその方の自覚を高めていただけるのではないかと期待をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） これで、壱岐市がなぜボランティアバスを出すことになったかという経緯が、市民の皆さんにもよく伝わったんじゃないかと思っております。実際、震災後私のところにも、壱岐市民の方からも「何らかの支援をなささい」という声が届けられました。私も仙台に空手の関係で友人がいるので、そちらのほうにもすぐに電話して、被害状況はどうだったことも尋ねました。で、私、健康づくり運動の組織にありまして、その東京本部にも「私たちの会として支援活動できる場はないのか」と問い合わせもしました。その時点では、残念ながら震災直後だったのでまだそういうことはできないという、仙台においては被害があるところないところがありまして、「私のところは大丈夫ですよ」という声をいただいたので、少し落ち着いておったところです。

しかし、その後いろんな人達が支援に行き、その中で、新聞にも載りましたが、対馬の人が自分のトラックで石巻に救援物資を届けたという話がありました。で、そういう話をしたら、私の知り合いだったんです。とにかく震災後もう一週間ぐらいで行ったと。新聞に載ったのは2回目に載ったんです、島の善意ということで。彼は石巻に取引業者がおって、本来自分も運送

業なので、そういう関係で、本当にすぐに救援物資を届けたんだよというお話をしてくれました。で、そういう周囲の人たちの活動を見ていると、当然私たちとしても何らかの行動を起こさなくてはいけないんじゃないかということで、今回のボランティアへの応募ということにもなったわけです。

それでは、数少ない報告会参加者でしたけれども、私高校生の、空手の高校生に、その日練習を休めと、きょうそういう報告会があるから聞きにこいと、二、三時間の練習よりも多分いい経験ができると思うよということで呼び寄せまして、で、その高校生に翌日「どうだった」と言う「感動しました」と言いましたんで、「じゃあ感想文を書け。コンテスト応募でも何でもないからちょっと書いてみる、思ったままを」という感想文を書かせてみました。その感想文の一つだけを読みますが、その前に発表者の、個人で行ったボランティアの発表者の発表の内容の一部を読み上げまして、そういう報告会を聞いた後の高校生の感想文ということを読み上げさせていたきたいと思います。

「単身ボランティア奮闘記。翌14日、待ちかねた被災現場での復興支援作業だ。私は県内でも最も悲惨な陸前高田に志願。バス3台で現地に向かう。きょうは田んぼの瓦れき撤去である。釘を踏み、破傷風にやられるボランティアが後を絶たない。慎重に作業だ。時折、写真、玩具、お位牌などの思いで品を拾う。避難所などできれいに洗って展示するのだ。卒業証書を入れの筒を見つけては、背中を見ると9時だった。休憩時近くの老父と会った。家は海に流され、身障者の妻はこの年では背負えず、翌日隣家の土間で見つけたことがせめてもの救いだったとか。私が長崎から来たことを知ると、全国からこんなに支援に来てもらいありがたい。あの世に行ったら妻に土産話ができると笑顔で話してくれた」とか、こういう報告会でした。報告の内容の一部でした。で、それを受けて、高校1年生の子が、男子が書いた感想文です。全然訂正はしてありません。表現が悪いところもありますけど。「東北大震災の救助に行かれた方たちの講演を聞いて、テレビやネットなどの報道では流れないような被災者の辛い思いや現地での悲惨な状況が、実際に行った人の生の声を通してだったので、どんな報道よりもよく伝わり、心に残りました。僕たちは、今、普通に生活ができているけど、被災者の方たちは今でも物資や家に困ったり、家族や友人との連絡が取れずに心配なさっている方々がたくさんいらっしゃいます。同じ国の中で起こった日本人として、時間が経っても心に留めておかなければならないと思います。被災者の気持ちになって、今できる募金や節電などに協力して、一刻も早く元気な日本になってほしいです。日本国民全員が関心を持ち、一人一人が協力すれば、微力でもいずれ大きな力になるので、一人一人が関心を持つことが大切だと思います」と、こう言うふうなんです。まあ、この子が勉強ができる子かどうかよくわかりませんが、このように素直な、6名中6名とも感想文を書いてくれました。ですから、このことで、数じゃなくて発表報告会をやった価値は十分あると思っております。

ます。ぜひ、今度壱岐市から行くボランティアの人たちも貴重な体験ができると思いますので、そのような報告会が企画できれば、またほかに仕事で福島に行った方とか、そういう方も合わせて報告会をしていただきたいと思います。つい最近、自衛隊の人と話す機会がありまして、「息子さん大丈夫じゃないですか、被災地に派遣されたんじゃないですか」という話をしましたら、「ああ、真っ先に派遣されました」と。「福島に行って安全だから」と言って行ったら、「危ないから、よし、移動せろ」と言われて、もうそのときに自衛隊員の許容レベルの近い何とかデシベルわかりませんが、それを受けてたんですよという話も聞きました。そういうふうに、我々の身近でも一生懸命支援活動とかボランティアとかで頑張ってるっていう人の報告を申しまして、この項の質問は終わりたいと思います。

それでは、3番目、原の辻一支国王都復元公園の活用を。

公園の定義って言うのが公衆が憩いまたは遊びを楽しむために公開された場所区域というのが公園とされるというふうになっておるらしいんですけど、御存じのように原の辻はその役目を果たしてないと思います。で、この質問は、地域の人が私に、「原の辻は入ったらいかんと」という素朴な質問を受けました。「なぜ、構わんとよ」と、「いや、余りにも人が歩いていない。展望台から下も見ても歩いてないし、歩いてはいけないんじゃないかと思う。あそこのガイダンス施設に何か難しい許可届けか何か出して入らないかんとですか」という問い合わせを受けました。いつもかかわっている我々にとっては、はっきり言って、「あっ、そういう考えもあるんだな」と気付かされたわけです。やはり、公園というのは広く開かれて、いろんな人たちが活用しているのが公園なんです。「一支国王都復元公園」というふうに名前を決められて命名式典をされましたけど、その後の、やはり市民に対する活用の呼びかけ、そういうものがなされてないんじゃないかというふうに私は思っておるわけです。で、思うだけで批判するだけだったらだれにもできますので、私は今公民館サークルでウォーキングの講師をしていますので、もう場所は前回大谷公園近くにしましたけれど、「よし、原の辻周辺だ、小雨決行だ」ということで今歩いております。そしたら、非常にすばらしい光景を見ることができます。石田側から見た光景、安国寺側から見た光景、原の辻と博物館がちゃんと、鶴亀のある角度から見ると非常にいい光景として見える。下に水田が広がってる。「ああ、じゃあここをもっと生かさないかん」壱岐焼酎のために麦をつくるんだったら、麦が田んぼに緑の時期と、それから黄金色になった時期とそれと一支国博物館と、これはいい絵になるばいということを、歩いた方がおっしゃいました。ぜひみんなが、何かあったらあそこの公園で遊びましょうっていうような周知をしていただきたいと思います。ぜひ、このことに対して教育長の御答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1番、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

まず、久保田議員に原の辻遺跡関連事業の積極的な参加・御協力をいただいております。御自身のホームページ、そして読売新聞紙上での定期的な紹介、6月18日にも電力王松永安左工門のことを御紹介されておられました。この手のことを挙げるとマイクに意図妻がございません。久保田議員の行動力に心からの敬意と感謝を申し上げます。

議員御指摘の原の辻一支国王都復元公園でございますけれども、この公園に入るのに許可がいるのかという質問があったということは、私には衝撃でございました。基本的なことをお知らせしてなかったのかなあと、今大きく反省をいたしております。この遺跡公園を利用いたしまして、いろいろのイベントをやっております。このことにつきましては、「原の辻イベントカレンダー」というのを作りまして、皆さん方にお配りをしたり、公民館の回覧等々で御報告をしているところでございます。一例を上げますと、一支国の国まつり、一支国の民の祭り、そして一般的なイベントというように、大きく3つに分けています。一般的なイベントの中で、少し紹介をさせていただきます。よろしいですか。（「ぱぱっと」と呼ぶ者あり）短くいたします。

復元公園の周回駅伝大会というのを企てました。これはまだ第1回ですので成功、失敗とは言えませんが、この手の使い方をしていきたいと思っております。歴史公園だから歴史だけなのかということではございませんので、あの広場を使ったイベントを考えておるところでございます。そして、耳の痛いことがございました。と申し上げますのは、関西吉岐の会の幹部の方がガイダンスに来られまして、島外者には一支国博物館への道がわからないと、ですから、看板などを供えてほしいというお話をいただいております。これは、ただいまお聞きいたしました公園に入るのに許可がいるのかということと並び証されるような衝撃なことでございました。これ以外にまだまだ多くのことが潜んでおると思います。久保田議員もいつか、いつ言おうかということと遠慮されてることがあろうかと思っておりますけれども、教育委員会といたしましては、プロとしての久保田議員の御指導を賜りまして、よりよい遺跡公園にしていきたいと思っておりますので、どうぞ御遠慮なく御指導をいただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） こんなにお褒めの声をいただくとは思っておりませんでしたので……。ただ、私はそういうふうにキャッチフレーズを、「原の辻を生かして日本一の島」というキャッチフレーズをつくって活動してるんですけど、これ私一人じゃないんです。同僚議員の方もしっかり御協力をいただいておりますので、そのことはおつなぎをしておきます。

言われたように、ぜひ公園を、だれでも利用できるようにしていただいて、ウォーキングコースも考えられているようですので、ぜひいろんなイベントをされて、先ほど駅伝のことを言われ

ましたけど、吉野ヶ里も駅伝やるらしいんですけど、吉野ヶ里で駅伝やる時は上空をヘリコプターが舞うぐらいに参加者が多いそうなんです。吉野ヶ里でも駅伝やる時は上空をヘリコプターが舞ってましたよね。ぜひ、吉野ヶ里上空を、本当に宣伝の取材の、いい意味での取材のヘリコプターが舞うようなイベントと一緒に考えていきたいと思います。別に私は原の辻にこだわっているわけでも何でもありませんけど、普通に考えたらいろんなアイデアが出てくると思っております。

じゃあ、それでは、これも積極的に活用に向けて頑張ってくださいということで、4番、ケーブルテレビのあり方について。

放送中の番組に対し、同じ内容が多く面白くないと。また取材スタッフが少ないし、ほかのテレビ派遣の人たちと協力しながらっていうことになった。だけど、その連携もうまくいってないと。そういう声が市民の方から寄せられております。私が映りたいからとかいうんじゃなくて、本当に、せっかく大きな額を投じたケーブルテレビ、成功させないかんわけです。そしたら、市民の人たちの意見をしっかり聞いて、今のうちに手を打たないと、そっぽを向くよっていうことを言われるわけです。「これはもう言うちくれんですかと、今のままじゃだれも見らんことなるですばい。それといいですか」という声を、私に寄せられました。だから「ああ、わかりました。今度の一般質問で言いますから」ということで、今お話をしております。それから、議会中継もそうです。生放送でやられて、その後どういふ録画放送されるのかわかりませんが、やはり生放送を見れる人は限られてますよね。で、見落としたり、じゃあ、次にその録画放送はないのかと、もしそういうことを計画されているとすれば、やはり事前によくあるじゃないですか、例えば民法っていうか普通のテレビだと夜8時に生があったら、翌日の朝何時に録画とか、これ一つの例であって、わかりやすいような放送のしかた、それを決めていただいて、多くの市民に議会も含めて真実の姿を知ってもらおうということで、重要な活用の目標ですので、慎重に検討していただいて、よりよいケーブルテレビ放送にしていきたいと思っております。この件に対して回答をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田恒憲議員の4番目の御質問にお答えします。

放送中の番組に対して同じ内容が多くておもしろくないということでございます。他のテレビ取材関係者との連携が必要じゃないか。不満、不安の声が市民から寄せられている。はやく解決しなさいということでございます。吉野ヶ里ケーブルテレビも4月1日に開業いたしまして早3カ月が経過しようといたしております。現在自主放送の製作スタッフでございますけども、アナウンサー2名を含め8名の人員で番組制作を行っております。朝6時からの生放送皮切りに、毎

日の取材、編集、そして番組編成と、休む間もなく頑張っていたいただいております。4月、5月の放送を振り返りますと、議員御指摘のとおり、繰り返しやあるいは購入した番組の放送が多うございまして、民法と比較される市民の皆さんからは同じものばかりだとか、おもしろくないという声があったのも事実でございます。これは、多くの自治体が行う自主放送の共通の課題でございまして、民法放送による番組の制作・編成につきましては、現実的に困難でございますが、自主放送という、これは民間放送とは趣を異にするものであるということは御理解をいただきたいと思う次第でございます。

しかし、そうした市民の皆様からの御意見や番組審議会の御提言等を踏まえまして、6月から番組編成を大幅に改めておるところでございます。繰り返しが多いという御意見に対しましては、1週間スパンから3日スパンでの番組更新といたしておりますし、さらに日事に時間帯をずらすなど、番組編成を工夫をいたしております。

また、本来の目的であります市政情報、市の情報の発信や快適な市民生活を送っていただくための番組制作に重点を置くとともに、島内のイベントや多くの市民の皆様にご参加いただく番組を制作いたしまして、市民の皆様にご親しまれる放送局を目指してまいります。

議員御提案の他のテレビ局との連携でございますけれども、現在報道関係者、特に各テレビ局の取材の方々と連携を深めております。将来的には市民の方々に住民ディレクターとしてなってもらいまして、番組づくりに御参加いただきたいと考えている次第でございます。5月20日から21日にかけて、テレビ長崎様の御提案によりまして、同局のスーパーゴパン、土曜ゴパンの生放送番組の中で、高速通信回線を試験的に活用いたしまして、壱岐市ケーブルテレビセンター施設との生中継を成功させて、壱岐の情報を発信することができたと伺っております。今まで、実況中継と申しますと、大々的にテレビ局の中継者が海を渡って壱岐に来なければ実況はできないという状況でございましたけれども、今回の成功にありまして、今後全国ネットの番組へ壱岐の情報を安価に発信できるものと期待をいたしております。今後さまざまな機会をとらえて、NHKや民法各社と双方向の連携を深めてまいりたいと考えております。今後とも壱岐市ケーブルテレビがよりよいものとなりますよう、皆様のご指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） それがまずスムーズにいくように、さっき言われた民法のテレビの方との連携というのも、最初は当然だった、少ないスタッフで動くには無理があると、だから応援体制ということで、そのよう人たちも御協力をお願いしますということで走り出したんだけど、ほとんど要請もないというようなことを聞きましたので、きょうこの場で発言をさせていただきます。やはり、スタッフが少ないというのは当たり前の話です。しかし、それに市長が

さっきおっしゃったように、いろんな人の力を借りて、今DVDビデオですか、そういうのも撮影も簡単にできるようになってます。Uチューブみたいにぱっとうやるのもありますし、私はあんまり詳しくはわかりませんが、一般市民でも、一般市民の行事は一般市民の人たちがそこで撮って市のほうに提供すると、その中で、市のほうでは、これはいいっていうものを編成して流すとか、もう考えればいくらでもやり方あるんです。ぜひいいと思われるやり方を実行していただく、すばやく実行していただくのと、しっかり周知をしていただきたい。そのことによって、周知されることによって、協力の輪も広がっていくわけですから、とにかく博物館にしる原の辻にしる、ケーブルテレビにしる、すごい税金を掛けているんです。失敗は許されないわけです。我々は、やはりそのことを肝に命じて、全員がそのことを成功させるためにアイデアを出し合う、協力をし合うという、そういうことをわたしたちも考えていきますので。市のほうもそれを主導する市の方は、私たちの質問に困るように、どんどん前を前を進んでいただければと思っております。ところでございます。

最後に、もう一度私の今の見解に対する市長の見解をお聞きして終わりたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃいますように、壱岐市ケーブルテレビは市民のテレビ局であります。ぜひ市民の皆様方がひとつディレクターになっていただくというような気持ちで、市民でこのテレビ局を盛り上げていただきたいと思っておりますし、市民総参加のテレビ局なんだと、そういう認識を持っていただくように努力してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで、暫時休憩します。再開を13時55分とします。

午後1時45分休憩

午後1時55分再開

議長（牧永 護君） 引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、榊原伸議員の登壇をお願いします。

〔榊原 伸議員 一般質問席 登壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 14番、榊原が市長に2点、教育長に1点ほど質問をいたします。

私は、この1番目にですが、市民病院改革についてですが、この病院問題については厚生常任委員でありまして所管でありますけども、市長の壱岐市民を思う気持ちで一生懸命に努力して取り組まれていると思い、今まで質問を控えさせていただきました。しかし、ここにきてどうも行き詰まり感が見受けられるので、質問をさせていただきます。

市民病院改革について、壱岐市にとって非常に重要な問題で、いろんな問題を抱えながら旧4町時代から改革問題にはだれもが二の足を踏んでこられたと思っています。しかし、だれかが取り組まねば大変なことになります。なりかかっていると言っても過言ではないと思います。白川市長が就任早々この問題に取り組まれたことは、壱岐市民にとっても大変ありがたいことではなかったでしょうか。

ここで、過去の経緯を少し振り返ってみます。平成18年12月に壱岐医師会、看護協会、壱岐市議会、地域婦人会、連絡協議会など、地域の代表に加えて長崎県自治体病院等開設者協議会、事務局長などの外部者も委員に加えて、壱岐市立病院事業運営審議会が発足しています。壱岐市立病院事業運営審議会では6回の審議を経て、壱岐市立病院の役割、あり方に関する報告書をまとめて、翌年の19年の9月に壱岐市長に答申されています。その内容についても少し触れてみたいと思います。

まず、市民病院が果たす役割として次の2点を挙げられています。一つ、民間病院等で担うことができない医療を提供する。二つ目として、保険、医療、福祉の連携強化による市民病院を核とした地域包括ケアシステムを構築する。

次に、経営上の課題として3点ほど挙げられています。1つ目、平成17年度において累積赤字が9億3,600万円に膨らんでいる経営状況の正常化、2つ目として他の自治体病院に比べても高い材料費や人件費などの適正化、3つ目として病床利用率のアップ、外来患者数の拡大などが指摘されています。

次に挙げられているのが経営形態のあり方についてであります。経営責任の明確化と経営の効率化を図る必要、具体的には地方公営企業法の全部適用。指定管理者制度、地方独立行政法人、民間移譲への見直しを行うかの検討が必要とされています。このように、外部者も含めた壱岐市立病院事業運営審議会でも指摘されているように、市民病院が果たす役割、経営上の課題を解決する方法として、経営形態をかえることが問題解決の近道ということは、みんなが共通するところだと思います。しかし、今現在市長が行われているように、私は現場を無視したような仕法はいかがなものかと思っております。市長の気持ちも分からないわけではありませんが、もう少し

現場を大事にすべきと考えます。現場を預かる医師や看護師を含め、職員も市民病院の経営の困難さは十分すぎるほどわかっているものと思っております。もっと話し合いの場を持ったほうがいいのではと思いますが、今までこの関係についてどのような話し合いをされたのかお尋ねします。

現状を見ていると、病院のトップである市長と、現場の人たちとの間には、私には大きな溝を感じています。今のような状態にならないため、現場の職員とも意思疎通が図れるように、私は副市長が事務方の長として、市長のパイプ役で事務局長と就任されたとばかり思っていました。しかし、今考えると、病院の事務局長と副市長兼務は本気で取り組んだ場合激務であり、とても無理があると思いますが、どうでしょうか。以前のように、病院専任の病院管理監を置かれて、経営改革、内部改革も同時に始められたらと思っておりますが、いかがでしょうか。市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 14番、榊原伸議員の御質問にお答えをいたします。

市民病院の改革についての御質問でございます。

まず、現場を無視してるんじゃないかということでございます。

私は先ほど議員がおっしゃいましたように、病院の改革について、全適、指定管理者、独立行政法人、民間委託、この中の提言の中で、この審議会以降もう一つ立ち上げました審議会の中で独立行政法人が好ましいという諮問を受けまして、独立行政法人の道を選んで、今日までその理事長候補の交渉、それから各大学に行きまして、医師の確保等々に奔走してきたわけでございます。

確かに、医局等との話し合う時間というのも不足をいたしております。それについては素直に反省をいたしたいと思っている次第でございます。また、これまでの内部の取り組みと成果等について、副市長の激務だと、以前のように、選任の専門管を置いたほうがよくないかということでございますけども、まず、今病院内におきましては、年度当初に経営改善計画を策定いたしまして、毎月経営改善委員会並びに医局会において、前月までの経営状況を分析、説明して、収益の増加及び費用の削減につなげるよう、経営改善に取り組んでいるところでございます。いずれにしましても、常勤医師が不足をいたしております関係で事業収益の大幅な増加が見込めず、今後も厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況の中におきまして、救急医療体制においては、常勤医師の過重労働の緩和策として、外部の非常勤医師を確保し、救急医療体制をとっております。特に週末には、当該救急病院の専門員を確保いたしまして、信頼できる、充実した救急医療体制が整っていると思っております。

副市長が病院部長兼病院事務局長を兼務しているが機能しているかとの御質問でございますけれども、これまで大学病院への医師招聘活動及び精神科患者の受け入れ先病院との交渉等に精力的に動いておりました、病院事業のトップとして職責を十分果たしていると思っております。

今後の取り組みについてでございますけれども、医療提供体制の充実及び効率化を図るため、かたばる病院を市民病院へ機能統合することが不可欠であると判断して、その準備作業を進めております。これにつきましても、当然のことながら現場において十分話合ったいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 副市長が頑張られているということは今お聞きしましたけれども、そっちのほうに頑張ったら今度行政のほうが怠るんじゃないかなろうかというような心配を私は申し上げているわけでございます。当然前管理監という方ですか、一人でやってこられた仕事を、まあ副市長さん物すごい能力あらっしゃると思いますけれども、その方がよその市では副市長2人制にもするというぐらいの副市長の激務というのはいろいろ聞いておりますので、それを考えたときにこの行政に選任していただけるのであれば、病院のほうは病院専門の人をおかれたほうが、私は市長が目指される病院改革の方にはスムーズに事が運べるんじゃないかなろうかというふうな心配で申し上げます。

それと、私が一番心配してるのは、今のようにお医者さんが1人やめ、2人やめ、やめるということはそれに伴った診療科目が一つずつなくなっていくます。こういうことが病院運営を続けること自体が困難になってくるのではなかろうか思います。そのために今頑張っておられるお医者さんたちとやっぱり心を開いてお話をされて、まあいろいろ病院のことを私もよそから耳にいたします。この先生は良かる悪かてる、そういうことは抜きにして、今頑張ってるその先生に頑張っていたかないと、市長が目指すこと自体ももう到達する前に危ないんじゃないかなろうかというような心配は、私だけではないと思っております。確か、2年前にタウンミーティングをずっと各4町でされたですね。そのときに芦辺町会場だったと思いますけれども、公立病院の奨学生医師の先生が、ここまで言ったらわかると思いますけれど、指摘されたと思うんです。吉岐出身の医者が奨学生でありながら吉岐に残っていないと。この理由は何かと、それをよく考えてくださいと。そういうところの待遇問題、金銭的だけじゃなくて、吉岐市病院の受け入れ態勢が整っていないところには、なかなか吉岐出身者は吉岐に残りたいから奨学生でありながら学んで医者になったと。吉岐におれば残るんだと、それすら残しきらないということは、よそから来る先生が残るわけじゃないんじゃないかなろうかということです。そういうことを、やっぱりもう少し、市長が現場の状況を知るとするのは非常に難しいと思います。そのために副市長を置かれているんだと思

いますけども、そういうことを、地味ではございます。それはどこかもう指定管理のほうに気持ちをはやるとは思いますけれども、まず足元を固めていただけないと、一生懸命何やかんやしちよるうちに、病院があらっというような感じになったら、一番困るのは市民でありますので、そのところを慎重にさせていただきたいと思います。医師確保については、これは正直日本中が困っていることであって、こういう慢性的なお医者さんの不足のしているところにはなかなか非常に難しいと思います。しかし、努力をしていただかねば病院経営自体が危うくなってきますので、今の現有勢力を大事に育てていきながら次の改革、改善にしる頑張って同時進行で頑張っていただきたいと思いますと思っています。そのところ、市長さん、もう一度答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） そのとおりでございます、医師の方、現有医師の方がおやめになられると、これこそ経営形態、そんな話じゃないわけです。ですから、今いていらっしゃる先生方には本当に感謝申し上げますし、教育会を開いて、やはりお話をし、壱岐のために引き続き御尽力を賜りたいということをお願いしていきたくております。

もう一つ、少しだけ、医師の方がお見えにならないという理由の中で、待遇に少し重点を置かれておられるようなですけども、いろいろお話を聞いてみますと、医師の方は私たち公務員のよように、採用されたら最後までおるぞというようなところでは絶対いかなないと、もう1年2年でかわってどんどんいろんな技術を習得できる、そういったシステムがないとなかなか若い医師の方はいらっやらないと。ですから、医師の方につきましては、例えば10年も20年も勤めていただくということは頭においてはいかんということが最近わかってきたところでございます。もちろんそうしていただくことが最高にいいわけですけども、なかなか若い先生方はいろんなところにかわっているいろんな技術を学びたいと、そのいう気持ちをお持ちのようでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今、市長の言われます医者立場も理解できますけれど、最低限は先ほど私が言いました環境づくりだと思っております。お医者さんの中にも特技があって、この病院だったら頑張ってみようという気持ちを起こさせるような環境づくりを私は望んでおります。

この質問はこれで終わります、次の質問に入りたいと思いますけども、次の質問は2番議員の同僚議員の質問の中でいろいろと私の聞きたいことが市長のほうで答弁でされましたので余りございませんけども、2つ、3つ聞かせていただきたいと思います、一つ目はスプリンクラー

にかわる品ということで最近分かったちゅうことですが、こういうとの設備というのはスプリンクラー1つじゃなくて幾つも項目があって初めて打ち出されるものであって、最近わかったというのが私は非常におかしいのではなからうか、それは市長が取り込み方が悪かったものか、その担当者が言っちゃ悪いですけどそこまで研究しなかったものか、それが新しい施設を早くつくりたいからそうさせたものか、いずれかではなからうかと疑いたくなっております。

それと、もう1点ですが、今回約7,400万円ですかね、補正で出てるのが、それとさっき言われました1,000万円を加えたら8,400万円ぐらいになります。そしたら、今埋立地で計画して設計までしました。しかし、津波に対する心配がなからうということでございましたが、あとは液状化ですかね、7,000万円、8,000万円あったら液状化は十分何かできそうな感じがするんです、私は。そこまでかからなくとも、そしたら時期的にも今の特養に1,000万円使わなくていい、それから7,500万円も使わなくていい、まあ液状に対策にどれくらいかかるか分かりませんが、その半分以下で、もう設計は済んでますから、金は払ってないかもしれないけども、もうどっちみち払わなきゃできんですから。そうすれば、そう時間かけずに、場所の選定もせずにできるような気もいたします。

それともう1点ですが、今待機者が何十人とか午前中お話がありましたけども、将来的に見て、10年後、20年後が待機者がそのくらいなるものか、もう待機者がおらんぞと、もうそえん太か施設は要らないぞという数字であれば、ここで頑張って増床する必要もないのではなからうかという疑問も持っておりますが、その辺の御答弁お願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） スプリンクラーのお話をまずさせていただきますけれども、スプリンクラーはもちろんのことでございますけれども、各部屋に水で、スプリンクラーですから水なわけでございます。今回の簡易型のもは、いわゆる消火器、粉末です。そのもので配管も露出といいますが、そういった感じでやるものでありまして、先ほど議員が御指摘のような恣意的なものは全くございません。そういう気持ちでスムーズにいらいますと既に今頃はもう建築中なんです。で、そういったことでございまして、既存の建物については特例があるということを、やはりなかなか特例まで勉強しないといいですか、やはり本則に基づいてやるというのが本来でございますので、その辺は誤解がないようお願いいたしますと思っております。

それから、2点目の7,000万円と1,000万円と8,000万円になるじゃないかというお話でございますけども、それはそういうことではございませんで、今7,000万円予算計上いたしておりますけれども、先ほど2番議員の御質問でお答えいたしましたように、タイム的、時間的な時系列が少し輻湊しておりますけども、今の時点では24年度のいわゆる県の参酌基準が

なくなるとか、23年度に介護保険事業計画の見直しであるとか、それは一年延びたためにそのことが可能でありまして、その時点でやはり早くつくらないかんとということ、それから、さっき言いますスプリングクリアができるのかということ、そういったものがごく最近になって解決といたしますか、判明をしたということございまして、それならこの際住民の要望にお答えして、よりよいものをつくろうということございまして、この2カ所をそのまま2カ所をつくるといたしますか、それは今から相談でございまして、2カ所をつくるとした場合の予算を計上をお願いしておるということございまして、先ほど申しましたように、1カ所は公設民営だと思っております。これはなぜかと申しますと、例えば民間ではございまして、今はどうしてもユニット型のほうが申し込みが多いわけです。今の待機者を見ても、多床室、市の分は50名、ユニット型80名という待機者がいらっしゃるということを見てもわかるんです。しかしながら、生活保護の皆様方はユニット型には入れません。そういったことから申しますと、やはり不採算ではございまして、多床室のやつを、やっぱり市が持っておかなければならないところを思うてございまして、ですから一つは公設民営でやりたい、一つは民間にお願いしたいと思っております。もしそれが実現いたしますと、半額ということになるわけでございますので御理解いただきたいと思っております。

それから、待機者、今130名程度ということございましてけれども、これは残念ながら壱岐の人口は減ってきますけど、高齢者の数は減らないという状況でございますので御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 私のちょっと表現がまずかったところをお詫びいたしますが、私が今言っているのは、今度埋立地で計画までして設計までされたですよ。あのことを今度の専門家に調査をされたときに、津波が60センチでしたかね、そしてそれと加えて液状化ということで見直しをしようということまで今いってるんですよ。だから液状化対策にその金を7,200万円のほうの金をもし使えば、液状化対策には十分過ぎるほどの金額ではないんですかということをお尋ねしたわけですが、その辺ちょっとお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 理解いたしました。ただ、先ほど申しますように、この際増床を考えようということございまして、私はそこに120やりますと、今度はもう一つのところを、2カ所ってことになりますとそこが少し数が減るのかなと思っておりますし、正直申し上げて、今まで大震災の起こる前まで現地で行われた建築確認もできなかったというが、今でも100%あの

場所に御理解いただいてないという状況にあります。そういったこともございまして、この際私はあの計画というのはとりやめだと思っておる次第でございまして、その辺液状化対策のことだけで全員協議会にはお諮りいたしましたけれども、私の今の気持ちとしましては、計画を増床をするという方向に一步踏み出したいと思っておりますので、以前の計画というのは、私は白紙にさせて頂きたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 市長の気持ちも分かりましたけれども、増床した分を民間委託というか、民間にさせていただくということですよ。そうすれば、今計画されてある120床は120床で一遍つくって、あとつくる分に対してという話にはできないわけですか。一遍、今言う埋立地に120なら120つくと、一応、もう設計図もできて、もう設計図も設計しているとお金を払わないかんとでしようから。そういういろんなもろもろのことを含めたときに、どぶに捨てるような金がいっぱい出てきやせんかなという感じがいたしますんで、増床は増床で構いませんけども、その埋立地には当初計画の120床で今の設計図でやると。その代わり液状化対策を十分施すという考えはできないものか。その上で増床するところは増床すると。何年後に、そういう考えはできないものかお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この件については、2番議員の御質問とも関連するわけですけど、決定ではございませんけれども、全員協議会でかえるという方向を打ち出していただいたわけでございます。その議論については、元に、バックをさせないでいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） もともとはヨーガの里から始まったわけですよ、この問題。そして埋め立ていったわけですよ、そしてまたヨーガの里に帰るわけですよ、そうすれば何をバックじゃないような気がするんですけど、私は。それと、いいことであれば、全員協議会、非公式の場でありますけれども、全員協議会で話したことであっても、市長が「ああ、それならそういうことを取り組んでみよう」という気持ちになれば、私は「市長はこう言ったじゃないか、あなたはまた覆すんか」というような反発は、議員の皆様はそんなに無茶は言われないうような気がいたしますんですけど、その辺はどうでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今ヨーガの里に帰るとおっしゃられましたけど、それはだれが決めたんでしょ。それないと思いますけど。済みません、決まってないと思います。私が申し上げておりますのは、全員協議会の折にこの震災を受けて、津波、液状化、そういった問題がございます。今のいわゆる当初の海岸線埋立地に建てるべきでしょうかというお諮りをしたわけございまして、私はもちろん建てるべきではないという気持ちがありますからお諮りしたわけございまして、そのときに皆さんが今のところに建てるべきではないという大方の御意見をいただいたと思っているわけでございます。ですから、それをまた7,000万、8,000万円かかりますから、あるいはそう言いましたけど元のところに建ててくださいということとはできないと、こういうふうに申し上げておるわけでございます。ちょっと私のいい方も悪いかと思えますけれども、やはり、確かに液状化もございます。液状化はそれで治まるかもしれません。しかし、私はあの埋立地がふさわしくないんだということを、皆さん気持ちが一緒になっておるんだと思います。やはり、あそこは私は怖いところだと思っておる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 確かに、そう言われれば、当初はデルメーター地帯であそこはふさわしくないというお話をされました。しかし、あそこに持って行かれたのは市長です。そのこともよく考えていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。次の質問入ります。

次に、3番目の質問に入りますが、新中学校の状況についてですが、統廃合して時間も余り経っていないわけですが、それと今定例議会の初日に市長の行政報告で説明がありましたので心配することはないと思えますが、統廃合してよかったと思われる点、よかったからしたんでありますが、お聞かせ願いたいと思えます。また、こういう面は見直しをしたほうがいいのではないかと、父兄からの意見じゃなくて教育委員会の意見としてどのくらい調査がされているのか知りたいわけでございます。

3点目は、スクールバスについてですが、特に今のような梅雨時期には、指定されたバス停では、いくつかのバス停は近くに民家があって、そこに横殴りの雨のときは非難できますけども、ただバス停がばんと建ったところは子供たちが朝学校に行く前に濡れてしまうわけです。それを見ているとどうも忍びないような気がしますが、この対策はできないものか。立派な建物を、バス停を囲えとかいうことじゃないんです。ちょっと移動すればそこによそ様の家の軒下があるとか、倉庫があるとか、斜めの雨風が防げれば私はいいという程度で思っておりますが、そしてバスが来るのを待って濡れずにバスに乗って、学校ではさすがすがすがしい気持ちで勉強ができると。私たち小さい頃はかっぱで八幡から田河中学校まで行きまして、半分くらい濡れて勉強した思い

もありますけども、今の子供はそういうことがとてもできないと思いますので、その辺をちょっとお尋ねします。

それと、スクールバスについてですが、このスクールバスの利用について、登下校以外は利用できないものか、もしできないのであればその理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 14番、榊原伸議員にお答えをいたします。

統合してよかった点ということでございますが、新しい4中学校体制がスタートいたしまして2カ月半が過ぎようとしております。まず、新しい中学校の生徒たちが、授業や部活動を通して、いち早く仲良くなって、わき合い合いとした子供の集団ができております。先日の中体連の応援風景、試合の様子からも全体的にまとまっておると私は思っております。和やかさが各中学校に見られます。特に授業におきましては、学級の人数がふえたこともございまして、活気が見られるようになっております。今月から市内全小中学校の学校訪問が始まります。中学校に行くのが楽しみでございます。それと、規模適正化の本来の目的でございました子供たちの競い合い、高め合う集団として、切磋琢磨する学校づくりのスタートが2カ月半で口幅ったいんですけどできておるのではないかと考えております。また、教職員の教育に対する意識の高揚も伺われます。自分たちがまず統合初年度のスタートをしっかりと乗り切って、この1年間で新しい中学校の基礎を築き上げなければならないという強い意識が高まっております、非常にすばらしい教育集団の組織としてのまとまりが随所に伺えると思っております。

それと、2番目の見直しの点でございますが、何と申しまして2カ月半でございますので、この1年間じっくりと評価をしていこうと思っておりますので、具体的に2カ月半の時点でここを見直すというところはございません。生徒、教職員、保護者の皆さんが規模適正化を成功させようということで、それぞれの立場で御努力をいただいております。ありがたいことだと思っております。ただ一つ危惧をいたしますのは、この当初の意識が薄らいできたときに、生徒指導上の問題等が出てくるのではないかと考えております。我々常に危機意識を持ちまして、今後ともそれぞれの立場で懸命の努力をしていこうと思っております。夏休み終了後の2学期が少し気になるというところでございます。ですけども、長期休業中でもそれぞれの学校でクラブ活動をやっておりますので、まるまる2カ月休んで新たにまた会うという体制ではございません。

それと、スクールバスについてでございますが、雨天等々で雨に濡れておる姿を見ていると忍びない、どうにかできないかということでございますが、通学路線、また各地の停留所を通学部会という専門部会が一年半かけて決めた結果なんです。で、前も申し上げましたけども、この1年間であらゆる中学校統廃合の検証をしていきたいと思っておりますので、その時点でまだまだ

この手のことが出てこようと思っております。何分スタート直後でございますので、当初の基本的な姿勢を歩ませていただきたいというのが教育委員会の気持ちでございます。

それと、（「スクールバスの利用」と呼ぶ者あり）済みません。4番目に、スクールバスをほかの利用ができないかということでございますが、スクールバスの運行を発注する場合に、往路何回、復路何回という取り決めをしての入札をさせていただいておりますので、その縛りがございます。現在、登校、下校以外で、スクールバスを使うことを教育委員会が認めておりますのは、中体連の動きでございます。まず、各地から中学校にスクールバスに乗って学校に集合します。その学校から中体連の試合会場まで送ります。そして、その逆で、試合会場から学校に戻ってくるといふことのスクールバスの動きは認めております。それ以外は認めておりません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） スクールバスの、子供の雨で濡れることに関しては、中学校でちょっと調査して、子供たちにちょっと調査してみればすぐわかることですから、この辺の調査をちょっと早目にして、もし子供たちからそういう意見がもしあるようであれば、早めの対策が必要ではなからうかと思っておりますので、そこら辺の取り組みをよろしく願います。

それから、バス利用についてですが、今のお話聞きますと、バスの運行自動車、交通さんなり玄海交通さんなりと思いますが、そこだけの関係なのか、国からこういうこと以外に使ってはいけませんという縛りがあるものなのかをちょっとお聞きいたします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 14番、榊原議員にお答えをいたします。

国からの縛りと申しますと、ちょっと全部頭に入っておりませんので、申しわけないですが、これはちょっと後で正確なところを御報告させていただきます。申しわけございません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 結構でございます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 私がこの問題について、何でお尋ねしたかといいますと、修学旅行はわかりますけども、そのほかに遠足とか、やっぱり子供たちはいろいろ利用すると思います。言えば、ここまで言ったら市長の管轄になるかもしれませんが、例えば市の職員が大勢で動く、そうしたときにバス会社に頼めば3万、4万かかるわけです。そうしたときに空いてる時間帯であれば、壱岐市の持ち物であったら有効に、早めにわかることですから、その運転される方、運行事業者に特別にまたお金を幾らか払う分でも、有効活用ができないものかちょっと思っ

ております。

先ほど、調査するというごさいましたので、その辺も含めて調査をお願いしたいと思います。もし、答えることがありましたらお願いいたします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 榊原伸議員にお答えをいたします。

今回壱岐市が取り入れましたスクールバスと申し上げますのは、あくまでも中学校への登下校でございまして、それ以外のことは考慮に入れておりません。ちょっと冷たい言い方なんです、そういうことになります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） まあ、じゃあ学校関係だけということですね。そしたら、遠足なんかはいいわけですよ。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 中体連の学校から会場までの往復のみでございまして、遠足は入れておりません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 教育長さん、もう少しやっぱり財産は有効に使うような工面はいたしましょう。国の縛りが無いのであれば、ある程度その辺は、やっぱりもう壱岐市の持ち物でしょう。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 国の縛りが無いということではございまして、私の頭の中に国の縛りを記憶しておりませんので、後ほど国の縛りを御報告させていただきます。縛りは当然ござい

ます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） すっきりしますが、以上で終わります。

〔榊原 伸議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、榊原伸議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで、暫時休憩をします。再開を14時50分とします。

午後2時37分休憩

.....
午後2時50分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、12番、鵜瀬和博が市長に対しまして一般質問をさせていただきます。大きく1点、危機管理体制についてお尋ねをいたします。内容としましては、昨年の6月に同様の一般質問しておりますが、その進捗状況と今回地域防災計画の見直しについて、2点御質問させていただきます。今回、通告には事細かく書いておりますので、簡単・明瞭に答弁をいただけるものと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、現在、地域情報通信基盤整備推進事業が平成23年7月の地デジ化に伴いまして、宅内への設置工事が現在進められております。今回の光ファイバー設置によりまして、無線から有線となり、従来の戸別受信機がFM告知端末機にかわりまして、特に市民の生命、財産を守る上からも有線に支障がない限り、難聴地域が解消されまして緊急防災情報はもちろんですがFMラジオとしても使用され、利便性が増すものと考えております。

そこで、昨年6月におきまして、この地域情報通信基盤整備推進事業、消防、救急無線のデジタル化整備に伴い、危機管理体制、災害対策本部の設置の方法などシステムが変わるので早急に見直しを行うべきと質問したところ、市長は消防救急無線のデジタル化については、平成23年度に電波・伝搬調査及び基本設計をし、25年度以降実施計画及び整備事業を実施すると答弁されました。この財源としては、合併特例債事業として約4億4,000万円を提出されており、国費が8,000万円、そして携帯電話の119通報者簡易型位置表示装置を平成25年度に約500万円の予算を予定しているとの報告がありました。また、「危機管理というのは、行政の最大の責任である」と市長みずから明言をされ、災害対策本部参集をはじめ、さまざまな体制のマニュアル化について取り掛かりがおそかったと、その当時反省しているということでした。早急に対処したいと御答弁されましたが、それから1年経過するわけですが、その進捗状況についてお尋ねをします。

災害の場合、特に地域の消防団が現地教養訓練等によりまして災害対応の技術、知識を有しており、地域住民の安全・安心を守るため、地域における消防活動、火災予防広報はもちろんのこ

と、風水害における水防活動、非難救助活動を行っており、今後さらに地域の安全確保のため、地域上消防団の果たす役割も大きくなってまいります。また、各婦人防火クラブや女性消防団も、女性ならではのこの視点を生かすことにより、地域住民に対する防火啓発だけではなく、高齢者や障害者、子供たちに対して配慮された有効な救援活動が可能となり、災害時の大きな支えになると考えております。現在火災や気象情報の警報の折に、防災情報がメール通知されておりますが、例えば、火災発生場所については、特に建物の場合あいまいで、1分1秒を急ぐときにわかりずらいと、多くの意見をよく聞いております。今回の地域情報通信基盤整備推進事業整備や消防無線のデジタル化に伴い、地理情報システムGISを連動活用し、現場や防火水槽やため池などの水源の位置などを含め通知ができないか。また、災害の場合、特に災害危険箇所の防災情報や避難所並びに避難指示などの情報を合わせてメールで遅れないかお尋ねをいたします。

続きまして、大きく2点目の地域防災計画の見直しについてお尋ねをします。

東日本大震災後における本会議において、市長は防災体制も含め、地域防災計画の見直しをされると言われました。その後の取り組みについて、どのように見直すのかお尋ねをいたします。

1点目の原子力防災対策については、同僚議員の答弁によりまして経過も含め理解をしております。今後もさらに引き続き、他県や近隣の市町村と協力して、EPZの国の見直しに向け努力をしていただきたい。しかし、国の見直しだけを待っているだけではなく、合わせて万が一の場合についての計画を策定し直す必要があると考えています。

市長は、5月30日に部長等で原子力防災会議を開催し、原子力対策を初めとした防災計画の修正情報の共有を図ったと報告がありましたが、どのような情報を共有してどのような対策をされるのかお尋ねいたします。

2点目、今度は風水害及び地震、津波対策についてお尋ねをいたします。3月11日に発生した東日本大震災では、地震後の津波によりまして、甚大なる被害を受けております。市においては、統計上東北のような津波はないと言われておりますが、想定外なのが自然の力です。現在指定されている避難場所は、1次避難所、防疫避難所との区別が、また海拔が低く、万が一の津波の場合、避難所ごと飲み込まれて甚大なる被害になる可能性があります。この避難所について、どのように見直す計画なのかお尋ねをいたします。また、この避難所場所の再選定につきまして、地域審議会の活用と意見を反映すべきと考えております。今回承認で挙がっておられました平成22年度一般会計専決でも、この地域審議会の報酬は全額減額をされております。地域審議会の役割はどういうものか、またその避難場所の再選定については地域審議会の意見を反映すべきと考えておりますが、いかがか、お尋ねをいたします。

4つ目、非常用水、食料及び毛布の備蓄状況については、先ほど同僚議員の質問により、市としては現在設置をしていない、必要な場合は市内の小売業者から購入し、それ以上に必要な場合

は、知事に要請をするということでありましたが、現在社協のほうでも日赤の毛布等の緊急用の設置がされておりますが、そのあたりの情報についてはどのように把握されているのかお尋ねをいたします。また、今後、今制定されている地域防災計画には、その辺の備蓄についても防災対策会議の中、本部の中で担当の職員がするようになっておりますが、その点についてお尋ねいたします。特に、食べ物だけではなくて、よくテレビでも言われますが、災害の場合に特にトイレとお風呂が一番苦慮したようにお聞きしております。また、今回の災害でも高齢者になりますと、たくさんの方が集まるところで、ショックで亡くなる方も多数いるようですから、その人のケアについてもどのようにされるのかお尋ねをします。

今度、5つ目ですが、地域よる埋立地の液状化調査及び対策をということで、今回の東日本大震災では、周辺の東京湾埋立地の千葉県浦安市や内陸部の埼玉県久喜市など液状化が現象が起りまして、過去最大規模の被害とのことでした。このことは、平成17年の福岡西方沖地震において、私の住んでいる八幡浦地区でも発生をして電柱が傾いたとの被害が出ております。西日本新聞によりますと、今後はこの東日本地震に加え、マグニチュード7.8クラスの首都直下東南南海地震の発生も懸念されており、内閣府では、九州でも福岡、長崎県等の沿岸内陸部で被害が予測されております。そのために事前にこの液状化の被害を防ぐためにも、市の沿岸部の埋立地の液状化調査並びに対策が必要と考えますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

6つ目が、今現在民間事業者が先導して観光客の利便性や情報発信の手段として、みずから自費でフリースポット、無料のインターネット無線ランを設置いたしておりまして、フリースポット日本一の島を目指して頑張っておられます。しかし、民間の方にも限界がありまして、公共施設や観光設置には設置したくでもできずにいます。特に、観光客や文化ホールなどの公共施設の会議室の利用の折や、今度平成26年に開催されます国体のプレスセンターを設置する際にも、時にはこのインターネットにつなげる環境というのは必要不可欠と考えます。その環境を整えれば、利用頻度もふえ、訪れた観光客自身が壱岐の宣伝もしてくれそうですし、その情報を集約すればアンケートにもなるんじゃないかと考えています。また、この設置には大規模な工事は必要なく、本一冊分ぐらいのスペースと1台2万程度でできますので、早急に設置すべきと考えておりますが市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

ここで、このフリースポットの活用事例として市長に参考程度に御提案をさせていただきます。今、お話をしている部分については、観光の情報発信ということで提案していますが、実は、市長も御存じとは思いますが、新潟県の佐渡市が防災地域情報の提供のために、佐渡市内の観光スポットに設置されている無線ラン付きの自販機、今回設置されておりますフリースポットなどのワイファイ端末機器と組み合わせて、任天堂DS、子供たちがゲームをする、ああいうとや携帯電話に住民向け、住民向けには地域の情報、お買い物情報とか、あとその防災情報、そし

て犯罪情報、どこどこに不審者が、出現しました、そういった情報を提供するようにしております。そして、島外からの方については、島内の観光名所や重要観光施設をナビゲーションする、どこどこに行きたいというふうになれば、それがカーナビみたいな、前に島ナビという使えないナビがありましたけど、ああいったものがそれぞれの携帯とか、そういう機器をお持ちしているところに入って利用できると。このような活用を含めて、先ほど来から言いますように、地域の情報通信基盤整備推進事業やフリースポットの活用など、そういった言わばハードはできましたからソフト事業について、例えば庁舎の若手の職員とか、民間の若手によりますワーキンググループなりプロジェクトチームなどを立ち上げていただいて早急に協議をしていただいたら、これこそ市長が常日頃言われる市民協働の計画ではなかろうかと、の一つじゃなかろうかと、市民力を上げる一つの手段じゃなかろうかと思っておりますので、その点についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

また、今回地域情報通信基盤整備推進事業をし活用した、ぜひ防災訓練の実施をしていただきたい。これも前回お話していただきましたが、自然災害とかが発生した場合には、携帯電話等が通信手段が使えないということが多くて、一番に情報を必要とする被災者の方々へどのような的確な情報を提供できるかが、また被害状況がどの程度なのか情報収集がその後の対策をする上大変重要な大きな課題となっております。現在、有線の場合は情報が確実に伝わるわけですが、この光ケーブルが切れた場合を想定した訓練が必要と考えておりますけども、その訓練実施についてお聞かせいただきたいと思っております。

8点目が、ちょっと質問ばかりで聞くほうも大変でしょうけど、事細かく説明して市長の答弁いただくようにしておりますので。次が8点目ですが、今回策定された地域防災計画、市民への周知方法として、台風接近や集中豪雨は特に深夜、早朝のケースが多く被害の対応ができるまでに少なからず時間がかかります。そのような場合、被害を少しでも少なくするために、市民みずから危険を察知し非難できるように、どのようなときにどこを通過してどこへ避難するのか、日ごろから高齢者世代など助けを必要とする人がどこにいてだれが助けていくところまでマニュアル化したハザードマップや緊急避難地図の見直し作成が必要と考えています。また、今後市民に対してもハザードマップが今回300万円の予算で再度作成されるようになっておりますけれど、それを市民の方に配るだけではなくて、避難施設としての看板の設置並びにずっとありました海拔何メートルっていう、ありますね、今回特に津波の意識があって、皆さん自分の住んでるところの海拔が何メートルなのかって言うのをかなり注目をされておまして、そういったのを一緒に避難施設の避難所あたりに掲示しておけば、常日ご頃からそういうのを見て、10メートルの津波が来たときはどこどこというような、日ごろからそういったことができるんじゃないかな。また、市民出張講座をされておりますが、その中の一つとして、例えば地区ごとにそうい

った防災計画の勉強会等を設けていただいて、日ごろから防災の意識付けは大切と考えております。そうすることによってさらにスムーズな非難、誘導、危機管理意識の確立ができると考えておりますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

9点目ですが、先ほど来より同僚議員の方から原子力の災害、または国民保護法による武力行使によって、非難については特に、先ほどからも出ておりますが、壱岐は離島ですから、外からの交通手段っていうのが船か飛行機しかないのが現状であります。そのようなときに、災害対策基本法においては、他の自治体の応援の要求はとがめないとしていますけども、さらに基本法では制定をされておりますが、スムーズな対応をするために事前に、例えば近隣の唐津市や福岡市あたりと災害姉妹都市提携したほうがよいと考えておりますが、その点について市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、細かく言えば12点ほどありますが、これについて市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 12番、鵜瀬議員の御質問についてお答えいたします。

危機管理についてということでございます。危機管理につきましては、やはり行政が一番この危機管理の体制については意識をしなければならないと思っているところでございます。最大の任務だと思っておるところでございます。

まず、平成22年6月の一般質問の進捗状況ということでございます。

地域情報通信基盤整備事業で整備された新システムを利用する方法や、平成28年に設置される消防救急無線のデジタル化に伴う通信下の導入による危機管理体制の見直しについてということでございます。地域情報通信整備推進事業で整備された新システムを利用する法案につきましては、昨年度、長崎県緊急情報通信設備整備事業によりまして、全国瞬時警報システム（J A L E R T）でございますけれども、これを整備いたしまして、衛星回線を通じて国から直接音声信号による警報等の情報が瞬時に受信できるようになりました。地域情報通信基盤整備推進事業で整備された新システムも現在最終段階にきているところでございますので、新システムを連動して迅速な情報伝達を図り、危機回避につなげてまいりたいと考えております。また、防災無線にかわる今回のFM告知放送につきましては、地域を特定して放送できるシステムになっておりますので、配合地が急傾斜地である集落や過去に地すべりが発生した地域など、今までのように旧町単位でなく、地域を細かく分けて放送も可能であります。今後、危機管理の面からその運用について検討してまいりたいと考えております。

また、平成28年5月末に設置させる消防緊急無線のデジタル化に伴う通信手段の導入による

危機管理体制の見直しにつきましては、現在のものと何らかわるところはないと聞いております。今年度は伝幡調査及び基本設計を予定しておりますので、よりよい運用ができるよう検討してまいります。おっしゃったように、4億数千万円の予算でございまして、内8,000万円は補助金、合併特例債で対応するというふうに出しておるところでございます。

次に、危機管理体制、防災対策本部の設置方法、職員参集のマニュアルについてということでございます。

壱岐市の危機管理体制につきましては、防災計画及び国民保護計画に記載された対策本部により対応することといたしております。本市における災害警戒対策体制につきましては、気象時警報は発令され、災害が発生する恐れがある場合、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置するようになっています。また、災害が発生し、また災害の発生が予想される場合、私を本部長とする災害対策本部を設置し、災害の規模により1次、2次、3次の配備体制を整えております。配備人数の人員は警戒本部は62名体制、1次配備は138名、2次配備は216名、3次配備は253名体制といたしております。

対策本部の設置方法につきましては、平成21年7月の集中豪雨による災害を機に、対策本部に消防本部より職員が常駐することとしており、消防救急無線により対策本部と現地対策本部との連絡が可能となっているということは、ご存知のことと思います、また、警察との連携につきましても、現地で警戒及び応急措置を取っている署員から情報を署の担当課を通じて提供を受けたり、市で把握している状況を伝えたりし、情報の共有を図るなどの体制をとっているところであります。また、長崎県建設業界壱岐支部、壱岐市地域防災協会協力部会、壱岐市管工事協同組合と本市との間に協定を提携いたしまして、大規模災害時に組織的に支援をいただく体制を整えているところであります。職員参集のマニュアル化につきましては、職員災害時対応マニュアルを作成し、災害時の職員の配置と任務を示し、市の内部情報システムより全職員に周知をいたしております。

3番目のデジタル化に伴い、携帯電話の通報位置確認装置との25年導入予定だが、消防防災GISの連動しているかということでございます。携帯電話119番通報簡易型位置表示装置は、あくまでも通報者の位置を表示する装置でございます。直接に消防防災GISと連動する機能ではないように聞いております。また、導入につきましては、通信指令台の更新時を検討中でございます。

消防防災GIS、地図上に救命、通行人、建物倒壊、避難場所等、いわゆるその時点のいろんな情報が瞬時にしてわかる、入力できるというシステムでございまして、これについても研究をさせていただきたいと思っております。

次に、大きな2番の地域防災計画の見直しでございますけども、原子力対策についてござい

ます。E P Z、これについては先ほどらい回答をいたしておりますように、30キロ圏にしてほしい、これをとにかく強く要望していきたいと思っております。万一の場合はどうなるのかということでございます。5月30日の壱岐市の原子力防災対策でございますけれども、概略を申し上げますと、いわゆる九州原子力発電、玄海原子力発電所から25キロ位置にあると、地理的条件が非常に、海を隔てて25キロ、何もさえぎるものがないという状況中にありまして、関係自治体と連携を図りながら事業者としての安全性の確保、九州電力に対して情報提供、説明責任を強く要望していくということでございます。

それから、対策といたしましては、要素材の常備等の防災機材整備についても国、県、市の枠組によりまして、今のところ法の範囲でございますので備蓄はございませんけれども、それについても要求をしていくということでございます。

そして、スケジュールといたしましては、防災計画を策定をいたしまして、県への事前協議、壱岐市の防災会議の審議、それから県との正式協議を経まして、平成24年4月に地域防災計画の公表の中で、この原子力防災につきましてもお示しをしていきたいと思っております。

次に、風水害及び地震、津波対策についてでございますけれども、風水害対策につきましては、長崎県において土砂災害が発生するおそれのある区域の基礎調査を実施しております。その調査結果で土砂災害警戒区域の指定をする場合がございます。区域の指定は、市長の意見を聞いた上で、特に問題がなければ土砂災害警戒区域の指定が決定されますので、その後市の防災計画に掲載することとなります。地震、津波対策につきましては、このたびの東日本大震災や福島第1原発事故により、避難場所、避難経路などの見直しが重要と考えております。平成17年度に作成いたしました防災危険箇所マップについて、津波が発生した場合の避難場所の見直し作業を本年度早期に行うことといたしております。また、地域情報通信基盤整備推進事業では、整備された新システムの情報伝達や、長崎県緊急情報通信設備整備事業により整備した、全国瞬時警報システム（J A L E R T）による情報伝達等の新しい伝達手段により、迅速かつ確実な情報伝達の充実を図ってまいります。

次に、避難場所の再選定について、地域審議会の活用と意見等を反映すべきということでございます。

現在市内には指定避難場所が68施設でございます。災害の種類によっては避難場所として使用できないことも十分想定されることであります。特に、今回の東日本大震災における津波の規模は、想定外の規模であり、指定避難所の中には暴風や大雨などの災害の避難場所としては十分有効な施設でありまして、海拔5メートル未満にある避難所も多数あり、津波災害に対しての避難場所としては適当じゃないところが見受けられます。よって、防災危険箇所マップについて、

津波が発生した場合の避難場所の見直し作業を今年度早期に行うことといたしております。なお、見直しの仕様につきましては、海岸地域の自治会や、小学校区単位の意見集約を行った上で選定してまいりたいと思っております。

議員御指摘の地域審議会につきましては、新市建設計画等の進捗状況、その辺を地域審議会が行うというふうな定義のようでございます。それを否定するものではございませんけれども、海岸地域自治会や小学校区単位での意見集約を行った上で選定してまいりたいと思っている次第でございます。

参考でございますけれども、海抜5メートル未満にある避難箇所、郷ノ浦町はゼロでございます。勝本6、芦辺9、石田町2の計17カ所が、5メートル未満にある非難箇所でございます。

これも参考でございますけど、6月3日付けの新聞によりますと、東日本大震災を受けて設置された政府の中央防災会議の専門調査会は、6月末に津波被害を押し、低減するため基本的な考え方を盛り込んだ中間報告をまとめるという方針を確認いたしております。

次に、非常用水、食料及び毛布の備蓄は十分かということでございます。

非常用水、食料につきましては、保管場所等の確保が難しいこともございまして、備蓄は行わず市内で流通する物資を調達するようにいたしておりましたが、東日本大震災の検証をもとに、備蓄のあり方を再検討してまいります。しかし、本市は農産物、水産物とも自給自足のできる島でございます。食料を地元で調達できることは大きな強みでもあります。吉岐独自の居住環境、いわゆる山村でございますけれども、こういったものを最大限に生かしまして食料の備蓄は必要ない、災害に強い島としてのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。毛布の備蓄状況につきましては、旧町の自主避難8施設に190枚保管しておりまして、大雨や台風の接近等に伴う自主避難者がおられた場合に利用いただいております。トイレ、ふろが、本当にお困りであるということ、御指摘、そのとおりだと思っております。この点については研究させていただきたいと思っております。現在、市内の各町の自主避難施設の主要なものとしたしましては、郷ノ浦町は文化ホール、勝本はかざはや、西部開発総合センター、湯本事務所、芦辺につきましては、芦辺、箱崎、那賀の地区公民館、石田町においては、農村環境改善センターなどが主な避難場所でございます。

次に、地震による埋立地の液状化調査並びに対策をとということでございます。

現在のところ市内における埋立地についての液状化調査は行っておりません。このたびの東日本大震災で液状化現象が関東地方から東北地方まで、過去最大規模の広範囲にわたって発生しております。液状化は、水分を含んだ砂質地盤が地震の振動を受けて液体のように動く現象で、泥状の土が噴出したり、建物が土の中に包み込み、倒壊する危険性もあります。埋立地や河口で起きやすいとされているところでございます。本市におきましても、埋立地は相当の面積がござい

ます。現に建物も立っております。しかしながら、建物が建っておりますのは市有地でもございます。

したがって、現時点ではそれをどうするとは言えないところでありまして、国の方針等十分踏まえた上で対応を考えてまいりたいと存じます。

次に、民間が先導しているフリースポットを多面的な活用から公共観光に早期設置をとということでございます。

議員申されますように、フリースポットとは無線ランでインターネットにアクセスできる環境をお客様に開放し、自由に使っていただけるエリアサービスのことと承知をいたしております。その機材から50メートルの範囲でそれが使えると承知をいたしております。既に、壱岐島内では、民間の方々が先行して、店舗など11カ所にフリースポットを開設されています。壱岐市といたしましても、無線ランの付いたパソコン、もしくは無線ランカード装着されたパソコンをお持ちの方、さらに無線機能を搭載したゲーム機器をお持ちの方など、だれでも自由に無線ラン経由でインターネットにアクセスしていただける環境を整備したいと考えてありまして、郷ノ浦港、芦辺港、石田港、空港の各ターミナルビル、壱岐市4庁舎、壱岐文化ホール、一支国博物館、国民宿舎、出会いの村などに設置し、さまざまな情報の発信、収集など、利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。9月議会に提案すべく、現在検討をいたしております。佐渡の例等々勉強させていただきたいと思っております。

次に、地域情報通信基盤整備推進事業を活用した防災訓練の実施をとということでございます。

防災訓練の実施につきましては、本年は11月13日、日曜日でございますが、ダイエー前に計画をいたしております。なお、地域情報通信基盤整備推進事業を活用した防災訓練の実施につきましては、このたび整備をいたしましたケーブルテレビやFM告知端末及びFMラジオを利用し気象予報並びに災害情報等の情報伝達訓練を含めた防災計画となるように、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと思っております。

ケーブルが切れた場合はどうするのかといった問題、今御指摘受けました。そういったものについても、いろんなケースを考えてシミュレーションをした防災訓練をしなければならないとされているところでございます。これにつきましては、今この光ケーブル網の利用をし始めたばかりでございます、かなり綿密にシミュレーションしなければならないとされているところでございます。

8番目でございますけれども、再策定された地域防災計画への市民への周知方法はということでございます。

改正後の地域防災計画につきまして市民への周知方法といたしましては、市役所各庁舎や各事務所に地域防災計画書を備えつけ閲覧していただく方法や市のホームページに掲載する方法など

がありますけれども、なかなかそれだけでは周知が図られないと考えております。職員が直接地域に出向いて説明を行う出前講座や行政情報としてのケーブルテレビの放映、わかりやすく簡単にまとめたダイジェスト版の配布などいろいろな方法で多くの方々に周知を図っていきたいと考えております。

なお、このたびの予算には、津波災害を想定したハザードマップ修正分の各戸配布予算を計上しておるところでございます、議員御指摘のマニュアルまでということでございます。研究をさせていただきたいと思っております。

ただ、海拔何メートルというところの表示については、早急に行いたいと思っている次第でございます。

津波ハザードマップの内容をちょっとだけ申し上げますけれども、5メートル間隔の等高線を20メートルラインまで地図に落として、避難経路がわかりやすいように地図の拡大をいたしまして、避難経路、津波一時避難場所、避難施設、また地震・津波情報伝達系統津波注意報・警報の予報文例などを盛り込みたいと考えておるところでございます。

最後に、災害姉妹都市締結する考えはないかということでございます。

現在姉妹都市といたしましては、長野県諏訪市と締結させていただいておりますが、お互い交流により地域活性化を図ることが目的であります。しかしながら、今回の東日本大震災のように甚大な災害が仮にお互いの地で発生したとした場合、いち早く復興の支援に当たることは当然のことと考えております。

しかし、議員御指摘のように、まずは近隣との応援体制が必要でありまして、現在九州・山口9県の各知事が大規模な災害が発生し被災県独自では十分な応急措置が実施できない場合に、応援を円滑に行うための災害時相互応援協定が平成7年11月8日に締結されております。本市の地域防災計画にも載せておるところでございます。

応援項目といたしましては、1つに災害応急措置に必要な職員の派遣、2番目に食料、飲料水及び生活必需品の提供、3番目に避難・収容施設及び住宅の提供、4番目に緊急輸送路及び交通手段の確保、5、医療支援等となっております。本市としては、今後さらに県並びに関係機関等と連携を密にし、応援体制の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。かなりの、12項目にわたる質問につきまして答えていただきましてありがとうございます。

大体、御提案している分については、市長も大方御理解いただいて実施されるようですので、ぜひ、先ほど市長が言われました「危機管理っていうのは行政の最大の責任である」。しかも、

先ほども言いますように地域情報通信基盤推進事業がもう設置されたわけですから、やはりそれをいかにどうやって使うか。もちろん、情報発信の観光面に使う。これはもう使わないといけませんし、やはりこっちから情報発信という部分では、情報収集の分も含めて防災も必ず使えばかなりいいと思いますので、ぜひその分については早急に研究をしていただいでしていただきたいと。

あと、一応、災害対策本部については、62名、最少は2名で第3次まで振り分けられておりまして、自分がどの担当かについてはメールで各職員に、異動はあってますけども通知をしていると。日ごろからそういった認識を持っていただいで、市民の生命と財産を守っていただくということで、ぜひお願いしたいと思います。

最初言いました地理情報システムのGIS、これは消防のメールだけではなくて、やっぱり壱岐は今、市長は常日ごろから言われる「交流人口の拡大」についてさまざまな施策をされております。島民の方については、日ごろからそういった情報、避難場所がどこってというのがわかるわけですが、いざ、観光客については、どこに避難場所があるかもわからないし、そうしたときに先ほど御提案させていただいたフリースポットの活用ですとか新潟県の佐渡市の現在されている任天堂のDS等による島内の方向け、そして島外の観光客向け両方選択できるような先進地がありますので、ぜひそれを十分研究していただいでしていただきたいと思います。

そして、民間のほうが先導しておるフリースポットについては、市長のほうで「ぜひ9月議会に提案をしたい」と。主に観光客の方が御利用されるターミナルを中心に、あと文化ホールとリニューアルする国民宿舎、そして出会いの村に置きたいと。将来的には、ぜひもっと広くしないと、防災、観光の情報発信からすれば数でいえばまだ全然足りないような状況ですから、ぜひその分については今後御尽力いただきたいと思います。

それに関して、今回御提案さしていただきましたフリースポットの活用と今回の地域情報通信基盤推進事業の活用について、若手職員と民間の方のプロジェクトチームなりワーキンググループを早急に立ち上げて、9月までに御提案されるわけですから、その中で防災も含めた観光情報発信のさまざまなそういったのに長けた方が大勢いらっしゃいますし、それをすることによって、要は先ほども言いましたとおり市民協働の企画ということで、逆にいえばそういった市の施策の中に民間の方が一緒に企画をすれば壱岐に対する愛着も沸きますし、今後こういった市長の取り組みについてさらなる御協力、御支援もいただけるんじゃないかなと思いますので、その点について再度お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今回のフリースポットの投資はわずかな金額でできるわけでございます

けれども、そういった投資をいかに活用するか。本当にこれについては、今鶴瀬議員おっしゃるようにはかなりの、何と言いますかメリットがあると思います。ぜひ、御提案のようにそういった研究グループといいますか、立ち上げまして研究をしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鶴瀬和博議員。

議員（12番 鶴瀬 和博君） それと、先ほど避難場所、ハザードマップの選定については、小学校区並びにその周辺の地域住民の方の御意見を聞きながらということでしたが、でき得るならば、今回市長が英断で災害ボランティアを派遣をされております。今回、また6月から7月頭に行って帰ってこられますので、そういった方っていうのは、実際あいった現場で何が必要か、どういう状況が大事かっていう部分も、来年の4月に今回の地域防災計画が見直しをされるようですから、その中にもそういった部分を入れていただきたいと思います。

あと、液状化につきましては、確かに私有地もあるわけですが、東京等の状況を見ながら、今回国の判断で被災者生活再建支援法で液状化の認定基準が緩和されておりますので、その辺の、今後そういった場合もありますので合せて研究をしていただきたいと思います。申し添えておきます。

そして、今回の防災訓練については、市長も、ぜひ、「ケーブルテレビ、FM告知版として、今回の地域情報通信基盤推進事業を活用した内容について関係機関と協議しながら実施する方向でいきたい。光ケーブルが切れた場合については、今後また研究をしていく」ということでしたので、これもちょっと参考までにおもしろい提案をさせていただきます。

実は、このフリースポットをされてるのが、結構、バッファローっていうところがあるんですが、これが愛知万博のとき、このフリースポットが有効活用できないかということで気球に太陽熱のソーラーパネルをつけてそこにフリースポットもつけて、宙に飛ばしてカメラもつけて、その被害状況を見ながらそれから情報を発信するというような実験もされておりますので。そういった、大学のほうでされてるようですので、その辺の将来的にはぜひフリースポット日本一の島っていうことを民間の方も言われておりますので、その辺の防災活用ができますので、その辺についてもぜひ今回立ち上げられる若手のプロジェクトチームの中で御協議をいただきたいと思います。企画振興部長、所管ですから、ぜひよろしく願います。

いろいろと御提案をさせていただきましたけれども、今回のこういった災害は、いつ発生するかわかりません。一応、見直しについては24年4月をめどにされるようですが、この後、また大雨、台風、九州各県でいろいろと災害がまた起こっているようでございます。そういった部分に対しまして、市民の生命、財産、身体を迅速かつ適切に対処できるように、防災行政を今後総合的に計画的に推進することを重要と考えています。

ちょっと、吉岐市のホームページを見たときにこの地域防災計画が載ってなかったんです。防

災、災害情報という部分にはあるんですけど、その計画についてなかったんです。だから、私が探せんやったのかわかりませんが、これは重要な案件ですので総合計画の中にぜひアップをしていただいて。

あと、もう一つあるんですけど、長崎県電子国土総合防災GIS、これは御存じですよ。総務部長、御存じですか。知らない。長崎県の電子国土総合防災GIS、さっき私が言ったGIS、県のほうにあるんですが、その中に避難場所を落とし込めるようになっているんですけど、壱岐市の場合のところは入ってないんです。68カ所のどこどこっていうのは入ってますけど、ポイントとして落ちてないんです。そのGISの中に。ぜひ、またそれも県のほうでありますから、県と協議しながらその部分を活用して、お金を使わずにそういうのを活用して情報発信に努めていただければさらに財政厳しい折いいんじゃないかならうかと。そういった部分も含めていろんな知恵がありますので、ぜひ多くの方の知恵を結集してつくっていただきたいと思います。

あと、最後にもう一つだけ、先ほども言いましたとおり市長は観光客の交流人口をふやすためにいろいろと、福岡事務所を設置されたりいろいろしていただいておりますけども、結局壱岐島を見に来られた観光客は、先ほども言いましたとおり避難場所等をわかりません。そうしたときに、災害もどこで発生するかわかりませんので観光地にぜひ防火水槽を設置してほしいんです。というのが、壱岐の周りは全部海なんですけど、例えば左京鼻あたりはかなりの30メートルぐらいあって、いざ水を海からとるとなるとかなりの時間がかかりますし、そういった部分が大変でございますので、ぜひそういった部分も配慮に入れて今後防災計画の見直しの中で研究をしていただきたいと思います。この件について、市長どうでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 観光地に防火水槽をとということでございます。

それは確かに大事だと思います。しかしながら、今民家の近くに十分な防火水槽があるのかといったときに、わかりますが、私はやっぱりまず民家の近くに十分な防火水槽をつくるのが先じゃないかならうかと思っております。でも、おっしゃるように排除をするものではございませんので。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） それはもう重々、もちろん人命が先ですから民家がないところは設置しないとイケないんですけど、そういった部分もあるということ認識していただいて、今後そういった配備する場合、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

なるべく、今回のハザードマップが早い時期に見直しをされるということですので、さまざま今回の地域防災整備推進事業を活用して観光と防災の面で振興していただきますように、市長

のリーダーシップをぜひ期待して、私の質問を終わります。ぜひ、よろしくお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を15時50分とします。

午後3時39分休憩

.....
午後3時50分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、中村出征雄議員の登壇をお願いします。

〔中村出征雄議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 中村出征雄君） 一般質問1日目の最後の質問となりました。市長も午前中から大変お疲れと思いますが、今しばらくおつき合いのほどをよろしくお願いします。

壱岐4町が合併し8年目となり、白川市長も壱岐市の2代目の市長に就任され、残すところあと10カ月余りとなられました。これまで多くの諸問題に積極的に取り組んでこられたことに対しまして敬意を表するところであります。

では、通告に従い、大きくは4点、11項目について、市長が主に行政報告で述べられたこと等を中心にお尋ねをいたします。時間も限られておりますので、市長の簡潔な答弁をお願いいたします。

質問の1点目、壱岐市特別養護老人ホーム建設場所の見直し等について、次の4点についてお尋ねをいたします。

今回、私を含め4名の方が質問をされておられます。既に2人の方が質問が終わりましたが、2人に対する質問を聞いておりまして残念ながらスピード感がなくぶれているというような思いをいたしております。できるだけ重複しないよう質問したいと思いますが、重複した場合にはあしからずお許しを願いたいと思います。

（1）壱岐市特別養護老人ホームの建てかえについては、壱岐市福祉施設等整備検討委員会の答申をもとに平成22年度地質調査、建設設計書の策定、平成23年度には建設工事に着手して、消防法の改正で現特養ホームの消防防火施設の再整備に多額の経費を要するため、平成24年3月には完成の予定でありましたが、去る3月11日発生の大東日本震災を受け、現計画地での建設は見直さざるを得なくなりました。場所を変更することによって、地質調査そして建設設計書の策定等一から出直さなければなりませんので、かなりの日時を要すると思います。特養ホー

ムの完成時期はどの程度おくれるのか。また、消防法の改正等の関連であります。先ほど同僚議員の質問では「既設のホームについては、1,000万円程度で簡易型の防火施設をつくれればいい」というような御説明でありましたが、当然これは平成22年度に消防法の改正があつとるわけですから、既存の施設についてはそういった特例があつたと思います。しかしながら、ちょっと勉強不足だったということですから、この点についてはとやかに申しません。それが、第1点目であります。

次に、(2)について、行政報告で、「待機者数そして県の参酌基準の撤廃等を考慮し、増床についても検討すべきである」とのことでありましたが、現在の待機者数については先ほど同僚議員の答弁の中で、「民間を含めて130名」ということですから、その分の答弁は結構であります。1年間に何人程度の方が特養ホームに新たに入所されておられるのか、その点についてお尋ねをいたします。それから、県の参酌基準の撤廃についてはいつの時点で撤廃されたのか。そして、また県の制約等は、全く県の制限等がなくなったのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、(3)について、特別養護老人ホームの分散についてであります。

今回の行政報告で、初めて分散に触れられました。これまでは、一貫して一カ所に建設する旨言ってこられました。私も、平成21年の6月定例議会で特別養護老人ホームの分散について一般質問を行いました。「特養ホームの場合には分散は考えてない」ということでありましたので、分散することで維持管理費は当然高くなりますが利用者あるいは家族等の利便性を考えて、私は「吉岐の北部、現在の湯本地区、そして吉岐の南部には現かたばる病院はどうか」というお尋ねをいたしました。また、昨年3月定例議会でも同僚議員の質問で、「30床から40床の小規模の施設を分散しては」との質問に対しても、市長は「特養ホームは100床の施設の建てかえであるので、分散はできない」との答弁でありましたが、それについても今回の県の基準で撤廃されたのかどうか。それと、分散についての考え方についてもお尋ねをしたいと思います。

次に、(4)市長が行政報告で述べられた「増床と分散」についてであります。増床については、これまで厚生常任委員会でも待機者が多いので増床をすべきという議論をしてまいりました。しかし、先ほども申し上げるように「県の規制が厳しく、現計画の120床が限度である」ということでありましたが、今度の見直しで、先ほどの話からしますと、まだ場所についてもどこか決まってない。そして、分散して、1カ所については民間のほうにできないかという考えをしておるということですが、公設で建設される今度の特養ホームの、何床計画されるのか。そして、分散の箇所数であります。先ほどは、公設1カ所、そして民営1カ所。場合によつたら、また後でも触れますが、かたばる病院についても云々というお話がございました。とりあえず、以上4点について市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 11番、中村出征雄議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市特別養護老人ホーム建設についてということでございまして、完成時期がいつになるのか、どれだけおくれるのかということが、まず第1点目でございます。

昨年度発注をいたしておりました特養の設計業務委託につきましては、3月に完成をいたしました。あと建築確認申請を残すだけとなっております。これは、前回の議会で申しましたとおりに若干の反対がございましたけど、そこで確認申請を出しなさいという指示をしておったところでございます。

ところで、3月議会の施政方針の中で、「平成23年度のできるだけ早い時期に着手し平成24年3月末完成に向けて進めてまいります」と御説明をしたところでございます。東日本大震災の発生により見直しせざるを得ない状況になってまいったわけでございますけど、今後のスケジュールといたしましては、今年の8月から9月を目途に候補地の検討、決定をいたしまして、年度内には測量、地質調査及び設計書の作成までを行う必要があると考えております。24年度当初に県との本協議、その後建築確認許可を得まして着手し、年度内の完成を目指す予定でございます。失礼しました、24年度当初に県との本協議を行いまして、24年度着手ということで考えております。

次に、待機者数の数でございますけれども、現在の壱岐市特別養護老人ホームの入所待機者は恒常的に50名程度と申し上げておりましたけれども、6月14日現在で55名でございます。

次に、1年間の入所人数でございますけれども、平成22年度に入所をされた方は33名でございます。ちなみに今年度は11名の方が入所されております。

次に、参酌基準の撤廃はいつからかという御質問でございます。平成24年度からの撤廃でございます。

県の制約は全くないのかという御質問でございますけれども、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能となっておりますけれども、介護保険制度の基本的な考え方といたしまして、在宅サービスとのバランスのとれた整備を進めるという方針を変更するものではなく、あくまで「地方分権の趣旨等を踏まえより地域においてその実情においた基盤整備を責任を持って行うもの」となっておりますので、県が全くタッチしないということでなくて、県との協議は残っておりまして、御理解いただきたいと思っております。24年1月ごろまでに平成24年度から26年度の第5期介護保険事業計画を作成いたしまして、その中で増床について県のヒアリングを受け承認を得てから、県知事名で開設許可となっております。

3点目の特別養護老人ホームの分散について、今までそんなこと言ってこなかったじゃないか

ということでした。

これは、先ほどから申しますように、今回の平成24年3月31日までは市が持っておりますベッド数は100床でございます。120と申しますのは、100床の入所に2割以内のショートステイでいいよということでございますので、100床入所の20のショートステイという考えで120ということやってきとったわけでございます。これが1年おくれましたことによりまして、先ほど申しました増床が可能となったということでございますので、あえて申し上げておきたいと思っております。

そこで、21年6月の定例議会で分散について、多少の管理費は高くなるが利用者の利便性を考えて壱岐北部、南部はどうかという提案をしたということでございます。

先ほど申しましたように100床というのは建てかえであると、その時点ではまだまだこういう状況でございました。したがって、100床はそこでそのまま分散はできないという答弁をしたところでございますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

それから、南部と北部ということでございますけれども、南部には実は民間の福祉施設光の苑がございます。北部には今言いますように勝本の現在地いわゆる鯨伏地区に建てたいと思っておるわけでございますけれども、分散についての撤廃したのかっていうことでございますけれども、それは先ほど申しました事情ということで御理解をいただきたいと思っております。

4番目に、行政報告で増床や分散を検討すべきと言ったのは、どの程度増床し何カ所の分散を考えているのかということでございます。

先ほどから申しますように、平成24年度からは参酌基準が撤廃となります。今年度、23年度が介護保険事業計画の見直しでございますので、その中で増床は研究をしてまいりたいと思っております。また、建設箇所数につきましては、今のところ2カ所が適当ではなかろうかと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 市長は、就任当初、先ほどもおっしゃいましたように特養ホームの建設は民間でやれることは民間でというようで、はっきり申し上げて私は消極的だったと思っております。しかしながら、民間の特養ホームはユニット型のために入居料が高額で低所得者層の入居が困難ということで、私は方針転換されたと理解をしております。

それと、もう一つ、先ほどおっしゃいましたように、場所についても同僚議員の質問でも、検討委員会で答申されたヨーガの里の後に決まってもおらない、白紙のような状態ということですが、考え方として全く白紙なのか、今からまた検討委員会等に諮って場所等を検討されるのかどうか。どういった方法で検討されるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

私は、きょうまでは、はっきり申し上げまして分散というのは、きょう同僚議員の呼子議員もおっしゃいましたが、私もある程度は呼子議員の理解されておった、全員協議会でとにかく消防法の関係で来年の3月までには完成しなくてはできない。若干半年ぐらいはおそくなるが、箱崎中学校の跡地であればある程度の敷地造成も平坦であるので可能であるので、あそこなら、消防法の関係も半年ぐらいはおそくなるが何とかクリアできるだろうということで、私も内々あそこに決まるものと思っておりましたが、きょうお聞きしますと全くの白紙ということですが、いつまでにどういった方法で場所を選定されるのか。そして、民間に1カ所をやってもらいたいとおっしゃっておられますが、民間がつくられなかった場合にはどうされるのか。その点について、再度市長に答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、ヨーガの里に今請願書が出ております。これは、当初申し上げましたように、その推移を見なければならぬと思っております。ただ、申し上げましたように、あそこは進入路もつくらなければいけない、また擁壁もつくらなければいけない、そういったこと。それから、請願書の中には「全員賛成しました」と書いてありますけど、現実には反対だというお電話もかかっております。そういった中で、そのヨーガの里にできるのかという問題がございます。そういう地元の要求もあって、私は今まで湯本地区に特養ホームを置かしていただいていた関係で、特養ホームをぜひ湯本から外してほしくないという地元の要望でございますから、それについては考えたいと思っておるわけでございます。あと、以前の施設等建設整備検討委員会の中の候補地も残っておりますし、そういったことも含めて地元の方々と御相談をしていきたいと思っております。そこでできなければ、それはもうしょうがないわけでございます。

もう1点、民間ができなかったらどうするかということでございますけれども、私は、民間でやっていただけたところがあると思います。と申しますのも、もう何年も前から非公式ではございますけど、もちろん今計画がそれだけしかありませんからつくることができませんでしたが、つくらせてくれんかという方が何人もおられるわけでございます。ですから、その心配は100%とは言えませんが、ないのではなからうかと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） わかりました。ぜひとも、消防法の関係では防火、小規模の施設をつくれれば1年間は延期できるということですから、しかし1年というてもすぐまた来ますので、今後スピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

質問の2点目、壱岐市民病院精神科病床の閉鎖及び外来診療等についてであります。

壱岐市民病院の診療体制は昨年4月より1名減の12名の常勤医師体制で、極めて厳しい診療体制となり、加えて6月1日付で外科医師の退職、4月15日付で精神科医師の派遣中止で、市民病院の精神科医療はさらに厳しい状況となっております。そうしたことで、次の4点についてお尋ねをいたします。

(1)精神科医師の派遣中止に伴い7月15日付をもって50年近くの歴史のある精神科病棟の廃止は、患者あるいは患者家族の方々にとりましては非常に残念なことであります。行政報告で、6月8日現在、これまで37名の入院患者中転院、退院が完了された方が11名ということですが、転院、退院された方の内訳そして転院先はどこなのか。また、今後転院予定者22名の転院先は壱岐島内で何名、そして島外ではいろいろ福岡県、佐賀県等あるかと思いますが、どこに何名程度転院されるのか。お尋ねをいたします。

次に、(2)精神科病棟廃止後の7月16日以降8月末までの外来診療については、九州大学病院の精神科医局、福岡市の民間病院、今宿病院からの非常勤医師の応援でこれまでどおり週5日間の外来機能が継続できます。そして、9月以降は週3日以上外来診療できるよう交渉中でありますとのことでありましたが、9月以降の交渉先は、多分九州大学病院と今宿病院ではなからうかと思いますが、そのとおりなのかどうか。また、8末日までの1カ月半の週5日の外来診療の九州大学病院と今宿病院の応援の割合、5日間ですから恐らく2日と3日にならうかと思いますが、その応援割合についてもあわせてお尋ねをいたします。

次に、(3)精神科医師の確保と精神科病棟の復活についてであります。今後精神科病棟の廃止及び外来診療ができなくなることは壱岐島民にとって大きな問題であります。当然、常勤医師確保に努力されることと思いますが、壱岐市民病院の建設計画の折に、以前50床から70床に増床されたというのは、島外の精神科の病院に来られる方がふるさと壱岐に帰ってこられるよう転院を見込んでの増床だったかと思えます。将来的に常勤医師が確保された場合、精神科病床の復活について市長はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、(4)人工透析装置の増床についてであります。

壱岐市内の人工透析患者は、現在100人程度と私は理解しております。そのうち、壱岐市民病院での透析は15名の方々が透析をされておられます。以前は、透析専門の常勤医師がおられました。その後不在となり現在は週2日間、月曜と火曜であります。旧公立病院時代に御勤務いただいていたミノダ先生が非常勤医師として担当していただいております。患者さんも非常に喜んでおられるところであります。食生活の変化等で、透析患者は年々増加傾向であります。週3回の透析治療は、患者及び家族にとっては筆舌には尽くしがたいものがあります。私も兄が福岡の病院で20年近く透析を行い、十数年前に亡くなった家族の一員であります。

透析装置の設置については、旧公立病院時代からの念願でありまして、吉岐での透析を夢見て亡くなられた方も数多くおられます。いまだ島外での透析を余儀なくされておられる方も多くおられます。以前から人工透析患者会より人工透析装置の増床要望があっており、これまで検討されたことと思いますが、4階の精神科病棟は、市民病院開院以来あかずの間と20数床はなっており、その空き部屋はどうかという話もこれまで出ておりました。しかしながら、精神科病棟との分割の問題あるいはエレベーターの増設等の問題で進展せず、4階以外にはスペースがないということであったかと私は考えております。

今回、精神科医師の派遣中止により精神科病床が廃止されますので、現在2階の透析病床が狭隘であり、4階へ移転し、現在の透析装置は5台で、うち1台は予備であります。この際、透析病床の4階移転とそして透析病床の増床について、ぜひ検討いただきたいと思いますが、そのことについて市長はどのようにお考えか。

以上、4点について市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 中村議員の2番目の御質問でございます。

まず、7月16日から精神科病床が廃止となるということで、6月8日現在の入院患者中転・退院の完了あるいは状況等についてという御質問でございます。

転院または退院を完了した患者様は11名ございますが、6名が転院、5名が御自宅へ退院されております。なお、転院患者様6名の転院先でございますけれども、福岡の古賀病院1名、諫早のあきやま病院1名、島内の赤木病院2名、吉岐市民病院内科病棟1名、老人ホーム1名となっております。また、今後転院予定の患者様22名の転院先でございますけれども、福岡の雁の巣病院2名、福岡病院8名、福岡医療センター1名、今宿病院1名、乙金病院1名、小倉蒲生病院1名、唐津の松籟病院2名、島内の赤木病院3名、ひまわりの家2名、老人ホーム1名となっております。また、4名の患者様は御自宅へ退院予定でございます。ただいま申し上げました人数は、受け入れ先の判断待ちの人数も数名含まれておるところでございますが、転院28名のうち、申し上げましたように島内10名、18名が島外ということでございます。

次に、9月以降の診療体制でございますが、外来診療でございますけれども、今宿病院の週1日は確定しております。残り2日以上を九州大学病院にお願いできるよう現在交渉中でございます。また、8月末までの週5日の外来診療でございますけれども、4日が九州大学病院、1日が今宿病院でありまして、割合といたしまして8割が九州大学、2割が今宿病院でございます。

次に、3番目に精神科診療についての今後常勤医師の確保についてでございますけれども、行政報告でも申し上げましたとおりかたばる病院を市民病院へ機能統合することが不可欠であると

判断いたしております。具体的な計画につきましては現在詰めの作業を行っているところでございますが、その方法といたしましては、休床となった精神科病棟を療養型病床に転用するほかはないのではないかと考えているわけでございます。精神科病棟を48床の療養型病床に転用することにいたしましても、残り22床は精神科病床復活のための病床として確保した上で今後も精神科医師の招聘に全力を尽くしたいと考えておるところでございます。

また、人工透析につきましては、透析患者様方からの熱い要望もあっておりますので、その実情については理解しておるつもりでございますけれども、やはりこの障害と申しますのは、常勤の透析専門医の招聘ができないことには御指摘のとおり対応できないということでございまして、先ほど申されました非常勤の先生に常勤でお願いできませんかと、実はお願いをしたところでございます。しかしながら、それは無理だということのお断りをいただきまして、大変残念に思っているところでございます。先ほどの質問でお答えいたしましたとおり、精神科病棟を療養病床48床に転用する形でかたばる病院との機能統合を考えた場合、残り22床は精神科病床復活のための病床として確保することになりますので、4階への人工透析病床の増床は無理だと考えております。もし、常勤の医師の方が確保できて必要だということになりますと、やはり別途建設が必要になってくるのではなかろうかと思っておる次第でございます。常勤の医師が確保できた場合には、そのような判断をさせていただきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 大体理解できました。特に、透析についてはもう今15名ですから、市民病院ではあと1名しか余裕はないわけですので、今後十分、もちろん4階にはできないということですから、ほかのところで何とか増床についてぜひとも検討をいただくようお願いをして、この質問を終わります。時間も余りないようでありますので、急いでいきます。

かたばる病院の方向性について、次の2点についてお尋ねをいたします。

先ほどの関連もありますが、行政報告で4月、5月のかたばる病院の診療体制あるいは入院患者の状況についてはもう行政報告で報告があったとおりでありまして、病床利用率も98.9床、ほぼ満床状態ということでありますので、先ほどからおっしゃいますようにやはり療養病床のそういう満床状況でありますので、私はさっき市長がおっしゃいましたように療養型病床の48床をそのまま一日も早く市民病院の4階に移し統合されることを切にお願いを申し上げたいと思います。その点については、結構です。

2番目については、かたばる病院廃止後の利用方法についてであります。これについても質問の1点目と関係するわけですが、壱岐特別養護老人ホームの建設場所の見直しでもし2カ所にするのであれば、私は前回も質問したとおりかたばる病院の跡について十分検討していただき

と思います。特別養護老人ホームの建設費の財源については、ユニット型ではなく多少型であるために国庫補助の対象外でもあります。また、収益事業であるので合併特例債の対象ともならないということでした。あとは、介護サービス施設整備事業債と過疎債の併用ということでしたが、御承知のように介護サービス事業債については、交付税の措置等もありませんので起債の償還についてはすべて介護報酬によって支払いをしなくてはなりません。もし、特別養護老人ホームを分散するのであれば、ぜひとも1カ所については壱岐市の財政も厳しい中行財政改革の点からしましても、当然耐震化の費用はかかるとは思いますが、現在のかたばる病院の施設を何とかそのまま特養ホームとして活用できないか。ぜひ、検討いただきたいと思いますが、このことについて市長はどのようにお考えか。簡単に御答弁いただければと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） かたばる病院の跡地利用の件につきましては、中村議員は特養にぜひということですのでございます。ここで、そのことについては判断は留保したいと思っておりますけれども、そのテーブルには乗せたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） それでは、質問の4点目に移ります。

石田町自給肥料供給センターの存続についてであります。

石田町自給肥料供給センターは、畜尿とし尿を処理する施設として平成元年広域畜産環境対策事業により、し尿処理施設として全国で初めて国の補助事業として整備をされた施設であります。肥料成分が安定した良質な液肥を農地に還元し、資源の有効活用で地力の増進、有機農業の推進等に、農家経営にこれまで大きく貢献をしております。

壱岐市は、平成17年1月に一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置され、委員19名を選任され11回の会議を終えて一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するに当たっての基本的な事項の答申書が、同年4月15日に前市長あてに提出をなされたのは、私も十分承知をいたしております。私は、その答申の中で、新しい坪にできます新し尿処理場の稼働と同時に石田町の自給肥料供給センターは廃止する計画になったので、これまで前市長そして現在の市長に3回の質問をしてまいりました。今回が4回目となります。

第1回目の長田市長の質問は、平成18年9月定例議会、前市長の答弁では、「将来の液肥の需要状況を踏まえて存続整備する」ということでありました。第2回目の質問は、平成21年3月定例議会、白川市長の答弁は、「今後稼働する方向で進めていきたい」。そして、第3回目、平成21年3月定例議会での白川市長の答弁は、「畜尿が1日当たり、現在石田が3トン、勝本

が1トン、計4トンの処理を勝本で処理する。畜尿だけでは厳しい。そして、新し尿処理場では1日96トンの吉岐全域のし尿を処理する計画で国の承認を得ている」ということでありました。そして、同僚議員のこししの3月の定例議会で、液肥不足対策についての質問で、「平成24年度より液肥が半分以下となる。今まで散布が半年待ちとなっており既存の施設を存続してほしい」、市長の答弁では、「液肥の問題とし尿処理は別。し尿処理と別に液肥をつくることとなるコストや肥料成分の面から現在の収集散布300円は困難である」とのいう答弁でありました。今回、石田町の公民館長そして農林部長さん方の連名で、石田町自給肥料供給センターの存続の要請があっていることと思いますが、そのことについて市長はどのように考えておられるのか。まず、お尋ねをいたします。そして、廃止されるのであれば、再度その廃止の理由を明確に説明願います。

以上、2点について市長の答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 中村議員の自給肥料供給センターの存続についてという御質問でございます。

議員も御承知のとおり一般廃棄物処理施設整備計画につきましては、既存の廃棄物処理施設設置地域及び市地域婦人連絡協議会、農業、漁業、商業の各団体から選任された委員の方々によりまして、市一般廃棄物処理施設整備検討委員会を立ち上げ計画の検討がなされました。その後、平成17年7月に答申を受け、現在計画を進めているところであります。整備計画につきましては、既存の廃棄物処理施設の設置地域及び旧町ごとに自治会、公民館長会を開催いたしまして、し尿については郷ノ浦町坪触に建設する吉岐市汚泥再生処理センターで処理する計画。また、畜尿については、勝本町内に建設中の自給肥料供給センターを市内全域の畜尿専用処理施設として利用して、その他の処理施設については廃止する計画を説明をいたしました。石田町につきましても、同じく既存の処理施設設置地域及び公民館長会を開催し説明を行い御理解をいただきましたので、施設整備事業を進めてきたところであります。

石田町自給肥料供給センターの存続につきましては、今月6日付で石田町公民館連絡協議会長及び石田町農林部長会長様から「私たちは吉岐市石田町自給肥料供給センターの存続を求めます」との要望書が提出されました。先日、存続の要望をされました公民館連絡協議会長及び農林部長会長と面談を行い、これまでの経過及び現在の施設整備の状況並びに畜尿収集の現状を説明申し上げたところでございます。当センターの存続につきましては、これまで議員から議会の中で御質問いただき、昨年12月の定例市議会の一般質問の中で、「石田町自給肥料供給センターの存続は、今後どれだけの畜尿を集めることができるかにかかります。平成22年度中に調査・

研究する」と申し上げておりました。平成22年10月に彦岐市循環型社会島づくりプロジェクトチームを立ち上げ、調査・研究を重ねてきたところでございますけれども、近年の新築牛舎は尿だめを必要としないつくりになっていることや養豚農家の減少等により、原料の確保が難しいとのが確認されましたので、石田町自給肥料供給センターの稼働の存続は難しいと判断をいたしました。「再稼働の方向で」と申し上げておりましたけれども、このような状況をかんがみまして存続は難しいと判断したところでございます。本年3月の定例市議会において、今西菊乃議員の一般質問で「汚泥再処理センターができれば液肥が大幅に不足する。農家は必要としているがその対策は」という御質問をいただきました。その折、「石田町自給肥料供給センターの活用につきましては、原料の確保の問題及び原料受け入れ層の改修、生ごみを破碎する前処理施設等の整備に多額の費用を要しますので考えておりません」と、廃止する理由を申し上げたところでございます。

また、今回、石田町公民館連絡協議会長及び石田町農林部長会長名で、石田町自給肥料供給センターの存続を求める要望書が提出されましたが、既に汚泥再処理センター建設工事も今年度末に完成を迎えますので、し尿等の処理計画の変更はできない状況でございます。先ほどから申し上げますように、し尿については坪触、畜尿については勝本ということが、平成17年度に議論が尽くされておると認識をしておるところでございます。現在農家の皆さん方が液肥を利用されておまして、今後も需要があることについては承知をいたしております。平成24年度以降の液肥製造は勝本町自給肥料供給センターのみとなりますけれども、汚泥再生処理センターではし尿、浄化槽、汚泥、下水道汚泥等を処理する過程で、汚泥は堆肥としてリサイクルすることとなっております年間250トン程度の堆肥が製造されます。また、平成22年度より稼働しております郷ノ浦町堆肥センターでは、市内の肉用牛のふんを原料に年間3,000トン程度の堆肥が製造されます。あわせて御利用いただきたいと考えております。

大変苦しい答弁でございますけれども、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） もう、多くは私も語りたくありません。今の答弁では、平成17年7月の一般廃棄物整備検討委員会の答申で決まったので、もうやむを得ないということだと思います。私は、その結果を見て、今まで、きょうで4回質問しました。もう繰り返しません。そして、今申されたのは、家畜の尿が集まらない。私は集まらないからし尿を入れて液肥を生産しなさいと申し上げとるわけです。そのし尿を自給肥料供給センターに入れるのに、なぜ廃棄物処理法の違反にも何にもならないと思います。恐らく、そういったことで処理法に違反すれば別です。もう、私は、常々し尿処理は最小限の施設をとすることは今までも言っておりまし

た。

それと、一番最後に聞きたいのは、勝本町の自給肥料供給センターで壱岐の国分の真ん中にある別荘ですが、ほんとに壱岐島内の家畜の尿の収集、そして全島に対する液肥の散布等が本当に合理的にできるのかどうか。本当に、勝本から郷ノ浦あるいは郷ノ浦の渡良あたりに行くとしても、恐らく30分、40分、往復1時間以上かかると思います。そういった遠距離で、本当に合理的な経営ができるのかどうか。本当に私は危惧をしております。それと同時に、コストが高くなるから300円ではできないというような話もあっておりました。

そして、今、「石田の分をやるとなれば、ごみ処理破砕機の前処理施設の整備に多額の費用を要する」ということですが、今現在あそこには前処理施設とかそういったのはないわけです。生ごみを破砕するというようなのはありません。それは、答弁は結構です。本当に、その経費がかかるのを積算されたのかどうか。どのくらい高い。それと、本当に勝本の1カ所の自給肥料供給センターで円滑な壱岐島内の液肥の散布ができるのかどうか。

以上、2点に再度市長の答弁を求めて、私の質問は終わります。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、し尿につきましては、坪のし尿処理施設でやるということがございますから、ある意味それをちょっといえばこっちに流用するということ。それは、やっぱり計画に載ってないわけですから、それはぜひ御理解いただきたいと思います。壱岐島民のし尿はし尿処理場でやるということがございますから、その計画を変えるということとはできないと思います。

それから、2点目でございます。勝本の自給肥料供給センターで円滑な運営ができるのか。

これは、あそこは名前は自給肥料の生産センターでございますけど、畜尿あるいは生ごみの処理施設でございます。あくまで液肥は副産物でございますので、その辺をぜひ御理解いただきたいと思っております。液肥の製造施設ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（11番 中村出征雄君） 終わります。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、中村出征雄議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす6月21日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後 4 時43分散会

平成23年第2回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成23年 6 月21日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

- 7 番 今西 菊乃 議員
- 1 8 番 市山 繁 議員
- 6 番 町田 正一 議員
- 5 番 深見 義輝 議員
- 8 番 市山 和幸 議員
- 1 9 番 小金丸益明 議員

日程第 2 議案第62号 平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 4 号)

本日の会議に付した事件
(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 深見 義輝君 | 6 番 町田 正一君 |
| 7 番 今西 菊乃君 | 8 番 市山 和幸君 |
| 9 番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鷓瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君 |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 教育次長 村田 正明君
病院管理課長 左野 健治君 消防本部消防長 松本 力君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。これより議事日程表第4号により、本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付しております。議事に入る前、白川市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。けさ長崎県知事から電話が入りましたので、皆様方に御報告申し上げたいと思います。

御存じのように、ことしは辛亥革命100年でございます。長崎県におきましては、中国と長崎の交流を深めるという方針でございまして、私もその親善の副会長を受け持っているところでございます。

辛亥革命の折に、終わった後に梅谷庄吉が中国政府に対して孫文の銅像を4体送っております。そのお返しとしまして、今年は中国から長崎に梅谷庄吉の銅像を送るという話が進んでおったわけでございますけれども、壱岐にも何らかのことをしてくれませんかということを知事をお願いをして、中国政府をお願いをしておりました。けさ知事が中国からお帰りになって、昨日お帰りになって、梅谷トクの銅像を壱岐に送るということを確認してきたということでございます。

また現地調査等中国からお見えになるということでございますので、ホットニュースでございますので皆様方にお伝えをいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1．一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますのでよろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、7番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 今西 菊乃君） 皆さん、おはようございます。梅雨も中盤となったのでしょね。うとうしさに加えて、今朝ぐらいから何か蒸し暑さを感じるようになっております。毎年のことではありますが、梅雨の終盤には集中豪雨の可能性がございます。今年度もどうか被害が少なければいいなと願っております。

そして、昨日の一般質問、テレビ放映がっておりますので、多くの市民の皆様が見られております。私のところにも、いろいろな御意見が参っております。余りにせずにとはうそになりますが、少しは気にしてでも、女性は3人寄せればかましいと言われますが、1人でもやかましかばいと言われないうちに、いつものようにさわやかに質問をしまいたいと思いますので、市長も答弁のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、市長に3件、高齢者を対象に、1件目は防災に関する事、2件目は交通機関に対する対策、そして3件目は地域おこしについて質問をさせていただきます。

地域防災計画の見直しにつきましては、先日、鵜瀬議員の質問により、いろいろなことが明らかになりましたが、私はもう少し掘り砕いて、高齢者のみに焦点を当ててみました。

壱岐市も平成21年に高齢化率31%を超え、平成26年には33.6%になるように統計ではなっております。本当に超高齢社会となり、それに伴う政策もいろいろと模索されております。

そのような中で、今年度は第4期後期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の最終年度になっていと思います。そして、今年度中には次期の計画策定がなされるようになっていと思いますので、あえて今回は高齢者関係に絞り、質問をさせていただきます。

高齢者に対する取り組みは、壱岐市総合計画後期基本計画の中に、高齢者が元気なまちの実現ということで、高齢者の生きがいづくり、高齢者福祉の充実と取り組まれるようになっております。生きがいづくりは、老人クラブ活動やボランティア活動、老人スポーツ、シルバー人材セ

ンター等でこれまでに培ってきた熟年パワーを発揮して活発に行われているとっております。

中には若い人よりも元気で活発に活動をなされていらっしゃる高齢者もいらっしゃいますが、援助が必要な方もいらっしゃいますので、今回は高齢者福祉の関係を主にお尋ねをいたします。

高齢者福祉に関しましては、平成12年度より吉野市高齢者福祉計画に基づいて取り組まれていると思います。しかし、福祉サービスの生活支援事業に関しては、介護サービスに関することが主であって、介護サービスの適用に至らない人、その方への支援が少ないように思います。生活に不便を来していらっしゃる方がいられますので、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

第1問目は、高齢者、特に独居、老夫婦のみの世帯に関する災害時避難についてです。

3月11日に発生しました東日本大震災は想定外の大地震でした。皆様方もテレビの放映、その他のマスコミでその状況は見られていることと思いますが、現実はずっともっと悲惨なものだったと災害ボランティアに行かれた方のお話を聞いております。

その中で避難状況を見てみましても、高齢者の方が着の身着のまま何も持たずに避難をされておりました。東北地方の地震は、起こる確率が98%と言われておりましたので、避難時の指導は行政からも何らかの形であったと思いますが、現実には身についておりません。役に立っておりません。中でも非常時持ち出し品の準備もなされてなかったのではないかと思います。

財産に関しては、後でどのようにでもなりますが、身体に関しては命を落とすようなことにもなりかねませんので、準備をしておく必要があります。特に防寒用具、水、高齢者の方はほとんどお持ちであると思いますが、常備薬等は絶対に欠かせないものです。避難グッズはいろいろございますが、当人が必要とする最低限の品の用意は必ずしておかなくてはなりません。一般的に市の広報やマスコミ等を通して認識はしていただける方もいらっしゃいますが、現実には準備をなされていない方がほとんどだと思いますが、どれくらい用意をしてあるということを把握なさっているのか、そしてその必要性をどれくらいの人が認識してあるのか、またどこでどのような指導をなされているのかをお尋ねいたします。

次に、災害時避難援助が必要となる世帯の確認、避難法はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

この件に関しましては、以前平成19年の9月だったと思います。前市長のときに同様の質問をいたしました。そのときは消防団、自治会長、民生児童委員、また各連絡機関で災害時要支援避難マニュアルを作成して対応するというものでありましたが、今ホームページを検索してみましても見つけ出すことができませんでした。検討なされたのかどうかは確認をしておりますが、立ち上げてあれば市長がかわられても継続なされていると思いましたが、見つけ出すことができませんでした。私の検索の仕方が悪かったのかかもしれません。

三、四年前に比べれば、災害に対する助成や環境も変わり、市民の意識も上がってきていると思います。避難時に対する取り組みは強化しなければならない状況になっていると思います。地震だけでなく、水害では集中豪雨、台風もその勢力を増しておりますし、また竜巻等も起こっております。想定外ということが当たり前のようになっております。高齢者の避難援助体制をどのようにされているのかをお尋ねいたします。

また避難訓練につきましては、昨日、鵜瀬議員の質問の中で取り組む旨の答弁だったと思いますが、高齢者は災害に直面すると動けなくなります。これは西方沖地震のときに、私も目の当たりにしたのですが、家の中で呼んでも出てこない、動けない。ただ怖いだけでどうしていいかわからずにおろおろしている、そういう状態でありました。そして2年前の集中豪雨のときも、同じような状況でございました。2件ぐらい、3件ですね、石田でも集中豪雨で危ないなというところがありましたので行ってみましたが、全く動けてないわけですね。とっさのときにはどうすることもできないというのが高齢者の現状です。水がせき込んできているのに、逃げればいいのと思うのですが、どうしても、どうしていいかわからないといった状況でございました。かねてより、避難訓練なんかをして多少の知識を入れていれば、少しは避難するという意識が出るのではないかと思います。高齢者対策の対応の避難訓練の取り組みについてもどのようにお考えなのか、この2点についてまずお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、今西菊乃議員の質問にお答えをいたします。

まず高齢者独居老夫婦世帯の災害避難についてということで2点。まず第1点目の非常時持ち出し品の準備等の指導はできるのか、どこでどのような指導をしているのかという御質問でございます。

まず一般世帯の対応についてでございますけれども、災害時の避難における持ち出し品の準備等の指導については、市民の皆様は今月号でございますけど、広報「いき」の2ページから4ページにかけて非常時の持ち出しの掲載をいたしております。このようなことで周知を図りますとともに、実は平成19年6月に「我が家の防災マニュアル」というのを全戸に配布をいたしております。その中で非常持ち出し品、備蓄品等のリストや保管の方法等を示しております。ぜひもう一度各家庭で確認をお願いしたいと思う次第でございます。

また高齢者の皆様を対象に行われる会議等の折、市及び消防職員が出向き、防災に対する心構えや日ごろの備え等、説明を行ってまいりました。しかし、高齢者等皆様への周知はまだまだ十分伝わっていないのが現状であると認識をしております。今後、壱岐市ケーブルテレビ、防災告知放送の活用を初め、地域防災計画の見直しによりまして、そのダイジェスト版を作成し、周知

するとともに、あわせて「我が家の防災マニュアル」、これはもう平成19年ですから4年たっておりまして、やはり改訂をいたしまして、高齢者皆様を初め、市民皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

さらには、高齢者皆様の会合などの機会をとらえ、防災対策についての説明会の実施や、社会福祉協議会など関係機関と連携を図りまして、戸別訪問を含めた周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

御質問の、どれほどそのことについて各人が認識しておられるのかという御質問でございますけれども、これはなかなかどの程度かということはお答えできないというところが実情でございます。

2点目の御質問でございます。避難援助が必要となる世帯の確認、避難方法はとれているのか。以前、同様な質問に対し、前市長は災害時要援護者支援避難マニュアルを策定し、対応することであったと。その後の経過を知りたいと。また避難訓練の必要はないのかという御質問でございます。避難援助が必要となる世帯の確認、避難方法はとれているのかということでございますけれども、このように災害時要援護者の避難支援対策に取り組むためには、「災害時要援護者支援マニュアル」、全体計画でございますけど、策定などが求められているところでございます。完成版までには至っておりません。

理由といたしましては、関係団体等の協力を得る段階で、どうしても個人情報に関するものがあるということでございまして、慎重な取り扱いが必要なこと、それから地域防災計画など諸計画との整合性を図る必要性があることなどでございます。本当におくれておるわけでございますけれども、個人情報の関係では、それぞれ避難等に携わっていただく関係機関へ個人の情報を提供するための承諾も得ないといけません。把握すること、さらにこの方はこの場所にいらっしゃるのか、所在地を通常で把握することも必要になることから、こうしたことに対応できるシステムなどの研究を重ねておりますけれども、現在のところそこまでには至っていない状況でございます。

一端有事の際、高齢者を含めた災害弱者と呼ばれる皆様の安全の確保を図るために一番必要なことは、まずこうした皆様を把握する、どれだけいらっしゃるのか、どこにいらっしゃるのか特定して把握する、そのことが大事だと思っておるところでございます。このため関係部署においては、各該当者への情報提供の承諾等については行っておりませんが、要支援者の該当リストについては既に作成をしておるところでございます。有事の際にはこのリストを活用しながら社会福祉協議会など関係機関・団体と連携を図り、要援護者皆様の避難支援や安否確認等を行ってまいります。東日本大震災では、おっしゃるように、想定外の事案が数多く発生いたしました。そうしたことも含め協議を重ね、今年度末、来年3月末までには完成させたいと考えており

ます。

なお、この「災害時要援護者支援マニュアル」、今素案ができておるわけでございますけれども、基本方針だけ申し上げておきたいと思っております。台風や集中豪雨、また大規模な地震が発生し、災害が発生した場合、要援護者に対する支援活動が、地域の特性を生かして的確かつ迅速に実施できるよう、防災関係機関はもとより自治会、公民館、自主防災組織や各種福祉関係団体などと連携し、自力避難が困難な方の安全確保、安否確認など地域が主体となった取り組みを目指す、それが基本的な方針でございます。成案を今年度末に作成するという事で御理解をいただきたいと思っております。

また、避難訓練につきましては、要援護者の迅速かつ適切な避難を行うために、日ごろからの避難訓練の実施は重要であることは言うまでもございません。しかしながら、まずは要援護者の把握を進め、避難支援者となる消防団を初め、自主防災組織や自治会など地域との連携を深めることが大事でございまして、それらを含めて支援マニュアルに組み入れていきたいと考えております。

昨日から申し上げますように、いつも申し上げますように、危機管理は行政の最大任務でございます。しかしながら、行政だけでやれるものではございませんで、ひとつ行政が自主防災組織、あるいは自治会などに強くお願いをする、またそして各地域で自主防災組織などを数多くつくっていただく、こういったことが一番大事ではなからうかと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） 的確な御答弁をいただいたと思っております。非常に非常時の持ち出し用品の準備はみんな思っているんですね。知ってるんですけど、なかなか一般的にも用意をなされていない方が多いと思います。市長は用意なされてますか。（笑声）まずですね、奥様に聞いて、ちゃんと準備をしてください。まずみんなこういう感覚なんですよ。ここは大きな地震とか津波は来ないだろうと、この前の特養の件で専門家がおっしゃったということもあって、非常に安心をされていて用意をしてない方というのはいられると思います。私は軒下につるしております。防寒シートとかタオルとかスティック砂糖とかですね、ごく軽量で、たちまち必要なもの、応急道具とかですね。地震があつて家が倒壊する前に、走り出るときに持って出られるところに、軒下が一番だと思って、もう1年以上前に軒下につるしております。備えあれば憂いなしと申しますので、ぜひここにいらっしゃる皆様もほとんどが用意なされていないんじゃないかと思っております。ここは安心なんだ、安全なんだという意識は捨てていただきたいと思っております。

最近の災害は、どこで起きているのも想定外です。東日本大震災は98%の確率で起こると言われておりました。それにつけても、その地域の皆さんも安易に考えていらっしゃるんだと

思います。今度起きるであろうと言われている東南海地震も90%の確率です。それはほぼ来るものだと思っていきたいと思います。そして、もしそれが来たときは、今度の東北地震の数十倍の威力があり、それだけの被害が出ると言われておりますし、また近年中に東海、東南海地震が起きれば、日本海溝までもプレートの動きが影響を及ぼすだろうという説もあります。余り軽く考えないで、もしかしたらあるかもしれないということで備えをしておく必要があると思います。

特に高齢者は、一般的に、「用意をしてください、こういうものがありますよ」とか、広報とかで、ケーブルテレビとかで言われても、なかなか我が身のものとして取り入れられませんので、できましたら個別に自治会とか、介護保険の対象になっていらっしゃる方は社会福祉協議会あたりにもお願いができるでしょうけれども、その介護保険の適用になってらっしゃらない方は地域を通してそういうものの準備をしていただくようお願いをいたしたいと思います。

そして、今度策定なさるであろうという「要援護者支援マニュアル」ですか、これは基本的な考え方としては非常にいいと思います。本当に大災害が起きたときは、まずは我が身のことは我が身で守れであります。高齢者の中にはそれさえもできない方がいらっしゃいますので、地域の人の力を借りて、このようになかなか各機関の連携が個人情報保護法があるためにとれていかないのは事実だと思います。現実だと思います。しかし、この家はおばあちゃんがどこにいらっしゃるのか、どこに寝ていらっしゃるのか、そういうのまでできたら地域の隣の方にも確認ができるような体制づくりをそのマニュアルの中に入れていただきたいと思っております。

その作成に当たってもいろいろな各団体の方が集められた作成委員会が立ち上げられて、なされていることだと思いますので、そここのところの連携をどうかとっていただくように重ねて要望をいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、高齢者の交通機関の対策についてお尋ねをいたします。バスと言え、議会でも今までに市民病院行きのバスがよく取り上げられました。市長もかなり苦慮なされたことと思います。しかし、自家用車を運転できない高齢者にとっては大きな問題なのです。特に80歳を過ぎると車の運転ができなくなります。朝は何とか通学とか通勤の方の便もあるのですが、帰りが困るのです。帰りの定期バスの便が少ないんです。行きはよいよい帰りはこわいです。

最近2人の女性の方からのお話がありましたので紹介いたします。市民病院へ定期健診を受けに行った。行きはバスで行けたけれども帰りは石田まで2時間以上かけて歩いて帰りました。検査だったので朝食はとらずに行きました。途中で何度か休憩をしましたが、空腹と歩くのに体力を使うのでふらふらになり、家までたどり着くのがやっとでございました。疲れ果てたので何も食わずに一時休みました。何のために病院へ行ったのかわかりません。印通寺行きの車は何台も通るけれど、だれもとめて乗せてくれませんでした。まあ2人同じようなことを言われたんです

ね。これが本当に弱者だと思うんです。こういう方がほかにもまだいらっしゃると思うんですね。病院に行かれて帰りの便が12時を過ぎるとなかなかないわけです。大抵の方は知り合いの方とかにお願いして帰られていらっしゃると思うんですが、まあこの話、2件も続けて私も話を聞きましたもんでね、何とかならないものかと思ったわけです。

また高齢者で、今までは車の免許があって運転できたんだけど、免許証返納して日常生活や食材の買い出しにも困っておりますと、バスで町まで行くにもバス停まで行くのが難儀なんです。こういう方も何人がいらっしゃいました。それは大変だろうなと思います。

そんなとき、いつもいつも私のうちの下のところも空車で定期バスが通ります。そのバスを見るたびに、このバスが何とかならんもんじゃろうかと思うわけです。市民の人からも、「どうにかならんかね」とよく言われます。今回調べてみますと、今コミュニティーバスとか乗合タクシー、そういうものを運行している自治体が多くあります。コミュニティーバスとは地域共同体もしくは自治体が住民の移動手段を確保するため運行するバスということになっております。

全国一覧表を見てみますと、どの県もすごい数で運営されております。九州でも長崎県は少ないですね。でも福岡県、熊本県、大分県、佐賀県、もうずっとずっとかなりの運行がなされております。県内でも6自治体、長崎市、東彼杵、松浦、平戸、五島市、五島市は三井楽半島あたりの運行もなされてあります。以前は定期バスは市民の重要な交通手段であったのですが、時代とともに利用者が減少しております。時代に即した、必要に応じた交通手段を構築することが必要であるのではないかと思います。市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今西議員の高齢者の交通機関対策ということでございまして、通告の中で、市民病院行き交通機関のみならず、生活用品の買い出し等にも支障を来す人がいる、コミュニティーバスを考慮してみてもどうかということでございまして、私はこの内容について、実は買い物に行きたい人が対象なのかなというちょっと気持ちを持っておりまして、少し答弁内容が違おうようでございますけれども、特に帰りのバスというようなことを今おっしゃったし、ある意味、定期バスは縮小してでもコミュニティーバスをどうかというふうに今お聞きをしたわけですけど、そういったこともございますけれども一応一般質問なことをまず御答弁させていただきたいと思っております。

高齢者の生活用品等の買い出し等については、介護認定者は訪問介護サービスの家事援助にてサービスを提供しているとともに、介護認定者以外で65歳以上の高齢者の皆様には高齢者軽度生活援助事業にてサービスを提供している状況にございます。介護認定以外でも65歳以上の高齢者の皆様、65歳は高齢者かどうかわかりませんが、軽度生活支援事業というのがあるという

ことをまず申し上げておきたいと思います。

また75歳以上の高齢者の皆様には、市内路線バス乗車カード、いわゆるワンコインですね、及び三島航路乗船カード、これは無料でございますけれども発行いたしまして、高齢者の皆様の生活にお役立ていただいているものと思っておりますのでございます。

おっしゃるように、私はきょうの答弁で、ぜひ定期バスを御利用いただきたいと申し上げたいと思つたわけですが、先ほどのニュアンスにありますように、定期バスを縮小してでもという趣旨のようでございます。ご存じのように、定期バスにつきましては年間7,000万円近い補助を出しておるわけでございますが、私はむしろコミュニティーバスよりも定期バスのいわゆる時間が空いておるところを、もう少し短くしてでもというような気持ちを持っておりまして、その趣旨が違つてございまして、それについては、私は今の状況ではなかなか自治体がコミュニティーバスを運行する環境にはないと私は思っております。

これ以上の財政支出を、もう赤字ということはわかっておるわけですから、それを今の例えば定期バス、今でも時間が長い、もっと近くなるのかという要望がございまして、その中でそれを例えば少し本数を減らしてでもコミュニティーバスということにはならないのじゃないかと思つておるところでございます。

いろいろと本当に今から高齢者が増えてまいりまして、いろんな交通手段を考えなければいけないということはもう間違いないところでございます。現時点でコミュニティーバスを考えてないということと、確におっしゃるように長崎県少ないです。そして長崎県では、今までコミュニティーバスを運行してたけど財政上やれんというてやめた自治体もあることも事実でございますので、申し上げておきたいと思つた。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） ちょっと私の通告と今質問とが差があつたようでございますが、「やれない」とは言わないでください、市長。考えてみてください。あの定期便のバスの時間を短くするとか、路線を変更するとか、これは陸運局の許可が要すると思つた。私も自動車会社におりました関係上、陸運局がどんなに厳しいところか、どんなに大変なところかは認識をしてるつもりでございます。なかなかこの変更は難しいと思つた。いろんな条件がつくはずだと思つておりますので、定期便を動かすということは望めないのではないかと思つたんですね。前回の質問の中で、同僚議員の中でスクールバスですね、スクールバスの空き時間をコミュニティーバスとか生活支援バスに回せないだろうかとか、そういった旨の質問がありましたが、できないだろうという答弁でございました。

しかし、やってるところがあるとですね。あるんですよ、ちょっと調べてみますとですね。佐

賀県にも1つありました。佐賀県は、通学と福祉バスを一緒にしてありました。そしてこれは熊本
の天草ですね。スクールバスの路線バスへの統合なども行い、通学にも生活にも便利なダイヤ
としたというような自治体もあるわけなんですよ。そして、ここ天草は面白いと思ったのは、
高齢者運転免許返納制度、65歳以上で運転免許を自主的に返納した人、こういうをつくって、
その方たちはバス便を半額にするとか、そういう取り組みもなされておりますので、頭からでき
ないというふうには言ってほしくないわけですね。ほかもあります、ほかのところもやっております
ので、何とかこの弱者、交通弱者、こういう方を、じゃあどうやって救うのですか。このま
ま放っとくとですか。もう困るなら困るで、どうしようもないけん我慢しておくれと、こういう
ふうに言われるのか、何とか私で見ましょと、考えてみましょと言われるのか、どちらなの
か御答弁お願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、でき得ることというのは、なるべく住民の方の福祉に対して、や
っておあげしたいということは、それはもう間違いございません。ただ、行政の守備範囲という
のはおのずと限られているんだと思っておるわけです。

したがいまして、どうしても予算を伴う等々ございます。特にこの事業ははしたではないと思
うわけです、金額的にですね。ですから、あえてできないと申し上げましたけれども、それは全
く協議のテーブルにも乗せないで無視するなということではございませんので、今西議員おっし
やるように研究をさせていただきたいと思ます。

それから、スクールバスに乗せる乗せないということについては法規制があって、教育委員会
の管轄でございますけれども、これにつきましても、天草でしたかね、天草の実態を調査をさせ
まして、どういう条件でそうなっているのか、そしてまた壱岐の今のスクールバスが乗れる余地
があるのか、そういったことも含めて、研究をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） できる限りの方策は模索してほしいと思うんです。スクールバス
ももちろん学生が乗るときは乗りませんよね、それだけの人数を乗車定員を考えて購入してある
と思ますから。空いてる時間ですよ、朝と帰りだけで昼中空いてるわけですから、何とかそ
ういう利用ができないものか、まずは調べていただきたいと思います。市長の手腕を期待いたし
まして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、最後の質問をいたします。前の2つの質問と関連があることですが、地域に高齢者
のみの世帯が多くなりました。自治会の中では高齢者のみの世帯は道路修理等免除しているところ

るもあり、高齢者にかかる負担も軽減されております。しかし、生活していく中でちょっとした不便さを感じている方も少なくありません。ごみ出しもその中の一つです。

介護保険適用になってる方は、ヘルパーさんに頼んでごみを持って行って、ステーションまでごみを持って行ってもらうということもできるんですが、なかなかその適用がない方は、分別もよくわからず、ごみステーションまでごみ袋を持っていくのも大変なのだという状況の方もいらっしゃいます。

まして、これから持ち込みのできる焼却場、リサイクルセンターも来年度より中に集約されてしまえば遠くなる方もいらっしゃいます。隣人に頼みにくく、大きな不燃物はそのままになってしまおうと言われる方もありました。以前は、公民館の中で青年会などで年に何度か大型ごみを回収したりしておりました。しかし、今では社会教育団体の会員も減少し、そのようなボランティアをする人もいなくなりました。

また地域共同体と言われるものもなくなってしまい、高齢社会になり、それに伴って地域はだんだん過疎化していき、限界集落と言われるところも出てきております。だれかの少しの手助けがあれば大きな助けになるのですが、今それが求められている方も多数いらっしゃるということです。

また今回の東日本大震災で多くの方が地域力の必要性を感じられたと思います。遠くの親せきより近くの他人です。災害地は大小問わず近隣の助け合いが必要になってくるのですが、地域の状況をちゃんと把握ができてないと救助が遅れてしまいます。その地区の状況を何人かが把握できて横の連携がとれる状態ができれば、迅速な対応ができるのではないかと思います。

以前、バレーボールやソフトボール等の社会体育の推進で公民館活動が活発になり、地域づくりがなされてまいりました。しかし、今は災害という言葉がいつでもどこでもつきまといまいます。これを逆手にとって、自治会の中でお互いが見守り合うボランティア活動を推進し、地域づくりができないものかと考えているわけでございます。次期の高齢者福祉計画策定の中でも、介護保険の適用にならない高齢者の救済と地域における高齢者に対する諸団体の連携をどのようにしていただくのかを検討していただきたいと思います。どうかして、もう少しこの福祉で地域おこしができないだろうか、地域で福祉に目を向ける必要があるのではないかと思いますので、市長がどのようにお考えかをお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今西議員の3点目の御質問でございます。福祉活動による地域おこし、自治会おこし、独居老夫婦の世帯が増え、ごみ出しにも支障を来す人もいます。自治会で福祉活動により地域力が出るよう指導すべきではないかという御質問でございます。独居の方につきまし

ては、5月末現在の住民基本台帳では3,917名いらっしゃいます。内訳といたしまして、80歳以上が1,201名、70から79歳が790名、65歳から69歳が299名、64歳以下は1,627名が独居でございます。

この中で65歳以上の独居の方や、老夫婦であっても健康な方がある一方、64歳以下であっても支援を必要とされる方もございまして、家庭環境も多様化している中、求められる支援の種類もさまざまありますが、現在はケアマネージャー、包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会等の連携によりまして支援を必要とされる方々へは一定の福祉サービスが提供されているものと考えております。

例えば、ごみ出しについてでございますけれども、介護が必要な心身状態である方については、介護保険制度を活用することによりまして、居宅介護サービスを受けることができっておりますので、ヘルパーが各自治会等のリサイクルステーションへごみを出すことができるようになっております。ただし、介護保険制度では利用者の負担は原則1割ということでございます。

また介護保険の認定が非該当、いわゆる介護保険に該当しない方、介護が必要な状態ではないが、退院後体力回復が進まないことなど支援を必要とされる方のごみ出しについては、軽度生活援助事業の対象となりますので、居宅介護サービスによりごみを出すことができるようになります。軽度生活支援事業につきましては、利用者負担額は1時間350円となっております。福祉活動につきましては、民生委員、児童委員が中心となり支援を必要とされる方々への訪問などを行い、相談窓口を担っていただいておりますが、行政組織の末端でございまして、最も人々と密着している自治会の情報は大いに必要でございます。

こうした生活弱者の把握については、現在、壱岐市が検討しております自治区において、福祉活動の取り組みの強化を図っていただくよう自治公民館へお願いをしていく考えでございます。

議員おっしゃるように地域力がだんだんだんだん弱くなっておると認識をしております。この地域力をどうして高めていくかということは、やはり私たちの方策、政策的にそういうふうにごのようにして持っていくか、大きな課題だと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） おっしゃるとおり、地域力を上げるのは大きな課題だと思います。特に高齢化率が上がっていくわけですから若い人が少ないわけですね。若い人が高齢者のお世話をするとすることは、なかなか難しいであろうと思います。それに比べて中高年が軸となって、多様な福祉ニーズに対応できるよう、行政活動と住民間に福祉的環境の確立が必要になってくると思われまます。それはある程度行政主導でなければできないところもございまして。私たちもNPOを立ち上げたりしているんな取り組みをしまいいりましたが、ボランティアというのには限界

があります。何とか地域の各団体の、最初の質問のときにも申しましたように、団体の横の連携がとれるように自治会の中でそういった指導ができないものかと思ってこの質問をしたわけです。個人情報保護条例ができてから情報の提供がなかなか難しいわけです。そして本当にみんなが地域が疎遠になって、今公民館でも婦人会でも青年会でも老人会でも会員減少と、いろんな悩みを抱えているわけです。

災害時のボランティアというのは、これは否が応でもやらなくてはならないものがあります。そこで、今度の高齢者福祉計画、そういう中でも、この事業、横の連携をとれる体制づくり、そういうものに取り組んでいただいて、福祉の観点からもう一度地域おこしをしてみてもどうかと思うわけです。いろいろこれはもう一口には言えないし、すぐできるわけでもありませんが、何とかその方向で行くよう、行政の指導がこれは一番なんです。みんなで、みんなのことだからみんなでしてください。みんなしませんよ。今までいろんな事業がありました。何でできてきたかというのは行政指導があったからなんですね。今なかなかその行政指導というのは市民の皆さんが求めるような行政指導というのが行われてないのも現実です。行政指導をもって何とかそういう自治会活動の中に入れていくというような市長の強い方向性を確認したいわけですが、もう一度御答弁お願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 行政指導というのは、非常に耳ざわりが悪い言葉でございます。やはり行政と地域が一体となって、そのような方向に進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） 行政指導というのは耳ざわりですね。そうだろうと思います。地域と行政が一体になってやらないと何も起こらないということは十分にわかっております。しかし、その指導というのはある程度は市民にとっては必要なことだと私は思っております。だから、あえて行政の指導もお願いしたいというわけでございます。そこを御理解いただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時とします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、18番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

議員（18番 市山 繁君） 改めましておはようございます。先ほどの今西議員さんのようなさわやかな美声でございませぬけれども、18番、市山繁は市長に対しまして一般質問を行います。質問事項は通告に従いまして、大きくは3点、質問の要旨として何点か掲げておりますので、順次質問をいたしますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

まず質問の第1点は、吉崎市民病院とかたばる病院の方向性についてでございますが、月日のたつのも早いもので、市長も御就任以来、早くももう3年が過ぎました。任期も残すところあと9カ月、約208日ぐらいとなりましたが、多くの課題が山積する中、病院事業は緊迫した状況であります。そこで質問の冒頭に市長に対し、非常に失礼な、また苦言に値するかもしれませんが、私は市長に対しまして、ぜひお願いをしたいという気持ちでございます。

それは質問の第1項にありますように、市長のマニフェストの中で、医師の確保については、自分が市長になれば医師の確保はできると、これは昨日呼子議員からもあっておりましたけれども、発言されたことが、医師の確保が厳しさを増すごとに、その話が巷で出てまいります。その当時から医師の確保は厳しい状況だったので、市長の発言を聞かれた市民は、「ほう」という疑問の声と「こら、やるばい」というような期待の声が出ておりました。

結果として、皆さんの期待感が多かったので当選されたものと思っておりますが、あれからますます医師の招聘は厳しくなり、社会の情勢も変化してまいりました。これらは政府の制度改正等によるものであり、市長一人の責任ではないと私はこう思っておりますし、自分のマニフェストはだれでも自信を持つのが当然であり、人間はだれでも間違いがないとも言えないし、また見当違いもあります。そのときの社会の状況と相手の変化はつきものでどうにもならないときもあるわけでございますが、市長も首長として、また市民病院の管理者として、医師の確保には奔走され、九州大学を初め、また関係医局にも二十数回も足を運び、努力されてまいりましたので、この発言をいつまでも市民の皆様頭の頭に残すよりも、この際、私が年長議員として提言をしておりますので、市長も市民の皆様は医師確保の経緯をよく説明され、御理解を得てほしいと思っております。そして、その後市長は任期中に、市民、議会が納得する病院事業の方向性を示されると思っておりますが、これについて御答弁をお尋ねしたいと思います。

次に、2項、吉崎市民病院の役割とあり方、経営形態と病院の方向性について、市長は決断すべきことではないかということでございますが、これはきのうも同僚議員からお二人の方、ございました。そして、私の次に町田正一議員も質問されるようになっております。それだけ4名の

議員がやるということは重要な問題であると思っております。老人ホームの問題もそうでした。

この役割については、市長も御承知のとおり、吉岐地域医療の中核病院として最新医療機器を備え、地域の災害拠点病院として、地域住民の医療の確保と、地域に根差し、市民に親しまれる「とりで」となるようにとあります。あり方と経営形態については、私も昨年、12月定例議会で一般質問のとおりでございますが、これを少し詳しく申しますと、経営形態には地方公営企業法の一部適用と全部適用、そして独立行政法人、指定管理者制度、民間移譲、これは県病院企業団の一部適用とあるわけでございますが、それぞれメリットはあります。

現在の市民病院の一部適用は、もとの広域圏町村組合の一部組合と違って、合併当時にすべてを取り入れた一部適用であり。市長も旧4町時代と違って、吉岐市の市長であるため、失礼でございますけれども細部にわたっての指揮命令、経営責任の不明確さや医療課内の管理下に置いた軟弱な対応ができかねているという点がございます。

そしてまた全部適用につきましては、人事権など自立性の拡大、独自の給与体系の導入や職員の意識の醸成はできるわけでございますが、管理者の能力が問われてまいります。医療と経営、行政三拍子のそろった人材が確保できるのか、今の状態では恐らくできないだろうと、こういうふうに思っております。

指定管理者制度、これは民間委託でございますが、民間のノウハウを活用した効果的な病院経営は私は期待できると思っておりますが、人件費等の抑制等で現在の職員は非公務員となるわけでございます。また委託先が現在で見つかるのかどうか、引き受ける病院があるのかということが私は問題であると思っております。それから民間医療は利益追求等のほうが先になって、不採算部門の整理等によって離島医療の中での公共性を失うことにもなると思っております。

そしてまた独立行政法人は公営企業型で、経営形態としてはよいと思っておりますけれども、会計システムの構築や、また新たな費用の増加となります。また準備期間が相当必要であります。職員も民間同様、非公務員となります。職員組合との対立、調整も厳しいのではないかと思っておりますが、それに理事長の選任も九大からの医師の招聘もできない現状では無理だと思っておりますし、理事長なしでは独法は無理だということに私も考えておりますが、これについてもお尋ねしたいと思っております。

そしてまた何と言っても、市長を初め私たちは、吉岐の医療を守ることが重要な課題であります。職員の身分の医療資格者の、まあ看護師等でございますが、処遇も私は大事だと思っております。就職当時から、民間であれば別でございますけれども、公務員として長くその職務に従事している職員が非公務員になると、また島外への転出等が可能性も出てまいりますし、非公務員となるとその時点で退職となるわけで、退職金の支払いの対応も出てまいります。

以上のことを踏まえ、私は昨年12月議会で提言いたしました長崎県病院企業団は、一部事務

組合であっても県並みの地方公務員であり、職員の身分はそのまま保証される。私は自分がこうして提言しているので、これを人に強制する考えはございません。少し研究をして提言をしておくだけでございますが、企業団に加入されても、すぐに医師の確保ができるということも限りませんが、何と言いましても県がバックですので、対外的な信頼度も異なってくると思います。加入については、長崎県企業団であるので県の指導のもとにまず壱岐市が加入し、その後、壱岐市と病院が企業団との事務レベルの交渉、調整となっております。しかし、その前に何といても一番大事なことは、病院長初め医師の意見もよくお聞きして、そしてまた今まで医療の派遣をいただいている病院医局にも御相談をされて指導と御理解をいただくのも必要だと思っております。

また議会にも所管の厚生委員会もございます。しかしながら、こうしたことにつきましては、病院事業特別委員会の設置のお考えはないかどうか。とにかく病院経営形態については、議会と市民が一丸となって、壱岐の医療のため市民の皆さんが納得の行く選択をしなければなりません。しかし、市長ももう時間がありません。市長の任期中にこれを選択されて、そのルールを敷く責任があると思っております。

きのうの呼子議員の話でございますが、6月の定例会には出馬表明もされておりますので、それを踏まえて4点ぐらい挙げましたけれども、経営状態の選択と決断ですね、それから特別委員会の設置の必要性、そして市長は統合して現在の病院形態で行かれるのか、そして独法をまだ考えておられるのか、その4点ぐらいを2項ではお願いしたいと思っております。

そして次に3項、市民病院とかたばる病院の統合については、これも昨日全く私の質問と同じようなことで記憶するところでございます。そして、市長からも答弁いただいておりますが、これは私なりにまた変わった内容で質問をいたしたいと思っております。

病院事業は健全な運営が健全な医療につながるとの観念から、私は早くから壱岐市に2つの病院経営は無理だということを言ってまいりました。その理由の一つとしてかたばる病院の医師の確保、そしてまた今いらっしゃる医師の継続の問題、そして今後の医療機器の購入の問題、現在は黒字であるけれども将来的には厳しくなることが予想されております。

市民病院も精神科入院病床がなくなると、その医療収益約1億9,000万円が収入減となります。また現在今2億円ぐらいの現金を持っておりますけれども、これにはすぐあるものに手が行くということで手がついてまいります。また医業収入の減によりますと、人件費の比率も今の70%が80%ぐらいになることは、もう目に見えております。経営はより一層厳しくなることなどから、そういうことを考慮するときに機能統合すべきであり、私も昨年一般質問でかたばる病院を機能統合し、移転新築の提言をいたしましたけれども、療養病床等の規定にもあって実現できませんでした。ただ市長の行政報告で述べられたように、かたばる病院を市民病院へ機能統合することが必要不可欠であると判断して、それに伴う準備を進めていると言われておるように、

統合については私も同感でございます。これは昨日中村議員からの答弁もあっておりましたが、残念ながら昨年10月に九大精神病医局から精神科医師の派遣中止の連絡があって、7月15日をもって精神科の病床が空室となります。その病床50床にかたばる病院の入院患者の48人の病床として有効利用されたと思っております。

これも市長が答弁をその当時されましたが、残りの空室の20床は、休室として置くのか、透析患者の家族からの病床の要望もあっておりましたので、その病床に活用されると私は思っておりますが、これは医師の確保ができないために、これは透析はもうやらないということでございましたので、それはようございますけれども、そしてまた、統合については、市長が統合に伴う準備を進めていると言われておるように、統合前の手続が必要で時間もかかると思っています。

まずかたばる病院の統合については、国からの医療の10年間の現状維持の契約、それは変更届とか、それからまた廃止届とか、精神病床への有効利用では、精神病床の廃止届、目的変更届、精神病院20床を休止すれば休止届、活用すれば変更届が必要であります。その許可期間も必要となりますが、かたばる病院の統合は、病院の経営形態がどこにどのように変わっても、かたばる病院の医療契約は国と壱岐市の問題でありまして、壱岐市の責任であります。

市長は、具体的な統合計画等決まりましたら、あらためて議員はもとより、市民の皆様には御報告をしたいと言われておりますが、その目標はいつにされておるのか。そして病院の有効利用と手続、届け出について、そしてまた先ほど言われました、昨日言われました。20床については復活のために残しておくんだということでございますが、これは休止されるものか廃止されるものか。廃止した場合には、復活ができないというようなことも聞いておりますが、それは本当なのか、その3点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それから精神科の対策ですが、4戸につきましては、これについても行政報告で述べられております。これもきのうの同僚議員の質問と全く同じような形になりますけれども、患者の皆さんの御家族へ説明会を2回開催し、5月中に御家族の面談を行い、6月8日現在をもって希望先の医療機関や退院の決定をされておりますが、37人の入院患者中、転院・退院が完了しての方が11人、退院予定が4人、転院先は23年6月中に全員受け入れ、医療機関に転院完了となっておりますが、これはもう幾ら医師不足の状況の変化によりとはいえ、御家族や患者の皆さんには心配や負担をかけているなど私も非常に思っておるところでございますが、昨日11名の内訳については退院が5名、そして退院予定者が4名ということで9名が退院されるわけですけれども、これについてお尋ねいたしますけれども、本当にこれは完治退院で安心な安全な退院であったのか、またそうされたのかどうか。そして病院廃止のため無理はなかったのか。そして家族が引き取らなくても大丈夫なのか。その患者さんの中に軽微な患者さんがかたばる病院のB型ホームひまわり入所の、希望か入所可能な患者さんがなったのかということでございますが、これは昨日

2名おられたということですが、その方たちはそのB型ホームに入って患者さんに対するいろいろな影響はないのかどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

そしてまた、島外病院と島内病院の転院の割合、これは昨日答弁がございました。そしてまた退院、島外退院・転院で家族構成等の無理はなかったのだろうか。身寄りの人がないとか、そういう方がおられたかどうか。

そしてまた次に、外来診療についても非常に憂慮されておりますが、市長は福岡の病院からの応援を受けて、8月までは、月曜・金曜まで週5回、これまでどおり外来機能は継続できると。9月以降はまだ決定しておらんが週3回以上は外来診療ができるという、まだ交渉中と言われておりますが、入院患者の島外転院も患者と家族には大変であります。また、外来までできなくなると、島外となればいろいろ付添の要る方もおられます。そうしたことで家族には大変負担増となるが、市長も努力されているとは思いますが、ぜひこの外来診療が継続可能であるようにお願いしたいと思っております。

その外来診療ができなくなると、患者さんばかりじゃなくて、今外来が三十何名かいらっしゃいますが、年間の外来診療収入が4,000万円ぐらいあります。それと1億9,000万円の精神病院患者、合算しますと2億3,000万円ぐらいになるわけですが、そうしたことになりますと、かたばる病院の医療収入が2億3,000万円ぐらいですから、ゼロになるわけですね。そうしたことで退院された患者さんの状態と精神外来の継続の可能性をお尋ねいたしたいと思っております。

議長、これで第1項は終わります。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 18番、市山繁議員の御質問にお答えします。

まず最初の壱岐市民病院の件でございますけれども、壱岐市民病院とかたばる病院の方向性でございまして、まず第1点目に、市長のマニフェストの中で医師確保について、医師の確保はできると言ったじゃないか、それを守られておるのかという御質問でございます。私は医師確保ができずして地域の医療は語れないと思っておりましたし、現在もその気持ちであります。ただ、そうした医師確保にかける熱い思いが、医師確保ができるということ、表現になったということで御理解いただきたいと存じます。

その思いとは裏腹に、議員おっしゃいますように、平成16年の医師研修制度の改正以来、年々医師確保は厳しさを増しております。国も医学部の定員を増やすという政策転換をいたしましたけれども、その効果があらわれるのは10年以上も先の話でございます。この厳しさは当面続くことは明白でございます。議員御指摘のように医師の確保ができていないことは事実でござ

いまして、私は市民の皆様に率直におわびを申し上げたいと存じます。

政治は結果でございます。結果がすべてだと思っていますけれども、一つだけ医師確保について申し上げたいと思っております。

それは御存じのように、私は医師確保には九州大学との関係修復を何としても果たさなければならぬと、そういう思いで何度となく九州大学病院へ足を運びました。その中で品川護郎先生、壱岐市の医師会長様でいらっしゃいます、光武新人先生、同副会長でございますけれども、お二人とも九州大学医学部卒でございます。お二人の力をお借りしたいとお願いいたしましたところ、お二人とも快く引き受けていただきました。

1度目は、品川医師会長さんと2人で、そして2度目は品川会長さん、光武副会長さんと同伴で九州大学へ参りました。そしてお願いしたそばにおる私が「もういいですよ」と言うぐらい、「もうよろしいです」と言うぐらい、お二人の先生は壱岐市民のために、壱岐の医療にとって九州大学の存在がいかに大きいか、50年来のおつき合いの経過も踏まえて懇願されました。しかしながら、結果として、九州大学との関係修復には至りませんでした。

私はこのことについて、お二人の御努力、御協力に心から感謝申し上げますと同時に、このことを市民皆様にぜひ知っていただきたく、あえて申し上げました。そして一度失った信頼を回復することがいかに困難であるか、至難の業であることを思い知らされたところでございます。

議員の御質問の2番目の2点目でございます。病院の方向性について、市長は決断すべきではないかについてでございますけれども、私の考え方はこれまで一貫しております。市民病院は市民に開かれた病院であり、市民の皆さんに安全安心の医療を24時間365日継続して提供できる病院でなければならないと考えてまいりました。そのような医療体制を実現するためには、当然確固とした経営基盤が求められるわけでございます。それを実現するために、これまで独立行政法人化を目指してまいりましたけれども、先ほど申し上げましたような経過もございます。独立行政法人化理事長の派遣が今となつては絶望的な状況でございます。そういったことでその方向を見直さなければならないと考えておるところでございます。

その中で、市山議員がおっしゃいます長崎県病院企業団への加入はどうかということでございます。これは病院企業団につきましては、先ほど一部適用と申されましたけど、全適でございます。（発言する者あり）はい、全適でございます。そういった中で私は平成20年8月28日に、当時まだ企業団前の長崎県医療保健組合の金子知事あてに、会長の金子原二郎さんあてに、壱岐市の企業団への参画についてということをお願いの文書を出しております。

その骨子は、企業団の設立後、本市が企業団への参画について必要と判断した際には、御高配いただきますようよろしくお願い申し上げますという文書でございます。その返事が、20年の9月3日付で参りました。その中で、壱岐市から、新たに企業団への加入の申し出があった場合

は、各種の調整を行った上で企業団の構成団体と協議を行うことになると考えておりますという返事でございます。私はこの各種の調整、あるいは構成団体との協議ということにつきまして、今まで独法と考えておりましたために、余り深くこれについて勉強をしておりませんでした。しかしながら、この各種の調整ということはどういうことかと今考えるときに、これは確認をしなければいけませんけれども、過去の彦岐市は加入しておりませんでしたから、過去の構成団体の拠出金、いわゆる企業団といいますが、そういったものに対することかなとも考えておるわけでございます。

そしてまた、企業団、離島医療保健組合の時、平成20年5月に102名おりました医師の数が現在企業団で90名に減っております。そういったことも考えて、果たして企業団に入りましたときに、全員の、失礼しました、医師が十分なのかなということもでございます。

しかしながら、私は議員が御提案なさいました特別委員会についてでございますけれども、私と議会の皆様がこういう方向へ進もうというベクトルが一緒にならないと、私はとてもこの経営形態ということについては決定ができないと思っている次第でございます。そういった意味で特別委員会を構成していただけるならばという気持ちでございます。

それから3点目でございます。健全な、かたばる病院との、失礼しました、精神病棟が空室となる病床の有効利用としてかたばる病院の48床を市民病院へ転院し、透析患者の要望もあつるので透析病床としての活用等についてということでございますけれども、透析についてはいいということございましたので、かたばる病院の市民病院の統合について申し上げます。

昨日の御質問の際にもお答えいたしましたけれども、2つの病院をこのまま運営することには無理がありまして、経営の効率化を図るためにも市民病院へ機能統合することが必要でございます。議員の御指摘のとおりと考えておるところでございます。

議員も御提案のように、精神科病棟を療養型病床48床に転院をする形でかたばる病院との機能統合を考えた場合、残り22床は精神科病床復活のための病床として確保するというにいたしております。4階への人口透析病床、失礼しました、目標の時期ということでございますけれども、これにつきましては、なるべく急いでということでお返事をさせていただきたいと思っております。

それから先ほど申しますように精神病床につきましては、あくまで休止でございます。それから、国と市との契約、現在のかたばる病院の契約につきましても鋭意調整を図っていきたく思っております。

4点目の御質問、精神病入院者の対策転院について家族の理解は得られたのか、島外病院と島内病院の配分は、また家族構成や負担に無理な家族はなかったのか、市民病院での精神患者の外来診療はできんのかということでございます。これにつきましては、昨日申し上げましたように、

8月末までは平日につきまして、時間外を除き、毎日非常勤医師で対応ができるようになっておりますし、9月以降につきましても、少なくとも週3日は対応できるよう現在交渉中でございます。家族に対する説明、そして皆さんが納得されたのか、そして転院、退院、無理はあったのかなかったのかという御質問でございますけれども、これは家族の皆様方との病院現場でのドクターを含めた話し合いの中で適切な処置をしているものと確信をいたしておるところでございます。

それから、この精神科の外来診療につきましては、これは外来につきましては壱岐でもう絶対確保せないかんとあって、強い気持ちで思っておりますので、医師の確保について努力をしております。

これは蛇足でございますけれども、外来の患者さんは普通の精神科医で診ることができますけれども、入院患者は指定医、精神科の指定医がいなければできないということで入院の病院、病床の解消を余儀なくされておるということを改めて申し上げておきたいと思っております。（「市長、まだ漏れております。中止ですが、廃止の場合は復活ができるのかどうか、精神病棟。」と呼ぶ者あり）廃止の場合は、非常に復活というのは厳しいとお聞きをいたしております。それであくまで休止だということでありたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 1項につきましては、市長も、私がお願いしたわけでございますけれども、それだけ病院については努力されておるわけですから、その点を経緯を皆さん方に御理解をいただくほうが、今後についてよい結果につながると私は思っております。

それから方向性については今からでございますけれども、次に2項でございますけれども、病院事業の経営形態はどれを比較してもこれは一長一短あるわけでございます。その内容が実現可能かどうか、そして市民が、先ほど言われたように、市民が納得のいく形態はどこになってくるかが私は思っております。要は私たち議員は、先ほど申しましたように、壱岐市民の医療をどう守っていくかが大切でございますけれども、またその中に私は先ほど申しましたように、病院の医療有資格者にて医療にその役割を担っておる方たち、看護師さんたち、いろいろそうした方たちの処遇も私も必要であると思っております。

そのようなことを考慮しますと、県とつながる企業団に加入できれば公務員としての身分は保障されてまいりますので、あとは市長の判断でございますから、市民病院の形態は実際どう思われておるのかと。実現可能ならどれとどれを思われているのか、そして職員の身分の処遇について、またどう思われているのか、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 職員の処遇については、その経営形態の変更に伴っておのずと変わるといことになるかと思います。そしてまた、先ほども御質問の中で、お返事を、お答えをしておりますませんでしたけれども、この経営形態を変えるにつきまして、ドクターを含め医療技術者、そしてまた職員等々との話し合い、こういった方向に行った場合というようなことも話さなければいけませんし、今のドクターの方がまずいていただくと、どういう形態になっても今のドクターにいていただける、そしてまた派遣先の大学の了承をいただける、そういった条件でないと、次の話、ステップに行かんわけです。ですから、その辺は私も今副市長が病院部長として今行っていておられますけれども、私みずから先生方とお話をして十分な御理解をいただきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 今市長が申された、私も先ほど申しましたように、やはり病院の院長初め医師の方々と相談して、そして今までお世話になったところの医局にも相談して、お知恵を拝借と、指導をいただくということが私は大事ということを先ほど申しましたが、今市長もそのように答弁をされました。

次に、3項の質問ですが、健全な運営が健全な医療につながることは当然のことでございますが、統合してもすぐによい結果になるとは限りません。メリットばかりではないわけですが、統合するにはマイナス面もございます。統合は将来的展望であると思っておりますが。

そこでお尋ねですが、病院建設当時に、精神病院に対する国の補助金、耐用年数39年に対する約9,000万円からの補助金があったように聞いておりますが、これは平成17年3月、病院法改正しております。そうすることで、築後6年間たっておるわけですね。あと残りの33年分の目的変更にかかる補助金の返済は発生しないのかどうか、私もこれ勉強不足ですから、お尋ねするわけでございます。

それからマイナス面をしてみますと、精神病院の廃止による医療収入が1億9,000万円ぐらゐの減になりますが、それに対する特別交付税、これが70床分来よるわけですね。これは73万1,000円の補助金で、交付税で、70床分で5,170万円がこれは減になるわけですが、先ほど言われた50床のうちに48床、2床残るから、もう一つの部屋が20床、22床を休止にするとと言われて、それは可能ですか。50床のうちに48床入れて、精神病棟は隔離せないかとですよ。同じ部屋の中に2つ残ってるからといって、それは休止の数に私は入れられんと思えますね。それであとは20床はこれは当然休床だろうと、休床されるということに思っておりますけれどもですね、休床でもこれは交付税の3年間の経過処置があるわけです。

3年間は73万1,000円はあげますよと。しかし、その入院患者が無床だった場合は、3年間からもう先は打ち切られますからですね。それで3年間黙ってそれを休床の手当だけをもろうか、その先までやるかということになるわけです。私が間違っと思ったら訂正しますけれども、よう調べてみんですか。私、これは調べましたから。

そして、あとはこれは3年間、そしてかたばる病院統合による、現在支給されている不採算地区病院の運営に要する経費の特別交付金、許可病床48床について、82万円今来よるですね、これが3,900万円が減となるわけです。普通交付税はそのまま48床のままで参りますが。

とにかくかたばる病院の医療収益、現在のところは黒字でありますけれども、統合すれば機能的にもよくなると思っておりますが、精神病床の返済は、今言う補助金の返済は発生しないのか、それで精神病院の病床の20床の休止の件ですね、これは今申しましたとおりですが、3年間は経過措置がありますけれども、それからはありませんので、その分は含めて考えていただきたいと思っております。

それから、4項に入りますが、精神病床の廃止後の復活は不可能と皆さん言っておられましたので、先ほど今なかなか厳しいという市長、おっしゃいました。私もそれは現状にそぐわないと思って、企業団もそうでしたけれども、保健所で調べてみました。松尾さんという方と一緒に私も調べましたが、精神病床休止には、交付税の対象の、先ほど申しました経過措置の条文がありましたけれども、廃止の復活については、省令にも記載されておらんわけですね。そういうことで復活は可能であろうという説明でしたので、私も納得しております。

そういうことで復活が可能であれば、今までやむなく患者さんが転院されておりますけれども、家族の皆さんにこれは先では医師の対応とか皆さん方の希望が多かった場合は、これは経営形態が変わった場合に精神病院を置こうという場合は、理解をして希望も持っていたきたいというような説明も、私はこれは可能ならすべきというふうに思っております。

そして、またそういうことを、私可能なことを考慮しますと、企業団は県の企業団ですから、県知事も離島の医療には力を入れていると言われております。とにかく、知事との交渉が先でございますけれども、先ほど申されました、市長も私もこれ公文書は持っておりますが、とにかくあとは調整すると。これはあとの企業団の、何と言うんですかね、その人たちと協議をするということでございますので、その点また勉強していただきたいと思いますが。精神病床廃止後の復活の可能性は知っておられなかったですね。そしたら、もうそれは、私はそう思っております。確認しましたからもう1回確認してください。そして、家族にも可能性の期待と希望の説明。

以上でございますが、再度。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 起債の償還等々の詳細につきましては、お許しをいただいて病院課長にさせたいと、数字的なものはさせたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 左野病院管理課長。

〔病院管理課長（左野 健治君） 登壇〕

病院管理課長（左野 健治君） 精神科の補助金の件でございます。これにつきましては、建設時の平成15年、あわせて16年、補助金をいただいております。財産処分の承認基準によりまして、10年を経過していない場合の転用というふうに該当いたします。これにつきましては、やはり国庫返納が発生してくるというふうに思っております。当然すべての事業におきまして、用途変更外になりますので、国庫返納は該当金は来ると思います。

病院の耐用年数ですけど、39年ですから、現在6年、36年という形では、大体想定される額としては5,000万円程度はなるかと思っております。総額9,000万円ぐらいの補助を当時いただいております。

それと2点目の交付税の関係でございます。これにつきましては、病床の休床につきましては、特に御指摘のとおり、今でも交付税をいただいております。ただし廃止となれば、病床をお返しするような形になります。そうした場合につきまして、交付税につきましても当然その年度の3月31日現在で特別交付税については不交付となろうかと思えます。ただし、当然統合によっては負の部分になるともあります。基本部分の部分と不採算の部分のことについても不交付になることは可能性としてはあります。

以上でございます。

〔病院管理課長（左野 健治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 今左野課長から説明がございましたが、これは全く私が申し上げることと同じでございますけれども、休床については、今までどおりとおっしゃいますけれどもですね、今までは50床のうちの20床は休床だということの理解だと思っておりますが、今度は全くこっちがうなって、1部屋だけの休床になるわけですが、これは経過処置で3年間もろうて、その先はそのままでいいとですか。

もう一遍言いますが、今までは50床は営業だったわけですね。そして残りの20床は開かずの間であったわけです。それは休床として認められておったわけですがけれども、今度は50床の廃止になるわけですからね、転用ですから廃止になる。そうしたときに、その20床だけは精神病院としての休床として認められるわけですか。3年間は経過してても補助金をもらわれてもその先はもらわれんとですよ。それについて。

議長（牧永 護君） 左野病院管理課長。

〔病院管理課長（左野 健治君） 登壇〕

病院管理課長（左野 健治君） 今現在も20床の休床でございます。それにつきましても特段届け出等ではないわけですね。70床分をいただいております。ただ病院として20床を休床しておるというだけであって、何ら交付税の対象では、今も70床分をいただいております。（発言する者あり）はい。ですから、今後につきましても20床を確保するという考え方がまとまれば、20床分は来るわけですね。ただし、50床はもう返還という形になれば、要するに来ないと。（「それはもう返還じゃないと」と呼ぶ者あり）はい。ですから20床が休床であるというのは病院の問題であって、特にそれが届け出を要するかということにはならない。そのように。（発言する者あり）その経過措置というのは、届け出の状態、3月31日で休床するかしないか、その状態によって3年の経過措置で交付税が来るかというのは、詳細のことについては、どの時点がどうなるかというのは現時点では御返答についてはちょっと御遠慮させていただきたい。

〔病院管理課長（左野 健治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） あとはよく私も調べてますが、時間がありませんから次に移ります。

2項の消防関係でございますが、壱岐市消防団員の処遇についてでございますけれども、壱岐市消防団の活動については、市民の皆さんが認められておるとおりでございますが、日ごろから市民の貴重な財産と尊い生命と身体を災害から守っていただいております、島民にとっては不可欠な存在であります。去る5月1日に壱岐市消防団が第3回結団式が行われ、割石新団長を旗印に組織編成がなされまして、壱岐市消防団の活躍が期待されておりますが、壱岐合併から6年、2期が終わり、今回は3期目の組織編成であります。新しく法被も壱岐に統一され、組織も壱岐市消防団として誕生しております。壱岐市消防団の条例も平成23年3月11日に改正されておりますが、年ごとに団員数も減少しており、定数の条例の改正、報酬、出勤手当等の見直しが必要だったと思っておりますが、この点についてお尋ねいたしたいと思っておりますし、団員数の状況を見て調べてみますと、昭和48年の1,396人をピークに、平成元年が1,091人、平成23年3月31日現在で1,012人、結団式時点では972人です。現在の定数は1,105人であり、団員数より133人超過であります。団員数が多いほどありがたいわけですが、現状では仕方がありませんので、定数規定を少し余裕を持って1,000人ぐらいとされないものか、またそれに対する公務員災害保険退職金引当等は現定数で掛けておるので、その105人分が浮いてくる。それを団員の報酬手当等に充当されると思っておりますが、その報酬についても格差はあると思えますけど、都市部と離島は交際面から経費等も違った点も

ございます。条例でその最低基準があるのかどうか、他市との比較はどのようにされておるのか、お尋ねいたしたいと思っておりますし、そして定数及び報酬と出動手当の条例改正はどのように考えておられるのか、お尋ねいたしたいと思っています。

次に、2項目の消防団員の出動手当についても条例改正が必要でございますけれども、消防団員は風水害、行方不明者の捜索等にも団員の中で自分の生業がある中で、災害等には地域住民のため、いち早く駆けつけ活動をしていただいております、私はいつも感謝をいたしているところでございますけれども、団員の方たちは金を払って動く方でもなくて金をもらって行動する組織でもありません。災害の内容によりますが、ほとんどが自発的に行動されております。その出動手当は非常に少額であります。最低賃金から見ると、余り変わらんですね、1日ですよ。最低賃金が1時間ですから。それを現在の物価指標に匹敵しない、ここで公表しにくい金額であります、先ほどの定数見直しの100人分を保険等の支出で1人当たり約2万二、三千円払っておられると思っておりますが、それを100人分しますと、二百二、三十万円になるわけです。今の予算のままでいくと、それは浮いてまいります。その金額を報酬や手当、その他消防団の経費に充当されないものかと思っております。

予算の増額をしても、私は手当を増額しても、災害が少なければ私たちも市民も団員も本当に幸せでございます。財源不足で補正要求するよりも、後から補正要求するよりも、災害が少なくて手当の支払いが少なかった場合は、これは別の建設予算とは違いますから、不用額で私、運営されると思いますので、少しは値を上げていただいて、有効な予算計上をしていただきたい。出動手当、せめて今の1.5倍か2倍ぐらいが至当と私は思っておりますが、この点についてお尋ねいたしますが。

3項ですけど、私県議会に行きましたときに、平戸の議員が、平戸市の西川克己という議員さんが一般質問の中で、消防団員の確保について質問されました。その中で消防団員に対する税の優遇制度について、そしてまた消防団員に対するサポート事業として、いろいろなポイント制とかいろいろ質問がございましたが、それだけ消防団員は重要な危険な存在にあります。ひとつ、これはやっぱり他市と比較しても、少しいいところもありますけれども悪いところもあります。団長さんにしても、ここに1日1万7,000円ぐらいしか当たっただけですもんね。それでこれが吉岐市の団長ですから、やはり交際費も要りましょうし、皆さん方の連絡もありましょうし、意思統一、指揮命令もありましょうし、色々なお樽要員のところもでございます。そうしたことでこれもやっぱり見直す必要があるというふうに思っております。時間がございませんので答弁をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山議員の消防団員の処遇についての御質問でございます。各町の消防団員報酬をもとに合併調整会議を行いまして、調整結果を報告、提案して、平成16年3月1日施行の壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を基準として現在に至っておりますところでございます。おっしゃるように1,105名の定数でございまして、実際には972名ということでございます。これにつきましては、議員御指摘のように研究をしなければならないと思っております。

また消防団員の出勤手当の見直しでございますけれども、お調べのことと思っておりますけれども、県下では壱岐市の消防団員の10倍以上の出勤手当があるところもございまして。しかしながら、年俸で見えますと上から2番目ということでございます。年俸と出勤手当、そういったところも勘案をいたしまして、研究をしてみたいと思っておりますところでございます。

ちなみに、本年度は4,000名ということで出勤の回数4,000名ということで計上いたしておりますところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 手当もそういうふうに私も思っております。2番目とおっしゃったんですけれども、団員の手当は6番目ぐらいです。それで、これを消防団の家庭に行ってみますと、やれ皆すぐいつでも出勤されるように帽子と法被をぴしゃっとクリーニング出してかけてあります。そうしたことで家族もやはり消防団としての誇りと責任を感じておるということで、家族の協力なしでは消防団はできないわけでございますから、今後、まだ質問ありますけれども、そうした誇りと責任を持ってやっておられるということで、家族に対してもこのくらいではないように感じておりますので、その点、ひとつ見直していただきたいというふうに思っております。

太陽光発電については、これはもう時間がございませぬから、後で、私はいつものことですが、済みませぬ、これで終わります。（笑声）

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時とします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 町田 正一君） 3月に引き続いて、今回の議会は原発と特養と市民病院改革の3つの質問が非常に集中しております。私も3月に一般質問しましたんで、もうそろそろ病院問題はいいじゃないかと言うたら、女房がですね、「どうしてもあなたがやらないかん」というふうに言われまして、今日も何かテレビを見とるそうなんです。（笑声）

今日3点質問しますけれども、基本的には壱岐の島内医療についての問題なんで、総括的に、2点だけ僕のちょっと意見を言って質問に入ります。

まず、ほかの自治体の病院のあり方がどうのこうのというのは、それは自治体によって医療環境が違いますから、ほかの自治体はこうだということを余り短絡的に壱岐に当てはめることはできないんですが、ただし、実は今度長崎市が長崎市立病院、ここも成人病センターと同じように、合併して1年後に独立行政法人化する協議会を立ち上げました。今議論の真っ最中ですよ。それから大村市立病院、ここも3年ほど前に民営化しました。それから、御存じのように、3月も言いましたけど、西海市立病院、ここも今年の4月1日から、ここは福医会というところに完全民営化、無償譲渡して、この福医会が今新しい病院を建設中であります。

それから、先ほど市山繁議員も言われましたけど、実は旧離島医療圏組合、今の長崎県病院企業団ですが、病院企業団に加盟している自治体病院がですね、じゃあ今どんな状況にあるかというと、例えば対馬、これは中対馬病院が平成26年に閉院になります。そして、今巖原病院との統合で新しい病院を建設する予定になっております。それから、さらに言えば、離島医療圏組合というか、長崎県病院企業団を構成しているのが9つあるんですが、壱岐、対馬、五島ですね。さらに同じように加盟している有川病院、ここは21年の11月にもう病院じゃなくなって診療所になりました。これも医師不足です。

それから、富江、それから奈留病院、ここも近い将来というか、早く診療、もう病院じゃなくて診療所にしなさいという答申を、病院企業団の構成する自治体同士でやっています。実は、長崎県病院企業団に加入したら、何かすぐお医者さんが来て、病院が自治体病院の経営がうまく行くとかいうのは、現実に病院企業団に加入している自治体がこのありさまなんです。だから、しかも先ほど市長答弁されたように、病院企業団に加入したら、まず公営企業法は全部適用です。公営企業法全適、要するに、もう自分たちの収入の中から支出を賄わなければいかんとです。ということは、今のドクターも看護師も、コ・メディカルも含めるスタッフ全員、これ全部給料下がります。

さらに言えば、僕は県がもちろん離島医療圏の医師派遣については、基本的には長崎県も大きな責任がもちろん持たないかんとです。ところが、今はもうそういう状況じゃないんです。もう

県もそれこそ派遣医師が送れない状況なんです。だから、こんなして病院企業団を構成する病院もその存立自体がもういつその病院だったところが診療所になったり、中対馬病院のように閉院になったりする状況になつととです。だから、安易な逃げ道みたいな形で病院企業団の加盟を、これを僕は検討してもらったら、正直言って困ると思つととです。

それからもう1点、この間、ずっと3月に僕が質問してから非常に市民の方の誤解が多いと思つたのは、民間病院になったら、市民病院が、例えば公設民営ですね、じゃあ民営にしたら、もうかることだけをやって不採算のところはやらんのだと。これはですね、僕は今の吉岐市の開業医の先生に対して、本当に失礼な話だと思つています。今の開業医の、私の知ってる開業医の先生は、例えば今、もう市長御存じのように、今療養病床なんかは、これ全く利益が全く出ない。しかも労働だけ。夜中にでも起こされると、その先生も療養病床があるために夜中にでも起こされて診療してますけど、全く無報酬ということもないですけども、これからその収益なんか全く上がらんとです。それでもずっと民間の病院でも続けられととです。

それはですね、医者というのは僕は基本的に病人を治すことが基本的に医師の使命だと。医者というのは、ヒポクラテスの誓いというのを最初にやります。医師になる前にですね。それから、私がこの前テレビで見た適塾をつくった緒方洪庵は、医者というのはまず病人を治すことにすべての全精力を打ち込めと。それ以外のことについていろいろ考える必要はないんだと。そんな崇高な使命を持ったお医者さんばかりと、僕はそこまで要求しませんけれども、少なくとも医師たるものは、医師たるものは、自分の目の前にある病人を放つたらかしくしてどうのこうのとか言うような暇はないんだと。医師たるものはすぐ病院の経営形態が今度は公設民営になったらおれたちはやめるとか、そんなことを言われとる先生もおるみたいですけども、本当に僕はこんなんで、少なくとも医者がですよ、目の前の患者を放つたらかしくしてこんなことがあつては絶対にいかんと思ついます。それで今から一般質問を行います。

で、1番ですね。市長これ、まず島内の3月に、僕は救急の島内の医療状況について、市長に質問しました。年間大体1,500件の救急患者があつて、そのうち市民病院が大体800件、光武病院が500件、残り200件ぐらいがそれ以外の医療機関だというふうに市長答えられました。昨日は実は3年前に市長の僕は選挙のときの応援で、朝、これは全く今も状況変わっていませんけども、朝、ジェットホイールに乗ると、もう半分ぐらい福岡の病院に通勤というもおかしいですが、通院する人ばかりです。これは今の状況は全く変わってません。

で、一つは、この前も言いましたけども、国保が御存じのように、6億円近い基金があつたのが、今2億9,000万円になってます。これ今年使つたら、下手したら基金がゼロになります。これは僕はもう国保の、島内で大体6,000世帯、1万2,000人が加入している国保の維持、未収金も、もちろん金額も多いですから、未収金も3億円を超えるような状況です。国保の維持

を考えたら、国保がこんなに厳しくなったのは、一つはやっぱり島外の医療機関による高額医療費が非常に大きな負担にこの間なってきました。これを正直、上げざるを得ないんですが、上げても今の経済、島内の状況からしたら、それこそ未収金が増えるだけで、国保の抜本的な解決にはならないと。どうしても、できたらこれは市長3年前に言われたことなんですが、島外に出てくる患者さんたちが、島内の医療機関、市民病院なりほかの民間の医療機関にそのうちの半分でもそういうふうにそれを半分でも3分の1でも受診してくれたら、非常に、まあ財政がいいとかいうことだけじゃないですけども、それはありがたいんだと、それを目指すと市長言われたんですが、じゃあ現在のまず、これ多分集計ができるのは国保の分だけだと思うんで、市民病院と民間病院の、この前は救急について聞きました。きょうは、受診者をちょっと市民病院、民間病院、それから島外受診者、もちろん多少の重複はあるのは当然わかりますから、そのまず一番最初に数字をこれ通告してますんで、教えてもらいたいと思います。

議長（牧永 護君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番、町田正一議員の質問でございます。

まず1番目の島内の医療機関の受診状況についてでございますが、市民病院、民間病院、島外受診者数、国保基金の減少の大きな理由の一つが、島外受診者による高額医療の増加による国保分のみでよいのでその割合をとの御質問でございます。

平成22年度の国民健康保険分の医科、歯科、調剤を合計した医療費の費用額、いわゆる総医療費は36億970万円となっております。市内市外別の割合は、市内医療機関が67.0%、そのうち市民病院分は13.9%でございます。市外分が33%になっておりますが、その市外のうち福岡県内の医療機関の割合は26.9%、長崎県内の医療機関の割合は4.1%、福岡・長崎両県以外が2.0%となっております。これが33%の内訳でございます。

また、受診件数の割合を申し上げますと、市内の医療機関が89.6%、そのうち市民病院分は11.3%、市外が10.4%となっております。同じく市外のうち、この10.4%の内訳でございますけど、福岡県内が8.1%、長崎県内は1.2%、福岡・長崎両県以外が1.1%の割合となっております。

つまり、市外の受診率は件数では10.4%でございますけれども、医療費では33%を占めております。議員御指摘のように、入院を含むより高度な医療に関しては、一概には言えませんけれども、市外医療機関に頼らざるを得ない状況をあらわしているのだと推察されます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） こうやって数字を見ると、正直言って僕は本当に壱岐市の開業医

の先生が、非常に島内の医療のニーズにできるだけこたえられておるといのは非常によくわかります。それからもちろん島外に出ていく人は、基本的には島内の医療機関で処置できない人が非常に多いわけですから、当然高額医療にもなります。大体こうやって具体的に数字を見ると、後でちょっと病院改革のほうでも言いますから、ちょっとあわせて質問したいと思います。

2番目に、これも踏まえてですけども、市民病院の改革の方向性、これはさっき市山繁議員も実は言われました。幾つか選択肢がある中で、私はもう公設民営化にするしかない、ほかの自治体病院も方向性としては、もうそういう方向に行かざるを得んだらうと正直言って思っております。これはもうどこに行っても私も公言してますんでですね、今さらこのあれを曲げるつもりはないんですけれども。ただし、もちろん私は市民病院が、ただ単に財政的に赤字だから公設民営化にしると言ってるわけじゃないとです。

一つは、これは市民病院の赤字の責任は、実はこれは大きく当時の、ここまで言っているかどうかわかりませんが、今の形の市民病院をつくった人たちの責任です。今の市民病院の赤字の大きな原因は、建設費がこれ44億円近くあります。これで毎年償還金だけで2億3,000万円あります。これが医療収益の11%から12%になってますね。普通の自治体病院だったらこれが三、四%なんですよ。そしたら、いかに今の市民病院がこの壱岐市の医療ニーズに合わない巨大なものをつくったかということです。

もう一つは、そのために患者数を過大に見積もったんです。だから、人件費が異常に膨らみました。しかも、一般会計から、これ市長も御存じのとおり、年4億数千万円のレベルですと来てますけども、一般会計の繰入金、4億円とかいうたら、これは医療収益の21%近くになるんですが、これはほかの自治体病院が15%ぐらいに比べて異常に高いというか、市民病院が、図体が大きいためにそれを維持するために一般会計からも4億円以上の金をつぎ込まんといかんような形になっていっとるとです。これはほかの自治体病院が15%やけども、市民病院はこれだけでもう21から22%になります。ということは、壱岐の医療ニーズに対して市民病院が大き過ぎたんです。これ今さら言うたってしょうがありませんけれども。

だから、赤字はこの構造的なものであって、これは僕はお医者さんの責任だとか、看護師の責任だとかそういうことは言う気はないとです。これは構造的に赤字なんだと。このままではどうにもならんのだ。これはどんな今の体制を幾ら維持していこうと思っても、これは無理なんです。今度は市長、病院改革の第一弾として、かたばる病院との統合も言われました。それは第一弾としては結構でしょう。でもかたばる病院は市民病院が引き受けたところでこの赤字の体質は全く変わらないとです。これはもう市長が幾らどんな試算をしても同じことなんです。

それでしかももう一つの問題は、いつも言うごと、医師の確保ができないと、これはもうほかの自治体病院、長崎県病院企業団に入ってるほかの自治体病院でも規模をどんどん縮小して、全

体の医師数も減っとなる中で、壱岐市に今さら壱岐市が手を挙げて、お医者さんをよこしてくれんやろうかと、壱岐市民病院が赤字になったと。今までは黒字じゃから全然相手にせんとって、五島とか対馬はそれぞれ拠出金出して離島医療圏をずっと維持してきたとです。医師の教育から何から。だから、過重な負担になってきた。これやったら壱岐が入るときは、これは絶対ですけども、じゃあ今まで私たちが負担してきた分の負担してくれと。加盟割合に応じて。それはもう絶対言われます。そして、だから病院事業団に入ったからといって、私は何の問題も解決するとは思いませんので、実は今日、今からがこの質問の中心なんですが、病院なんで、僕は公設民営にすべきだとずっと言ってますけれども、ただしこの前、市民病院を考える会という人たちが二十五、六人くらいおられましたけど、校長先生出身とか各種団体の代表とか、そういう方たちがいっぱいおられたんですが、非常に誤解が多いと。

だから、公設民営化っちゅうのは、例えば一支国博物館だって、湯ノ本診療所だって、今度三島につくろうとしている僻地診療所も、基本的にはこれは恐らく公設民営になるでしょう。どんどんどんどんそういった形で、壱岐市でもずっとそういった形で公設民営でやっていってます。ただし医療機関ですから、市民の健康はもちろん絶対守らないかと。そしたら、その医療機関、別に手を挙げる医療法人、僕はあると思ってますけども、手を挙げてくれる医療法人との間では、住民の医療機関であるがゆえに最低限の、例えばそれは乃村工藝社との間でも、湯ノ本診療所の間でもそういった契約は必ず結ぶわけですよ。その条件として、ちょっと僕は幾つか考えてみたんです。それであれば、市民の不安は解消されるだろうと思ってます。

それで、幾つか、これは市長にもう渡してますんで、本当はこれはいかんかもしれませんが、即答は多分できんと思ってる前に渡してますんでですね。まず病院の土地建物はもちろん、公設民営なので壱岐市のものです、これは。それで病院の経営のみが今度募集ももちろん公募です。基本的に公募です。だから、前独法化の議論のときに、一部民間の医療機関との委託とか何とか言うて、私が持つてる怪文書の中にも実はこれずっと書いてます。市長、見られたかどうか知りませんが。某病院と某新聞社との結託みたいなやつをずっと書いて、私も大切に保存してありますけど。そういうことは言われんで済む。まず公募、きちんと公募せると。ただしもちろん財産は全部医療器具、土地、建物を含めてもちろん壱岐市のものです。

2番目には、やっぱり病院のあり方を検討する内部委員会みたいなんはきちんと必要だろうと。民間に公設民営だからと言って、民間の民営の経営者が好きなことをしていいというじゃないと。それは外部委員も含めた評議委員会をきちんとやっば立ち上げる必要があると。それが2番目です。

それから、3番目については、多分今ある病院の職員の方も多分見ておられているかもしれませんが、雇用については、現在の病院職員については原則として再雇用ですね。ただし、た

だしですよ、病院の収入に応じた賃金体系、これはもう当たり前だと思います。これは病院企業団にこの前加入すべきだとかというような秘密の話し合いがあったそうですけども、5月23日にですね。議員が2人出席して、そういう話し合いがあったと聞いてますが、そこでも病院事業団に加盟するとかというような話が出たんですが、これは病院事業団に加入しても、公営企業法の全適されないかんとということがどんなに厳しいことが、本当わかっておられるのかなと思ってですね、むしろ公設民営よりも病院事業団に加入して全適をされたほうが、これははるかに経営の厳しさが問われます。それはもう公営企業法の全適されるから、基本的に資金導入から何から、それは院長名で借りるかどうか、その判断まで攻められます。もう市が関与する事じゃなくなりますんでですね。もちろん社会的な適正な賃金体系はもちろん必要だろうと、再雇用の確約と、社会的に賃金体系はもちろんその中でできると。

中にはどうしても。「いや、おれはもう公務員じゃないと嫌だ」という人もおられるかもしれませんが。そういう人は僕はもう別途市が西海市立病院がなくなったときは、それをやられたんですね。どうしても私は民間に行くのは嫌だという人は、西海市が全部看護師職の人も雇いました。西海市の場合は、もう一般職で雇ったということでしたけども、まあ恐らく看護職ですから、あるいは例えば老人ホーム、それから保育園、今はもう0歳児保育なんか看護師が足りないから受け入れができないような状況なんです。どうしても公務員じゃないと私は嫌だという人はそういった面で雇用していただきたいと。

それから、病院経営は理事長ですね。公設民営になった場合は、病院経営の権限はもちろん人事権も含めて理事長が持つと。ただし当然医師の招集も含めて経営に対する責任は持つてもらうと。要するに医師の招集も含めて市がタッチしないと。

それから24時間、これさっき市長も言われた365日、いつでも救急患者受け入れると。それから問題の、この前から言われたんですが、結核病床とか産科病床とか、もう明らかに人口規模からして赤字になる不採算部門については、吉岐市の中核病院なんだから、その機能を果たす立場から赤字を理由に廃止することは許さないと。そして、最後にその応募は一般公募すると、こういう最低限このくらい、6つか7つ言いましたけど、このくらいの条件をつけて応募してくれる医療法人との間で僕は契約を結んだらどうかと思っているわけですが、これに対する、もう市長、昨日実は私、ある人から、市長、昨日呼子議員に聞かれて、市長も次の再選の期すというふうに表明されて、今日新聞載ってましたけども、市長の答弁が選挙が近くなって余り何というんですかね、問題にならないような感じの答弁に終始しとるんじゃないかと。自分が言ったマニフェストを肅々とやってくれたら、市民はちゃんとそれを見るんだと言うて、これはすぐ近くのおばさんから言われました。市長さんに伝えとってくれと。市民は見とると。僕は、これはテレビは怖いなと思ひましてね、僕もそんなこと考えたこともなかったんですけど、市長は何かそう

いうふうな答弁に終始しとるようにしか思えんと言われまして、それは市長に言うとしてくれということでした。これについてのひとつ答弁を、経営形態の変更も含めてですね。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田正一議員の御質問にお答えをいたします。

9項目、10項目ぐらいあったと思いますけれども、これは今町田議員がおっしゃった公設民営化をするとしたらという町田議員の主張が、主張といたしますか、こういうふうにしたら、する場合はこうだということをおっしゃったと思います。私も先ほどから議員から、企業団はどうかという御提案をいただきました。昨日はまた違った方向の提案もいただいております。

そういう中で、市山議員の御質問にお答えいたしましたように、議会と私の考え方が一つの方向に進まねばいけないということでございます。そうしないと私はいけないと思っておりますし、またしかし、その中にも私ぜひ入れていただきまして、早い時期に方向性を出さなければいけないと思っております。

ここで町田議員が隣のおばちゃんから言われたことを私に伝えていただきまして、心は揺れておりますけれども、ここでもちろんさっき市山議員さんのお話の中で特別委員会もつくっていただけませんかということもお願いいたしました。その中で、やはり次の一步を踏み出すためには大きな議論をしなければいけないと思っております。そして町田議員おっしゃるように、私は市民病院の職員のことも考えないけませんけれども、それよりもっと考えなきゃいけないのは、市民の医療でございます。先ほど言われたヒポクラテスの誓いどおりの先生が今すべていらっしゃるのなら、いらっしゃると思いますが、私はこの経営形態を考えていく中で、やはり先生方にその御理解をいただく、そういうお話を。そして今派遣をいただいている先生方にもぜひ大学にお願いせにやいかん。今のとにかくドクターの方々をそれ以上減らさないという方向でもって次のステップに臨みたいと思っております。そういった意味で私は改革につきましては、今ここでどちらとは申しませんが、早い時期に現状を打破する決断をいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） それは市長の立場、別に僕はわからんわけじゃないとです。十分過ぎるほどわかります。例えばさっき市山議員が言われた、現在市民病院に派遣している医療局との話し合いも必要になります。それから現に今働いていただいている先生たちの話し合いも必要になります。それからもちろん労働組合の職労の人たちの話し合いも当然必要でしょう。ただし、やっぱり一番大事なんは何かちゅたらですね、さっき今市長がいみじくも言われたとおりなんですよ。公務員の身分なんかよりも、市民の医療のほうが大切なんです。それさえ市長が忘れ

んかったら、僕はそんなに困難があるとは正直言って思っていないとです。

それはいろいろ言われるでしょう。この件に関しては、これこそ自治体の首長がリコールで首飛ぶようなこともあるわけですから、現実にはね。僕はでも、もう、市長あと任期が10カ月です。これいつ方向性をきちんと出そうと思われととですか。少なくとも、もうここまで来たら、もう市長も逃げるわけにはいかんと思ってますから、そのおつもりもないと。ただし、僕もその手続的にまだ進めないかんことがあるというのも非常によくわかります。だから、それについては、時間的な部分は私もそれはここで結論を出せと言いたいですがけれども、それはあえてちょっと控えますけども、先ほどの条件で、僕が出した条件で、公設民営の方向に論議を進めたいと。

だってほかの選択肢が何かあるのかと私は言いたいとですよ、ほかの選択肢が。独法化はもう市長、ないと言われました。ですね。病院事業の中だけ病院事業なら加盟というのは、僕が今言ったとおりです。何にもならんとです。医師が来るわけでもないとです。公営企業の全適もされないかん。ただ単に病院におる人たちが公務員であるちゅうだけですよ。公務員の身分であるちゅうだけのことです。給料も下がります。

そして後何が残るととですかね。民間売却ですよ。民間売却ちゅうたけんで、それは徳洲会なんかとか西海みたいに福医会がやりましたけども。でも、民間売却は基本的にまだ吉岐の現状からとか島民の理解からしたら、それはやっぱり理解が得られません。それだったら、この条件で応募してくれる島内の医療法人の方に一般的に公募してもらって、僕は極端に言えば、今市民病院におる先生たちが医療法人をつくって、その先生たちは応募してくれても僕は正直言っていいと思ってます。この条件を飲んでくれる医療法人があれば、僕はあると思ってますけれども、それこそできたら島内の医療の開業もほとんどさっき見たように8割、9割の島内用ニーズを賄っているとは開業医の先生たちですよ。だから、この先生たちにこの条件でやってくれないかと市長がここで方向性出せば、必ず応募していただけると私は思ってます。できたら複数ぐらいあって、おれに任せてくれんかとかいう先生たちが、法人が複数出てくれたら、さらにありがたいと私は思ってますけども。

市長、任期まであと10カ月です。二百八十何日とさっき言われましたけども。これ市長、いつ結論出されますか。改革委員会はさっき議会と足並みをそろえたいと言われましたけど、それは議員もいろいろです、正直言って。

それはですね、さっき言ったような裏でこそそそする議員もおれば、わけのわからん怪文書に加担する議員もおるし、私はもう名前知ってますけど、あれはもう言いませんけどもね。そんな議会の全員の同意なんかとりつけられませんよ。それは市長がぱっと方針決めて賛成する議員が、例えば市長が出した分について議会が否決したと。議会がもし否決したらですよ、あとはそれは

もうすべて議会の責任です。それはそうですよ。市長が出した、おれはもうこれがいいと思って出したんだと。でも議会はこれを否決したということになれば、あとはもう議会の責任です。その後、市民病院がへったくれの赤字がどうか言う資格もないとです、議会は。もう僕はそんな市長が出した方針とか公設民営化の意思がもし出されて、この条件で出されて否決するような議会だったら、僕はすぐ議員を辞職したいと思います。（笑声）もうそこまで、後任期がないんで、僕は市長に方向性だけは示してもらいたいと。任期中にこの分についてはやると。しかもここまで私、条件、こんな緩い条件というか、ここまで市民の医療を見据えたところで条件出してます。その後の、公務員の身分がどうかのこのというのは、その後についてくることです。その後に僕が自分で話せば幾らでも方策はあると思ってます。

西海市もやったんです。長崎ももうやりよるとです。もうそれこそ、もうそれはほかの自治体病院はそれこそ全国的に、それはもうそうですよ、全国自治体病院は。今年も、まあ別に赤字だからというわけではないですけど、今年も一般会計1億6,000万円の赤字、累積では20億円以上の累積赤字になってます。市民から本当に信頼される市民病院であれば、多少の赤字は恐らくだれも文句言わないですよ。僕が去年3月に質問してから、僕もう何言われよるとやろうかと思ってびくびくしながらあっちこっち回ったら、結構むしろ批判される方よりも市民病院の接遇も含めて、個別のことはいいですけどね、僕は言いませんけども、接遇も含めて、むしろ激励される市民のほうが圧倒的に多かったです。僕は市民の人はそうっておられると思いますよ。だから、僕は市長にもう決断すべきだと。もうこんな議論をいつまでしよるとかと。どっかで方向性出したらですね、僕は独法化も反対。ただし公設民営でやる場合は最低限私が、これ考えましたけども、この条件をつけて、これで応募してくれんかと。

その場合には、さっきも言ったように、今の先生たちとの、今先生たちは、こんなの独法化するんだったらやめると私は思いませんけれども、医師とはそういうもんじゃないと。私はさっき言ったようにヒポクラテスの誓いをした先生であり、僕は適塾を開いた緒方洪庵の医者とはこういうもんだというのを読んで、医者とはやっぱり少なくとも目の前にある患者を放ったらかしにしてそういうことはされないと私は思ってます。

だから、市長にも早急にやっぱりそれは職労との話し合いも必要でしょう。今おる先生たちとの話し合いも必要です。病院医局との話し合いも必要です。その時間は別に僕は構いません、それは。ただし方向性だけは自分の希望としてはこういうことで行きたいと。ただし時間はかかるから、交渉でもう少し今の先生たちと話した中でやりたいと。市長は1回独法をやるっちゃうて言われたとですよ、失敗しましたけども。（「はい」と呼ぶ者あり）それは別に何も私の方向はこうだというのは別に言うのは、私は別に何の違和感も何も持っておりませんけども。

今巷では白川と町田が組んで、市民病院を民間に売り飛ばそうとしているちゅう、そういうう

わさを朝から晩まで言うて周りよる人がおります。非常に不愉快極まりない話で、それに加担する議員もおりますから、あんまり大きなことを言うと、また何やかやまた私も批判されますけど、あれですけども。僕は方向性は、この場で言えとは言いません、市長。いつごろまで、9月議会までには出したいとか、12月までには出したいとか、その前にちゃんと医局に行って準備をするとか、そのぐらいのことは僕は言ってもいいと思いますけど。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の御質問にお答えしますが、まず民間に売却するというか、例えば何とか会とかいう島外に、いわゆる公設民営じゃなくて民営化するという、これは絶対いたしません。

次に、もし民営化するとした場合は云々という町田議員のあの条項というのは、これは最低限だと思っております。最低限、それだけは守っていただかないかん。じゃあ、そういう民営化、公設民営ではなくて、その前にこの提案はほかの議案と違まして、否決されたら議会のせいいたいと、そういうわけにはいかんわけです。これは壱岐市の市民病院をこれ死守せないかんわけですから、これは責任が議会にあるとか市長にあるとか、そういった問題ではない、これはもう議員も御承知のとおりでございます。

そこで私は、早速病院、それから職員組合、そして議員の皆様方と協議に入りたいと思います。これは閉会后、直ちに入りたいと思っております。そして、何月議会とは申しませんが、少なくとも任期中には方針を出します。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長が任期当初から実はこういう質問をずっと僕もすれば今はよかったなと、最初に市長になられたときから、こういうふうな質問をすればよかったろうと正直言って今後悔してます。もっと早く市長にこれば聞けば、市長の結論ももう少し早うなったんじゃないかと思ってますけれども、ここまで来たら、多分もう市長の今の答弁が僕もそれは精いっぱいだと思います。だから早急に医局と、それから今おる病院の先生と、それからコ・メディカルも含む病院スタッフ人たちとぜひ胸襟を開いて話し合ってもらいたいと。議員は好きなことばかり言うけども、現実にやるのはおれだといってから多分市長は思われていると思いますけれども、何なら私がいつでも行って、私はいつでも参加しますんで、後もうちょっと時間がないんで、ちょっとバランスを考えて、最後の質問なんです。実は私はもう昭和61年から塾をやっているんですが、今実は市民病院の看護師に何名とか言うたらあれですけども、実は複数名、私の塾の卒業生がおります。何人かは僕は積極的に声かけて帰ってこいと言うてこっち帰らした子もおり

ます。

実はこの前その子と会ったんですよね。年齢は20代前半ですね、二十四、五。手取りで給料は幾らやって、市民病院の看護師ですよ。後で身元調査とかしてはいけませんよ。手取りで16万円から17万円だと言うんですよ。しかも市民病院は夜勤手当がないと。その子は、その子なんかすぐわかると思うんで、あんまり聞かんようにしとってくださいよ。まだほかの市で一番大きな民間病院におったんです。この子は、そのときは手取りは私は27万円から28万円もらいよったちゅうんですよ。これ市長、こんなんで今の職員のこれ医療、看護師の給与体系が、これ公務員の悪しき慣習を昔から引きずって年功序列ですよ。毎年毎年少しずつ上がっていく。公務員として身分は保障されるかわりに、若いときは非常に給料が低い。ところがこれが40代、50代になると、市内の看護師との給料格差が恐らく2倍から3倍になります。私が調べたところでも民間で働いておる看護師さんと比べても、基本的にこんな給料体系のままで本当に若い看護師さんたちが一所懸命今吉岐市も奨学金充実に努めてますけど、本当に来るのかどうか。

その子は正直いって転職を考えてます。それはもう夜勤手当はない、手取り十六、七万円では、私は、それはそうですよ。福岡なり長崎だの行ったら、手取り二十七、八万円の民間の病院なんか幾らでもあるんです。しかも、看護師、これ言ったらちょっと女性差別みたいに聞こえるかもしれませんが、そうじゃなくて、男性の場合だったら我慢してどんどんどんどん40、50、死ぬまで公務員でおるちゅうのもできますけど、基本的に女性ですから、ある年齢が来たらやっぱ結婚したり、あるいは別に旦那、御主人の転勤とかでかわったりします。それはやっぱり目先の給料にということもないですけども、最低限やっぱそのくらい考えると当たり前だと思うんですよね。

だから、僕は皆さんたちみたいに事務職については、それについても僕は不満ですけど、言いたいことは山ほどありますけども、それは置いて、少なくともまず第一段階として、専門職、特にこの看護師の給料体系については、こういうふうな形じゃなくて、これ離島医療、長崎県病院企業団入ったら、給料はこんなになりますよ。下が上がって、上が下げられるというような形になると思いますけども。これを給料表を下の方にはもう少し上げて、上のほうをもう少し抑えるというような形に、少なくとも専門職である能力給というのは、そうあるべきだと私は思います。

そしてもし給料の大幅なアップがあるとしたら、それは役職加算ですよ。役職についた場合、江戸時代の足高の制というのが教育長知ってると思いますけどね、足高の制というのが江戸時代ありまして、それと同じような形にすべきです。

それから2番目に、時間がありませんけど、特養ホーム、長期臨時職員のですよね。これ前から厚生委員会でもずっとこれが問題にしてきました。余りにもひどい。私は市長は現場知らんかも

しれんけど実はこういう話を聞きました。

ある長期臨時職員が、私は休もうと思ったら、休みをとろうと思ったら、順番があるらしいですね。これは実は特養じゃなくて、幼稚園か保育園だと思いますけど、私が休もうと思ったら、正規の職員の人たちがまず休みを決めると。そしたら、その人に合わせて私の休みが決まる。その下の臨時職員は私と嘱託の人の休みが決まった後、その人の休みが決まると。だから、私が休みを最初に言うとしても、後で正規の職員が、「いや、その日は私が休む」と言われたら、私の休みは変更せざるを得ない。この、吉岐市自体がこういう長期臨時職員とかいうような役職は僕つけとること自体は反対なんですけども、この前まず第一段階ちゅうて、この長期臨時職員の報酬改定はなされたのかどうか、特に資格を持っておる特養ホーム等の老人ホームもそうですけど、資格を持ってる長期臨時職員の報酬改定は、これは前も僕たしか1年ぐらい前にも質問しました。そのとき市長、それはちょっと検討、前向きに検討させていただきたいというふうに答弁いただいています。その後どうなったか私も聞いてませんので、ちょっとお答えを。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田正一議員の専門職の給料は是正すべきだという御意見についてお答えいたします。

今のいわゆる一部適用、公務員の給料表を使っています。ですから、今の給料表を変えるということではできないというのが現実でございます。そこで、先ほど御指摘がありましたように、役職手当、あるいは夜勤手当、夜勤手当が18年7月になくなっております。本俸、先ほどおっしゃった大きな民間病院は別かもしれませんが、普通の民間病院については、余り基本給はわかりません。ただ夜勤手当が3万5,000円とか4万円とか、そういったところでございまして、以前ありました、例えば4時間以上2,200円、2時間以上4時間なら2,000円、あるいは2時間なら1,600円といったような夜勤手当がなくなっておるところでございます。

ご存じのように医師については、若い医師は調整手当だとかいって、本俸との差を調整しとるわけでございますけれども、この看護師についてはそれはないということでございます。

それともう一つは、年配者の方が高いというのは、これにつきましては、先ほど議員御指摘のように、標準職務表の見直しといいますか、標準職務表を適用するというところで今組合に提示をいたしておるところでございます。

それから、特養ホームの長期臨時職員の報酬改定でございますけれども、21年度から各種臨時雇賃金に基準を設けておまして、現在、看護職につきましては、勤務年数に応じまして2年経過ごとにアップをしておるところでございます。現在の一例を申しますと、日当で950円ぐらい、一番最初の人、高い、1日当たりの950円が高いような設定をなさっている方もおら

れるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（6番 町田 正一君） 時間ですので終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時とします。

午後1時51分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（牧永 護君） 引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（5番 深見 義輝君） それでは通告書に従い、大きく2点について質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず1点目ですけれども、将来的な行財政改革についてですが、このことについては前日も一般質問いたしました。今回は違う方向から質問したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

合併以降、国が定める構造改革に基づく地方分権政策等で新たな施政のあり方について、常に市民のニーズに考慮した中で効率的な行財政運営に努められてこられたと思っております。前市長のときに、平成17年改革推進委員会の最終答申が出され、平成18年3月に平成21年度までの5カ年の行財政改革実施計画書の第1次改定が行われ、行財政のスリム化が進められてきたと考えております。2代目白川市長が就任後、さらに行財政の効果的な縮減を図るために、壱岐市行財政改革実施計画、いわば集中改革プランですけれども、第2次が改定され、市長の在任期間において壱岐市行財政改革大綱の推進施策にならい、116項目を掲げ、平成23年度までの具体的な取り組みを提示されましたが、その中で特に事務事業の整理合理化、公共施設の適切な設置運営、組織機能の整備、人事システムの確立、補助金等の整理合理化、この5項目が改革に向けた大きなテーマであったのではなかろうかと考えております。

平成22年度までの行財政改革の実施に向けた成果と、市長の任期の最終年度、今年度ですけれども、仕上げとして改革の実施に向け、どのように取り組まれたかお伺ひいたします。

また、将来的に予測のつかない経済情勢の中、今回の東日本大震災と予期せぬ状況下の中で、壱岐市の収入はほとんどが交付金で賄っており、国の財政状況の好転の兆しは見込まれず、たし

か平成26年度からは新たな削減された地方交付税の算定が迫ってくると考えております。

今後さらに緊迫することが予測される財源で、今以上の経常経費の削減を図らなければならぬと思いますが、今後、健全化にどのように取り組まれていかれるのか、そしてきのうの同僚議員の質問の中で、現白川市長も2期目を目指しておられるという言葉がありましたものですから、今後の課題と本腰を入れた市長の取り組みについて、あわせてお伺いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（牧永 護君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 5番、深見義輝議員の御質問にお答えをいたします。

将来的な行財政改革について、平成21年3月に策定された吉岐市行財政改革実施計画、いわゆる集中改革プランが平成23年度まで市長の在任期間における取り組みで改定がなされたけれども、これまでの成果、最終年度、本年度の実施に向けた取り組み、また今後の課題についてということでございます。行財政改革につきましては、自治体にとって永遠のテーマでございます。各自治体もさまざまな取り組みがなされていることは御承知のとおりであります。議員もお話しのとおり、吉岐市行財政改革実施計画につきましては、私の市長在任期間内でのその成果を示すために、本年度は最終年となる平成23年度までの計画を策定いたしまして、鋭意取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、まずサービス向上のための事務事業の見直しにつきましては、事務事業の整理合理化として政策評価の推進を行っているところでございます。平成22年度においては、408の事務事業の査定を行い、縮小1、統合4、見直し43、休止・廃止が4、事業の終了が32、その他は現状維持261、拡大17等ございまして、これらの結果に基づき予算に反映させているところでございます。

また公共施設の適切な設置・運営の中で指定管理者制度の活用に取り組んでおりまして、目標数値、指定管理制度は目標15でございましたけれども、現在19の施設について指定管理者制度を導入しております。また保育所等の民間委託につきましては、平成23年度までに研究を行うことといたしておりますが、幼保連携を推進すべく、子供家庭課の新設をこのたび行ったところでありまして、この中でさらに研究し、方向性について示してまいりたいと考えております。

次に、時代のニーズに即応した組織、機構の見直しでございますけれども、組織・機構の整備につきましては、これまで課の統廃合を進め、限られた職員数でより効果的な行政運営に努めてまいりましたけれども、本年度から部制を開始しております。状況を見極めながら支所、事務所機能のあり方について、さらに見直しを進めていきたいと考えております。私は、さきの議会の折、申し上げましたとおり、現在の分庁方式も、現在の財政状況等を考慮いたしますと致し方な

いと考える一方、新たに1カ所で機能する本庁舎の必要性を強く感じておりまして、これが究極の行財政改革につながるものと考えているところでございます。これについては今後よく検討してまいりたいと考えております。

次に、定員管理の適正化、適切な人事配置と人事管理でございますけれども、これまでも適切な人事配置に努めてきたところでございます。また定員の適正化につきましては、第2次定員適正化計画に基づいて平成24年4月1日までに、平成17年4月1日職員数654人から554人、100人減を目標に現在進めておりますけれども、平成23年4月1日現在におきまして、職員数562名でございます。92人の減となっており、今後職員採用等調整を図りながら目標達成に向けて取り組んでまいります。

また計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発におきましては、目標管理制度の導入を行っておりまして、管理職全員が行動目標を提出し、課長と課員におきまして、目標、そして達成状況等発表しております。部長等の行動目標、達成状況につきましては、ホームページに掲載しておりますのでご覧いただければと思います。この制度につきましては、将来の人事評価制度の導入を見据えたものでございまして、今後も研究してまいりたいと考えております。

また財政の適切かつ健全な運営につきましては、総人件費の抑制を初め、無駄遣いストップの推進等目標に沿って鋭意進めているところでございます。また補助金等の整理合理化につきましては、さきに申し上げました政策評価を初め、補助事業の収支状況等を精査・チェックし、補助金の削減を含め、適正化に努めているところでございます。平成23年度までの目標金額19億円といたしておりますけれども、平成22年度において既に19億3,000万円となっておりますところでございます。

このほかにも目標達成に向けて取り組んでいるところでございますが、今後の課題としては、やはり普通交付税の合併算定がえが合併から11年目となる平成26年度から段階的に縮減され、平成31年度からは合併算定がえが終了いたします。本来の吉岐市の普通交付税となりますことから、これらにつきましては、平成22年度算定について、約20億円もの額が減額される見込みとなっております。非常に厳しい状況にございます。

さらに今回の東日本大震災により、普通交付税の原資となる所得税の収入が落ち込むこととあわせ、多くの額が東北地方に配分されることが予想され、依存財源に頼る本市といたしましては、このような状況を大変憂慮しているところでございます。今後この動向を注視するとともに、これまで実施してまいりました行財政改革の個別事項はもちろん、公債費の繰上償還の実施等財政の健全化に向け取り組んでまいりますので、市民皆様、議員各位の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 市長も行財政改革について、随時無駄遣いストップ本部などを立ち上げられ、努められていることはもう重々私たちにもわかっております。ただ先ほども言いましたように、平成26年度からに向けてのやっぱり新たな交付税措置に向けて、早急にやはりスピード化することが今一番の課題ではなかろうかと思っております。

その中で、私が言うまでもなく、財政の健全化は壱岐市の予算が先ほども言いましたように4割ほどが事務的経費だと思っております。その節減が一番今後に向けての取り組むところだと思っておりますけれども、やはり壱岐においては、さまざまな産業分野が多いという島の特性で、事務事業が多様化するということは考えられますが、少しでも指定管理者を含めたような民間に任せる、それをもっとやはり特に今民間と共有するような施設があります。そういうものは民間にさせていただく。そしてできるだけ行政の運営の中でスリムになるような形をとっていただきたいと考えております。

例えば、各地区出張所、出張所じゃ今ありませんね、事務所があるんですね。で、業務内容はほとんど証明書の発行か出納業務ぐらいだと思っております。また中央公民館等のそういった貸し借りもされておるとは思いますけれども、そういったものはもう以前にも質問があったかと思いますが、ある程度民間に移譲できないものであろうか。特に金融機関を有する、そういった専門的にお願いして、その辺を縮小していけば大分違うのではないかと考えておりますけれども、これをやるにしても、どうしても住民皆さんの理解が一番必要となるとは考えております。

その中で、本年度からケーブルテレビも開設しましたことだし、できるだけ情報を流してやるということで、市民のより身近な感じにしていけば市民の理解も求めていけるのではないかと考えておりますので、その辺に関しまして市長、何かありましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 施設の整理合理化というのは、もうずっと進めてきておるわけございまして、今議員御指摘の施設等々指定管理、あるいは移譲というのはなかなかその機能を含めて考えないといけませんけれども、指定管理等を進めていきたい。そしてなるべく市の持ち出しがないように、少ないようにいたしたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） それと、さっきの5項目の中でありました適切な組織機能という中で、人事システムのあり方、合併後、職員の不祥事等も多いという中で、やはり一定の職員間で職務に対する緊張感が薄いのではないかというような感じを持っております。多くの中から選

ばれて採用したんですから、ぜひとも誇りと使命感で職務に遂行していただきたい。そのような職場環境をつくるのが行政にとっても必要ではなかろうかと考えておりますし、職員の資質、専門的資質の向上の育成のためにも、たしか壱岐市人材育成計画があったと思いますけども、その効果を知るためにもぜひとも人事評価制度を実施していただいて、職員間で互いに評価することで資質の高揚を図ることができれば、今後に向けた行財政改革の中の一つの取り組みにはなるうかと考えております。

適切な職員の育成と配置及び管理に対しては、前回の機構改革の中で市長が掲げました人事部門の特別室、そういった、私としてはああいう体制が必要じゃなかろうかと思っておりましたが、特別室でなく人事課として、次期にもそういった機構改革を考えていられないのか、その辺市長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 職員の度重なる不祥事につきましては、本当に申しわけないと思っている次第でございます。これまで職員につきましては、研修会等を通じまして自己啓発等々を図るように促しておるわけでございます。現在、管理職につきましては、行動目標を掲げて、それを中間報告、あるいは最終報告という形で評価をしておるわけでございますけれども、一般職員につきましては、よっぽど人事評価まで至っていないのが実情でございます。

いずれにいたしましても、先ほど申されますように、職員の人材育成というのは今からやはり人を育てるとというのが壱岐市の発展につながるわけでございますから、まず職員から人材を養成していかなければいけないと思っている次第でございます。この職員の資質向上のためにいろいろ方策を講じてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 次に、先ほどの項目の中にありました補助金についてですけども、いつも私は補助金よろしくお願ひしますと言う立場ですけども、今回少し変えまして、市民の理解と産業の活性化を図るためには、ある一定の補助金は必要だとは考えております。しかし、その財源がほとんどが市の単独予算で、たしか平成21年度の補助金が大体14億円ぐらいですかね。そのうちに大体10億円ぐらいが市の単独の補助金だと思っておりますが。地域産業の振興とコミュニティー行政を振興させるためには一定の補助金はやはり必要ですけども、今後その特性を再度検証し、適切な執行をされていかなければ、かなり厳しくなるのではないかと考えておりますが、市長はその辺をどのようにお考えだろうかと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 補助金にはいろいろな種類があると思いますけども、例えばハード的な事業の補助金とかいったもの、それについては当然のごとくその事業が終われば終了するわけでございますけれども、例えば市が独自で出しております団体への補助金とかいろんなソフト事業に対する補助金がございます。そういったものは今までずっと一度補助金をつけますと、毎年ずっとついていた、来ていたという状況がございます。やはり補助金をつけるときは年限を切って、その目標を達成する年限を切って、その目標が達成できれば、また新たな補助金に変えると。いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方で補助金はつけていかなばいけんと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 本当はですね、冒頭に言いますように、平成26年度からの新しい交付税措置に向けて、今以上に削減に向けた取り組みが必要だと私自身も思っておりますし、合併後4年間は4町間の調整その他等で非常に厳しい面もあったろうかとは考えております。しかし、国策の転換により、行政改革は将来の壱岐市を考えると、市長は常に考えられておると思っていますので、なかなか気を休める時間がないではなかろうかと思っております。

しかし、一刻一刻変動する情勢の中で、市民は白川市長を信頼し、目を開いています。ぜひとも市民の負託にこたえられるよう、市長が常に言われるようにさらなるスピード感をもって行財政のスリム化に努めていただきたいと考えております。

冒頭に市長が言われましたように、さらなるスリム化については、一番ネックになるのは今現在の分庁方式だと思っておりますし、市長もそのように考えられると感じております。やはりこれはもう早くテーブルに上げて論議していかなければ、26年度までにはもう間に合わないと思っておりますので、私としては次期市長選はそれが争点になるのではと考えておりますが、市長は声をいつ上げられるのが、その辺ちょっとお聞かせ願います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本庁舎を一つということでございます。これは例えば建設するのか、既存の建物を利用するのか、そういったこともございます。いつまでということではなくて、やはり早い時期に皆様方と御相談をしなければいけないと思っておるところでございます。合併協定書のこともございます。そういったもろもろのことを考慮いたしまして、なるべく早く協議をしたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 先ほどの町田正一議員の病院と一緒にだと思うんですね、正直な話。これを先に進めんことには次の行財政改革はないと私は思うとですね。で、身近なところである人とお話ししたんですけども、もうその争点に来てるなという人もおられました。それは合併してお互いの地域のいろんな関係もあったということは、その人も言われましたけれども、もう今はそういう時ではないということで、やはり旧町4町がどういう特性を活かして今後進めていくか、それと一緒にやはり庁舎一本を今後考えていかなければならないではないかという人もおられました。今後はもう恐らくそうしていかなければ、まず事務的経費の削減が一番だと思っております。やはり建設事業費あたりは、ある一定の費用を出さなければ地域は衰退しますので、その辺はある一定の施設はしょうがないと思っておりますけども、一番詰めなきゃいけないのは、やはりそういった庁舎を基本にしたところの中の組織の機構改革だと思っておりますので、できれば市長、先ほどの病院と一緒に本年度じゅうに一つの方向性を持っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この問題につきましては、性急にお話をするということは少し無理だと思っております。少なくとも私の任期中にこのお話をあげるということはないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 大変難しい問題とは思っておりますけども、恐らく次期市長選にはここは争点になってくると思っておりますので、ひとつ市長も次期出馬を予定されるならば、ひとつの方向性をもって壱岐市のために取り組んでいただければと思っております。

それと最後にですけども最後じゃございません、この質問の最後ですけども、集中プランの中で公表という項目があると思っておりますが、成果を今後どのような形で公表されていくか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 一義的にはホームページ等でと考えておりますけれども、重要なものにつきましてはケーブルテレビ等も利用したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 一応集中改革プランの中では公表として壱岐市行政改革推進委員会等によるチェックを行い、その結果について市民に公表するとなっておりますが、その辺、行政改

革推進委員会がまだ継続して行われているものだろうか、その辺をちょっとお聞きしたいですけども。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 継続して行っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） できればその中で庁舎1本のことについても今後の行財政改革の中の一つの争点になると思いますので、御協議いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問ですけども、魅力ある島づくりとして、やはり観光と農水産業に関してですが、この2つは壱岐の経済を活性化するためには欠かせないことだと考えております。たまたま5月の連休に私の知人が初めて壱岐に観光を兼ねて訪れられ、壱岐のすばらしい自然と海の透明度に感動されていました。博物館などを見学されたそうで、壱岐の歴史と文化がつぶさにわかったということで非常にすばらしい博物館だと言って帰られていました。

それともう一人ですけども、イルカパークに行かれたそうです。周りの環境とマッチした中ですばらしいイルカパークであったと言っておられましたが、一言もって壱岐の島の特性に合った形で活かさればということで惜しいなと言われていました。他地域に行けば、海の中でイルカと遊ぶと、そういうところがあるんですね。せっかく島の特性を活かして、そういったことができればもっとすばしくなるのではないかと行って帰られてました。

言いますように、自然環境を活用すれば、癒しの島としてもっと魅力のある観光地になるのではないかとということで、島内にはいまだ表に出ないようなすばらしい観光スポットがまだ十分あると思います。近年、壱岐市の観光客の低迷の中、新たな観光地を見出すことでまた一味違うような効果があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それともう1点は、農水産業の件ですけども、農水産物が壱岐には多くの特性豊かな産物があります。市長もいろんな会合の折にさまざまところで宣伝されていると思いますし、そのアピールは十分できているとは思いますが、非常に農家、水産業にとっては現在の経済的低迷の中で農水産物の価格の販売に対して、非常に伸び悩みを感じております。そういった中で私たち生産者にとっては厳しく、離島のハンデという中では新たな販売戦略により、第一次産業の高揚により経済産業に喝を入れるのではなかろうかということで、一つ提案ですけども、市がブランド品として推奨することによって、ちょっとしたマークでもいいですし、それが消費者の方にわかる形でできれば、やはり官民挙げた壱岐の産物だなということで、信頼できる中で皆さんに

届くのではなからうかと思っておりますので、そういったものはできないものだろうか、そして観光では新しいスポットの見直しはできないものか、その2点について市長にお伺いいたします。
議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 深見議員の2番目の質問で、魅力ある島づくりということでございまして、この魅力ある島づくりには観光の面と農水産物のブランド化があるということでございまして、まず観光の面のお答えでございます。

本市におきましては一支国博物館、長崎県埋蔵文化財センターの開館を契機といたしまして、これまでの自然系観光に文化系観光を加えて壱岐の新たなイメージの浸透を図るため、マスコミ等を活用しながら継続した情報発信と観光地づくりに取り組んでいるところでございます。このような中にありまして、現在の観光地には地域固有の資源を活かして他の地域にない魅力を情報発信し、観光客の多様なニーズに対応できることが求められております。

本市におきましても、原の辻遺跡を初め古墳群や神社群など他の地域にない貴重な歴史、文化遺産が数多く点在しており、これらを豊かな自然景観、新鮮な農水産物など効果的に結びつければ魅力ある観光メニューの創出によりまして、交流人口の拡大を図り壱岐地域全体の経済浮揚につなげる必要がございます。そのためには、今の時代に求められている旅のニーズを的確にとらえ、従来の観光業の枠にとらわれることなく、さまざまな関係団体と一体となって埋もれた地域資源を掘り起こし、他の地域にはない観光資源として活かされるようにしっかりと磨き上げながら、壱岐ならではの魅力のある島づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、市のみならず、一般住民や情報収集にも努め、その周知につきましてはケーブルテレビあるいはブログ等活用していきたいと思っております。議員御指摘のいまだ表に出ないスポット多々あるかと思えます。どうぞそういう情報をお知らせいただきまして、情報発信していきたいと思っております。

魅力ある島づくりの2点目の農産物のブランド化でございますけれども、本市では農産物、水産物、それぞれに農協、漁協等の生産者団体の御努力によりまして、各品目ごとにブランド化が図られているのが現状でございます。

市の農水産物を統一したブランド化を行いますと、他地域商品との差別化、市場での優位性の確保、消費者からの信頼が得られるなど多くのメリットがあることが予想できます。議員の御提案のとおりでございます。

農産物につきましては、多様な消費者ニーズに対応し、島内農産物を活用した新たな商品をつくり出すとともに、島内流通だけであった産品や食材等をブランド化することによりまして島外へ販路を見出し、生産の増大を図ってまいります。

また、しまの産業活性化チャレンジ支援事業といたしまして、壱岐産大豆による壱州豆腐、壱岐産もずくと壱岐産ゆずぼん酢によるもずく酢、壱岐産アスパラピューレによるデザート類等の取り組みを行い、一つでも多くの品目のブランド化を目指し、支援をするように検討してまいります。

水産物につきましては、長崎県が県を代表する水産加工品として「平成長崎俵物」を長崎県ブランドとして推奨いたしております。壱岐市管内では郷ノ浦町漁協の粒ウニ、玄海美剣、勝本町漁協の目鯛の味噌漬け、目鯛の西京漬け、イカウニが認定を受け、壱岐ブランドとして販売されております。

また、勝本漁協がとりたての新鮮な大型ケンサキイカを限定し壱岐剣としてブランド出荷しております。離島漁業再生支援交付金により各漁業集落において生き締め方法の統一、スルメイカのトレー出荷、漁獲物の品質の均一化、イワガキ養殖、殺菌海水漬けによる生ウニの販売などの取り組みがなされております。あわせて農産物との組み合わせた加工品等の開発とブランド化についても支援を検討してまいります。

今後、安心・安全な農水産物の壱岐ブランド化を目指し、統一ロゴ、パッケージ、生産者の顔が見えるシール作成や販売ルートのプロモーション等を調査研究いたしまして、本市の第1次産業の振興と6次産業化の確立を図りまして、所得の向上につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 観光に関してはもう一つ、たまたま来られた人が言っておられたんですけども、団体で来ればある一定の旅行会社、そして観光協会がお出迎えをして、正直おもてなしがあると思うんですけども、単独でひょこっと来られたときには、たまたま芦辺から入ってこられたんですけども、外の階段を降りて、私たちが迎えにいったからよかったものの、どこに行っておるかかわらんような状態やったなと言われました。

やはり細かいことですけども、もう少しそういったおもてなしというか、先ほども言いましたように、大きい団体においてはある程度旅行会社がついていきますからいいですけども、そういった人たちが少しでも来たとき、ぱっとわかるような形でいろんな壱岐の情報を発信できるような形でしていただければと思っております。

それと、私地元の地域ですけど、風車がある地点ですけど、風車は下から見ても余り観光としてはよくないわけですね。やっぱりあれは遠くから見るところに雄大さというものがありますから、やっぱりそういった面で、特に北の海岸べたは南と一緒にリアス式の海岸になって非常に名所あるところですので、やはりああいうところを本当に風車のところに公園をつくっても意味が

ないと言ったらおかしいですけども、本当に見るならば、やはり海の上から見る、遠くからながめて風景と一緒に見るような、そういった形にできれば、もっと皆さんのいやしの場になると思いますので、それは一つの例として今後いろんな面で模索していただいて、新たなスポットを持ち上げてもらいたいと思います。

それと、やはり来る人にとっては歴史をニーズにして来られる方、それからそういう神社、その他をニーズにした、それから泳ぎ、海を、いろんな分野の人がおられるんですね、やはり観光に求める目的の中で、そういった人たちにいろんな人たちに提供できるような、そういったコースというかプランがあれば、もっと多くの方が吉岐に向かってこられるのではなからうかと思えますので、そういうこともあわせてできれば考えていただきたいと思っております。

それと、さっきの農業に関してですけど、検討されるということで、これはもう補助金は僕は要らないと思うんですね。そういった形、吉岐市がブランドを提供してやって、一つのロゴマークみたいな使用していいですよ、その基準にはある一定の基準をもって、ここまでじゃないとそれは吉岐市のブランドとしては認めませんよという形で、後はいろんな経済団体がそれを利用して、そうすれば多くの経済団体でもいろんなパンフレットを入れたりしていますけども、それは民間であって、やはり市全体、官も民もあげて、こういう産物を特産品としてあげますよというそういった体制ができれば、もっとよりよい農産物の販売につなげてはいけるのではなからうかと思えます。その2つに関して、もう一度何かありましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今の旅行者はおっしゃるように多様なニーズ、そして多様な形態、1人であったり2人であったり数十人になったりするわけでございます。港についての案内といいますが、どこへ行ってもいいかわからないというそういう案内板とか、そういったものの整備についてはすぐ対応せにやいかんと思っておりますのでございます。

それから、おっしゃるように風車もどこにあるんだろうかと行って見て、こうして上向いて見ても余り意味がない。いわゆる、おっしゃるように風車に限らずでございますけども、例えば風車にありますと言われる風車の見える丘なり、風車の見えるスポットをやはりポイント化する、それはほかのものについてもそうであるかと思えます。そういうことをさせたいと思えますし、お気づきの点は、どうぞ主幹課にでもお知らせ願えれば、迅速に対応させていただきたいと思っております。

それからロゴマークにつきましても、ひとつ前向きに検討させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 交流人口の拡大にしる、1次産業の振興にしる、やっぱりこれは
吉岐にとっては一番大事な、今後の経済を活性化するためには一番大事なことだと思っておりますので、さらに今以上の発信をされて、吉岐に来てよかったという魅力ある島づくりを、吉岐の中から盛り上げていただけるかと思っておりますので、市長の今後の活躍に御期待いたします。

終わります。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をします。再開を14時50分とします。

午後2時41分休憩

.....
午後2時50分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、市山和幸議員の登壇をお願いします。

〔市山 和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（8番 市山 和幸君） それでは通告に従いまして、2項目の質問をいたします。

まず、1項目目の公営住宅の入居希望者の選考基準と今後の住宅の改修及び建設予定について
質問をいたします。

本来、市営住宅においては、住宅に困窮されている方が国の補助を受けて建設された公営住宅
法に基づいて、公平に市民に提供されるべきであります。しかしながら、本市の現況においては
入居希望者の選考に関して十分に納得されていない方や選考の透明性に疑問を持たれ、不満を口
にされる方が多くおられます。

入居希望者の選考の決定は、当然外部の民生委員も入られての選考委員会による厳正になされ
ていると思っておりますが、何人の構成員で組織されて、どのような方法で選考されているのか、
お尋ねをします。

次に、2点目。選考基準に関して質問いたします。入居希望者に対して資格の条件が提示な
されております。その中に「現在同居し、または同居しようとする親族があること。例外として
60歳以上の単身者の方」です。経過措置として「昭和31年4月1日以前に生まれた方は申し
込みができます」と示されております。

もう一つの条件に、「入居しようとする方、全員の収入が公営住宅法で定められた収入基準以

内であること」を定めておられるようですが、単身者に対しては入居は極めて厳しい状況であり、明らかに高額な所得者の方が入居されている場合があるようです。が、収入の基準は一体幾ら以内に定めてあるのか。他の条件については、理解できますが、この2点については本市の実情に合った基準に見直すべきであると思いますが、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

次に、3点目。現在の入居者の中には家賃だけを納入されてほとんど生活の実態がない人がいるようですが、実態調査はなされて掌握してあるのか、お尋ねをいたします。

4点目として、このような高額所得者や生活実態がない入居者に対しては、法的な明け渡し措置をとるべきと思うが、どのようにお考えかお伺いをします。

5点目について。現在市営住宅においては既に耐用年数を超えて老朽化した平屋建ての住宅もあり、また3階建て以上の住宅においては体の不自由な高齢者が入居されて、階段の上り下りに手すりの設置がなく、非常に苦慮されている住宅があります。この手すりの設置に関しては、3年前から何度も市のほうに直接要望しておりましたが、いまだに改善がなされておりません。手すりに関しては、それほど高額予算を必要としないと思いますので、早急に対処すべきと思います。平屋建ての住宅においては年次的に改善・改修され、非常にきれいになった住宅もありますが、老朽化した住宅は早く建てかえの計画をするべきであると思います。

市営住宅の整備については、市の総合計画の後期基本計画の中でも老朽化した公営住宅の計画的な改修を推進するとともに、新しい住宅事情に対しても定住促進を視野に入れて整備に努めると盛り込まれておりますが、23年度以降の具体的な改修また建設予定はどのように考えてあるのかお伺いをします。

以上、公営住宅の入居希望者の選考基準と今度の改修及び建設予定について、市長の見解を求めます。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 8番、市山和幸議員の御質問にお答えいたします。

公営住宅の件について5点の御質問でございます。

まず最初に、現在の入居希望者選考はどのようにしているのかということでございます。入居希望者につきましては、まず入居者の資格条件であります公租公課等に滞納がないこと、そして暴力団員でないことなどを調査をしているところでございます。その資格要件をクリアした希望者につきましては、壱岐市営住宅入居者選考委員会に諮りまして、申込者の住宅困窮度を判定し、その中で入居の決定をいたしております。

選考委員につきましては12名でございます。これはその地域を熟知していらっしゃる方、各町3名の合計12名ということにいたしております。選考委員会につきましては入居希望者の

個人情報等を保護する観点から非公開といたしております。それこそ議員おっしゃるように、そのことによって働きかけなど行われないうように非公開というふうにいたしておるところでございます。御理解をお願いいたします。

次に、選考基準を見直すべきじゃないかということでございます。まず単身者につきましては、原則だめだということでございますけれども、60歳以上につきましては選考の対象になるということでございます。そして収入面でございますけれども、15万8,000円以下、これは世帯すべての給与合わせまして月の収入で合計15万8,000円以下ということでございます。現在のこの2点の選考基準の見直しについては考えていないところでございます。

次に3番目、家賃だけ納入されていて生活実態がない人がいるようだが、実際調査をしているのかという御質問でございます。市営住宅の管理戸数は今年度6月13日現在で787戸でございます。入居者はそのうち759でございます。そのうち長期不在戸数は10戸でございます。長期不在者の内訳は、長期入院が2名、出稼ぎが5名、死亡による退去届未了が1名、その他2名でございます。その他といいますのは、福岡で娘の家に世話になっているといったような方でございます。これらについては、一時不使用届が提出をされております。しかしながら、先ほど申しましたその他2名につきましては、退去手続きをしてくれと要請をしておるところでございます。ただし、この10名の人はずべて家賃は入金をされております。

しかしながら、法的な明け渡し処理をとるべきだと思うがという第4点目の質問でございます。長期不在者等につきましては、本人や親族並びに保証人などと明け渡しの相談を行い、特に悪質なケースが出た場合には法的措置を視野に入れて検討いたします。いわゆる不在者であるもんですから保証人等と話をしなきゃいかんという状況にあるわけでございます。

次に、5点目でございますが、23年度以降の具体的な改修建設予定はどのように考えているのか。また手すり等の改修はできないのかという御質問でございます。現在の住宅関係の補助は社会資本整備交付金に一括されておまして、住宅の長寿命化計画を平成25年度までに策定する必要がございます。この索定に基づいて具体的な改修計画等に取り組む予定でございます。

既存の住宅が改修に耐えられない場合は建てかえになりますけれども、建てかえで対応すると住宅使用料が高額になるということがございます。したがって、低所得者層を対象にした平屋建てにつきましては極力長寿命化対策を図りまして、改修の方向で望みたいと考えています。

手すり等につきましては、今許可をしていないそうでございますけれども、やはり私の考えますところ介護保険等々適用者につきましては、介護保険を利用させていただいて、やはりそういったバリアフリーの介護保険の自宅改修についてはやはり私は該当させて、そして市の持ち物でございますから届け出だけはしていただくというような方向で臨みたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 今市長の答弁では、入居の基準は今のままで行こうというようなお答えでありました。そして住宅の改修については、何か個人でやっていただいてかかった費用を補助で出してあるみたいなことを言ってますが、住宅は1階から3階までありますので、全部上から下まで自分でつける必要がなかなか私は大変と思うんですね、個人で。3階、4階まであるときもあるんですね。それを全部1階から4階まで全部つけるというのは、ちょっと私は無理があるような気がしますけどね。それはまた後で答弁をいただきます。

今の入居基準のことで、ちょっとお話ししたいと思いますけど、今入居希望して単身の人も入られて、市長は簡単に入られるみたいなこと言われましたけど、単身の希望者で高齢者の方の中には、もう何回も1年間に応募を3回も4回もされて、それでどうしても漏れて入られない。仕方なく福岡の親族のところに、もう壱岐には滞在はあきらめられて島外に出て行かれた方もおられるんですよ。

また若い子供さん持たれて、これ20代の方なんですけど、そういう方はもう1年に4回ぐらい応募されても、もう毎回漏れて、そのまま漏れただけならいいですけど、どうして漏れたのかの回答を、本人が納得されるような回答を得てないわけですよ。厳選に抽選はなされて、民生委員もされておるとは思いますけど、本人が不満やら納得されてないというのは選考の仕方は厳選されてあっても、ただ漏れた方の説明が十分できてないのじゃないかと思いますね。4回も落ちられて、1回、2回は我慢されてあっても、4回受けてどうしても入られん、説明は受けたでしょうって言うても、本人が納得されるような説明が市側からないということですね。じゃ、これをもう少し丁寧に当選漏れされた方には、もう少し市のほうから丁寧な説明が私はいるんじゃないかと思いますね。

それと、基準は変えないと言われるんですけど、私はもう少し高齢の独身者の単身者の方が入りやすいような、これはこの経過措置として「31年4月1日以前に生まれた方は申し込みできます」と書いてありますけど、要するに55歳以上は対象になるちいうことですよ。

それは何かあいまいなんですね、「60歳の方は入居できます」、だったら「55歳以上の方は入居できます」と書かれても余り変わらないんじゃないですかね。何かちょっと募集の仕方にも問題があると思うんですが、これを少し緩和されて、壱岐には単身者住宅がないわけですから、もう単身でも困っておられる方のために入りやすいような制度にして、私はしていただきたいと思いますけど、今のその2点について、市長の御答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 手すりにつきましては済みません、私の勘違い、部屋の中の話だと思っ

ていたもんですから、いわゆる共用スペースの階段の手すりということで今わかりました。これにつきましてはやはり荷物の、人間が通るだけじゃなくて荷物の上げ下げ等もございましょうから、現場を見まして、やはり幅等々、階段、室の幅等々もございまして研究をさせていただきます、なるべく設置をする方向で指示をいたしたいと思っております。

それから単身者、これは単身者に限らず、やはり漏れた方についてはやはり説明をしなければいかんと思っているところでございます。

それから、法改正で昭和31年以前生まれの方等々なっております、それは65歳になるんじゃないかという議論があるかもしれませんが、それはちょっと後で済みませんが勉強させていただきたいと思っております。ただ現時点での法による法規制をそれ以上緩和するというにはなかなかならんのかなかろうかと。住宅の入居基準、それは上位法にございますから、それを大きく緩和することはなかなか厳しいんじゃないかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 住宅の手すりの改修については、市長も今順次精査してやりたいということでは言われましたので、ぜひもう何年も前から待ってありますので、上がり下がり非常に苦労をしておりますので、ぜひ精査をされたらすぐわかると思っております。そのところはよろしくをお願いします。

それと、今の法律のことに触れて、なかなか入居のあれは難しいと言われましたけれど、本当に何度も持ち込まれて困ってある方は、もうほんとに行政に対しての不満が出て、私は非常に行政と市民との信頼関係が失われて、非常に住宅の問題に関しては、それで市民の間との信頼関係を構築するためにも、しっかりした説明はするってさっき市長が言われましたので、ぜひ入居漏れの方には本人が納得されるような説明をお願いして、この最初の公営住宅の問題を終わりたいと思っております。

次に、2項目目。特別養護老人ホーム建設については、私のほうも4点について質問の通告をしておりましたが、昨日3名の同僚議員により同種の質問がなされました。市長のそれぞれの答弁を伺いましたので、質問の要旨を変えて重複しないようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、建設予定地について質問をいたします。鯨伏地区より議長宛てに壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願書が提出されてあります。昨日の市長の答弁では、旧ヨーガの里での特養ホームでの建設に関しては、造成がとりわけ道路を考慮すれば非常に厳しい、あわせてすべての地元地権者の了承が得られていないので、予定地としては非常に困難であるとの見解がありました。

一方市長としては、施設の増床や分散での建設を視野に入れ、その中で分散するとすれば、一つの施設は公設民営化で、もう一つの施設は民間でやっていただきたいとの話でありました。少し建設時期はおくれることになると思いますが、私は以前から増床分散での施設の建設を望んでおりましたので、片方が民間での運営であろうとぜひ実現できるようにしていただきたいと思えます。

民間の施設を合わせて現在130名余りの待機者がおられるわけですが、この方たちにとっては大変な朗報であると思っております。市長は昨日、一つの建設の予定地は鯨伏地区にとの考えを示されました。また、もう一つの施設についても吉岐市福祉施設検討委員会で検討された中にまだほかの予定地があり、8月、9月中には建設予定地の選定を終えたいとの答弁でありましたが、それならなおさらもっと早くその場所を議会に示すべきであると私は思っておりますが、市長の見解を伺います。

また、現在の計画地については見直すべきであるとも思っておりますが、それに伴って新たな設計が必要になりますが、木造での建築に変更はないのかお伺いをします。

それともう1件、私は吉岐市福祉施設検討委員会そのものの異議も問われると思っております。また二転三転、建設場所についても二転三転今までしてきました。また、新たな市長としては検討委員会を設置されるのか、そのことについてもお尋ねをいたします。

以上、きのうの市長の答弁に対しまして、特別養護老人ホームの建設について質問をいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山議員の特別養護老人ホームの建設についての御質問でございます。

まず最初、皆様に昨日申し上げたことの誤解があつてはいけませんので申し上げておきますが、パッケージ型の消火設備、1,000万円程度だろうということを申し上げましたけれども、これは当然のように一度設置をすれば年限が限られているようなものではございませんので、そこで法はクリアいたしますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。

次に、2カ所にやりたいというようなことでございましたけれども、そのことにつきましては今市山議員がおっしゃったとおりでございます。2カ所にしたいなど、1カ所につきましてはやはり鯨伏に今までお世話になっておりますし、鯨伏からも動かしてくれるなど、置いてくれという請願も出ています。これはヨーガの里ということで指定をされておりますけど、これはやはり議会に請願が出ておるわけでございますから、その取り扱いの推移を見させていただきたいと、その意見も尊重させていただきたいと思っております。

そして、今一つ社会福祉施設整備検討委員会でございますけれども、これは現在もその条項は

生きておりまして、解散をしたわけでも何でもございません。ただ役員の任期は切れておりますので、再任命するというにはなりません。そして一つ、その中で今おっしゃった中で、私が昨日申し上げた言葉がちょっと今誤解があると思いますけれども、今度の1カ所、鯨伏での1カ所については、整備検討委員会でいろんなところをしてありますということでございまして、新しいところは白紙でございますので、この整備委員会で諮っていただくと、いいでしょうか。

今、何カ所がいいよと、ところがその後御存じのように中学校が廃校になったり、統廃合になって空たところとか、またその時点では公の市有地がなかったわけですがけれども、今度は市有地が増えたわけですね。そういったことも含めて民営でお願いしたいと思っておりますところの用地は、民間の方が土地を自分で探されるのかもわかりませんが、あるいは公のところを提供することになるかもしれんわけございまして、その辺で社会福祉施設整備検討委員会に協議をお願いしたいと思っておりますのでございます。

それは場所を特定するというのではなくて、例えばどの辺にとかいうこともあると思う、地区を指定するとかですね。そういったこともあるかと思っておりますのでございます。1カ所同じところにばかり、その福祉施設を集めるなというような御意見もあるかもしれませんが、その辺も総合的に含めて諮問をしたいと思っております次第でございます。

それから、木造なのかということでございますけれども、これは公共建物における木造利用促進に関する法律の基本方針がございまして、できればこの基本方針に基づいて建築をしたいと思っております次第でございます。やむを得ず、それはできないということにもなるかもしれませんが、基本的にはこの木材利用の推進のもとでやりたいと思っております次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 今の市長の答弁に、ちょっと納得がなかなかいかなかったですけど、公設民営化で1カ所は鯨伏地区にやりたいと言われましたよね。じゃ、どこか場所は決まってるけど鯨伏のほうで、例えば100床、一応見直す前の建物をそこで建てたいという意味ですよね。はい、わかりました。

増床分の施設も、今御説明が市長が言われました今後の見直しの特養ホームについても、建設に至るには24年度以降の完成になると思っておりますね。が、特別養護老人ホームの建設については、最終的な結論をぜひ市長の任期中に場所と何床ぐらい、何床ちいうのは県の参酌基準が24年度以降に決まって、それから申し込まれると思っておりますが、大体その辺の素案というか、そこまでは市長の任期中にぜひ方針を決めていただきたいと思いますね。

それと、いずれにしても特養ホーム建設については数年前から早期の建てかえについての

議論がなされてきました。そして現在に至っております。市長はさっきもお話になりましたけど、消防法の改正を見据えて、現施設にパッケージ型のスプリンクラーの施設を設置することを昨日言明。（「パッケージ型消火器」と呼ぶ者あり）ああ、消火器。パッケージ型の消火設備を設置することを言明されました。

そうすれば、しばらくは今の施設をそのまま使えるということになりますよね。そしたら、もうこの際、この際といったらあれですけど、建設の完成はかなりおそくなると思うんですよね。ですから、これ吉岐島民にとって最適の施設ができるように議論をもう少ししっかり決めて、私はいったほうがいいのではないかと考えております。

最後に市長ずっと答弁されまして、特養について市長の決意と今後の方針を聞いて質問を終わりたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 増床の問題につきましては、平成23年度中に計画書をつくらなければいけませんから、増床のベット数については、もう今年中にできるということでございます。

後、場所等につきましては、今おっしゃいますようにあるいはどういうふうに持っていかということにつきましては、法的なクリアができましたからじっくりといいますか、皆さんの御意見を聞く時間ができたということで御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（8番 市山 和幸君） 終わります。

〔市山 和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、市山和幸議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） 次に、19番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

〔小金丸益明議員 一般質問席 登壇〕

議員（19番 小金丸益明君） 一般質問6月場所もとうとう千秋楽を迎えまして、結びの一番となりました。ふんどしを締め直して大相撲をとりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

また、テレビ、ラジオで視聴されている市民の皆さんにおかれましては、時節柄節電、省エネが叫ばれておりますけども、いましばらくスイッチを切らずにおつきあいをいただければと思っております。

マスメディアの発達で国内外の情報が瞬時に飛び交う現代社会にあって、今回の東日本大震災の惨状は映像と活字で全世界を飛び交い、大自然の猛威と驚異を改めて人類に知らしめたといっ

ても過言ではないと思います。また地震による津波の発生で安全神話が完全に崩壊したとされる福島第一原発問題。本市にあっても、この原発問題を対岸の火事として悠長に眺められる環境には全くございません。市民の安心・安全の確保は行政の至上命題として関係自治体とともに厳しい監視の目を注いでいただきたいと重ねて強く要望いたしたいと存じます。

地震、津波、そして台風などなど自然現象による災害をあげればきりがございませんが、この天災が時として人災へと転じ、悲惨な結果をもたらすこともございます。渦中の福島第一原発の問題もその最たる事例ではないでしょうか。「ばかと天才は紙一重」という言葉もございますが、天災と人災も紙一重だとの認識を常に持つておくことも必要ではないかと思ひます。特に行政がすべきことを怠り、人命にかかわる人災が発生したら取り返しのつかないこととなります。

今回私は吉崎市においても、この安全神話に基づく行政がなされているのではないかと強い危機感から学校施設の耐震化問題を取り上げ、いま一つにはこのまま看過と放置を続ければ、行政が子供たちに対して人災をつくり出すのではないかという不安から、小学校の統廃合問題を関連づけて質問いたしたいと思ひます。いずれも教育現場に関する事で、教育長相手に釈迦に説法ではございますが、一席を投じたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

それではまず冒頭、安全神話にあぐらをかいた行政ではないかと断罪せざるを得ない問題がござひます。それは去る6月3日の地元紙に「国、後5年で全学校耐震化。調整される小学校統廃合。先送りなら莫大な無駄遣い」との見出しで、各小学校の校舎、体育館等の耐震診断結果の指標が掲載されておりました。読者の中には学校施設の耐震に対する大きな不安を抱かれた方も多かったのではないかと思ひております。

このことは統廃合問題とは全く非にならないほど重要な案件であります。また直接人命にかかわる行政上の最重要課題であり、対応のいかんによっては取り返しのつかない人災を引き起こす可能性さえ秘めております。

さて、この耐震診断というものは、既存の建築物の強度を調べ想定される地震に対する安全性、受ける被害の程度を判断する行為であり、地震による火災倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握するために行うものとされておりました。そして、この診断結果に基づき対応することが耐震化であります。補強工事を施すことが最たる対応でもありますが、状況によっては解体、代替施設の新築を余儀なくされることも可能性としては否定できません。

この一連の事業を、国が全国の公立小中学校を対象として実施している最中で、吉崎市も国庫補助によって今行っているというわけです。関係者によりますと、本市においては数年前から耐震化優先度調査を行い、平成20年度後半から22年度末にかけて市内全小中学校の校舎体育館等の耐震診断は終えたとのことであります。計画では本年度23年度末に終了予定であったが1年ほど早く終わったとのことで、その結果が今回の報道につながったものと思ひます。

そこで私もこの報道を受けて、インターネット上の市教委のホームページを開き「耐震化」と入力して検索いたしました。いつ公表されたのか確認できませんでしたが、確かに耐震診断の結果と耐震化の現状が各校ごとに掲載されておりました。その中に、平成20年6月施行の地震防災対策特例措置法により耐震診断結果と耐震化状況の公表が義務づけられたので公表するむねの興味深い一文がございました。

そこでお伺いいたします。この耐震診断の結果を議会にも報告されない。市の広報紙にも掲載されない。教育現場の学校長以下教職員の方々にも知らせていない。ましてや、ほとんどの市民が目にしないうる市のホームページの片隅に掲載したことで公表したことになるのでしょうか。

新聞、テレビが連日連夜のように、このたびの大震災に関する報道を流し続けている今の状況下において、吉野市は重大な情報を隠匿するかのとき行動してよいものなのでしょうか。いたずらに不安を煽ることは慎むべきと思いますが、それにしても6月3日に地元紙が報道した後も学校関係者に知らせていないという態度は、まことに理解に苦しみます。

正確な情報開示、提供して市民と共有することで、行政の諸問題の解決に取り組むのが本来の姿であるべきと私は考えますが、いかがでしょうか。この対応については後ほど、市長、教育長とも御見解を賜りたいと思います。

次に、一番知りたいこととありますが、専門的な診断結果の説明ではなく、国が示す耐震基準に対して市内の小中学校の施設の診断結果は本当はどうであったのか、危険所はどの程度なのか。市民にわかりやすく、できれば危険とされる各学校ごとに説明を願いたいと思います。ホームページを見ますと、本年4月1日現在耐震診断は100%終了、耐震化は60.29%との記載がありました。残り40%程度の学校施設における危険度が大変気になるところでございます。

こっそり公表したのは単なる義務、指標が想定する大地震は吉野には発生しないと断言でもできるのでしょうか。私は憤りさえ覚えております。この診断結果が危険神話であるかのごとく、ある意味非公開にも似た対応に苦心するより、安全神話にも危険神話にも酌みせず、正しい情報を発信した上で学校施設の安全性を高めることこそ教育行政のなすべき仕事だと私は考えております。どうか市民の不安を払拭願いたいと考えます。

また国は2015年度までに、この耐震化工事を完了するとの方針でございますが、吉野市としての対応と耐震化計画をお示しいただきたいと思っております。

また報道によりますと、市内小学校全20校中、校舎で9、体育館で9の施設が文科省の耐震指数以下で崩壊、倒壊の恐れがある、もしくはその危険性が高いと判断されるとの報道がなされております。事実であるならば、市内の半数程度の小学校施設が危険施設ということになり、耐震化は避けて通れない状況となっております。

急を要する耐震化と慎重を期すべき学校統廃合を同時に論ずることは無謀かもしれませんが、児童数は減少の一途をたどり市内半数の小学校で複式学級が存在し、老朽化する学校施設が散見される中で、危険と隣り合わせの学校教育現場の存在が浮き彫りになっています。単に耐震化の対応だけにとらわれているようななどの疑問も生じております。中学校の統廃合がやっと軌道に乗ったばかりの時期ではありますが、避けては通れない大きな問題でもあります。

分校を含め市内20校の小学校で半数の10校に複式学級が存在する現状。この教育環境に一部では継承を鳴らしつつも地域とのかかわりも深く、なかなか表だった議論がなされておられません。合併当時より須藤教育長は、持論としては小学校の統廃合についてはすごぶる慎重論者であると、私はそのように個人的に印象を持っております。

小学校の統廃合問題は、一朝一夕に簡単に解決できるものではございませんが、学校の活力を維持、発展させるためには一定の規模、つまり最低でも各学年1クラスが望ましいとされております。これも小規模学校と称される最低ラインであります。しかし壱岐は、それより小さい過小規模学校が半数を占めるという現状です。この現状のすべてを否定するわけではございませんが、決して今の教育環境がベストだとは言えないと私は考えております。

子供たちの成長過程に与える影響も十分考慮して教育環境を整えていくことは、行政に課せられた大きな役割、使命でもあります。もし現状を是とし、このまま放置するなら、近い将来子供たちに対して人災を課したと言わざるを得なくなる時期が必ずや来るのではないかと危惧いたしております。情報のすべてを開示して、この機を好機ととらえて、小学校の統廃合問題の検討に入るべきだと考えます。

耐震化に要する費用の概算をも市民に明らかにし、費用対効果についても多角的に検証し、統廃合を見据えて実行性のある効率的な耐震化事業を進めていくべきだと私は考えておりますが、教育長の御見解を賜りたいと存じます。

また最後に、芦辺小学校は校舎、体育館とも非常に危険施設とされております。また、地元民として大変心配もいたしております。勝本小学校もほぼ同様の判断がなされております。危険度の高い箇所から耐震化は当然のことながら進めていくべきと思いますが、学校として今は機能していない廃校となった6つの中学校に対する耐震化はどうされるのか。廃校とはいえ、地域の避難指定場所としての機能は維持されるべきだと思いますが、その辺の検証はされたのか。また、今後の対応についてもお示しいただきたいと思っております。

以上、端的な御答弁をよろしく願います。

議長（牧永 護君） 小金丸議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 19番、小金丸益明議員にお答えをいたします。

吉岐市内の小中学校等の施設で非木造2階以上または非木造延べ床面積200平米を超えた建物は68棟でございます。建築基準法の新耐震基準施行以前、昭和56年5月31日以前に建築をされた建物は50棟でございます。耐震性のある建物は昭和56年6月以降に建設された18棟と2次診断の結果、耐震性があると判断された23棟を合わせた41棟となっております。

2次診断につきましては、23年度末を完了予定といたしておりましたが、幼稚園5園を含め当初の目標を上回りまして、平成22年度に対象となるすべての診断が完了いたしました。これによりまして23年4月1日現在の耐震診断率は100%、耐震化率は60.29%、小金丸議員の申されるとおりでございます。

また、耐震診断の結果、小学校につきましては、大規模な地震の振動及び衝動に対しまして倒壊または崩壊の危険性が高い校舎、体育館が7棟ございます。大規模な地震の振動及び衝動に対しまして、倒壊または崩壊の危険性がある校舎、体育館が12棟ございます。大規模な地震の振動及び衝動に対して、倒壊または崩壊する危険性が低い校舎が4棟ございます。中学校につきましては、同じく危険性が高い校舎、体育館が2棟ございます。同じく危険性がある校舎が2棟となっております。幼稚園につきましては、耐震補強の必要はございません。

ただいま申し上げました耐震診断結果等に基づきまして、危険性の高いところから順次耐震化を進めてまいります。平成27年度までに吉岐市も財政当局との協議等を行いまして、小学校・中学校全27棟の耐震化を推進いたします。

それと、小学校の規模適正化、統廃合についての動きのことでございますが、この耐震化とあわせてこれを機会にスタートすべきだという御指導をいただきました。小学校と申しますのは、中学校以上に地域文化の拠点、そして1年生から6年生までの発達段階に差があるということがございます。ただいま中学校の4校体制が出発いたしましたので、この1年間は中学校の実情を検査等々しながら、小学校につきましてもあらゆる角度からの検証を加えていくべきだと思っております。

それと、一番最初にごございました耐震化の公表についてのことでございますが、耐震が義務化されてからの公表ということをいたしました。これは小金丸議員が申されますように公表の仕方としては少し考えるべきことであったと反省をいたしております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 19番、小金丸益明議員の御質問でございます。

地域の避難場所指定施設としての検証を急ぐべきだ、学校施設でございます。指定避難所につ

きましては現在沓崎市地域防災計画において68施設を指定をいたしております。そのうち学校施設が36施設、うち高校は2施設でございます。その他の公共施設が32施設となっております。

市立の学校施設の34施設についての耐震診断は、閉校した中学校も含めてすべて完了しておりますけれども、そのうち耐震性がないと診断された施設、体育館でございますけれども13施設、38.2%となっております。その他の公共施設の32施設のうち、昭和56年5月以前のいわゆる新耐震基準施行以前に建築され、耐震診断が必要な建物が21施設ございます。

したがって、これらは診断をしておりませんで、指定避難所の約3割が未検証となっております。今後予算措置を講じながら耐震診断や耐震補修、耐震化工事など防災拠点としての安全な避難施設の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 私は冒頭、報道によって情報を知り得たと申し上げました。市の公表の仕方はどうかということで御質問をいたしました。その点に対して市長にもお答えをお願いいたしたいと思いますが。

この耐震診断結果は地元紙がまず第一報を報じたと思います。それを見て、父兄として危険度を感じない住民、父兄ももちろんですけど住民は、多分いらっしゃらなかったと思いますよ。どうなるとるんだと、こと今大震災を受けた時期でございます。沓岐に地震はないんだと、先ほど申しますように安全神話に安座した対応やないかと私は指摘をしております。

昨日の一般質問で音嶋議員から、300年ほど前にも震度7強の沓岐対馬地震の発生も記録にあるという御指摘がっております。もし明日あったときに教育長、小中学校の校舎体育館の中で、だれがいるんですか、中には。地震は日曜日、祝日を選んでやってきませんよ、夜とか。時場所を選ばませんよ。その辺が本当に不安を煽るような情報であっては困るわけですよ。しかし、あの新聞報道がなされた後は、やっぱりフォローするなり、指標に基づく説明がされてもしかるべきだと思います。

僕はこの一般質問しようかしまいかと、この件について。少し苦慮いたしましたけども、私が一般質問することによって、正しい情報や沓岐テレビを通じてでも住民の方にわかればと、知らせることができればと思って、あえてしております。その点を「対応がまずかったと思います」じゃ済まないんですよ、教育長。市長もその点、答弁を。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この大震災後の状況、そのことがあるからということではなくて、公表

についておそかったということにつきましては、大変私もその新聞を見ておりますし、それに対する対処を指導すべきであったと反省をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 済みません、ちょっと考え込んでおまして。この世の中で人命が一番大切だと思っております。しかし、現実にはこのように耐震化等々がおくれております。心からのおわびを申し上げたいと思います。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） もうちょっと食いつきたいと思えますけども。対応がまずかったということは市長も教育長も率直に認められました。それより新聞報道、そしてホームページを見た方もおられると思えますけども、あの耐震診断結果に対する説明が不足しておりますよ。震度何を想定した指標なのか。震度9とか震度10で、まず安心だと今の建物は。しかし国の施策によって、ある手法をもって耐震化工事なさいと、その金は3分の2程度は国が出すんですよ。優遇措置があるんですよ、教育長。でしょ。

ですから国の指標に基づいてやりますよと。ですから、そう心配することありませんと。そのぐらいの説明はできませんか。市内から、あした地震があったらどうするのかという気持ちになるんですよ。学校現場の先生方も御存じない。診断をしておる光景は目にいたしました。しかし、その後の診断結果については何ら市教委からの報告はあっていない。これ市長、今それが現実ですよ。私の作り話じゃないんですよ。教育長、そうでしょ。その辺の対応をもう一回。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 小金丸議員にお答えをいたします。

危険性の高い小学校の建物が7棟ございます。中学校が同じく2棟ございます。そして危険性のある小学校の建物が12棟、中学校が2棟ございます。この危険性の高いほうから順次優先的に耐震化を進めてまいります。

済みません、今私が危険性が高い、あるという言い方をいたしましたのは、いわゆる大規模地震、マグニチュード6から7以上ということでございますけれども、それでI sという数字が出てまいります。その危険性が高いのがI s値の0.3未満でございます。その0.3未満が小学校7棟、中学校2棟の計9棟となります。そして危険性があるという段階のものはI s値が0.3から0.7でございまして、これが小学校12棟、中学校2棟の計14棟の建物になってお

ります。これは市の財政当局との御理解をいただきまして、文部科学省が見直しをいたしました平成27年度までに計画的に耐震化の工事を進めてまいります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） I s 値といっても一般人にはわかりませんよ。私はホームページを見てI s 値の後にはQ値、Q u e s t i o n のQですね。Q値という診断値もございます。横揺れ、縦揺れ等々いろいろな構造形態に基づく診断の仕方や設計書を見て構造計算して出す仕方もあるそうでございます。教育長、そういうのを住民は言ってもわからないのですよ。

はっきり言いますけどね、6月6日、それと10何日かに沓岐日々新聞は2回出しとるんですよ。1回目は小学校、反響が多かったからといって中学校の診断結果を17日か何かの新聞に2回出してますよ。多分大勢の方が見られたと思います。ですから、倒壊崩壊の危険性が高いと結果は出ているんですよ。もう次のランクがその危険性がある。その2つのランクだけでも、そこに通わせている父兄は、通っている子供たちは、不満を持っているんですよ、どのぐらい危険なのかと。違います。

だから、その危険性をもう少し詳しく、住民の過度の不安を払拭していただだけませんか、教育長には。お願いしてるんですよ。ここで無理なら市長、市長の権限で教育委員会に対して、危険度の高い学校に対して説明をやってくださいよ。特に先生方にも。小学校の子供たちに、教育長が言われるI s 値云々かんぬん言われても、それは理解できませんよ。しかし、これを機会に地震をちゃんと教えてやってもいいんじゃないですか。

今の教育長の御答弁では、お世辞にも住民の不安を払拭できたとは言えませんよ。危険度の高いところは住民に嫌と言って当然のことですよ、それは。明日来たらどうするんですか。それはないと思われるんでしょ。財政当局との相談、それは必要だと思いますけども、財政状況と子供の命とどっちが重たいんですか、市長。思っている口に出すものじゃないですよ、財政当局の云々かんぬんは。と私は思います。

急な質問で教育長、釈迦に説法過ぎますけども、これは人命、地震は教育長が悪いから、市長が悪いから来るんじゃないんですよ。自然現象で、避けて通れないんですよ、これは。天災は。この発生を市長や教育長に責任をとれと申しているわけじゃないんですよ。対応策を真剣に考えてくれと、そう指摘しているんですよ。よかでしょうか。何か市長ございましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 沓岐の人は非常に地震について鈍感でございます。平成17年3月20日、震度5でございました。それで私も初めて地震が起こったときに事前にごおっという音

がすると。家の前にごおっという音がするというのを鹿児島の方からお聞きして、なるほど下に大きな車が通れるなど、私が思ったところが揺れが来ました。そういったことで非常に鈍感でございます。その点、本当に私も教育長も鈍感であったと思っております。

そして今教育長申しますように、今回の耐震診断、震度7が来たときということで倒壊の危険がある、あるいは大丈夫だという診断の内容でございます。そこで私は学校現場につきましては、教育長がすべてゆだねておりますけれども、その防災あるいは危機管理という意味で教育長に指示をしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） 該当の学校に説明をいたします。

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） その公表姿勢ばかり指摘しても本論に入りませんが、今市長が地震に鈍感であったという反省の弁もございました。

私は、市長が今言われましたように平成17年3月20日、福岡西方沖地震、自宅において感じました。震度5強だったと思いますけども、あれは3月20日の彼岸の中日で、我が家の隣は天徳寺でございまして、お寺への参拝の方が十数人階段を上がってあったわけですね。そこに突如して震度5が来て、あの階段にへばりついて相当の方が腰を抜かしたような状態と、それも体験しております。

あれが福岡西方沖と言いますが、言い方を変えれば壱岐東方沖なんですよ。ですから来ない、地震は来ない、安全・安心神話にとらわれていたら大ごとしますよ。その点重々考えて対応をお願いいたします。教育長言われましたように、学校現場への周知、説明をぜひよろしくお願い致します。

では次ですけども、今度は統廃合と絡めて御質問いたします。耐震診断の結果に基づく耐震化は逐次やっていくと、金銭的なものは度外視して早めにしてください。

で、報道によりますと、振興局、皆さん多分御存じと思いますが元壱岐支庁、あそこに耐震化が施されておりますが、あれが2億3,000万円、そして商工関係者は御存じと思いますが、あそこも耐震化が終わっておりますが、あれが5,000万円という報道がなされておりますが。

教育長、耐震診断結果は22年度末で終わられております。その都度設計士の話によると、耐震化を実施すればというあくまでも概算の金額を出しておるといような情報も入っておりますけども、その小中学校27棟ですかね。概算、総額わかりますか。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 申しわけございません。この場に持ちあわせておりません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） この場に持ちあわせてなかった、もし地震が来たら、その資料なくなりますよ、もっとかんと。私が言いたいのは、もう時間もあれですから率直に言いますけども、27カ所という箇所数だけ言われましたから、全部上げていただきたいんですけども、心配を増幅してもいけませんから、個別の学校名はあえて公表を強要いたしません。

そこに市長、さっきから言うように、過小規模の学校はいっぱいあるんですね、半分は。そこに例えば何億という金をつっ込んで、耐震化工事を終える。小学校の統廃合検討をして、ひょっとして5年後ぐらいにつぶして、ここと統合しようと。10年後でもいいですよ。そのぐらいのスパンでやらんとどうしても学校教育環境整備できないと思いますが。そういう問題を加味してやったほうがよくないかと。効率性のある耐震化をしたほうがよくないですかという感じで今概算を聞いたんですけども。今持ってないということですけども。大体も、わかりませんか、100億かかるとかですよ。総額50億だとか。概算ですから、後で訂正されても結構です。わかりませんか、それも。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） まことに申しわけございません。後ほど御報告させていただきたいと思います。申しわけありません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 市長、ある情報で、私の地元芦辺小学校は非常に弱いと、地震に。これを耐震化すれば相当な金がかかると。これは新築したほうがよくないかと、その向き市長に進言したほうがよくないかという専門家の助言をいただいたわけですよ。金額を私を聞いております、それは。しかし、あえて教育長も言われませんので、私も知らんふりをしときますけども。

と言っても芦辺小学校は、今のところ小規模校です。複式になっておりません。いずれ後何年か先になるのか、ならんのかわかりませんが、大手を振って環境のいい学校だとも言えません。ですから、そこに何十億かけて耐震化をするよりも、もうちょっと待って、どっかに統合して、もしくは吸収してでも、そういう計画を早く立てて、無駄な税金をつっ込むことなく子供の命を早く安全な施設へ環境にさしてやりたいという、本当の気持ちです。

ですから、統廃合、統廃合急げと、教育長、僕は申してるんじゃないんですよ。統廃合も検討しながら、一緒に耐震化工事を実行性のある本当に効果的な税の使い方をさせていただいて、両方どちらもいいようになれんかなと。片や耐震化には力を入れていただく、こっちは後追いで来た。要らんとところに金を使ってしまったちいうことになりはしないかと、相当その辺を心配もしますし、その辺を指摘したいと思っております。その点市長、方向性としては。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 貴重な御意見で一考に値すると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（19番 小金丸益明君） 一考です。（笑声）

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 先ほどの町田議員じゃございませんが、議員は我がよかごと言います。財政状況も調べておりません。しかし、一考していただくということと早めの対応、非常に難しいと思います、統廃合と絡めるのは。しかし、できるのならば、そういう方向でやっていただければ子供たちのためにもなると思うんですね。統廃合、相当苦心されていくことと思えますけども、案ずるより産むが易しと。やってみたらそうはなかったというような結果も出るかもしれません。ぜひその向きも十分考慮して、教育長、よろしく願いいたします。

「転ばぬ先の杖」、「備えあれば憂いなし」という言葉も昔からございます。どうか最新の注意と配慮をもって、耐震化に臨んでいただきますように心から切望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

ここで須藤教育長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） 失礼をいたします。昨日の14番議員、榊原伸議員さんの一般質問に対します報告漏れがございますので、ここで報告をさせていただきたいと思えます。

いわゆるスクールバスの国の縛りの問題でございます。今回のスクールバスは、僻地児童生徒援助費等補助金を活用して購入をさせていただきました。スクールバスの運行目的は、児童生徒の通学、登校、下校に使用されるものとなっております。

壱岐市のスクールバス管理運行規則の中に目的外利用という項目がございまして、4中学校長の協議の結果、学校から中体連の会場への往復の使用が要望を出されました。教育委員会も中学校行事で生徒の登下校の運行に支障がないと認めまして、その利用を許可をいたしております。

それと、一般住民の利用につきましては、バス等の交通機関のない地域という縛りがございま

す。ですから、この壱岐は該当はしないこととなります。スクールバスの安全・安心な運行が中学校の統廃合の成功の大きな課題の一つとなろうかと思っております。この一年間、実情を把握いたしまして、それぞれの問題が出てくることと思っております。見直すところは見直すという基本的な線を御理解をいただきたいと思えます。

そして本日、今西議員から佐賀県天草市のスクールバスの利用状況の御指摘をいただきました。このことにつきましても研究をさせていただきます。

以上でございます。失礼をいたします。

日程第2・議案第62号

議長（牧永 護君） 次に、日程第2、議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本議案につきましては、企画振興部長にさせますのでよろしくお願ひします。失礼しました。財政課長が努めますので、よろしくお願ひいたします。

議長（牧永 護君） 資料の配付を行います。そのままお待ちください。財政課長。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） それでは、議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億7,160万8,000円とします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願ひします。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページ及び3ページのとおりでございます。 それでは、歳入歳出予算補正の内容について、事項別明細により御説明をいたします。10、11ページをお開き願ひします。

まず、歳出のほうより御説明をいたします。2款総務費1項総務管理費7目情報管理費15節工事請負費の2,530万円は、情報通信基盤整備に係る機械及び工事費で、これは光ケーブル

加入者件数の累計誤り等による補正をいたしております。今回の補正件数は300件分であり、内容は累計誤りによる補正件数であります。

なお、今回の補正財源といたしましては、8、9ページに記載しておりますとおり前年度繰越金を充てております。

以上で、平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を16時15分とします。

午後4時08分休憩

.....
午後4時15分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、予算特別委員会へ付託します。

議長（牧永 護君） これで本日の日程は終了いたしました。次の本会議は6月27日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時15分閉会

平成23年第2回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成23年 6 月27日 午前10時00分開議

日程第 1	諸般の報告		議長 報告
日程第 2	議案第47号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第48号	吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第 4	議案第49号	吉岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第50号	吉岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第51号	吉岐市学校給食センター等設置条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第52号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第53号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第54号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 3 号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第55号	平成 2 3 年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第56号	平成 2 3 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第57号	平成 2 3 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第58号	平成 2 3 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号)	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第14	議案第59号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第60号	吉岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第61号	吉岐市へき地診療所条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第62号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 4 号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	請願第 1 号	吉岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択

日程第19	陳情第1号	安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情	厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第20	(平成21年) 請願第1号	吉岐市立病院に関する請願	厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第21	発議第5号	吉岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第22	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第23	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第24	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件		申し出のとおり決定
日程第25	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	教育次長	村田 正明君
病院管理課長	左野 健治君	消防本部次長	小川 聖治君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日まで、白川市長より追加議案2件の送付があり、議事日程に追加しておりますので、御了承願います。

日程第1．諸般の報告

議長（牧永 護君） 日程第1、諸般の報告を行います。

去る6月14日東京都において、長崎県市議会議長会による長崎県選出国會議員への要望活動が行われ、長崎県市議会議長会で決定した25項目及び特別決議について要望を行ったところがあります。壱岐市としては、医師確保対策と離島航路維持のための財政支援について要望いたしました。

また、特別決議については、東日本大震災及び原子力発電所に関する特別決議として、九州電力玄海原子力発電所の半径30キロ圏内に長崎県内の4市が含まれることから、特に防災対策を重点的に重責すべき地域の範囲を速やかに見直すことなどについて要望したところがあります。

去る6月15日には、全国市議会議長会第87定期総会が開催され、会議で一般事務報告、各委員会報告並びに各支部より提出の24議案及び会長提出の6議案が可決、決定され、関係省庁、国會議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

なお、本総会において、永年勤続功労表彰が行われ、本市からも私が表彰を受けたことを御報告します。

以上で私の報告を終わります。

ここで副議長と交代します。

副議長（小金丸益明君） それでは、ただいまから表彰の伝達式を行います。受賞者の名前を事務局に読み上げさせますので、受賞者演台の前にお進みください。

事務局長（松本 陽治君） お名前を読み上げます。20番、牧永護議員。

ここで、申請要件を申し上げますが、市議会議員として3年以上在籍の者で、町議会議員の勤続年数は2分の1を通算することとなっております。

牧永議員におかれましては、町議会議員16年11月、市議会議員7年1月で、今回勤続15年以上ということで受賞されました。

副議長（小金丸益明君） 表彰状、吉岐市牧永護殿。あなたは、市議会議員として15年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第87回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷博、伝達でございます。（拍手）

ここで、私から受賞されました牧永護議員にお祝いの言葉を申し上げます。牧永議員におかれましては、このたび全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市勢の振興に貢献された御功績によりまして表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対して、深く敬意を表する次第であります。地方分権が進められる今日、二元代表制の一翼を担う市議会の役割と責務はますます重要になっております。牧永議員におかれましては、このたびの栄誉を契機に、この上とも御自愛くださいまして、市勢発展のためより一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げますお祝いの言葉といたします。

次に、牧永議員から謝辞を述べたいとの申し出がっておりますので、これを許します。牧永議員、どうぞ。

議員（20番 牧永 護君） 一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

全国議長会の表彰をいただきましてまことに身に余る光栄でございます。その上、ただいま小金丸副議長からお祝いの言葉をいただき重ねてお礼を申し上げたいと思います。

今回の受賞には、理事者を初め、議員の皆さん、そして、住民の皆さん方の温かい力添えがあったものと私は確信しております。この表彰を機に、初心に返り、市勢の発展、そして、住民福祉の向上、議員皆さんの御活動をお願いするものでございます。私も初心に返りまして、一生懸命勉強していきたいと思っております。本日はありがとうございました。（拍手）

副議長（小金丸益明君） 以上でもちまして、伝達式を終わります。

議長と交代いたします。

日程第2、議案第47号～日程第20、(平成21年)請願第1号

議長(牧永 護君) 日程第2、議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第20、平成21年請願第1号壱岐市立病院に関する請願についてまで、19件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長(町田 光浩君) 登壇〕

総務文教常任委員長(町田 光浩君) それでは、総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、否決。

議案第49号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第51号壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について、原案可決。

議案第60号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について、原案可決。

なお、議案第48号の否決の理由といたしまして、市長が行政責任を明確にするための措置をとるのは当然のことではありますが、管理責任者や使用者等の責任の割合も明確にすべきであると考えます。

また、事件後にとられた関連する庁舎使用の対応にも問題点が見受けられます。それらの対応を適正にまずは行うべきであり、安易に市長の減給のみで処理すべきではないと判断いたしました。よって否決といたします。

また、議案第60号学校給食センターの請負契約の変更であります。この変更に係る点については、施設整備の当初から予測できないことではなかったと思われ。その点について、委員会の中でも意見が多数出されました。この件に限らず、こういった工事契約の変更の議案が少なからず提出されることが起きております。今後は、ぜひこういう変更がないように、当初から予測できるものはきちんと設計者、そして、施工者と打ち合わせを重ねて施工に当たっていただきたいという意見が出ております。

報告は以上でございます。

議長（牧永 護君） これから総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第50号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第55号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第58号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、否決。

議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定について、原案可決。

議案第58号の否決の理由について、議案第58号については、特別養護老人ホームの地質調査等の2件分7,800万円であるが、スプリンクラーの設置が簡易なものでも特例措置としてできること、また、県の参酌基準がなくなったこと等、予算提出時と状況が変化したとはいえ、場所も決定していない段階でこのような予算を認めることはできない。

続きまして、請願及び陳情についての委員会の審査を報告します。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第136条の規定により報告します。

請願第1号平成23年6月17日付託です。壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願、審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、措置等はありません。

不採択となった理由について述べます。特別養護老人ホームの候補地を「ヨーガの里」という地元鯨伏地区住民からの請願であるが、特別養護老人ホーム関係の予算も否決しており不採択といたしました。

しかし、一方で、過去の経緯もあり、今後は地元の意思も十分尊重する形で新しい候補地を交渉していただきたいと思います。

また、委員長のほうからも、今後地元鯨伏地区の住民の方には、市側と十分協議していただき、御協力のほうを切にお願いする次第であります。

それから、委員会の意見として、市長に対して、発言については十分注意してもらいたい。市長の発言は公式であろうが、非公式であろうが、市の意思決定と誤解される。特別養護老人ホーム候補地や経営形態については、市の方針が決定された後に発言していただきたいという意見がございました。

続きまして、陳情第1号、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、吉岐市議会会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第1号、付託年月日が平成23年6月17日、件名は、安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情。審査の結果、不採択とすべきものいたしました。委員会の意見、措置等はありません。

不採択といたしました理由は、長崎の保育を充実する会より提出されたものでありますが、国の方針が幼保一元化に向けて取り組みがなされている中であり、吉岐市として現時点でこれに取り組むことはできないと判断し、不採択といたしました。

続きまして、平成21年受理しました請願第1号です。吉岐市立病院に関する請願。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第136条の規定により報告します。

審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、措置等はありません。

不採択といたしました理由は、市立病院に関する請願について、要望事項にある6項目については、奨学金制度の充実等が既に委員会でも要望し実現しているところであります。

しかし一方、病院の経営形態については現在執行部において検討がなされているところである。本委員会においては、執行部からの提案を待ち議論をしていく予定である。よって、現段階ではこれを採択することはできない。

以上であります。

議長（牧永 護君） これから厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 産業建設常任委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第

103条の規定により報告をいたします。

議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、原案可決。

議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、原案可決。

議案第56号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第57号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について、原案可決となっております。

また、当委員会に付託されました発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害防止に関する条例の制定についての審査について御報告をいたします。

壱岐地域では、カラス、リスなどの野生鳥獣によります農作物の被害は、平成22年度被害額として700万円となっております。これまでの実績報告によりますと、カラス駆除については、平成16年から22年度まで1万9,000羽、台湾リスの駆除については、平成14年度から22年度まで3万9,000匹、また、台湾リスについては、今後も国の特定外来種による生態系に係る被害防止に関する法律第11条に基づき、平成23年4月1日から平成33年3月31日まで防除できるようになっております。

イノシシについては、いまだ個体の確認ができておらず、さらに市民の皆様への情報提供の御協力をお願いをしております。シカについては、今年度駆除予定になっております。

今後、平成22年度策定されました「壱岐・対馬地域鳥獣被害防止計画」において、壱岐地域の有害鳥獣対象鳥獣として、イノシシ、シカ、リス、カラス、タヌキを指定しており、市、壱岐振興局、壱岐猟友会、県北農業共済組合、壱岐市農協、壱岐市森林組合から構成される壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会が、今後も農作物被害防止のため捕獲駆除等に取り組むこととしております。

され、発議第4号の制定について、担当課を通じ、壱岐振興局、県に照会を行い、以下、4点について検証課題が出てまいりました。まず、1点目は、壱岐島内に生息する鳥獣生物の把握確認ができず、指定が可能かどうかという点。

2つ目、個人の持ち込みについて、港及び空港において持ち込み検査する体制が現時点で可能かどうか。また、近年ペットの飼育が広がり、動物愛護の観点や取り締まることによる財産権の侵害にならないか。また、条例制定による市民へのコンセンサスが十分に図られているか。また、万が一裁判になったときに耐え得る条例であるかという点です。

3つ目が、鳥類を指定しても、飛来するもので規制が厳しいという点。

4点目、今回刑罰規定を設けておりますけれども、刑罰規定の必要性、実効性と刑罰の均衡にかかわる調査がさらに必要であるということ。

以上のことから、担当課を含め、関係機関とさらなる調査研究が必要と判断し、継続審査としております。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山繁予算特別委員長。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 登壇〕

予算特別委員長（市山 繁君） 予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

記。議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

なお、審査の過程において、特に審議されたものについて報告いたします。

議案第54号の審査において、5款農林水産業費3項3目の漁業管理費、13節の公有財産購入費392万8,000円については、今後の市の事業推進に影響を与えることがあってはならず、行政として筋が通らないものを購入すべきではないとの意見や、長年現地を使用している地元公民館や船主会から市に対して幾たびの陳情書の提出がなされることなど重く受けとめるべきであるなどの意見が出されたところであります。

また、6款商工費の1項商工費4目の観光費の15節国民宿舎改修工事費6,760万円については、近隣の住民の改修工事の内容等についての説明責任を果たすことなどの意見が出されてまいりました。

以上、主なものについてのみ報告をいたします。

議長（牧永 護君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから、議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につい

て、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第47号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第48号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、否決されました。

次に、議案第49号壱岐市税条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第49号壱岐市税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第50号吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号吉崎市学校給食センター等設置条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第51号吉崎市学校給食センター等設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。16番、大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について、私は反対であります。

理由は、5款3項3目17節公有財産購入費、板浦船だまり侵入道路購入について、一貫して反対意見を述べてきました。繰り返しになりますが、現在、市の管理の漁港、港湾、これは大きく21港あります。これに付随する漁港、加えて船だまりも数多くありますが、漁業者の高齢化等により、漁業者の減少、これに伴い漁船も減少をし、以前とは違っております。漁船係留には、どの港においてもゆとりがあります。今回、侵入道路を購入要望提出の板浦船だまり近くには、麦谷漁港、柏漁港及び和田漁港もあります。したがって、現在使用中の浮き桟橋をこれらの港に持っていくことも可能であると思っております。この件について、現利用者は長年にわたり利用してきたところを離れたくないとのことですが、これは、公有財産購入の理由にはなりません。侵入道を市有地として買っていただきたいという、一番簡単で手っ取り早い方法ではなく、利用者はもちろん、担当課も含めてあらゆる解決方法を考え、検討を重ねる必要があったと思っております。

また、この係留施設利用者は長年にわたり岸壁使用料も納入はあっていないと聞いております。

最後に、市は常に財政難を申されますが、こうした公有財産購入が広く市民皆様に理解していただけるのか懸念をしておりますし、今後これがいろんな面で事例とならんことを願っております。

以上、終わります。

議長（牧永 護君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は、委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第55号平成23年度吉野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成23年度吉野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第56号平成23年度吉野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成23年度吉野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第57号平成23年度吉野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成23年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第58号平成23年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第58号平成23年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、否決されました。

次に、議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第59号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第60号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第61号壱岐市へき地診療所条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本請願について採決します。請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本陳情に対して採決します。陳情第1号安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、陳情第1号安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情は、不採択とすることに決定しました。

次に、平成21年提出請願第1号壱岐市立病院に関する請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本請願について採決します。請願第1号壱岐市立病院に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、請願第1号苓岐市立病院に関する請願は、不採択することに決定しました。

日程第21、発議第5号

議長（牧永 護君） 次に、日程第21、発議第5号苓岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。10番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

議員（10番 豊坂 敏文君） 発議第5号、提出者、苓岐市議会議員豊坂敏文、賛成者、同じく苓岐市議会議員町田光浩、同じく中田恭一。

苓岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び苓岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由、地方自治法の改正に伴い、議会の閉会中は、議長が条例の定めるところによって、常任委員、議会運営委員または特別委員を選任することができるものとされたことにより改正するものであります。

また、議会の閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任について、議長の許可を得て辞任することができる旨改正するものであります。

苓岐市議会委員会条例の一部を改正する条例、苓岐市議会委員会条例（平成16年苓岐市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号に、「ただし、閉会中においては、議長が委員を指名することができる。」を加え、第14条に「ただし、閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、これで発議第5号についての質疑を終わります。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第5号吉岐市議会委員会条例の一部改正については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第5号吉岐市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第22．諮問第3号

日程第23．諮問第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第22、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第23、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱をしていただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

諮問第3号につきましては、勝本町仲触90番地82、人権擁護委員田口チズ子氏が、平成23年9月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を求めるべく提案するものでございます。

諮問第4号につきましても、石田町池田仲触883番地、人権擁護委員野本肇氏が、平成23年9月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を求めるべく提案をいたすものでございます。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元にお配りいたしております資料のとおりでございます。御審議賜り、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで諮問第3号及び諮問第4号についての質

疑を終わります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号については、会議規則第37条第2号の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第24．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の審査及び調査の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査することに決定しました。

日程第25．議員派遣の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第25、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については可決されました。

お諮りします。今定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

6月10日から本日まで18日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重御審議を賜り可決、御承認をいただきまことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会から、壱岐市ケーブルテレビによる議会本会議の様子を中継放送させていただきました。多くの市民皆様にご覧いただいたものと思っております。市民皆様が行政のことに關心を持っていただくこと、その中心となる議会本会議の中継放送を見ていただくことは大変意義あることだと思っております。

今後、こうした行政の情報を初め、市民皆様が主役のケーブルテレビとして、多くの市民皆様にかかわっていただき、これからもより正確に、そして迅速に情報を発信してまいりたいと考えておりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会においてもさまざまな施策等について議論を交わしてまいりました。まず、病院改革に関すること、次に、壱岐市特別養護老人ホームに関すること、そして、防災に関すること、原子力発電に関することなど、いずれも本市にとって極めて重要な問題、課題であることは言うまでもありません。私は、これまで市民皆様とお約束したマニフェスト達成に向けて、誠心誠意取り組んでまいりました。また、多くの問題、課題に取り組み、その解決、道筋をつけてまいりました。残りの任期間中、特に病院改革につきましては、今議会において、医療提供体制の充実と経営の効率化を図るため、改革の第一段階として、かたばる病院を市民病院へ機能統合する方針をお示しいたしました。今後、さらに市民病院の改革の向け、精いっぱい努めてまいりますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

これからは梅雨後半に向かってまいります。2年前の7月24日には、1時間当たり100ミリを超える集中豪雨が発生し、大きな被害を受けたところでございまして、特に近年、この7月、梅雨末期に集中豪雨、ゲリラ豪雨が発生しておる傾向にございます。また、きのう台風5号が接近いたしました。今回は、幸い大きな被害の報告は受けておりませんが、これから特に台風が接近する季節でもあります。市といたしましても、防災対策には万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、今後気象情報等には十分御注意いただきますとともに、日ごろの備え等再度御確認いただきますようお願いいたします。

また、これから、壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さが連日続いてまいります。市民皆様並びに議員各位におかれましては、節電にも十分取組まれることと存じますが、健康にはくれぐれも御注意されまして、日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成23年第2回壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧永 護

副 議 長 小金丸益明

署名議員 久保田恒憲

署名議員 呼子 好

閉会中継続審査 申出書

委員会名	事 件 及 び 理 由
産業建設 常任委員会	<p>事件 発議第4号 指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について</p> <p>理由 更に慎重な審査を必要とするため</p>

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	<p>事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項</p> <p>期限 ・ 次期定例会招集日前日まで</p>
総務文教 常任委員会	<p>事件 ・ 政策企画課、総務課、財政課、管財課の各所管に関する調査</p> <p>・ 税務課の所管に関する調査</p> <p>・ 消防本部の所管に関する調査</p> <p>・ 教育委員会の所管に関する調査</p>
厚生常任委員会	<p>事件 ・ 市民福祉課、保護課の所管に関する調査</p> <p>・ 健康保健課、環境衛生課の所管に関する調査</p> <p>・ 壱岐市民病院及びかたばる病院の所管に関する調査</p>
産業建設 常任委員会	<p>事件 ・ 観光商工課、農林課、水産課の所管に関する調査</p> <p>・ 建設課、水道課の所管に関する調査</p>

議 員 派 遣 に つ い て

平成23年6月27日

吉岐市議会議長 牧永 護

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県市議会議員研修会

- (1) 目 的 議会の活性化に資するための研修
- (2) 派遣場所 佐世保市
- (3) 期 間 平成23年8月19日～20日(1泊2日)
- (4) 派遣議員 議長 牧永 護外19人

2. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- (1) 目 的 定例会出席
- (2) 派遣場所 長崎県市町村会館
- (3) 期 間 平成23年8月31日～9月1日(1泊2日)
- (4) 派遣議員 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員1人